

平成 27 年 6 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月16日】

1 服部孝規（日本共産党） 21～29ページ

議案第47号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 日本年金機構で大量の年金情報の流出が起これ、情報管理のずさんさが問題になっているが、このままマイナンバー制度の導入を進めることについて

議案第50号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、国民宿舎関ロッジ管理費2,819千円について

報告第10号 専決処分の報告について

- 1 支払督促は妥当であったのか

2 西川憲行（ぽぷら） 29～38ページ

議案第45号 亀山市総合計画条例の制定について

- 1 総合計画の策定は、地方自治法の改正により独自の判断に委ねられた中、亀山市が必要と判断した根拠について
- 2 将来的にも総合計画を策定していくとのことだが、その決定はどのようになされたのか
- 3 この条例の制定によって、市長が交代した場合でも、総合計画の策定は義務付けられるのか
- 4 総合計画は、策定にかかる職員の事務量の増加や費用対効果の観点から本当に必要なのか
- 5 総合計画の重要性を市はどのように受けとめているのか。また、現在の総合計画の進捗状況からしても本当に必要なのか。他にも計画が進行中であるが、それらで代替できるのではないのか

議案第50号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、国民宿舎関ロッジ管理費2,819千円の根拠は何か
- 2 当初予算で計上された国民宿舎関ロッジ管理費は使われていないのか
- 3 4月以降管理上支払っている関ロッジの光熱水費などはどの科目から支払われているのか
- 4 あり方検討委員会の報償費が計上されているが、委員会で何を検討するのか

3 岡本公秀（新和会） 38～43ページ

報告第12号 放棄した私債権の報告について

- 1 過去2年間において債権放棄した金額について
- 2 時効の中断について

- 3 未収金の回収方法について
- 4 債権放棄の判断基準について
- 5 債権放棄の対象者の診察について

4 福沢美由紀（日本共産党） 43～50ページ

議案第49号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 市営住宅として、新築の民間住宅を3箇所借り上げるが、いずれも業者から申し出があった時点で、その場所が市営住宅として適当であると確認したのか
- 2 市営住宅を市が建設する場合と民間住宅を借り上げる場合で、整備基準に違いはあるのか
- 3 民間住宅を借り上げる基準について、バリアフリー新法の観点から検討はなされたのか

5 櫻井清蔵（ぽぶら） 50～60ページ

議案第50号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、国民宿舎関ロジ管理費2,819千円について

報告第10号 専決処分の報告について

- 1 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告とあるがその内容について
 - (1) 地方自治法第180条を適用した根拠について
 - (2) 議会への報告が十分なされていないと思われる中での専決処分は、議会を軽視しているように感じるが、市長の議会に対する姿勢を知りたい

6 宮崎勝郎 60～68ページ

議案第45号 亀山市総合計画条例の制定について

- 1 条例制定の目的、意義について
- 2 条例制定の提案時期がなぜ今議会なのか
- 3 この条例が制定されることによって、他の条例の制定、改廃はあるのか

議案第49号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 条例を改正する理由、目的について
- 2 今回の改正によって亀山市住生活基本計画の変更があるのか

議案第50号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第3款 民生費、第3項 生活保護費、生活保護事業972千円について
- 2 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、有害鳥獣対策事業5,120千円について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、国民宿舎関ロジ管理費2,819千円について

4 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、野村布気線整備事業392,559千円について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月18日】

1 中村嘉孝（新和会） 74～86ページ

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）について

- 1 住基ネットの具体的な内容について
- 2 住基ネットの亀山市の現状について
- 3 電子政府、電子自治体における住基ネットの役割について

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について

- 1 マイナンバー制度の内容について
- 2 住基ネットとの関連性について
- 3 住基ネットとマイナンバー制度との相違点について（導入目的、提供される情報、個人情報
の共有、民間利用、データの送信、番号の変更等）
- 4 危険性に対処するためのセキュリティー対策について
- 5 マイポータル（情報提供等記録開示システム）について
- 6 市の関わり方について（求められている事務、導入の準備、運用管理に向けての職員研修
等）

2 福沢美由紀（日本共産党） 86～98ページ

中学校給食について

- 1 完全給食を実施していない市は、県内で四日市市と名張市と亀山市のみであり、早期に完
全給食を進めるべきではないか

土砂埋め立て等による環境汚染・災害発生を防止する条例の制定について

- 1 土砂埋め立て等による環境汚染の実態をどのように把握しているのか
- 2 事前許可、制限、罰則も視野に入れた条例を制定するべきではないか

3 新 秀隆（公明党） 98～108ページ

生活支援について

- 1 亀山市の電算システムについて
 - (1) システムの運用管理について
 - (2) マイナンバー制度について
 - (3) 障がい者への配慮について
 - (4) 市民に対する周知について

安心・安全対策について

- 1 自転車運転危険行為について

- (1) 行政の認識について
- (2) 児童・生徒への指導について
- (3) 市民に対する周知について

4 豊田恵理（創政クラブ） 108～120ページ

オープンデータの活用について

- 1 オープンデータに関する現在の取り組みについて
- 2 オープンデータに関する今後の考え方について
- 3 地図情報システムについて

都市計画について

- 1 都市マスタープランについて
- 2 立地適正化計画について

5 今岡翔平（ぽぶら） 120～131ページ

「オール市役所」を実現できる職員育成・仕組みづくりについて

- 1 求められる職員像について
 - (1) 主体的な人材育成の必要性を感じているのか
 - (2) 増員できない中、職員ひとりひとりのパフォーマンスを上げる必要性を感じているのか
- 2 主体性と個性を伸ばせる人材育成のステップについて
 - (1) 新人職員の教育と配属はどのような考え方にに基づき行われているか
 - (2) 若手・中堅職員の自己申告制度はどのくらい活用されているのか
 - (3) 管理職に必要な政策立案能力を養成する仕組みはどのようなものがあるか
 - (4) 市長と若手・中堅職員は直接対話できているのか。また、意見やアイデアを提案できる仕組みはあるのか

6 尾崎邦洋（緑風会） 132～142ページ

地籍調査について

- 1 「ザ・点検」の内容と結果について
- 2 予算措置について
- 3 今後の対応について

職務における危機管理について

- 1 公用車の事故など、業務上のトラブルについて
- 2 原因の分析と対応について
- 3 職員への周知について

人事について

- 1 新規採用職員と非常勤職員の教育について

- 2 職員の配置について
- 3 人を育てる人事方針について

7 岡本公秀（新和会） 142～147ページ

亀山市の地域公共交通について

- 1 亀山市地域公共交通体系の将来像について
- 2 亀山市地域公共交通体系の見直しと新しい運行体系について
- 3 タクシー料金助成事業の事務事業点検の結果について
- 4 市の自主運行バスの空白地域について
- 5 神辺地区の公共交通について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月19日】

1 服部孝規（日本共産党） 150～162ページ

滞納処分の執行停止を三重地方税管理回収機構に任せず、市長が判断することについて

- 1 地方税法第15条の7で定める「滞納処分の停止の要件等」について
- 2 具体的な事例をもとに市の判断が間違っていないのかについて
- 3 地方税法の「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」の適用について
- 4 三重地方税管理回収機構へ送ることなく市長の判断で「滞納処分の停止」をすることについて

戦後70年の節目の年に非核、平和への市の取り組みについて

- 1 戦後70年の節目の年に対する櫻井市長の思いについて
- 2 平成18年3月に非核平和都市宣言をし、平成22年4月には核兵器廃絶に向けて平和市長会議に加盟している亀山市として、戦後70年の節目の年に非核、平和への具体的な取り組みについて

2 西川憲行（ぽぷら） 163～175ページ

亀山市の将来像について

- 1 亀山市の監査機能について
 - (1) 指定管理者監査の対象の選定方法について
 - (2) 監査の結果をどのように今後の市政運営に反映させるのか
- 2 空き家対策について
 - (1) 現状と認識について
 - (2) 今後条例化に向けた検討を行っていくのか
- 3 関ロジの利活用について
 - (1) あり方検討委員会による結論はいつ出るのか、休館は今後も続くのか
 - (2) 市長は今後の方向性を決めることができないのか、早期の再開を約束しながらあまりにも無策で無責任ではないか
 - (3) 国民宿舎関ロジを高齢者や障がい者の宿泊施設やケアホームなどに活用していく事はできないのか
- 4 働きやすく安心して子育てができる環境について
 - (1) 保幼共通カリキュラムについて
 - (2) 保育園と幼稚園の合築による一体化の検討や古くなった園舎の建て替えについて
 - (3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室について
- 5 まちづくり協議会の根拠と将来の住民自治について

3 高島 真 (緑風会) 175～184ページ

白鳥の湯の利便性について

- 1 白鳥の湯の目的について
- 2 白鳥の湯への交通手段について
- 3 市長懇談会要望事項に対する回答について

防犯カメラの必要性について

- 1 市内に設置されている防犯カメラについて
- 2 防犯カメラの必要性について
- 3 通学路への設置に向けて

4 中崎孝彦 (新和会) 184～192ページ

教育行政について

- 1 コミュニティスクール (地域運営学校) について
 - (1) 本市の現時点での指定校の状況について。またこの先、市内小中学校すべてを指定校にしていくのか
 - (2) 指定校にしたことによる具体的な成果について
 - (3) 学校運営協議会において、特に教職員人事に関する意見の中で過大な要求が出てくるおそれを懸念するが、どのように考えているのか
- 2 新教育委員会制度について
 - (1) 本市において新教育長設置はいつごろになるのか
 - (2) 総合教育会議と教育委員会との役割分担について
 - (3) 総合教育会議の運用について
- 3 今年度から小中学校に設置された主幹教諭、指導教諭について
 - (1) 配置された小中学校はどこか。また主幹教諭、指導教諭の具体的な職務について
 - (2) 今後の主幹教諭、指導教諭の配置についてどのように考えているのか

5 櫻井清蔵 (ぽぶら) 192～203ページ

子どもたちを育む政治について

- 1 市長の公共施設の現状認識と今後の対策について
 - (1) 川崎小学校改築に伴う基本設計のあり方等について
 - (2) 各施設における地球温暖化対策について
 - (3) PM2.5対策について
 - (4) 熱中症対策について
 - (5) 開会前の市長の招集挨拶において、お木曳きについて触れたが、市の行事が重複するのはなぜか

関ロジについて

- 1 議会の決議がなされたにもかかわらず、今日まで経過と検証結果について詳細な報告がないのはなぜか
- 2 今後の対応について（再開の方策について）

市営住宅の今後の対応について

- 1 民間住宅の借り上げに係る、既存の市営住宅の入居者への対応（周知の方法）について知りたい

6 宮崎勝郎 203～215ページ

亀山市の農業施策について

- 1 今後の亀山市の農業施策について
- 2 農地の荒廃地の現状と復旧について
- 3 農業振興地域の今後の指定、廃止の考え方について

地域まちづくりの推進について

- 1 地域まちづくり協議会の経過と今後の推進について
- 2 地域まちづくり協議会と自治会との連携について

病院事業の推進について

- 1 来年度からの地方公営企業法の全部適用について
- 2 病院事業管理者の役割と組織体制について

伊勢志摩サミットの開催について

- 1 来年度の主要国首脳会議が志摩市で開催されることについて、亀山市としてどのように受けとめているのか

7 前田耕一 215～224ページ

亀山駅前の環境整備について

- 1 駐車場の整備について
- 2 放置自転車の整理について

屋外公共施設等の公共トイレの現状について

- 1 公園等の公共トイレの現況と設置基準について
- 2 旧東海道沿いの公共トイレの現況について
- 3 「いせのくに亀山・文化創造都市」の実現をめざす亀山市として、公共トイレの充実はどのように位置づけられているのか

平成 2 7 年 6 月 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成27年6月5日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第45号 亀山市総合計画条例の制定について
- 第 6 議案第46号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について
- 第 7 議案第47号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 8 議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 9 議案第49号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 10 議案第50号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第51号 財産の取得について
- 第 12 議案第52号 市道路線の認定について
- 第 13 議案第53号 市道路線の認定について
- 第 14 議案第54号 専決処分した事件の承認について
- 第 15 議案第55号 専決処分した事件の承認について
- 第 16 議案第56号 専決処分した事件の承認について
- 第 17 報告第 5号 平成26年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について
- 第 18 報告第 6号 平成26年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 19 報告第 7号 平成26年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 20 報告第 8号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 21 報告第 9号 平成26年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 22 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 23 報告第11号 専決処分の報告について
- 第 24 報告第12号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君

13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	高野利人		

●会議の次第

（午前10時00分 開会）

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから平成27年6月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 西川 憲行 議員

11番 岡本 公秀 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの25日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日から6月29日までの25日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。なお、宮崎監査委員事務局長は公務のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書6件が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益財団法人亀山市シルバー人材センター及び社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から、平成26年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について、報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成27年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、我が国の経済につきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、緩やかに回復していくことが期待されております。しかしながら、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクにも留意が必要な状況であります。

また、政府におかれましては、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指しており、経済再生と両立する財政健全化計画の策定に向け、経済財政諮問会議において検討が進められております。

こうした動向につきましては、市政運営にも影響がございますので、引き続き情報収集と検討の動向を注視してまいりたいと考えております。

一方、去る4月には統一地方選挙が行われ、多くの自治体において今後を担う首長及び議員が選出され、地方自治においても大きな節目となっております。県内におきましても、三重県知事、県議会議員を初め、鈴鹿市長及び2町長、5市町の議会議員の選挙が行われております。こうした県

や近隣自治体とも一層の連携を図りながら、ともに自立した地方自治を進めてまいりたいと考えております。

そのような中、本市におきましては、合併後10年の大きな節目を経て、将来の亀山市を見据えた中長期的な戦略を練り上げる1年となってまいります。現在の第1次亀山市総合計画につきましては、地方自治法の規定に基づく基本構想を策定しております。しかしながら、この基本構想の策定に関する義務づけは、平成23年の地方自治法の一部を改正する法律により撤廃されております。そのため、本年4月に策定に着手いたしました第2次亀山市総合計画につきましては、本市が初めて主体的な意思に基づき策定するものとなってまいります。

10年後の将来を見据えた第2次亀山市総合計画の策定につきましては、去る4月1日に検討の中心となる中期戦略会議を設置するとともに、総合計画基本構想プロジェクトチームを設置いたし、全庁挙げた体制により検討を進めてまいります。なお、市政運営上、今後も継続的に総合計画を策定する必要があるものと考えますことから、総合計画の策定義務等を定める条例の制定について、本議会へ提案いたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿って、ご説明申し上げます。

まず、快適な都市空間の創造についてでございますが、にぎわいの場の創造・商店街の活性化のうち、地元消費の喚起と地域経済の活性化を目指し実施いたします。プレミアム付き商品券発行事業につきましては、今月、事業主体である亀山商工会議所により、商品券の取扱希望事業者に対する事前説明会が開催されます。今後も消費者向けのPRなど、事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、事業主体と十分連携を図ってまいります。

次に、農林業の振興につきましては、去る4月23日に亀山高等学校の生徒の参加を得て、亀山市茶業組合が中の山パイロットで新茶摘みを行ったところであります。その茶葉を使ったお茶を先月7日に市役所1階ロビーで、また10日には里山公園で開催された「新茶まつり・亀山茶カフェ」にて、訪れた多くの方々に新茶を味わっていただきました。引き続きこのような取り組みへの支援を行い、亀山茶のPRや消費拡大に努めてまいります。

次いで、住環境の向上につきましては、住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの確保を図るため、民間活用市営住宅事業により民間住宅を活用し、市営住宅の確保を進めているところであります。このほど、新たに新築の家族用住宅20戸を借り上げることといたしましたことから、7月からの入居に向けて事業を進めているところであります。なお、これら民間住宅を市営住宅として活用するため、関係条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、上下水道の整備のうち、流域関連公共下水道事業につきましては、本年3月末に川崎町、田村町、栄町、川合町、亀田町、羽若町、和田町、御幸町、関町鷺山、関町会下の一部区域の供用を開始いたしましたところであります。これにより、公共下水道処理人口普及率は、昨年度より1.6ポイント増の48.1%となっており、引き続き後期基本計画の目標値である平成28年度での50%達成に向け、整備を進めてまいります。

次いで、道路網の整備のうち、市道野村布気線の事業用地の取得につきましては、このほど難航しておりました企業1社との用地補償交渉に関する同意を得られたところであり、今後も残る用地の取得に向け、鋭意取り組んでまいります。なお、今回取得する用地購入費など、関係経費の補正

予算を提案させていただいております。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進について、ご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地域コミュニティのしくみづくりにつきましては、4月から5月にかけて、関の4地区、白川地区、加太地区、野登地区、神辺地区におきまして、新たにまちづくり協議会が設立されましたことから、市内のまちづくり協議会は合計10地区となったところであります。

また、こうした地域の取り組みへの支援体制を強化するため、本年4月1日より全地区への地域担当職員の配置を行ったところであり、まちづくり協議会の設立やまちづくり計画の策定など、地域での仕組みづくりを継続的に支援してまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造につきましては、今月14日にNHKとの共催により公開番組「のど自慢」を市制施行10周年記念事業として開催いたします。多くの市民の皆さんにご参加いただき、番組を通じて市への愛着を深めていただきますとともに、市の知名度向上につなげまいりたいと考えております。

次いで、男女共同参画の推進につきましては、今月23日から29日までの男女共同参画週間を中心に、県内21会場で開催される三重県内男女共同参画連携映画祭として、同月28日に市文化会館において映画上映を行います。映画上映終了後には市民団体によるアフタートークを開催し、男女共同参画への理解を深めていただくなど、今後も機会を捉えた啓発に努めてまいります。

次に、情報の提供と共有のうち、市が保有するデータを利活用できる形で公開するオープンデータにつきましては、今月1日より民間の地図データと連携した試行運転を開始いたしました。この運用におきましては、三重県共有デジタル地図を基盤とし、市の道路台帳路線網図や都市計画用途図などの行政情報を公開し、民間の地図情報との連携を図ることで、さまざまな利活用を可能にしております。試行における課題を整理しつつ、9月からの本格運用に向けた準備を進めるとともに、さらなる提供情報の充実を図ってまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進のうち、がん検診推進事業につきましては、受診率の向上を図るため、新たに国民健康保険の被保険者等へ受診券の個人通知を行うとともに、食生活改善推進協議会等の団体を対象とした検診の受診勧奨に向けた教室を開催してまいります。

次に、地域医療の充実のうち、病院事業につきましては、亀山市地域医療再構築プランに基づき、平成28年度から地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者を設置することとしております。円滑な制度移行に向けて、現在、関連条例等の整備や、地域医療体制の連携について検討を進めているところであります。

次いで、自然との共生のうち、中山間地域等直接支払事業につきましては、本年度から国の第4期対策が開始され、農業や集落を将来にわたって維持するための取り組みへの支援強化や、集落の活動に取り組みやすいよう交付金返還ルールの見直しがなされたことから、対象地域へ事業周知を行っているところであります。

次に、防災力の強化につきましては、出水期前の今月1日、各災害発生時の対応や被害拡大の防止策について、防災関係機関との協議を行い、昨年の大雨特別警報の検証結果や、広島市の土砂災害等の事例解析などについて情報共有を図りつつ、連携の確認を行ったところであります。

さらに、家具等の転倒防止事業につきましては、今月21日、28日の両日、三重県建設労働組合亀山支部のご協力のもと、希望される高齢者や障がい者世帯を訪問し、家具等の固定器具を設置するなどの必要な措置を行ってまいります。

次いで、消防力の充実・強化につきましては、去る4月1日の亀山消防署北東分署の開署により、北東分署担当区域における救急出動の現場到着までの平均所要時間が大幅な短縮となるなど、効果を発揮しているところであります。

また、救急体制の強化のうち、救急ワークステーションにつきましては、医療センターとの連携のもと、本年度から救急車への医師の同乗範囲を市内全域へと拡大いたしました。さらには、4月から救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保などの新たな救急救命処置の運用を開始いたしております。こうした取り組みを通じて、医療センターとのさらなる連携強化を図るとともに、三重県ドクターヘリの出動要請を効果的に行うなど、より質の高い効果的な救急サービスの提供を推進してまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開について、ご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進につきましては、平成30年度に三重県を幹事県として東海4県で開催されます全国高等学校総合体育大会において、本市がウエイトリフティングの会場地として決定されましたことから、関係機関等との連携・調整を行い、開催に向け準備を進めてまいります。

次に、障がい者の社会参加の促進につきましては、本年度から定員を10名にふやしました亀山社会的事業所において、新たに就労を開始された特別支援学校の卒業生など3名を加え、合計8名の方が現在就労されており、市といたしましても、引き続き支援してまいります。

次いで、社会保障の充実のうち、生活困窮者自立支援事業につきましては、支援対象者が複合的な課題を抱えていることが多いことから、庁内関係部署間の連携を図りつつ、亀山市社会福祉協議会を通じて、市内の関係する13団体へ制度周知を図っているところであります。

まずは、新しい制度を周知することによりまして、これまで制度のはざままで支援を受けられなかった方が早期に困窮状態から脱却し自立できるよう、市と社会福祉協議会が連携して支援を行ってまいります。

さらに、臨時福祉給付金につきましては、給付金受給者1人につき1年分として6,000円を給付することになっておりますことから、10月の支給開始に向け、現在、臨時福祉給付金支給プロジェクトチームにおいて、9月の申請書の送付など諸準備を進めているところであります。また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、本年6月分の児童手当を受給される方を対象に、本年10月に給付を予定しておりますことから、今月1日に関係書類を送付いたしましたところであります。これら2つの給付金につきましては、昨年度に引き続き円滑な給付に向けて周知を図るとともに、速やかな給付に努めてまいります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興について、ご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち、放課後児童健全育成事業につきましては、待機児童の発生を未然に防ぐため、本年4月から新たに3施設の放課後児童クラブを開設いたしました。これにより、市内11小学校区のうち10小学校区に15の放課後児童クラブを設置し、4月1日現在で471人の希望する児童全員にご利用いただくことができたところであります。

一方、児童相談につきましては、昨年度の相談件数が568件と過去最高となり、児童100人

当たりの相談件数についても、県内市町で最多となっておりますことから、相談者の子育て支援につながる各種情報や福祉サービス等を提案するなど、相談体制を強化してまいります。

さらに、児童虐待の未然防止につきましては、社会的養護の仕組みづくりの一環として、里親相談会と里親支援の実施及び地域小規模児童養護施設の立地検討を進めてまいります。こうした取り組みにより、亀山市子ども・子育て支援事業計画を推進し、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりを進めてまいります。

次に、歴史文化の継承につきましては、市制施行10周年記念事業となる第24回企画展「亀山地方の街道絵図」を歴史博物館において開催しており、夏休みには亀博自由研究のひろば「昔の人が経験した災害」を予定しております。

また、近世近代史資料調査につきましては、市指定文化財である旧田中家住宅に伝来する古文書や民俗資料の調査を始めております。

次いで、歴史的まちなみの保存整備のうち、関宿重伝建選定30周年記念事業につきましては、その集大成として、先月30日にお木曳き行事が開催され、今月6日には東迫分鳥居のくぐり初め式を予定しております。これまで記念事業として実施してまいりましたシンポジウム、防火訓練などにご参加いただきました皆様に、改めて感謝を申し上げますとともに、今後の関宿の町並みの保存と地域のにぎわいづくりに向けて、気持ちを新たにして取り組んでまいります。

続きまして、行政経営について、ご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進につきましては、本年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことから、市長と教育委員会が協議・調整を行う場となる亀山市総合教育会議を設置いたしました。先月28日に第1回の会議を開催いたし、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定などについて、協議を行ったところであります。今後もこうした協議の場を生かし、教育委員会との連携を図ってまいります。

次に、第2次亀山市総合計画と並行して策定を進めております亀山市人口ビジョン及び亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、市民及び産学官金労言など幅広い意見を聞くため、亀山市地方創生会議を設置いたし、先月26日に第1回の会議を行ったところであります。今後、幅広い世代からの意見を計画策定へと生かせるよう、市内中学校及び高等学校の生徒を対象としたアンケートなど、若い世代の意見を聞くための工夫を図りながら検討を進めてまいります。

次いで、行財政改革の推進のうち、亀山市行財政改革大綱の策定につきましては、先月1日からパブリックコメントを実施いたし、策定に向けた最終調整を進めているところであります。

また、事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」につきましては、先月17日に中堅職員による現場起点の目線による18事業の内部点検を行い、判定結果を速報として公表したところであります。さらに、来る8月29日には内部点検の結果を踏まえ、外部委員による外部点検を行い、事業の見直しに取り組んでまいります。

さて、林業総合センター火災被害に係る損害賠償請求につきましては、支払い督促に係る相手方から、督促に対する異議申し立てがあったため、訴訟手続を進めるに当たり、去る4月21日付で地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき本議会で報告いたします。

また、4月から休館となっております国民宿舎関ロッジにつきましては、市民を初め、幅広い見

地からの意見を得ながら今後の方針の検討を行う組織を設置いたし、これまでの経緯を踏まえた課題を整理するとともに、施設のあり方について検討してまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月16日から5月20日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約につきましては、契約実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について、報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成27年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。政府の教育再生実行会議による第6次提言によりますと、地方創生、地域活性化が重要な課題となる中、教育を通して、これらの課題と向き合うことを提言しています。このことを受け、現在、中央教育審議会におきまして、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方について等の審議がなされており、今後のコミュニティ・スクールのあり方や、職業教育に特化した新たな高等教育機関の創設などについて検討されているところであります。

次に、県の情勢であります。平成27年度から5年間の三重県の特別支援教育の方向性やあり方を示す、三重県特別支援教育推進基本計画が本年3月に策定されました。障がいのある子供と障がいのない子供が同じ場でともに学ぶことを基本とするインクルーシブ教育システム構築のため、早期からの一貫した支援の推進や通級指導教室などの多様な学びの場の整備と指導の充実、発達障がい等のある児童・生徒への対応等を重要な視点として、特別支援教育の推進を図っていくとされております。

また、全国的な体育大会の計画といたしまして、平成30年度には全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が、さらに平成32年度には全国中学校体育大会東海ブロックが三重県で開催される予定となっております。

こうした国や県の動向や施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、市長部局との連携を図りながら亀山市総合計画後期基本計画第2次実施計画の事業のほか、各種計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

また、教育委員会制度の改革に伴い設置されました総合教育会議が先月28日に開催され、市長と教育委員会により、教育に関する大綱などについて協議を行ったところであります。今後におきましても会議が十分機能するよう、協議・調整を図ってまいります。

それでは、最初に学校教育関係について、ご説明申し上げます。

まず、学校体制の充実につきましては、教員の授業力向上を図り、さまざまな教育施策を推進するため、本年度から市内小・中学校に主幹教諭1名、指導教諭2名を配置し、組織運営体制及び指導体制の充実を図ったところであります。

また、少人数教育の充実のための少人数教育推進教員、取り出し授業等の個別指導や学校生活への対応支援を行う学習生活相談員、特別な支援が必要な児童・生徒への介助員の配置を行うことできめ細かな指導の充実を図ってまいります。

次に、学習支援事業につきましては、現在、学習環境の厳しい児童・生徒を対象とした学習支援教室の開設に向け、講師やスタッフを募集している段階であり、できるだけ早くサポートができる体制、学びの場を整えてまいりたいと考えております。

次いで、学校給食につきましては、栄養教諭未配置校等への指導充実を図るために、本年度から教育委員会事務局にアレルギー対応を行う管理栄養士を配置しており、必要に応じて学校へ派遣しております。また、昨年度に引き続き学校給食検討委員会を開催し、中学校給食のあり方等について、本年度内に最終意見書をまとめていただく予定であります。

続きまして、教育研究関係について、ご説明申し上げます。

まず、児童・生徒の学力向上につきましては、昨年11月に策定した亀山市学力向上推進計画に基づき、亀山版学習スタイル、国語科指導の手引及び算数科・数学科指導の手引を活用した授業改善の取り組みを推進するため、市の指導主事を初め、外部講師等を各校の要請に応じて派遣してまいります。また、各校の研修主任を中心とした研修会を開催し、校内研修会の活性化と授業改善の取り組みをしてまいります。

さらに、本年度から市内中学校3校及び小学校4校の学校図書館に4名の学校司書を配置いたしました。学校図書館を活用した授業づくりの実践と読書活動の推進に取り組んでまいります。

次に、土曜日の教育活動の推進につきましては、本年度は市内全小・中学校において年間7回の土曜授業の実施を予定しております。先月には第1回目の授業を実施しており、各学校における年間計画に位置づけて、計画的に取り組んでまいります。

次いで、幼児教育につきましては、保幼小接続カリキュラムに基づき、市内全保育所、幼稚園及び小学校で実践に取り組むとともに、保幼共通カリキュラムのさらなる検討や実践研究を進めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係について、ご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、昨年度の基本設計に引き続き、本年10月の設計完成に向け実施設計を進めているところであります。また、中部中学校クラブハウス建設事業につきましては、昨年度に設計業務が完了いたしましたので、現在、工事発注の事務を進めており、年度内の完成に向けて事業を進めてまいります。そのほか、学校の夏季休業期間において実施予定の工事につきまして、その発注準備を進めております。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

本年度、学力向上推進計画の一環として、家庭における基本的な生活習慣の確立のため、特に子供たちのテレビ、ゲーム、スマートフォン等の使用時間の削減に向けて取り組んでまいります。このために、行政出前講座や市広報などによる周知とあわせて、亀山市PTA連合会と意識を共有し、家庭への働きかけを推進してまいります。

次に、公民館講座につきましては、学びの成果を地域の活動に生かしていただくために、新能「鈴鹿関」及び文化会館事業などとの連携講座を開催し、地域課題に密着した学びの展開を進めてまいります。現在、各講座に多くの皆様から応募をいただき開講したところであります。

次いで、青少年健全育成関係でございます。

青少年健全育成のために、全ての大人が何をすべきかを考え行動するという「亀山っ子」市民宣言の理念に立ち返り、その具現化に向け、亀山市青少年育成市民会議や関係機関と意識の共有を図ってまいります。

青少年総合支援センターにつきましては、各地域の方々や関係機関と密接な情報共有を行うことで、安心して安全な環境づくりに努めてまいります。また、青少年の自立支援に向けては、関係機関などとの連携により、切れ目のない細やかな支援に努めてまいります。

次に、放課後子ども教室につきましては、昨年度に引き続き地域の実情に即して、市内の全小学校区において開催し、地域での子供の居場所づくりを図ってまいります。

続きまして、図書館でございますが、来館者に気持ちよく来ていただき、気持ちよくお帰りいただけるように、図書館職員のホスピタリティを高め、「求めていることのヒントが見つかるやわらかい場所」となるよう、図書館サービスのさらなる充実を図ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第45号から日程第24、報告第12号までの20件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第45号亀山市総合計画条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律により、市町村の基本構想に関する規定が削除され、総合計画の策定については市の独自の判断に委ねられることとなりました。こうした中、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画は必要なものであり、将来的にも総合計画を策定する必要があるものと考えますことから、その策定根拠などを定めるため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、条例制定の目的やこの条例で使用する用語の意義について定めます。

2つ目といたしまして、市における総合計画の策定義務、総合計画の位置づけ及び総合計画の変更や廃止を行う場合について定めます。

3つ目といたしまして、総合計画の策定における方針として踏まえるべき事項について定めます。

4つ目といたしまして、総合計画の策定における手続として、総合計画審議会への諮問、総合計画のうち基本構想についての議会の議決などについて定めます。

5つ目といたしまして、総合計画審議会の設置根拠及び組織について定めます。

6つ目といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることといたします。

なお、施行日は公布の日とし、附則において亀山市総合計画審議会条例は廃止いたします。

次に、議案第46号亀山市まちづくり基本条例の一部改正についてでございますが、市の基本構想は、地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定しておりますが、総合計画条例の制定により、市の総合計画の策定根拠を明確にしますことから所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図り実施するものとして規定されている「改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想」を「亀山市総合計画条例第2条第1号に規定する総合計画」に改めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次いで、議案第47号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律等により、地方税法の一部改正がされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、社会保障・税番号制度導入に伴い、市が作成する納付書等及び市民または事業者が提出する市民税の申告書等に個人番号または法人番号を記載することといたします。

2つ目といたしまして、事業所内保育事業の認可を得た者が、当該事業の用に供する固定資産に係る固定資産税が非課税となったことに伴い、関係条文の整備を行います。

3つ目といたしまして、消費税率の10%への引き上げが延期されたことにあわせて、所得税の住宅借入金等特別控除の適用期限の期日が平成29年12月から平成31年6月に延期されることに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限も同様に延期されたことから、関係条文の整備を行います。

4つ目といたしまして、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例が都市再生緊急整備地域等における対象施設等に対して導入されたことに伴い、これら対象施設等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を定め、平成28年度以降の年度分から適用いたします。

5つ目といたしまして、新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、平成27年度に初めて新車登録を受けた場合、平成28年度1年間のみ税率を低くする特例措置（グリーン化特例）が導入されたことから、その導入に伴い、税率の特例を定めるものでございます。

6つ目といたしまして、健康増進の観点から、たばこの消費を抑制するため、紙巻きたばこ旧3級品の税率を段階的に引き上げます。

7つ目といたしまして、国において引き続き検討を行うこととされた、市民税における所得税に

適用される出国時に未実現のキャピタルゲイン（債権や株式等資産の価格の上昇による利益）に対する譲渡所得課税の特例を講じないことといたします。

8つ目といたしまして、所得税法の一部改正及び法人税法の一部改正における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

次に、軽自動車税の税率の特例措置に係る改正に伴い、平成26年6月23日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例について、条文の整備を行います。

なお、施行日は公布の日といたしますが、一部の改正規定については、公布の日とは別に定めることといたします。

次に、議案第48号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部改正がされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、固定資産税と同様に地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例が都市再生緊急整備地域等における対象施設に対して導入されたことに伴い、これら対象施設に係る都市計画税の課税標準の軽減率を定め、平成28年度以降の年度分から適用いたします。

なお、施行日は公布の日とし、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用いたします。

次に、議案第49号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市では低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画において、今年度末までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定め、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することとしております。

このため、亀山市民間活用市営住宅事業により、新たに借り上げる賃貸共同住宅について市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、借り上げによる市営住宅として川合住宅、北鹿島台住宅及び若山住宅を新たに設置いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第50号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ3億9,775万円を追加し、補正後の予算総額を208億25万円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費では、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金を計上いたし、民生費では、生活保護基準改定に対応するシステム導入費用を計上いたしました。

商工費では、休館中の国民宿舎関ロッジの施設管理経費などを計上いたし、土木費では、野村布気線整備事業の用地交渉の進捗に伴い、事業費を増額いたしました。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では、生活保護適正実施支援事業費補助金を計上いたし、県支出金では、鳥獣被害防止総合対策交付金などを計上いたしました。

次に、諸収入では、コミュニティ助成事業助成金を計上いたし、市債では、野村布気線整備事業債（合併特例債）を増額いたしました。

そのほか、補正財源として、前年度繰越金を計上いたしております。

以上が、今回提案をいたしました一般会計補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては

は、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第51号財産の取得についてでございますが、議会の情報発信の充実を図るため、亀山市議会映像・音響設備等の取得について、平成27年5月25日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は2,329万5,600円、契約の相手方は神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号、神戸総合速記株式会社、代表取締役 藤岡伸行でございます。

次に、議案第52号及び議案第53号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置されました新規路線である東御幸5号線及び和田30号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第54号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、平成27年3月31日及び同年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市税条例等の一部改正を平成27年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、法人市民税均等割の税率については、原則資本金等の額が基準になっておりますが、資本金に資本準備金を加えた額が資本金等の額を上回る場合は、資本金に資本準備金を加えた額を均等割の税率区分の基準とすることになりました。

これらの措置が講じられたことに伴い、法人市民税均等割の税率に係る規定について整備を行うものでございます。

2つ目といたしまして、確定申告を行う必要のない給与所得者等が都道府県・市区町村に対する寄附、ふるさと納税をした場合に、寄附先の地方団体がその寄附者にかわって寄附金税額控除の申請を当該寄附者の個人住民税課税市区町村に対して行うことにより、寄附金税額控除の適用を受けることができる仕組み、ふるさと納税ワンストップ特例が平成27年4月1日から導入されました。このことから、これらの手続に係る規定を新たに加えたものでございます。

3つ目といたしまして、平成24年度から平成26年度まで講じられていた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを平成29年度まで延長する措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行うものでございます。

次に、平成26年6月23日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例の規定による原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車の改正税率について平成28年度分から適用することになりました。このことから、改正税率の適用開始時期を平成27年度から平成28年度に1年延期するものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とし、一部の改正規定については公布の日といたしました。

続きまして、議案第55号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、平成27年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市都市計画税条例の一部改正を、平成27年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、固定資産税と同様に、現行の土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを継

続するため、地方税法において当該調整措置の延長を行う等の措置が講じられました。それに伴い、本条例において関連する条項の整備を行うものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日とし、平成27年度以降の年度分の都市計画税について適用することといたしました。

次に、議案第56号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成27年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、平成27年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正するもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を26万円に引き上げることといたします。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を47万円に引き上げることといたします。

なお、施行日は平成27年4月1日とし、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

続きまして、報告第5号平成26年度亀山市一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、ごみ溶融処理施設ボイラー設備整備事業に係る継続費につきまして繰越額が確定し、平成27年度へ繰次繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号平成26年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成26年度に繰越明許費の承認をいただいております地方総合戦略等策定事業など、16事業につきまして繰越額が確定し、平成27年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号平成26年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございますが、川崎小学校改築事業（繰越明許費）につきまして、開発許可申請及び農地転用手続について、三重県の審査に日数を要し、年度内に所有権移転登記が完了できなかったため、やむを得ず平成27年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次いで、報告第8号平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成26年度に繰越明許費の承認をいただいております施設整備事業など2事業につきまして繰越額が確定し、平成27年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、公共下水道事業特別会計については、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、財務規定等が適用されたことに伴い、公共下水道事業会計へ引き継ぎいたしました。

次に、報告第9号平成26年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、阿野田町地内、鹿島橋改築に伴う水道管添架ほか、配水管工事などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、平成27年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によ

り報告するものでございます。

続きまして、報告第10号専決処分の報告についてでございますが、林業総合センター火災被害による損害賠償請求に係る支払い督促について、督促異議の申立書が提出され、訴えがあったものとみなされたため、訴えの提起について、平成27年4月21日付で地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第11号専決処分の報告についてでございますが、市内能褒野町地内において発生した庁用車両による人身事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成27年5月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は3万4,600円でございます。

最後に、報告第12号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により、市の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成27年度一般会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明を申し上げます。

まず、13ページをお開きいただきたいというふう存じます。

上段の総務費の自治会支援事業140万円につきましては、山下町自治会が整備をいたします自治会活動備品等の整備事業が、自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択をされましたので、市を経由して補助金を交付するものでございます。

次に、中段の民生費の一般管理費97万2,000円につきましては、生活保護法による住宅扶助及び冬季加算の基準が改定されることから、改定に対応する電算システムの導入費用を計上いたしました。

次に、下段の農林水産業費の有害鳥獣対策事業につきましては、国補助金の交付要綱の変更に伴いまして、委託料から報償費へ512万円同額の組み替えを行うものでございます。

次、15ページをお願いいたします。

上段の商工費の国民宿舍関ロッジ管理費281万9,000円につきましては、今後の関ロッジのあり方について、幅広い見地から検討を行う委員会設置によります報償費を計上するとともに、光熱水費や警備保障委託料など、休館中の施設管理に必要な経費を計上いたしました。

次に、下段の土木費の野村布気線整備事業3億9,255万9,000円につきましては、用地交渉の進捗に伴いまして、公有財産購入費及び補償費を計上するとともに、工事中仮設道路に係る土地借上げ料、工事請負費を計上いたしました。

なお、3ページをごらんをいただきたいというふうに存じますが、当野村布気線整備事業につきましては、物件移転に期間を要するために平成29年度の債務負担行為といたしまして、契約予定金額の3割分となります限度額1億6,544万円を追加計上いたしたところでございます。

続きまして、歳入の主なものについて、ご説明を申し上げます。

9ページをお開きをお願いいたします。

上段の国庫支出金の生活保護適正実施支援事業費補助金48万6,000円につきましては、生活保護法による住宅扶助及び冬季加算の基準改定に対応したシステム導入に対する補助金を計上いたしております。

次に、中段の県支出金につきましては、補助金交付要綱の変更に伴い、補助金から新たに鳥獣被害防止総合対策交付金として308万円の組み替えを行うものでございます。

次の繰越金でございますが、今回の補正財源といたしまして前年度繰越金2,346万4,000円を計上いたしております。

次に、下段の諸収入のコミュニティ助成事業助成金140万円につきましては、先ほどの山下町自治会への補助金の財源として、一般財団法人自治総合センターの宝くじの助成金を計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。

上段の市債の野村布気線整備事業債3億7,240万円につきましては、事業進捗に伴う事業費の財源といたしまして、合併特例債を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算(第1号)の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(前田 稔君)

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いて、お諮りします。

あす6日から15日までの10日間は、議案精査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

あす6日から15日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は16日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

(午前11時22分 散会)

平成27年6月16日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成27年6月16日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第45号 亀山市総合計画条例の制定について

議案第46号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

議案第47号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第49号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第50号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第51号 財産の取得について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 市道路線の認定について

議案第54号 専決処分した事件の承認について

議案第55号 専決処分した事件の承認について

議案第56号 専決処分した事件の承認について

報告第 5号 平成26年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 6号 平成26年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 7号 平成26年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 8号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 9号 平成26年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 放棄した私債権の報告について

第 2 請願第 1号 安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める請願書

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	高野利人		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。質疑にあつては、議題となつております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

をお願いします。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

本会議初日の最初の質疑者というのは、何年前にやったのか、やっていないのかも記憶がないぐらいのことです。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず、議案第47号亀山市税条例等の一部改正についてであります。

この条例改正のうち、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、市が作成する納付書等及び市民または事業者が提出する市民税の申告書等に個人番号または法人番号を記載するための改正というものが含まれております。

マイナンバー制度については、日本年金機構から約125万件という大量の個人情報が出たのに続き、東京商工会議所の会員情報流出という大量の情報流出が相次いでいます。いずれも個人情報がウイルスに感染したことが原因と見られています。政府はこの事態を受けて、マイナンバーと年金情報の連携を延期する可能性があるとも報道されております。さらに、さまざまな機関や企業などで調査が進められており、今後も情報流出が明らかになる可能性もあります。

最新の世論調査では、日本テレビが6月12日から14日にかけて行ったものがありますが、マイナンバー制度について、プライバシーが守られるのか不安なので反対というのが61.5%、納税や社会保障を公正・公平にするためにやむを得ないが24.3%と6割以上の人が導入に反対をしているというのが一番新しい世論調査であります。

そこで、まずこうした新たな危機、危険な事態を受けて、これまでどおりマイナンバー制度の導入を進めていくつもりなのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今回の年金情報漏えい問題によりまして、マイナンバー制度そのものを不安視される方々が少なからずお見えになることは認識をいたしているところでございます。

しかしながら、本制度は国全体の行政機関、地方公共団体等の間において個人情報の照会、提供を行うことを可能とし、さまざまな行政手続において住民及び行政の両者にとって負担軽減が図れる、非常に利便性の高い制度でもございます。このようなことから、本制度は本市だけが導入しないといった選択肢はないものと認識をしております。

さらには、制度導入に際しましては、市といたしましても個人情報保護、情報セキュリティ対策に万全を期し、制度導入に向けて諸準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

万全を期すという答弁でありました。このマイナンバー制度については、昨年6月議会と9月議会でも質疑をさせていただきました。

6月議会のときにはまだこういう情報流出というようなことは起こっておりませんでした。そのときに市は、リスクは比較的小さい、現在の防止対策で対応できると、このように答弁をされました。

9月議会のときには、ベネッセというところで大量の個人情報が出たということがありまして、それを受けて質疑をしましたけれども、このときも情報漏えい対策としての職員の意識向上を図るという答弁はありましたけれども、進める立場というのは変わりありません。

今回もこれだけ大量の年金に関する個人情報の流出事件が起きておる中で質疑をさせていただきますが、やっぱり予定どおり進めると、こういう答弁であります。

私はやっぱりこの問題の重大さが認識されていないとしか言いようがないんじゃないかというふうに思います。

このマイナンバー制度ですけれども、10月から住民票のある人に個人番号が通知をされ、法人には国税庁から法人番号がつけられます。この通知には、個人番号、氏名、生年月日、性別、住所が記載され、顔写真は無いということになります。番号の利用及び番号カードの交付については、来年1月からというようになっています。

この個人番号と各個人の社会保障や税の分野の個人情報をつなげていく、先ほど言いましたように、基本的な氏名や生年月日などのものだけですから、そこにつなげていく、こういう作業は1年かけて準備をして、再来年2017年、平成29年1月から国の機関で実施をされ、それから7月から地方自治体での連携が開始をされる。こういうスケジュールになっているわけであります。

そこで、私が1つ引かかるのは、住民票のある人に個人番号がつけられるということなんですが、数は少ないと思うんですけれども、何らかの事情で住民票がない人については番号がつけられません。サービスも当然受けられない。こういう事態が考えられますが、その対策については考えられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員からご指摘をいただいた住民票のない方というのは、私どもが想像する限りは、例えば東日本大震災で被災を受けたとか、DV等でどうしても住民票を移動させられない方、そういったことが対象になってくるかと思いますが、番号通知につきましては、現に当該市町村の備える住民基本台帳に記載されている者に対して送付するというようになっておりまして、住民基本台帳に記録されていない方については基本的に送付されないということでございますもので、例えば今申し上げた方は、亀山市にお住まいであっても他市に住民票があれば、そこへ送付をされてしまうということで、ご自分のところには現実的には届かないという議員ご指摘のとおりだと思います。

こうした方々には、生活の本拠地に転入手続きをしていただくことが基本となりますが、先ほど申し上げたような理由でできない事情がございます場合には、実際には現在の生活の本拠地としている場所である市町村に対して特別な申請をしていただくということになります。実際には本年7月、

登録の周知を行い、必要のある方につきましては9月、登録を行っていただき、予定どおり10月には登録された居所に番号通知がなされるということで聞いております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最初の答弁で、負担軽減が図られる、いわゆる利便性が向上するんだということを言われましたけれども、結局、数は少ないかもわかりませんが、何らかの事情でこういう住民票の登録のない方については、そういうサービスが受けられないという問題があるということなんです。やっぱりこの点についても、今後進めていく上で対応を考えていかなきゃならないだろうということを感じました。

それから、今、国会のほうで、このマイナンバーに関する法律自体は2013年5月に公布をされて、施行は、先ほども言いましたように、これからであるというような状況なんですけれども、今、国会でマイナンバーの活用を広げる。預貯金の口座とつなぐこと、それから健康保険との情報をつなぐ。例えば病歴であるとか通院記録であるとか、こういうものもわかることになるんですけれども、そういうことをつなぐとか、それからさらに自治体での活用ということで、例として挙げられているのが、印鑑登録のカードとか、それから図書館の登録のカード、こういうものを活用、独自に利用できるようにする、そういうようなことも考えられている。そういう法律の改正案が出されておいて、ところがこの法律の改正案が年金の情報の流出という事態を受けて、新聞紙上によりますと、この法律案の成立が困難になっているんじゃないかというような見方もされております。

私はこの問題については、公だけではなく民間も含めて、例えば源泉の徴収とかいうのもこの番号でしなきゃならんとか、いろんな民間も当然これをやらなきゃならないということを含めて、私はこの情報が流出する4つの危険というのを指摘したいと思います。

1つは、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は、現時点では不可能であるということですね。2つ目は、意図的に情報を盗み得る人間が存在をするということです。3つ目は、一度漏れた情報は、流通、売買され、取り返しが見つからない。こういう問題、これが一番大きな問題だろうと思います。4つ目は、情報は集積されるほど利用価値が高まり、狙われやすい。この4つの問題点があるんだろうと思います。

そこで、最後にお聞きしたいのは、先ほども万全を期すと言われましたけれども、こういうようなことを含めて、市民のプライバシーが本当に守られるのかどうか、この点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、マイナンバー制度におきまして活用される情報といたしましては、社会保障、税、災害、この3つでございます。

先ほど議員ご指摘のように、口座番号でありますとか医療につきましては、今回の通常国会の中で今審議がなされておるということで、今回の年金漏えい問題を受けまして、審議が紛糾しておるというようなことも伝わってきておるところでございます。

今回我々は3つの社会保障、税、災害について、まず守れるような体制といたしまして、制度面とシステム面からさまざまな安全対策が講じられるというふうに考えております。

まず制度面につきましては、手続の際の厳格な本人確認の義務づけ、罰則等の強化によりまして、安全管理措置が講じられます。またシステム面、この辺が重要になってくると思いますが、個人情報につきましては、一元管理というのは行わず、行政機関ごとに分散して管理を行います。その際に、情報のやりとりを行う際はマイナンバーを直接利用せず、暗号化した符号を利用するとともに、通信は全て暗号化されることになってまいります。

さらには、本市ではマイナンバー制度で利用する住民情報系システムにつきましては、インターネットによる外部との接続が行われないことから、今回問題となっておりますような年金情報漏えいのような問題は現時点では発生しないというふうに認識をしております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題は、本当にいろんな方が、官庁だけでなく民間も含めて、いろんな方が活用されるというのが政府の方針なんですね。

だから、そういう意味では、本当に誰がどういうふうに活用するか、それからもう1つは、先ほど100%の完全なシステムの構築は無理やというふうに言いましたけれども、必ずそれを上回る、例えば暗号化すると言われましたけれども、それを今度は暗号を読み解くような、そんな形でのあれが出てくるんだろうという、もうイタチごっこになるような、こういう状況だろうというふうに思いますので、やっぱり私はそういう意味では100%の安全はないんだろうというふうに思います。

そういう意味では、既にもう導入をしているアメリカとか韓国、前も言いましたけれども、アメリカ、韓国、スウェーデンと、こういうところ、問題が出ていますよね、今。随分大きな問題になっています。こういうところも含めて検討しながら、ちょっと一度ストップをして考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

少なくとも今国会で出されているような、まだ施行もされていないのに、もうその次の活用まで広げていくということは、やっぱりやめるべきだろうということを、これは国政の問題になりますので指摘だけさせてもらって、次に移りたいと思います。

次は、関ロッジの問題であります。

これは補正予算が出ておりまして、これは4月からの休館について、幅広い見地からの意見を得ながら今後の方針を検討する組織の設置という費用と、それから光熱水費、それからエレベーターなどの保守点検の委託料など、今後の活用に備えた維持管理の費用が計上をされております。

この関ロッジが休館になったのは、皆さんご存じのように、5年間の指定管理の契約をした指定管理者がわずか2年で撤退をするという、こういう事態から生じたものであります。こういうことを考えると、やはりこの今回の補正財源はその業者の賠償金によって賄われるべきではないかというふうに私は思います。

昨年2月に、市の林業総合センターの空調機の点検で火災が発生をしたときに、これは6月議会でしたけれども、建物の復旧経費として補正予算が計上されて、その財源として歳入で同額の弁償

金が計上されました。こういう形をとっております。

そこで、今回の関ロッジの補正予算の性格ということなんですが、撤退した指定管理者への賠償請求を前提としたものなのかどうなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

おはようございます。

このたび提案させていただいております関ロッジに関する補正予算につきましては、休館中の施設管理に必要な経費及び今後関ロッジのあり方について幅広い見地からの検討を行う委員会設置に係る報償費を計上したものでございます。

これらの経費について、指定管理者に請求するのかがとご質問でございますが、本年3月末で撤退いたしました指定管理者に対し損害賠償請求を行うかどうかについては、現在、顧問弁護士に相談をしているところでございまして、今回の計上の経費が対象となるかどうかということも含め、今後さらに精査し、慎重に対応をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

維持管理のために補正が必要だということはわかりますけれども、それがそのまま最終的に市の負担とするつもりなのか、それともやっぱり市が一旦負担するけれども、あくまでも賠償請求するんだということなのか、ここをはっきりさせないと、この補正予算の性格というのがやっぱり曖昧になる。それからまた、費用負担の責任問題、この問題も私は曖昧になってしまうと思います。ましてや市民の方からすれば、税金をここへ投入するということになるわけですがけれども、果たしてそのことに納得が得られるのかという問題が生じてまいります。

それで、最後に市長にお聞きしたいと思います。これはもちろん相手がある交渉事なので、確約ということはできないと思いますけれども、少なくとも市はどのような姿勢で臨むのか、この点をやっぱり明らかにすべきではなかろうかというふうに思いますが、市長いかがですか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

服部議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、先ほど支所長が答弁させていただいたような考えのもとにご提案をさせていただいております。

損害賠償請求をするか否かと、これによって性格が異なるという上での市の考え方をということでもありますけれども、今回に至ります過程において、従来から申し上げてまいりましたが、顧問弁護士と相談をさせていただいて進めてまいってきて、今日に至っておりますところでございます。今回の計上の経費がその対象となるのかということについてもしっかりと精査をさせていただいた上で、慎重な対応をさせていただきたいという方針で臨んでいきたいというふうに考えておるものでござ

います。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

1点だけ確認させてください。

要するに、その損害賠償をするという選択肢を排除するものではないということだけは間違いないですか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現時点でさまざまな対応があろうかと思えます。それも含めて状況の推移、それから弁護士と相談させていただいて、市としての対応を決定させていただくということでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答えて、答えていないような答弁なんですけれども、やっぱりそこははっきりと損害賠償することも含めて対応するんだということでない、なかなか私たちもこの補正予算が必要な予算であると思えますけれども、最終的に市民の負担になるのか、そういう問題が出てきますので、やっぱりこれははっきりさせていただきたいと思えます。

またほかにも質疑される方が見えますので、この程度にとどめておきたいと思えます。

最後に、報告第10号の問題であります。

この報告は、昨年2月に発生をしました市林業総合センターの火災被害に対する損害賠償請求の支払い督促をことし4月7日に津簡易裁判所に申し立てたところ、同裁判所より異議の申立書が提出をされたことによります。

市は、この異議申し立てを民事訴訟法の規定により、申し立て時に訴えがあったものとみなされたとして訴えの提起をするために、市長が専決処分をし、その報告を議会にされたものであります。

ただ、議会は報告を受けるだけで、この報告について最終的に承認するか不承認にするのかといった議決権はありません。

こうした手順ということだけに限れば、地方自治法第180条第1項の規定で市長の専決処分事項の規定があつて、それから市の中で市長の専決処分の事項の指定というものに基づいて、そこに支払い督促というのが入っておりますので、だから手続として問題があるということではありません。ただ、本来議会の議決に属する事項を市長が専決処分できるのは、やはりこの自治法でいいますと、普通公共団体の議会の権限に属する軽易な事項と、こういうことになっております。

今回報告された専決処分というのは、損害賠償を請求する相手方に7,055万4,443円を支払うようにという訴えの提起であります。問題はこの7,000万という多額の支払い督促をこの地方自治法の規定の軽易な事項として扱って議会の議決が不要という、こういうことが果たしているのかどうかということが今回の私は問題だろうというふうに思っております。

まずお聞きしたいのは、この支払い督促をしなくても相手側に市側の請求額全額を支払う意思が

ないことは、もう既にいろいろなさまざまな場面で報告があったように明らかであると。そういう中で、法的には支払い督促をせずに訴えの提起ができた、こういうことですね。それにもかかわらず、議会の議決権がなくなってしまうのに支払い督促をした、こういうことが果たして妥当だったのかどうかと、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

今おっしゃいました林業総合センターの火災被害に係る損害賠償請求につきましては、その額が本年1月末に確定しましたことから、2月12日に相手方に対し復旧工事費用、先ほど議員もおっしゃいましたが、7,055万4,443円を3月2日期限で請求いたしたところでございます。しかしながら、その支払いは現時点でないところでございます。

その後の対応につきまして、本件を委任しております市顧問弁護士と相談をいたしましたところ、相手方に対しいきなり訴訟を提起するのではなく、段階的に法的な手続を踏んでいくべきとの助言に基づき、4月8日に民事訴訟法第383条に基づく支払い督促申立書を津簡易裁判所に提出いたしましたところでございます。

この支払い督促の申し立てにつきましては、金銭の支払いを求める場合、正式の裁判よりも簡易、迅速に略式の書面審査だけで裁判所による権利の確定が行われ、裁判所から支払いを督促するという制度でございます。以上でございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

段階的手続と言われましたけれども、法的に言えば、別に先に支払い督促をしなければならない、それから訴えの提起だと、こういう順番があるわけやないですよ。だから、事柄の性質によって、支払い督促をする場合もあれば、即裁判という場合もある。2つの選択肢があると、こういうことなんですよ。何か、いかにもその支払い督促を飛ばして訴えの提起をするというような言われ方をしますけれども、法的にはそうではないんです。どちらの選択もできるんですよ。その点だけははっきりしておかないと、誤った答弁やと私は思います。

支払い督促について、私も私なりに調べてみました。やっぱりこの制度については、メリット・デメリット、両方あるというふうに言われています。メリットは先ほど言われましたように、書類審査だけで済むということですね。手数料が安価であるということですね。こういうような問題がメリットとしてあります。一方、デメリットとしては、異議申し立て、これも詳しく書かなくていいんです。異議ありというような簡単なもので相手方はいいらしいです。それが出されれば、もう結局支払い督促をしようが何をしようが結局は裁判になるという、こういう性格のものなんですね。

であれば、私最初にも言いましたけれども、相手にそんな支払う意思がないということはもう九分九厘わかっている。そんな中で支払い督促をかけて、相手に異議申し立てを出させて裁判にするという必要はなかったのではないかと。初めから異議申し立てが出てくることはもう九分九厘わか

っておったのに、なぜそんな手順を踏んだのか。その手順を踏んだがために議会の議決事項でなくなってしまうという、こういう二重の問題が私は今回出てきているというふうに思います。

もう1つデメリットを言いますと、訴訟になった場合に、相手方の所在地の管轄する裁判所で裁判を行う。つまり、ここでいえば津の裁判所、ただ相手によっては、亀山市やったら津で裁判ができるんですけども、原告の場合は、ところがこういう形になった場合は、相手が例えば東京の業者であれば、東京まで行って裁判をしなきゃならんと、こういうデメリットがあるという、こういうような問題もあります。

私はやっぱり、こういう支払い督促をしたところで、結局異議申し立てをして裁判になるということが明らかな状態の中で、こんな手間暇をかけるよりもやっぱり即訴訟にする、訴えの提起をする。こういうことのほうがやっぱり無駄がなかったんではないかというふうに思うんですが、こういうところも含めて検討されたのか、例えば議会の議決の問題であるとか、そういうメリット・デメリット、こういうのも考えられたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申しあげましたように、通常の請求を2月に行って、3月2日の時点で、請求期限で支払いがなかったという時点で顧問弁護士と相談した結果、やはり通常の請求からいきなり訴訟を提起するよりも、支払い督促というもう一つの段階を踏んで、順次請求をしていったほうが良いというご助言をいただいたところからこういった流れになったわけでございます。

今、議員がおっしゃったメリット・デメリットの話でございますが、例えば裁判管轄の話をおっしゃいましたけれども、今回の場合は債務者といいますか、被告は所在地は津市でございましたので、この問題は特になかったものと。

それから、いろんな手数料の話もされましたけれど、結局支払い督促に関する手数料は通常訴訟に持ち込まれた場合、充当されるというようなことで、手数料も同額であるというようなことから支払い督促の手続をとらせていただいたもので、結果として専決の手続が地方自治法の180条の手続になりましたが、それはそこまで考えて支払い督促を申し立てたというところではございません。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

支払い督促というのは、支払い督促をすれば応じてくるような場合には非常に効果があるらしいですね。それから、いわゆる多額の滞納を抱えたような、業者に一斉にばーんと支払い督促を出すとかというのには非常にメリットがある。だけれども、こういうような市役所と一業者との間の、いわゆるこういうことに至るまでに話し合いをするような関係があるような場合には、先ほども言いましたように、最終的には払う意思のないところに対して支払い督促をかけても、結局裁判になるんですよ、どうしたところでも。それじゃあ、別に支払い督促をかけなくても裁判にすればそれでいいんじゃないかということ私を指摘しているわけでありまして。

もう一つの問題として、議会の議決権の問題があります。これは、議会側にも私は問題があると

いうふうに思っておりますけれども、市の市長専決処分事項の指定についてというところに、支払い督促に対する異議申し立てによる訴訟の提起に関することという規定が入っております。このことは、支払い督促を出して、異議申し立てがあつて、訴えを提起する場合には、これは議会の議決は要りませんよということを決めたものであります。そういう意味では、先ほども言いましたように、流れとしては問題がなかったのかもわかりませんが、私はこの今後考える問題として提起したいんですけれども、果たして地方自治法が規定する軽易な事項という、こういうことの解釈なんですけれども、この軽易な事項に支払い督促という、当初のこの議案が出た時点では、数万とか十数万の少額のもの支払い督促しか想定されていなかったんだらうというふうに思います。まさかそんな7,000万もかかるような支払い督促というのは、これをつくった時点では想定されていなかったのではないかと思います。だから、そういう意味で今回のようなこういう多額の支払い督促の場合、これを軽易なものとみなすことができるのかどうか、もしくは、たとえ金額が多くても事柄の性質上、これは軽易な事項とみなすのかどうか。この辺の議論をやっぱり今後やっていく必要があるんであろうということ、私たちもその議論をしていきたいと思ひますし、やっぱりこれは今後検討していく必要があるということだけ申し上げて、質疑を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

おはようございます。

ぼぶらの西川でございます。

本日は議案質疑ということで、議案第45号亀山市総合計画条例の制定について、まずご質問させていただきます。

亀山市は、このたび総合計画を策定するということが決められまして、予算も654万4,000円上程されております。その計画策定については、今後必要であろうということで、我々議会も承認をさせていただいたというところでもありますけれども、今度は新たに計画策定の条例について出てまいりました。この条例を策定するのは、地方自治法の改正によって、総合計画を策定するのは自治体の自由な裁量になったという点がありまして、それに対して条例を制定することで根拠にするというふうに議案の提案理由の中で説明をされております。ただ、国が総合計画そのものは自治体がつくらなくてもいいよ、必要ないよという判断をしたにもかかわらず、亀山市は策定が必要であるというふうに判断をされました。なおかつ、その策定の根拠となる条例をつくっていかねばいけないというふうに判断をされたわけです。この亀山市が総合計画を必要とされた理由、また条例も必要であると判断されました根拠について、まずはお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

西川議員ご指摘のとおり、平成23年の地方自治法の一部改正によりまして、総合計画につま

しては法的な義務が撤廃されました。今後の基本構想を含めた総合計画の策定や、その手続などにつきましては、策定するかどうかの判断を含め、地方自治体の判断に委ねられたところでございます。

こうした状況にあつて、本市といたしましては、これまで総合計画が担ってきた中長期的な視点により市政全般を推進するための総合的かつ横断的な計画という役割は、今後も失われるべきではないと考えましたことから、市として総合計画を策定することといたしました。また、今回条例を制定させていただきましたのは、この総合計画を策定していくという考え方が今回のみではなく、将来にわたっても続けていくという、そういった考え方で提案をさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

先ほど部長の答弁の中では、中長期的な視点、それから総合的、横断的な視点が必要であるから総合計画をつくっていくと。そこまでは私もわかります。条例をつくっていくのは考え方を将来にもわたって続けていく。つまり、総合計画を将来的には永遠とつくっていくんだということがこの条例で明文化していくことが必要だというふうになっています。

そこで、将来的にも総合計画をつくっていかなければいけない、策定していくということが決定されたわけですが、その決定はどのように判断されたのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

総合計画につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、中長期的な視点により、市政全般を推進するための総合的かつ横断的な計画という役割があり、これにつきましては総合計画基本構想の年数10年といったものに限らず、将来にわたり必要なものというふうに考えております。

そうしたことから、今後も継続して総合計画を策定していくに当たり、これまでの地方自治法にかわる法的根拠の必要性、策定のための手続の方法などを庁内において検討いたし、議会も含めた市の意思決定として条例により明らかにすることが必要であると判断いたしましたことから、本条例の制定についてご提案を申し上げたところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今答弁で言われましたように、総合計画の計画期間というのはおおむね10年というのは決められています。ただ、総合計画においては、問題点が幾つかあろうかなあと私は思っています。

例えば事業の優先順位が明確ではなくて、漠然とこんなことをしたいんですという意味合いのものであります。それから財源の根拠も明確にはされていない点であります。この点も含めると、やっぱり市長が出されたマニフェスト、そういったもののほうが財源の裏づけがあったり、それから事業の優先順位もありました。それから、年数も何年以内にやりますというようなふうにかかれ

ていました。その点においては、私は市長がつくられたマニフェストのほうが総合計画よりもより市民や職員に対しては理解がしやすいのかなあというふうに考えています。

また、これをつくるに当たっては、本年654万4,000円の予算が計上されているわけですが、これだけのコスト、それから市の職員にかかる負担を含めたときに、本当に必要なのかなあというふうに感じます。

ただ、今回においては、市長の判断でつくられるということなので、それに対してどうこうではないんですけれども、将来的にもそれを縛っていく必要性が本当にあるのだろうか、そんな疑問を感じます。

また、市は総合計画をつくっても、これが10年、その間に基本計画をおおむね5年で前期、後期に分けてつくられているわけですから、似たようなものが2回、3回とつくられているというふうに私は感じています。

行財政改革の観点からすれば、やっぱり仕事量の軽減化、それからコストの削減といったものが必要になってくるのかなあと思いますと、市長がつくられたマニフェスト、仮定の話ですけれども、市長選挙があった場合は、マニフェストとマニフェストが選挙をするわけですから、そのときにどちらの市長の言い分がいいかということをも市民が選んで市長が決まる。そのときに、総合計画との整合性も含めてマニフェストが優先されるのか、総合計画が優先されるのかという問題が出てくると思います。将来の市長が総合計画をつくりたくないとなれば、今度は条例から改正をしていかなければいけないという問題点が出てくるのではないかと。その点を考えたときに、まずこの中で、質疑通告の中でいうと、職員の事務量にかかわる部分もあるんですけれども、費用対効果の観点からいうと本当に必要なのかと。

それから、今回の策定料でも策定委託料という意味で654万4,000円のうち480万円が委託料ということで、外注なわけですよ。ということは、これは本当に総合計画が費用対効果で必要なのか。そして将来にわたってつくっていく上で、またコストの増加も考えられると、条例化して将来にわたっていき必要性があるのかという点について、ご答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、1点目でございますが、マニフェストと総合計画の関係についてお尋ねをいただきました。

まず、市長マニフェストにつきましては、市長マニフェストを反映した形で総合計画は策定されるべきものであるというふうに考えているところでございます。

それと、今回総合計画を策定するに当たり、人的な費用でありますとか費用対効果についてご質問をいただいております。

特に、総合計画につきましては、策定するに当たりましてはやはり事務量の増加というものは当然あるというふうに考えております。しかしながら、職員みずからその総合計画を検討し、策定を進めていくという意味につきましては、大きな意義があるというふうに認識をしております。

また、総合計画を用い、計画的な施策や事業を推進することで計画的な財政運営にもつながるものと考えますことから、費用対効果の面からも効果はあるものと考えているところでございます。

それと最後に、480万の委託料が本当に必要なのか、適しているのかというご質問でございま

すが、議員もおっしゃられたように、この480万につきましては策定の支援ということでコンサルに委託をしております、やはり策定の支援は受けますものの、職員がみずからの形で支援を受けながら総合計画をつくっていくという意味では必要なものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

当然市は必要があるから予算化もしてこの総合計画をつくる、それから条例化もしていくということで、答弁はそのとおりだと思います。

ただ、私が思うのは、この今の条例を我々が認めた場合、その予算についても将来にわたって、例えば10年後もう1回総合計画をつくる時にも、この条例がある以上それをつくるときの費用が当然発生したときに、議会側としては、ああ条例化で認めている、つくらなあかんのやでつくるための費用は必要なんだよねということで認めなければいけない。あるいは、今回市長のご報告にもありましたけれども、中長期の戦略会議ですか、あるいはプロジェクトチーム、そういったものをつくることによって、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、市の職員の仕事量が多少増加するのはやむを得ない部分もある。ただ意義があるというふうに言われましたけれども、それも含めてこの条例で将来的に総合計画を認めるということは、我々が将来的に10年後にまたこういう問題、総合計画をつくり直しますよといったときにも予算も含め、そういった委員会をつくる、あるいは会議をつくる、プロジェクトチームをつくっていくよということも認めていくということにつながりはしないのかなあということを私は非常に懸念するわけです。だから、今回つくるということに対してではなく、将来的にも同じようなことをもう一度つくっていくことも、この条例で明文化されることで議会側としては認めたということになりはしないのかという点が1つ。

それから、先ほど服部議員への答弁の中でありました。軽微なものについては市長の裁量に任せるとことでありましたけれども、この条例の中にも条例の変更、基本構想、または基本計画を変更し、または廃止しようとする場合において、特に必要があると認めるときなどは市長が諮問することができるんですよね。そして、基本構想の策定、変更、廃止の場合は議会の議決を経なければならないとはなっていますけれども、条例の11条です。軽微な変更についてはこの限りではないというふうに条例が定められています。となると、先ほども金額の問題で、あるいは内容が軽微なのか軽微でないのかという判断においては市長がされる、あるいは市の理事者側でされるわけですが、今後もこの策定された後、この条例の条文に従っていけば、我々の知らないところで議会の議決を経ないところで総合計画の中身を変更することもできるわけです。こうなると条文自体の怖さというものが先走りしないのかなあというふうに先ほどのやりとりを聞いて思ったわけですが、現在も総合計画が進められているわけですが、その中でも総合計画は当然、先ほど市長マニフェストを反映して総合計画をつくっていくと部長は言われました。ただ、市長がなされる前にこの総合計画はできていると思います。ということは市長のマニフェストは反映されていない。計画が変更されているのかも、軽微な部分においては議会には報告もされていないということだと思えます。という、この重要性、総合計画は非常に重要だと先ほどから言われましたけれども、本当に重要なんでしょうかという疑問が湧いてまいります。市長が当選されてマ

ニフェストと総合計画との差異が出たとき、どちらを優先されているのか。そして、その後できたその下にぶら下がると言うと言い方が悪いんですけど、その下に派生してくる計画がそれぞれできてきますね。マスタープランであったりとかという名前もいろいろありますけれども、そういうもので総合計画がなくても代行できるのではないかと、そんなふうに考えています。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

何点かご質問いただきました。順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず1番最初に、今の総合計画条例が次に策定する段階でまた条例が拘束をするのかというご質問でございましたが、本条例に限らず、条例により義務づけ等を行ったものにつきましては、条例が施行されている間はこの効力を発揮することとなります。そのため、ご質問の総合計画の策定義務につきましては、本条例が成立いたしました場合は、市長の交代がありましても義務づけられることとなってまいります。

続きまして2点目、軽微な変更と、これは11条でうたわれておりますが、こういったものが再三行われまして、それについてそれが議会にご報告ができないようなことが続かないのかという、そういうご懸念でございますが、今回11条で示させていただきました軽微な変更というのは、議員がおっしゃられるような、市の中で計画が大きく変わるような、そういった内容ではなくて、本当に軽微な内容ということでございまして、今ご懸念になっておりますようなことは全て基本構想、基本計画の変更という形でまた議会にお示しをさせていただくことになってまいるといふふうに考えております。

それと、市長マニフェストについてでございますが、確かに市長が就任されましたときは第1次総合計画が既に進捗をしておりましたが、後期基本計画の基本構想と基本計画を議会基本条例の中で議決をいただき変更させていただきましたもので、そのような形でマニフェストの反映が行われたというふうに考えているところでございます。

それと、最後でございますが、総合計画を策定しなくても分野別計画で事足りるのではないかと、都市マスタープランの例を挙げていただきましてお話をいただいたところでございますが、あくまでも総合計画はその分野別計画を統括するようなものでございまして、総合計画の枝の中に分野別計画がつけられておるといふ認識でございますので、やはり総合計画は必要なものというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、言われましたように、条例が施行されれば義務づけが行われて、これからもずっとそれが生きていくんだということは理解しました。

軽微な部分についてというのが、その言葉上でいえば本当に軽いものだということでもありますけれども、この軽微の定義というものが厳密に示されていない以上、どこまで軽微なのかということは判然としないということがわかりました。

この条例案そのものの中身をもう少し検討して、また考えていかなければいけないんだろうと思いますけれども、やはり将来にわたって、これからも亀山市をきちっと縛っていくことが大事なことはわかります。そして、中長期的な物事を見ていく上で、総合計画が横断的に必要だという、総合計画の必要性はわかります。ただ、その総合計画をつくっていかなければいけないということを今決めなければいけないのかどうかという点については、まだまだ疑問が残るところではないのかなあと私は思うところであります。やっぱりこの総合計画を自治体の自由裁量に任せた国の方針というのは、やっぱり地方分権というものにかかわってくるのかなあとと思いますので、やはり地方分権という以上は、市のトップである市長の考え方そのものが地方分権の基本になっていくものだと思いますので、市長がかわれば市長の考え方も変わるというのがあれば、やはり将来的にわたって、今の櫻井市長は、次、またその次の市長のことまで拘束していくということが本当に妥当なのかという疑問は残りますけれども、時間もありますので、次の質問のほうに移らせていただきます。

2つ目の質問は、議案第50号、補正予算であります。

補正予算のうち、商工費の中にあります国民宿舎関ロッジの管理費281万9,000円であります。この中の、特に37万3,000円がまず委員会設置ということで上程されております。

管理費の中に、この委員会を設置していくのが妥当なのかどうなのかという話もあるんですけども、まずはその前に、市長の責任として、市長はこの関ロッジの問題を早く解決していくんだというふうな答弁を前3月議会でもされております。この中で、委員会を設置して委員会の決断で関ロッジの運営を今後どうしていくかということとされる。教育民生委員会の資料には、3回から4回開くんだというふうに書かれています。委員会を開いて、3回から4回で、28年度予算には計上したいというようなことも説明されていますけれども、今現在、関ロッジはどうなっているのかということを見ると、休館されておるわけですね。前回は関ロッジのあり方を検討する委員会、2年から3年続けられたというふうに伺っています。そのときは、営業期間中の運営でありましたので、話し合いが3年続こうが4年続こうが営業は続けられておるわけですからよかったのかなあとというふうに感じますけれども、今現在休館となって、もう既に4月から、4月、5月、6月ですのもう3カ月がたとうとしています。その中、また来年まで、おおむね1年間休館を続けるということになりますと、非常に問題が大きくなるのかなあとというふうに考えています。

ここで、なぜ管理費を出してきて、今新たに委員会を設置してやらなければいけないのか、この点についてどのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

国民宿舎関ロッジの運営につきましては、平成24年度にそれまでのさまざまな議論を経た中、市直営による運営には限界があるとして、民間のノウハウを生かす指定管理者制度による運営への移行を決定して、平成25年7月から実際に指定管理者による運営が行われてきたところでございます。

しかしながら、この約2年間の運営では多額の赤字運営となり、本年3月末をもって指定管理者の撤退となったところでございます。

指定管理者制度への移行を決定した平成24年当時と比べて利用客の減少、施設の老朽化など経営環境は悪化し、他の事業者への運営参画についての意向調査においても、多額の指定管理料や施設の改修が必要であるとのことをごさいまして、従来どおりの運営を継続するには、将来にわたって多額の市費の投入が必要となっている状況でございます。

このように、関ロッジを取り巻く状況が変化する中、今後の関ロッジのあり方について、改めて庁内の検討組織及び外部の有識者、市民等による在り方検討委員会を設置することによって、幅広い見地から総合的に調査・検討を行い、今後の方針決定につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

状況が変わってきた、赤字運営だと。前と同じように新たに検討委員会を立ち上げて検討していくんだということでございますけれども、その赤字の部分で現在管理費がこの補正予算で計上されたわけですが、その前に当初予算でも管理費は計上されておまして、この管理費は使われていないのかという点について、質問をさせていただきたいと思ひます。

今の当初予算に150万円管理費が上がっています。この管理費をどのように使ってみえるのか。それから、次の質問も含めてですけれども、今現在、管理費が発生しているのか、その管理費についてはどのように支払われているのかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

国民宿舎関ロッジ管理に係る予算として、本年度当初予算におきまして修繕料150万円をお認めいただいているところでございます。

この予算についての現在の使用状況でございますが、4月から休館となったことに伴い、これまでに支出が必要となった4月分、5月分の光熱水費、5月からの警備保障委託費、防犯カメラ設置工事費などについてこの修繕料を流用し、対応をさせていただいているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

当初予算で上程された150万を流用して今現在の管理をしているという答弁であります。

今回、補正予算で上がってきた金額281万9,000円、それから先ほど私が言いました委員会の分については37万3,000円あります。含めると400万円を超えるお金が関ロッジの管理費として必要になっているということを出しています。

これも含めて、先ほど服部議員のところの答弁では、この支払いを市民の税金で払うのか、あるいは指定管理を途中で辞退した指定管理者のほうに請求するのかなという問題も出てまいりましたけれども、当初予算で出していたこの修繕費、これは当然指定管理者が継続していくという中で出された当初予算ということだと思います。ということは、当初、修繕料として使うべき目的があったんだろうと私は思うんですけども、そうすると、今の使い方、光熱水費とか、指定管理者がいなく

なったことによる防犯カメラの設置とか、それに使う予定はなかったはずのお金なので、本来使う予定があったんだと思うんですけれども、それは本来何に使う予定であって、そのお金をそちに流用したことによって、ふぐあいは生じていないのかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

当初予算で修繕料150万円をお認めいただいているところでございます。当初予算といたしましては、指定管理が継続されるということを前提に計上させていただいたところでございます。

この修繕料につきましては、運営を行っていく中で、やはり施設も老朽化しておりますので、いろんな急な故障に対応していくために置かせていただいていたというものでございますので、現在としては支障としては出ていないところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

もともと計上した150万円は何に使うというものではなくて、何かあった時のためというふうな答弁ですので、今のところ支障は出てこない。逆にそれを置いてあったおかげで4月、5月の光熱水費が払えたのでよかったのかなあというふうな印象を受けました。

ただ、これからどうしていくんだという話も含めて関ログジの話はしてかなければいけないんだろうと思います。

この補正予算で認めるのは、単に、先ほどの話ではないんですけれども、保守管理、維持点検のためだけのお金ではなくて、当然ここには在り方検討委員会の報償費が計上されていますので、在り方検討委員会での結果というものがこの補正予算においては必要になってくるんだろうと。となると、この在り方検討委員会ではどのようなことを検討されるのか、今現在の管理運営についての検討なのか、指定管理者をまた選定するための検討なのかという点について非常に疑問が残るのですが、この在り方検討委員会の設置目的というものはどのように考えてみえるのかお教えいただきたい。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、指定管理を2年間続けてまいりましたが、状況も変わりました。今までの形で運営をしていこうと思いますと、多額の市費の投入が必要とならざるを得ないと。そういう状況になってまいりました。そこで、今後のあり方というのを改めて庁内の組織、あるいは有識者の方の幅広いご意見も頂戴しながら今後の施設のあり方というのを考えていきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

支所長のほうからの答弁は同じようですので、市長にお伺いします。

市長は全協の場で質問があったときも、3月議会での質問があったときも、市の責任で、市長の責任でもって関ロジの早期の再開を目指すというふうにご答弁をされていると思います。

今回在り方検討委員会を設置して、もう一回幅広い意見を聞いてというふうに先ほどご答弁がありましたけれども、市長の責任というものについては、幅広い意見を聞くことなんですか。早期の再開を目指すということは、市長がイニシアチブをとって、リーダーシップを持って決めていくことを指すのではないかと私は思うんですけども、その点について、市長はこの在り方検討委員会の設置というのをどのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど議員も触れられました、これからどうしていくのか、このことを議論する必要があると。まさにそのように思っておるところであります。

その意味で、市長の責任をということですが、まさに3年前にさまざまな、これは議会の皆様もそうでありますし、専門家や、それから関係機関、いろんな皆さん、市民の方々のご意見も踏まえて当初直営からこの民間の指定管理者制度への移行と決断させていただいてスタートいたしました。

3年前、4年前のあのいろいろ議論した、想定をした状況と現実、この3年後の今のこの状態というのは、大きな関ロジを取り巻く状況に変化があったり、その現実が顕著になったということであろうと思っております。

その意味で、従来の延長線上ではこの将来にわたって多額の市民からの税金を投入していかなくはならんという局面の中で、さてこれからどうしていくのかについて、私どもはその局面の変化も含めてしっかり将来を展望して、何をどうするのかを方向づけ、対応する必要があるということであろうというふうに考えておるところでございます。

したがって、改めて庁内の検討委員会を立ち上げ、同時に有識者、市民の皆様からつくる外部の在り方検討委員会の設置をして、中と外からの今後の方向について、しっかりこれを定めていくということがまさに市長の責任であろうというふうに考えておるものでございまして、これからどうしていくのか、このことについて、議会の皆様のまたご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

時間もないので端的に聞きたいことだけ言います。

庁内検討会議においては、今後の運営に向けた可能性については、幅広い視点で検討していくというふうに書かれています、調査研究と。それに対して関ロジの在り方検討委員会の名簿を見ますと、企業経営に知識のある者、観光事業に知識のある者、建築設備に知識のある者というこの3者においては設定されています。これはちょっと庁内検討では幅広い意見、先ほどの答弁でもありましたけれども、もう一回ゼロベースで考えるんだみたいなことを言われましたけれども、ちょっと整合性がないのかなあというのが1点。

それから、先ほど市長は、私の意見としてこの考え方を検討していく必要があるんだというようなことを私が言ったというふうにご理解されているようですけれども、私は今こうしていくんだということを市長が決めるべきだと思っています。

廃止も含めてこれを検討されていくのかという点についてのご答弁が一つと、それからこの整合性がないことについてのご答弁をいただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、廃止を含めてというお話をいただきましたが、さまざまな検討の過程でどうあるべきか、これは今前提があって、これはしない、するというのではなくて、あらゆる方策について判断をさせていただくということであります。

おっしゃる意味も含めて、それは幅の広い検討の結果、方向性を示すものというふうに考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

庁内の検討組織及び在り方検討委員会の編成委員でございますけれども、まず庁内検討会議は特に関ロジの活用としての可能性を幅広く考えたいと思っておりますので、非常に幅広い分野の、いわゆる観光関係であるとか、いろいろ福祉関係も含めてですけれども、多面的に考えていきたい。その結果も踏まえながら在り方検討委員会のメンバーにつきましても、まだ確定しているものではございませんで、そういった可能性もいろいろ含めながら総合的にメンバーを選出していきたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時17分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 岡本公秀議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本公秀でございます。

今回の議案質疑は、報告第12号放棄した私債権の報告についてでございます。

今回の私債権の放棄というのは、亀山市立医療センターの回収のできない診察料とか薬代、文書料、その他もろもろでございますが、今回の報告では合計31件、金額では66万4,681円という金額が上がっております。

しかしながら、今回の医療センターの私債権放棄は今回が初めてではなくて、過去2年間にわたって順次行われておりますので、その過去2年における放棄した金額それぞれと総額についてお尋ねをいたします。

○議長（前田 稔君）

11番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

それでは、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成24年4月1日施行の亀山市私債権の管理に関する条例により債権放棄いたしました金額は、平成24年度決算では422万4,653円、平成25年度決算では568万6,628円、合計で991万1,281円でございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

この私債権放棄の条例が上がってから過去2年間において、2年で総額991万、ちょっと1,000万近くの私債権の放棄があったということですね。私債権の放棄というのは、平たく言うと、踏み倒しに遭ったということですね、回収不能。それで、今回の報告書で上がっております、今回は66万幾らということでかなり少ないわけですが、過去にたくさん上げたから、当然そうなるわけですが、放棄の理由としては3年間の消滅時効によると。そういう理由でほとんどが処理されているわけですが、消滅時効とはいっても3年間ですね、この手の債権は。3年間何にもせなんだら、3年たてば自動的に債権は消滅してしもうて、ゼロにというか、なくなるわけですが、その時効の中断という制度が当然ありまして、その3年間の間に相手さんと話をして、ただ請求書を送りつけるだけではなかなか時効の中断までいかんわけですが、相手と話をして、たとえば1万円まだやけど、1,000円でいいから払ってくれるとかいって、1,000円でもいただいたらその時点で時効が中断されるわけですね。そういうこともやってもらわなあかんわけですが、この時効の中断ということを行って回収を行うという努力はなされたのかということをお尋ねしたいと。

また、そういった回収努力によって、片方では債権放棄を行っておるけど、片方では無事に回収できた、そういう回収できた金額についてもお尋ねをいたします。

○議長（前田 稔君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療費につきましては、私債権であることから、民法第170条の規定によりまして、3年間で消滅時効となるものであります。この時効につきましては、議員がおっしゃられたように、単に催促するのみだけでは時効は中断することではなくて、医療費の一部の納付などによりまして中断するものであります。そのため、支払いが困難な場合にありましては、分納誓約書の提出などによりまして金額の一部の納付によって時効を中断させまして未収金の回収に努めております。

また、平成24年度から過年度分の未収金につきましては、回収金額の21%を成功報酬とする

契約のもとに、弁護士事務所に回収を委託しております。その結果、現在までに約200万円の回収実績となっております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

なかなか回収が難しいのを一応200万、成功報酬を弁護士さんにお渡しすることによって200万の回収ができたというのは、回収不能で全くゼロというよりはるかに結構なことやと考えます。

今回の報告書を読みますと、いろいろな金額が上がっておるわけですが、中には1,000円以下の金額もあるんですね、何百円とか。上のほうでは十何万というのが十五、六万が最高で、1,000円以下の金額も含めて債権が全部で31件あったんですが、そのうちの24件が3万円以下なんですね。ということは、余りにも金額が多過ぎて払うに払えやんというんじゃなくて、この程度の金額やったら、私も商売をやっているのわかりますけど、自宅へ集金に行ったら払ってくれるぐらいの金額じゃないかと思うんですね。そういうふうなことを考えますと、ちょっと納得がいかな部分があるんですね、自宅へ集金に行くということも含めて、どういった手段をもって回収に努めているのか。先ほど弁護士報酬というのもおっしゃいましたけれども、もっとそれを具体的に詳しく教えてください。

○議長（前田 稔君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

未収金回収に対する取り組みにつきましてご説明申し上げます。

まず納付が困難である場合、納付すべき当日にお金の持ち合わせがないということ、そういうような場合には、未納の債務の承認及び納付誓約書というものを提出いただいております。それには何が書いてあるかといいますと、診療費を納付すべき債務があることを承認すること。また、納付計画により納付することを誓約すること。そのようなことを記載したものを提出いただいております。

この誓約書に記載された期限までに納付がない場合には、医療費のお知らせというものを発送いたします。その結果、1カ月経過後においても支払いのない方に対しましては、支払い期日を設けた2度目の医療費のお知らせを発送しております。それでも支払いのない場合には、督促状を発送するということになっております。

そしてまた、これらの一連の取り組みによっても支払いのない方に対しましては、先ほど申し上げましたように、弁護士事務所に回収を委託しているものであります。

そして、議員からお尋ねのありました医療センター職員による自宅への集金につきましては行っておりませんが、未収金対策の基本的な姿勢といたしましては、現年度分につきましては医療センターにおいて文書の発送、また通院時において面談により対処しております、過年度分になりますと弁護士事務所への回収委託によって未収金の回収に努めておるというふうな手続をとっております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほど丁寧に説明をいただきましたけど、やはり当日、基本的に私らでも医療センターに伺う場合は、当然お金を持っていくわけですが、たまたま持ち合わせがなくて、病院に担ぎ込まれるということもないわけじゃない。そういう方は後で払っていただいたらええと、それは仕方がないことですが、一応そういった場合は後ほど払うような計画書を出していただくとか、その辺のことはきちっとやっていただいているのやと考えます。

自宅への集金はしないということですが、私はこれはどういうわけではないのかわかりませんが、この前もテレビでよその自治体の税務課の職員、これは税金の話ですけど、税務課の職員が未納者の自宅へ行って、ずうっと回ったけど、ああきょうは1日行って、1人しかいなかったとか何とかというのがテレビで放映されましたが、自宅への集金も別にどういうわけやらないのか知りませんが、やはりそれは検討すべきことやと思います。特に金額が少ないのは、200円や300円ももらったところで仕方がないやないかと、そういうふうな考えじゃなくて、細かいのからまず片づけていくと、順次順次。そういう考えも大事やと思うんですよ。

次に、債権放棄する判断基準というものについて伺います。

税務申告を行う場合は、私たちもやるんですけども、代金の回収ができない場合は、個人商店なら貸し倒れというのがあるんですよ。貸し倒れというのは経費で見てくれるんですね。法人の場合は損金として処理を行いますけど、こういうふうな税務申告で、例えばうちが貸し倒れとして幾ら幾ら経費として上げる。その場合は、やはり客観的な事実というのが必要なんですよ。というのは、相手さんが倒産してしまったとか、自己破産したとか、まるっきり行方不明でもう手がかりがないとか、誰が見ても仕方がないというのが必要なんですけど、今回の医療センターでのこの債権放棄は当然1つずつの事案を1件ずつ検討してやっておくと思うんですけども、その判断基準及びその判断をする人、これはどういうふうな方々が集まってこういうことを決定しているのかご説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

お答えいたします。

判断基準ですけども、まず医療センターによる支払いの督促とか弁護士事務所においても回収ができないと、そういうような債権につきましては、民法の規定による3年の消滅時効となったものにつきまして、それらをリストアップいたしまして、副市長を委員長、弁護士及び関係室長を委員とする亀山市滞納処分等判定委員会というのがございまして、その場におきまして個別に判断を下していただきまして、その後市長決裁により債権放棄を決定しているというふうなことでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁では、副市長を初めとして弁護士の先生なんか皆集まって判定委員会を行うと。

当然判定委員会で1件ずつの案件が個別に上がってくると思うんですけども、もちろんそれは個人名が皆上がるわけですね。それはこの人は今現在どういう状況とか、そういう個人個人の実際というのもこの判定委員会は把握をしているのかどうか、ちょっとそのことについて教えていただきたい。その債務者の個人の個人状況、それを把握して判定委員会で見ておるのか、それともただ長いこと納めておらんからあかんやろうと頭から決めてかかってやっておんのか、ちょっとその辺を教えていただけますか。

○議長（前田 稔君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

判定委員会におきましては、各担当、医療センターの職員がいろいろ接触状況とかそういうことを各個人別に資料を持っておりまして、それを報告して判定委員会で判断をしていただいております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

担当の方が各個人別のリストというか、データを持っておられて、そういう判断基準があると、そういうことですので、それなりのきちっとした判断がされておると思います。

そこで、1つ伺いたいのは、債権放棄の対象となった人物、その人物が亡くなったとか、どこかよそへ行ってしまつたら二度と医療センターにあらわれることはないと思うんですけども、亀山市におられて、再び医療センターに診察を求めてきた場合に、どのような対応をとるのか、ちょっと私はどうしておるのかと疑問にも思うんですよね。まだ、債権放棄じゃなくて、その一歩手前というか、支払いがだらだらと滞っておるけれども、診察を受けに来て薬をくださいと、そういうことをおっしゃると、医療センターとしても対応に困るかしれませんが、やはりだけどこれは官がやっておる病院ですのではなかなか難しいところもあると思うんですけど、そういった人物が再び医療センターに診察を求めてきた場合には、どういった対応をとるのか。この2つについて、要は債権放棄で一旦処理した人物、またはそれと同じような予備軍的な人物、そういった人が診察を求めてきた場合に、どのような対応をするのか教えていただきたい。

○議長（前田 稔君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療のまず原則でございますけれども、医師法第19条におきまして、診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならないと規定されております。また、昭和24年9月の当時の厚生省通知におきましては、医療報酬が不払いであっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできないとされておりますので、したがって、債権放棄した方や現在未納のある方にかかわらず診療を拒むことはできないということになっております。

ただし、これらの方に対しましては、来院の際に個別に面談を行うことによりまして、納付の催促を行うとともに、新たな未収金が発生しないように努力しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほど答弁にありましたように、たとえ医療費が未払いであっても拒んではならないと、そういうふうには国のほうから規定があつたら、応じざるを得ないというのは仕方ないと思うんですよ。僕も民間の病院がこういうふうなことをやっているのか余り知らないんですが、官の病院である以上は、特に仕方がないかなあとと思いますが、そこで最後に一言言いたいのは、先ほどいろいろな答弁を伺いましたが、やはり不良債権の回収というのは、判定委員会を開いたり、督促状を出したりいろいろ通知を出したりして、何せ手間と費用がかかることですよ。だから不良債権になってしまう前に手を打つとか、そういうのがまず大事やと思うんですよ。なかなか難しいかもしれませんが、窓口に来た時点で、あんたお金持っていると、そんなこともなかなか聞きづらいことだと思いますけれども、ただ一応医療センターは亀山市民の税金が、結構な金額が毎年入っておるわけですから、これは市立である以上は当然のことですので、民間病院やったら、たとえ少々そういった踏み倒しがあつても自分のところが損しやあ済むだけやけど、亀山市立の医療センターですから税金でかなりの運営をしておるといのは間違いないので、結局そういった踏み倒し、言い方は悪いですが、踏み倒しがあると、それは誰にかぶってくるのかということは、税金にかぶってくるわけですよ。そういうことを十分医療センターの責任者の方は認識した上で、不良債権になる前にできるだけ皆さん方からいただくというふうな努力をしていただくことを私のほうからもお願いをいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（前田 稔君）

11番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時37分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

議案質疑を始めさせていただきます。

本日は、議案第49号亀山市営住宅条例の一部改正について、この一つについてお伺いをしたいと思っております。少し順番を入れかえさせていただきますので、ご了承をいただきますように、よろしくお願いをいたします。質問に入る前段に、ちょっと幾つか確認をしておきたいことがございますのでお願いします。

今回、市営住宅として民間住宅を3カ所、新築の民間住宅を借り上げて市営住宅とされるわけなんですけれども、この今回の全部で20戸分ですか、これに当初目標とされている住宅の供給ということも照らし合わせて、どれぐらいの目標の中、今回の住宅で達成度はどうなのか。また、今年

度の見通しについてなど、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。
高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

借り上げ住宅の目標でございますけれども、亀山市住生活基本計画で平成27年度まで、今年度でございますけれども、借り上げ型市営住宅については70戸を供給する目標を立て、現在までに井田川駅前住宅20戸、野村団地住宅5戸を借り上げまして、今回、若山住宅8戸、北鹿島台住宅4戸、川合住宅8戸、計20戸を借り上げる状況でございます。目標までにあと残り25戸ということになりましたので、年度内での借り上げに向け事業者の公募を行っております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

残り25戸で、年度内に借り上げる見通しも立っているということでございました。

それでは、今回の住宅に関しまして、いつも優先枠といった高齢者であるとか、障がい者であるとか母子家庭であるとか、優先枠を設けておられると思うんですが、今回についてはどうでしょうか。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回の3団地につきましては、いずれも複数戸の募集となりますので、各団地の半数戸は母子家庭等の優先枠による募集を行う予定でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

母子家庭等の優先枠ということですが、優先枠というときには、いつも今回は母子家庭の優先ですよとか、今回は高齢者ですよと、そのときによってメニューが違うのか、それともいつも一緒に、例えば母子家庭と障がい者と高齢者とは、必ずセットで優先をされるのか、ちょっとその確認をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回の優先枠につきましては、先ほど議員が申されますように、障がい者または高齢者、そして母子家庭といった優先枠で募集してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

半分について、その3つの優先枠を設けていただいて、多い場合には、その優先の中でもくじ引

きとかされると思うんですけども、今までも言い続けてきましたけれども、量は確保していただくのも大事なんですけれども、この優先というのもくじ運ですので、運ばかりで本当に困っている人がこぼれ落ちないように、さらに手だてを研究して考えていただきたいなと思っているところです。

質問に入りたいと思うんですけども、まず、この市営住宅を今までは市で建てるというやり方が従来からあった中で、この民間住宅を借り上げるという方法を最近やっているわけですけども、市が建設する場合と民間住宅を借り上げる市営住宅のあり方で整備の基準に違いはあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市が建設する市営住宅の場合と、今回のように借り上げによる民間活用市営住宅との整備基準等の違いということでございますが、まず市の整備基準により市が建設する市営住宅の場合、一般に建設される民間賃貸住宅より高い耐久性や高品質な仕様とされております。また、建築基準法に適合した住宅よりもさらに省エネルギー化、あるいはユニバーサルデザイン等に配慮された基準となっているものでございます。民間活用市営住宅事業につきましては、亀山市借上型市営住宅の採用基準及び構造・設備等基準チェックシートにより、その基準が定められております。今回の3棟につきましては新築でございますので、採用基準を満たしておりますので、安全性や居住性につきましても十分に担保されているものでございます。

あと、特に耐用年数の違いも大きいと思います。市が建てる場合ですと、耐用年数は70年、民間のこの市営住宅ですと30年、耐用年数の違いも大きいものかというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

整備基準などの資料を見せていただいたら、やはり市が建設する場合と民間住宅を借り上げる場合では、民間住宅の借り上げの場合は、少しその限りではないという文言がついていて、基準が緩いのかなということは感じましたので、その基準が緩いということは、市民サービスという意味ではマイナス面ではあるのかなと思いました。ただ、今回は住宅に関しては、新しい住宅であるので、基準を全てクリアしている状況であるというお答えでした。耐用年数のところで、民間住宅だと30年というお話がありましたけれども、今はこれ本当に足りないから建ててほしい、市営住宅が欲しいという状況の中で建てていただいていますので、すぐに埋まっていくとは思いますが、県営住宅などはあきが出ているような状況だと伺いますので、例えば、なかなか市営住宅として活用しようと思ったけれどもあきが出てきたということに対する対応であるとか、耐用年数が終わってからの市営住宅としての対応というのはどういうふうになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回の民間借り上げの住宅につきましては、一応新築といったところで、20年の契約になります。そしてまた引き続き10年は再更新はできますけれども、今のところ20年と。ですから20年は市がお借りせんならんという状況でございますので、その段階でどういうふうな状況になっておるかといったところも把握しながら、更新するのかせんのかといったことも決めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今回の新築については20年の契約で、更新をするならばまたさらに10年ということでしたけれども、先ほどあきがもし出た場合の対応についてお伺いできませんでしたので、もう一度お願いしたいんですけれども、要するに30年ということは、例えば高齢者ですとそんなにあれですけれども、例えば20代、30代でお借りしたとして、年いってから住みかえをせんならんということを想定して借りなくちゃいけないということになるのかなと思うんですけれども、そういうお話もされているのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

高土部長。

○建設部長（高土和也君登壇）

空き家になったらどうなるのかといったところですが、今の借り上げ住宅では、空き家になりましても市が家主に補償をせんならんと、家賃を納めなければならないという基準でございます。

それと、あと耐用年数の話が出て、またもう1回住みかえといったようなことがあろうかと思えますけれども、最長30年になりますもんで、30年以上の場合は、今後の制度の作り方にもよりますけれども、再度そこに新築をするのか、または新たな場所へ住んでいただくかといった形になろうかというふうには思っております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

現在の市営住宅でも、なかなか住みかえをとお勧めしていても、一旦一生住むと決めて住んでおられるので、もう年いってから引っ越しできないわということで、住みかえが進まないということもありますんで、そういうことについては契約のときからきちんとお話しするような仕組みがあったほうがいいのかなと感じました。

次なんですけれども、3つの市営住宅の現場を私見てまいりました。川合の住宅については、非常に勾配がきつい市道が接道されておって、自分が車をとめる場所としても坂道にとめるんですけれども、怖いぐらいの感じでありました。北鹿島台についてもすごい坂道がきついところ、ぐうっと上がっていかななりませんが、駐車場はどうか平べったいで安心して車はとめましたけれども、その後に入りに行くまでには長い階段があって、その長いコンクリートの階段を上った暁にはスロープがついていて、手すりもついておるといような状況で、一体この手すりやスロープをどういう方が使うのかなという、この階段を使わんことにはたどり着けやんという状況の立

地条件なんですね。

ちょっと疑問に思いましたのは、市営住宅なんで、先ほども優先枠のお話がありましたけれども、障がい者や高齢者の方がお住まいになるということを想定しての住宅なんですけれども、非常に移動に困難が生じるような立地です。現場を例えば業者さんからここに建てたいというような申し出があった時点で、これが市営住宅として適当であると判断される方がみんな確認をされてのことなのかどうかを1点お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高土部長。

○建設部長（高土和也君登壇）

今回の借り上げ型市営住宅の3件につきましては、事業者からは相談があった時点で職員により現地の調査・確認を行いました。その結果、適地と判断し、事業者に事業計画の提出を求め、借り上げのための選定委員会により採用の判定を行ったものでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

借り上げ住宅を市営住宅として決定するには、職員が確認して選定委員さんがその資料を見て決定をするという仕組みですか。その選定委員さんも現場を見るということにはなっていませんか。

○議長（前田 稔君）

高土部長。

○建設部長（高土和也君登壇）

今の要綱でいきますと、現地確認は今までしていないといったところでございますが、一応借り上げ住宅の構造・設備等基準チェックシートというのがございます。いろいろ基準がございまして、借り上げの基準としまして、住宅の位置というのはこの中でもチェックシートはございます。要するに、公共交通の利便性が高い、通勤、通学、それと日用品の購買、その他入居者が日常生活する上で最低限必要な利便施設が周囲にあることというふうな住宅の位置というのが載っておりますので、その基準に基づいて今回判断したものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

私が質問したのは、要するにここを市営住宅として認めようということに責任を持つ方が、全ての方が現場を見るべきだと思ったんです。私は何も建築基準法とかそんなことは素人でよくわかりませんが、ぱっと見たときにやっぱりああ危ないなという感じがしたんです。それを見て調べていただくのと、やはり書類だけで見ていただくのでは全然違うと思うんです。ですから、職員が仕事上の中で確認するのと、またこれを選定委員さんがしっかり現場を見るのとでは、また意味が違ってくると思うので、そういう仕組みがないのであればきちっとつくって、全ての方がきちんと現場を見て責任を持って決めるべきだと思います。先ほども違いがありましたけれども、やっぱり耐用年数でも違いがあるわけですから、やっぱり責任を持って見ていただくということが大事だと思うのですが、その見たかどうかということに関してはいかがですか。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回の選定委員の方々には現地のほうは見ていただいておりません。写真等により判断をしたものでございます。しかしながら、今後やはり地形といった分野もございまして、そのチェックシートの中にこういった1項目を入れるといったところも重要かというふうに考えておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

必ず責任を負う方には現場を見ていただく、その上で決めていただくという仕組みをつくっていただきたいと思っております。

私がちょっと不安だなと思った道路なんですけれども、特に川合と北鹿島台については、市道であると思っておりますのであれなんですけれども、基準としてはどうなのでしょう。クリアをしているのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市道につきましては、赤道等が市道認定されたものが多く、幅員や勾配について、一部道路構造令に合っていないものが存在いたします。今回の川合の市道もそのような道路でございまして、既存幅員が狭く、勾配も急な状態でございますが、市道認定されております。今回の事業と同時に現道の拡幅により、接道する幅員は4メートル以上に確保いたしましたので、幅員としては十分確保できたのかなど。ただ、道路勾配については、現存のままでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

赤道から後から市道として認定されることもあって必ずしも基準をクリアしたものではないということなんですけれども、市営住宅に接道していますので、事故があつてからでは、転倒されたり、いろんなことがあつてからでは大変なので、できる限りの対応、工夫を皆さんで検討していただきたいと思っております。

次ですけれども、この建物についての、先ほどチェックシートというお話がありましたけれども、建物については新築ですし、いろんなチェックをクリアしているということなんですけれども、今回このように道は別途チェックシートには書いてないような部分だと思うんですけれども、この基準の中でバリアフリーという観点があると思うんですけれども、特に市営住宅ですとこういうことを考慮しなくてはいけないということがあると思うんですけれども、こういう観点からの検討がなされたのかどうか、なされたのならどういうふうにこれを含んでいるのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

バリアフリー法で適合が義務づけられている共同住宅につきましては、まず面積要件2,000平米以上となっており、今回借り上げます共同住宅については、バリアフリー法には該当しないところでございます。

しかしながら、亀山市が民間住宅を借り上げる場合、亀山市営住宅条例の整備基準及び亀山市借上型市営住宅の採用基準におきまして、住宅のバリアフリー化を求めています。例えば、住居内は床の段差を設けない、また玄関、便所、浴室に手すりを設置すること、それと出入り口が開き戸の場合はレバーハンドルであること等について定めております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

建物の中身については、使い勝手のいいようにバリアフリーに配慮のある建物になっていくのはいいんですけども、やはり移動についてのバリアフリーですね。ここがやっぱり今回、困難であったということに関して、義務ということではないですけども、やはり気をつけなくちゃいけないと思うんですけども、法律上だけではなかなか解決はできないと思うんですが、例えばこうやって民間の方に自分で土地も探して自分のところで建てる計画をしていただくというのは、市営住宅に適した土地というのはそんなにたくさんないのではないかなあ、困難なのではないかなあと思うんですね。私どもは、やはり本来きちっと市が責任を持って市営住宅を建てるべきという考えを持ってはいるんですけども、先ほどの耐用年数にしても違いがありますし、いろんな市民サービスの点からもそのほうが望ましいと思っていますが、今回、この計画の中であと25戸建てられるし、また次の年度にまたこれからどういうふうにやられるのかわかりませんが、やっぱりその土地については、今まで例えば市営住宅でもどんどん入らないようにして少なくなっている市営住宅がありますよね、野村であるとか亀田であるとか。そのあいたところを例えば提供して建てていただくとか、土地開発公社が持っている土地を貸すなり売るなりなどして建てていただくというような検討は、この借り上げ住宅ということを考えるときになされなかったんでしょうか。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回の3物件につきましては、まず若山住宅につきましては、亀山公園に近い静かな住宅地であると。それで学校等の公共施設も近く、高齢者向けの適地と考えておりました。また北鹿島台住宅は、幼稚園、小学校に隣接をいたしまして、また商業施設も近く、子供がいる若い世帯向けの適地と考えておりました。特に母子家庭で働く女性には要望の強い地域でございます。また、川合住宅は、既存の市営住宅の設置がない地域であり、中部中学校区に位置し、静かな住宅地で、幼稚園、小・中学校、商業施設も比較的近いということから適地として考えておりました。議員が申されますように、市の所有地、または土地開発公社の土地等の活用も、今回の物件は考えておりませんでしたけれども、今後はやはりそういったところの活用も加えて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今まではそういうことは考えなかったけれども、今後は市が持っている土地の活用も考えていくというお答えをいただきました。ぜひ、わざわざ何でこんな坂のてっぺんにというような状況、足腰の丈夫な若い人やったら喜ばれると思いますけれども、本当に中部中学校区には本当に市営住宅が少なくて求められていました。みんな待っておられましたので、そういう意味で喜ばれると思うんですけども、やはり安心・安全、住まいというのは本当に大事なことです。そういうところをまず丁寧に見ていただいた上で、ぜひ進めていかれるということが大事なことのかなあと今回の市営住宅のことを調べておりました。いろいろわかったことがありました。ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に議案第50号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）、第7款商工費、第1項商工費の第3目観光費、国民宿舍関ロッジ管理費281万9,000円についてでございます。

服部議員、同僚の西川議員も質問されたんですけども、基本的に国民宿舍関ロッジについてのあり方についての過去の経緯について、ちょっと述べたいと思いますので、それから質問に入りたいと思います。

平成19年10月から平成20年3月、亀山市国民宿舍関ロッジ在り方検討委員会が4回開催されています。費用としまして業務委託料150万1,500円、これは地域問題研究所に委託料を出しています。それで、在り方検討委員会で報償費24万6,904円をやっています。それから、その間に公営企業経営問題特別委員会を議会で設置し、平成20年3月から平成22年6月という形で、市長に提言書を議会のほうから提出をしております。それで市として平成22年9月から平成23年3月、費用として業務委託料168万、これは百五経済研究所に168万で委託をして、340万近い費用を使って関ロッジのあり方について協議をされていると。その中で、各種検討した中で、市長のマニフェストの中にもありますように関ロッジの再生という形で、さきの指定管理者制度を市長が選択されたと。こういうような検討をもって。そして、指定管理者制度が平成25年7月1日からエムアンドエムによって指定管理者として、議会の承認を得て関ロッジの運営をやったと。ところが、いみじくも平成27年3月31日をもってエムアンドエムがわずか2年間で撤退したというのが一つの流れだと思っています。

そして、今回もろもろの予算、281万9,000円の予算計上がされています。服部議員も言われたように、維持管理のための費用、点検費用とか、防犯上の費用については流用等でやってみえるらしいですけれども、そんな中に38万円余のまた在り方検討委員会の費用が含まれておると。ちなみに、市長は、亀山市は行財政改革をもって、必要なときには必要な金を使う、締めるべき支

出は締める金で支出は控えるというようなことを常日ごろ言われておると。今回のこの関ロジの休館に伴う今後の在り方検討委員会の報償費38万円というのは、私は無駄金やと思っておる。19年から25年の指定管理までの間に、数限りない時間、費用を費やした中で、市長がそのように選択をされた。それで休館に至った中で、もう一遍検討するんやというお金を計上する。その意図が私はわからない。その意図を、19年から25年7月1日の指定管理者の選定まで行き当たる6年間ですわな。それまで経緯をもって時間を費やして、そういうようなことで指定管理者が撤退していったんで、もう一遍検討しますわと。何の意図をもってこの38万を市長として計上されたのか。この意図を一遍お聞かせ願いたい。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵の議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員の質問にお答えをいたします。

今お触れいただきました今日に至る関ロジを取り巻く経過、その過程でこれは議会の皆様を初め、さまざまな在り方検討委員会等々を経て、そして指定管理のスタートの中で今日に至っておるところであります。

午前中も申し上げましたが、3年前、この検討をしましてまいりました状況に比べまして、関ロジを取り巻く状況は大きく変化をしておるところでございます。これまでどおりの運営を継続していくということについては、さまざまな厳しい状況があるわけでございまして、ご案内のとおり多額の市費の投入等々も必要な場面でもあろうかと思っております。

しかし、このような中で、今後の関ロジのあり方については、改めてこの環境の変化、あるいは実際に民間事業者が運営をしたその現実の状況も踏まえて今日に至っておりますので、これをしっかり見定める必要があるという中で、庁内検討組織及び外部委員による在り方検討委員会を設置しまして、幅広い見地から調査検討を行うことを考えておるものでございまして、今回、その意味合いから在り方委員会設置に伴う委員の報償費を予算計上させていただいたものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたの次元と私の次元が違うのかわからん。なぜあえて平成19年から前市長が関ロジは直営じゃなしに民間活力の導入を図るために、その検討委員会を19年に立ち上げた。それで市長改選で、今櫻井市長が市長になったと。それから22年以降に160万のお金を使って検討しておる。そのときは、あなたが指定管理者制度を選択しておるのでしょうか。あなたが言う選択と集中の中で指定管理をやったと。いろんな検討をした結果、今回エムアンドエムが撤退した責任はどこにあるの。エムアンドエムを選択した、その選考委員に責任がある、私は責任がないのやと、市長として責任がないのやという思いで今回の38万の計上をやっておるのか。そこらをはっきりしてください。

○議長（前田 稔君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時、24年の直営から民間への移行を決断させていただいた。当然私自身の決断でございますし、議会の皆様にご理解をいただいてこれがスタートしたわけでありまして。議員は当時直営であるべしということで反対をされたことを記憶いたしておりますが、そもそも論はもちろんでありますけれども、現実にもその後、民間事業者が2年弱の運用の中でさまざまな要素が当然の中にはあろうというふうに思います。それらを経て今日のこの状況について至っておるということでありまして、その時々判断ということは決して、直営から民間を活用させていただくことも、あるいはその後のさまざまな対応につきましてもいろいろあろうかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても今の状態を今後どうしていくのかということにつきましても、これは公の施設でございますので、市長の責任においてこれをどのように考えるのかというのは、当然のことであろうというふうに思っております。したがって、今回それに基づいてぜひ感覚的なこととか、あるいは感情的なことではなくて、しっかり今の状況、この変化を見きわめた上で、公の施設としてどう考えるのが最善なのかをさまざまな角度から検討する必要があるというふうに考えておまして、そういう意味で今回市議会のほうへ予算計上をさせていただいたということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それが理解をできやんから、こうやって質問をさせてもろうておるの。そこを理解してくださいよ。これは市長の判断ですわ。人の話はもう十分聞いておるで。関係者とか研究所とか委託業務をして、340万のお金を使うて、日時も費やして、それには皆さんの時間も費やして、お金では340万くらいだけでも、その人ら一人一人のあれをしたら、それは委託業務を受けた人はともかく、委員として検討してもろうた人がこの委員に選任されただけで、その人が不利益をこうむる、ほかの仕事はほうってもこの委員会に入った、その人らの、340万で済まん、もっと大きな金がこの検討結果は出ておる。それを、まだ増してまだまだ私の判断できやんもんで、市民、代表者の方に聞かせてもらおうと。市長とは一体何ですのやな、執行者とは。市長のやっぱり政治的な判断、責任をもって指定管理をやった中で、5年契約とここにありますよ、指定管理の仕様書から協定書から。5年間はくくりでやりますよと。ここに議会の検討結果、ちょっと読みましょうか。議会の特別委員会で、1、利用者のニーズに合った施設とすべく宿泊機能、交流機能、会議及び研修機能を確保すること。2、施設の建てかえまたは改築については、採算性を考慮して専門的知識を有する民間事業者を含めた上で検討し、早期に実施すること。3、経営形態については、指定管理者制度を視野に入れ、公設公営から公設民営化に向けて検討すること、こういうふうな文言が書いてある。在り方検討委員会でも、有識者がそれなりの結論を出してみえる。その中で市長が5年契約で指定管理者を選んだ。これが途中で、選定結果が悪かったんかな。悪いと思うとんのかな。だから、この轍を踏まんためにもう一遍38万のお金を使うて、また人に話を聞いて。その間には通常の保守点検費用とかそういうのもここに含まれておるけれども、そういうのもどんだんかさんでくと。先ほどの服部議員の質問のときも、関支所長が答弁されておるように、長ければ長くなるほど次の改修する費用は膨大な金になってくると私は思う。行財政改革の中でも金がない、金がないと言う

ておる中で、私が当初やったときにいろいろ言わせてもろうたけれども、直営って私は言うておったけれども、議会で指定管理を選んだんですから、それは議会にも責任があると言われたら、それはしゃあないかもわからん。だけど、そのときはそのように、うまいこと指定管理で動くで、指定管理者制度で関ロジックをやってくださいというようなことを言うておるんです。

そんなら、38万、これは本当に無駄な金やと思う。あなたの判断ではできやんのかな。人の話を聞かんことには、今までの過去の経緯のことを自分の中で整理してこうすべきであるという方向性は、あなたは政治家として、亀山市の市長として、自分では判断できやんと思うので、この38万を支出して、補正に上げて検討するという意図なのかどうか、一遍それを確認させて。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申しあげました3年前の状況と本当に大きく変わってきておるところでございます。この2年間の運営につきましては、民間事業者にして、既に私が就任させていただいた21年でしたが、関ロジックの単年度損益は既に赤字の状態でございます。損失の状態でございますけれども、直営でいくリスクから、多くのご理解をいただきながら民間を活用していこうということでスタートしました。しかしながら、民間事業者におきましても多額の赤字運営となりまして、本年3月をもって指定管理の撤退となったわけでございます。

この移行を決定いたしました平成24年の状況から比べますと、利用客の減少、それから施設の老朽化など、経営環境はさらに悪化をしておるところでございます。他の事業者への運営参画につきましても、意向調査等も行っておりますが、参画に当たっては多額の指定管理料や施設改修が必要であろうということでございます。5年間の指定管理期間を当時の企業会計の中の関ロジックが数十年にわたって留保された内部留保資金、当時1億5,000万ございましたが、これでもって指定管理をしていこうと。同時にコンプライアンスの問題がありましたので、耐震補強をした上で民間の事業者をお願いしようということで、1億5,000万の中から約1億を耐震補強に活用させていただいてのスタートでございました。その意味で、当時の企業会計内部留保資金の活用によって、この運営を賄うという前提がこの2年間の間に崩れる状況が生まれてまいりましたので、今後の運営については、従来どおりの運営を継続するというにつきましても、将来にわたって多額の一般財源の投入等が必要になってくるということでございます。

そういうことを考えますと、そういう中で状況の変化を今この時点でしっかり見定めて、この施設をどのように考えるのかについて、改めてこの庁内の検討組織は当然であります。有識者のご意見をいただいた上で、最終の方向判断をさせていただきたいと思っております。それを市長の今の感覚で決めよということをおっしゃっていただいておりますが、当然最終判断を、市長の責任においてさせていただきますが、多くの今の状況を正確に積み上げて考える必要があろうと思っておりますし、議会の18名の議員の皆さんの中にもさまざまな思いがあろうかと思っております。これは、しっかり調査検討をさせていただいて、今後の運営の方針、あるいは考え方を整理し、最善の方策を導きたいというふうに考えておるところであります。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何を言うてはるか、さっぱりわからんわ。関ロジの将来を決めて指定管理者制度をあなたは導入したんやんかな。今も総合計画やら何やらいろんな計画組んだけど、それを見据えて関ロジの宿泊施設を一つの議会の提言も踏まえた中でそういうふうに向を転換、かじ取りをしたわけやないかな。それをまた、これを何やら先行きがわからんて、先行きがわからん計画をほかのところで立てていますやろうが。第2次総合計画たらわけのわからん、それも先行きがわからんと言うたら、時代の情勢が変化してたもんでと。時代の情勢が変化したから指定管理者制度になったんでしょ。やっぱりこの38万、こういうようなことを上げていくことすら、僕はおかしいと思とんの。市長の判断でやったらいいがな。それができるかできんか、あなたの資質やで、今度は。それを聞きたい、僕は。こればかりやっておらへんであかんけども。

関ロジのことについては、また一般質問でやらせてもらうけれども、あくまでもこの検討するためのこの38万は、これは補正としては認められるものではないと私は思う。こんなもの維持管理費はもう当然ね、閉館して全協やないけれども、窓をあけておるのかと、風通しええのかと、というようなことで、窓もあけてもろうておるらしい、このごろは。浄化槽も回してもらっておるらしい。水道もちょっと使わな管は古くなるの、絶対に。流してこそあの管は、ちょっと古いやつでもちゃんと使えるの。それを月に1遍ぐらいこそ流さんたら、必ず管なんかは老朽化してくるに決まっておるのや。そのようなことも踏まえていろいろ考えください。1億4,000万以上の金をあそこに使こうておるのやろう。こればかりやっておらへんで、次に行きますけど、僕はこの38万の補正はおかしいと思う。市長の資質を聞きたい。

次、報告第10号専決処分の報告について。

今回、林業総合センターで180条の1項の規定によって専決処分をしたんですけど、議会に報告とあるがその内容について、地方自治法第180条を適用した根拠、これはいろいろ全協等で聞いておるもんであれですけども、この中で2番目に移るんですけども、なぜ議会全体へ、産業建設常任委員会にはペーパーで出してあります。さきの平成26年6月の定例会のときに、6月16日、いみじくも今議長をやってみえる前田 稔議員が、林業センターの復旧、いわゆる損害賠償でございますが、まず5月12日付で誓約書を徴収しておりますと、これは西口部長が答えておると。日本空調から市長宛てに、その内容は、2月17日の火災発生によって亀山市に与えた損害については、責任を持って賠償に応じますという内容でございます。さらに、その誓約書については復旧の方法についても記載がございますが云々と書いてあるというような答弁で、ここにそのときに交わされた誓約書、事務局に頼んでにわかにつくってもらいました。各議員に、各理事者にはあれですけども。

まず市長に聞きたい。誓約書との市長の見解。誓約書とは何ぞや。誓約書の意味、それは何ぞや。どのように考えてみえるのか、誓約書の意味について。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

言葉のとおり、約束を誓う書類というふうに理解できるのじゃないかと思ます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですわな。誓約書というのは、基本的に契約書に匹敵するわけですわ。要は、今言われたように約束事を守る、それが誓約書。誓約書の内容の中で、議会に配られたアンダーラインがあります。このアンダーラインですわな。これは何を意味するものか、一遍ちょっと教えてください。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この誓約書につきましては、今議員もおっしゃいましたように、本年4月20日の産業建設委員会協議会で損害賠償請求の交渉の経緯の時系列の資料を提出させていただいた際に、その添付資料として提出させていただいたものでございまして、5月12日に誓約書を徴収したという項目の資料でございます。アンダーラインは、その誓約書の中心部分となる部分について、私がアンダーをしたものでございます、重要部分について。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その後段、一番下段2行目に、本件火災事故の復旧については、貴職が第三者に発注する設計、施工、監理によるものとしますが、復旧内容並びに賠償等の詳細について、弊社にも事前検討の機会を与えてくださるようお願いいたしますという文章です。この機会を与えてくれるという部分が、時系列で別紙、平成27年4月20日開催の産業建設委員会協議会の資料に基づきますと、いろいろ時系列はあるんですけども、そこで8月20日、8月18日までに文書で、この内容でいいかと設計図書を出した際に、文書が回答がないので、復旧工事、設計書について意見のない旨を電話にて確認。そのときに、設計業務委託料324万円は空調から納入されておると。ところが、9月2日に渡辺副社長が、駒田当時室長にこれは困るとい話をしておる。その前に工事発注日時、この間の8月20日から9月2日までの間に工事を発注されておるのやけれども、その発注経過を一遍ちょっと教えてください。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

発注経過につきましては、6月以降、工事の設計を委託いたしまして、それに基づきまして8月29日に正式発注をしたものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

8月29日に発注して、発注応札額は幾らですか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

当初、契約が6,544万8,000円でございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

6,544万8,000円ということは、この設計委託料の324万をここへ足し込みますと、6,868万8,000円というのは、既決予算の7,130万円に相当するわけですから、まだ残額出てますけれども。そうすると、この金額を請求した結果、今回の事案に発生したという認識でよろしいかな、市長。

○議長（前田 稔君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議長、これから反問権を行使したいのですが。

○議長（前田 稔君）

ただいま、市長より反問の申し出がございましたので、議長において、これを許可します。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

済みません、議員のご質問の意味が少し理解できませんでしたので、反問権を活用させていただきたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。ただいまの反問に対する答弁を願います。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この請負費用が6,544万8,000円、324万は、これは日本空調が8月25日に亀山市に納入しておるんですわ。復旧工事設計業務委託料324万円。それで、合計で6,868万8,000円。それからお金は、さきの26年6月に補正で上がった7,130万円やったと思うの。それでお金が残っておると。そうやけど、この6,544万8,000円が回収できやんもんで、あなたはこの180条の1項に基づいて支払い督促して、向こうが異議申し立てをし、それで裁判に入ったという経緯になっとんのやろ、市長。その認識をどういうふうに持ってござるのやなということを聞きたいんやわ、わかりましたか。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員より反問に対する答弁がありました。質問の趣旨を理解されましたら、答弁をお願いします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員おっしゃる一連の流れの中で今日の状況ということは、そのとおりでございます。ただ、今お触れいただいた金額的に少し違う部分、担当室のほうから答弁させていただきたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回の損害賠償請求額7,055万4,443円につきましては、もう既に設計委託料324万は支払いを受けておりますので、その残り、先ほど当初契約6,544万8,000円と申し上げましたが、増額変更しております、最終的には6,868万1,520円、請負工事費でございます。それ以外に施工監理費の172万8,000円、それから市職員の時間外勤務手当11万6,883円、それから施設使用料のキャンセル分2万8,040円を合わせまして、7,055万4,443円となったものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この間いただいた資料にそのとおりに書いてありますわ。

ここで私が問題にしたいのは、ここの弊社にも事前に検討の機会を与えてくださるようお願いいたしますと、ここの部分ですわ。これは担当者任せだったのか、市長の判断でやったのか、どちらですか。市長の判断でやったか、担当者任せやったか、どちらか。担当者か市長か、どちらか、答えて。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

設計の相手方に対する検討の機会でございますが、基本的な設計と実際の発注の設計図書、2度行っております。それにつきましては、市長の指示に基づき担当部署で行ったものです。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね、何事も市長の了解を得ると。

再度契約書の念書、覚書書、誓約書の部分に入ります。

念書とか覚書書という表題で書かれた文書にも、実際にはさまざまな目的があるが、当事者間の権利義務に関して定めている限り、それは契約書である。内容的には、契約書と何ら異ならない文書に念書、覚書という表題をつけることはあるが、記載された内容が網羅的で詳細ではなく、契約の一部だけの合意とか比較的簡易な合意の場合には、そうした表題がつけられる傾向があると。また本来、契約書は契約当事者が対等の立場で合意を定めたという形式であるわけだから、当事者の一方だけがみずからの権利義務について宣言ないし確認するような内容を記載し、一方だけが署名・捺印してそれを相手側に差し入れる場合は、表題を契約書とせず、念書とか覚書あるいは誓約書と書くことが多い。一方だけが作成したという形式の文書であって、双方の合意という契約書の形式にそぐわないからであろう。こうした差し入れ方式でも当事者間に合意が成立している以上は契約書としての意味を持つと。

これは、あくまでも誓約書であって、イコール契約書なんですよ。この誓約書の中には、相談は、機会を与えてくださいというけれども、あくまでも第三者に発注する場合にはお金を払えということですね。そういうような意味合いで、この180条第1項の簡易なことを使われたのかな、市長。それから、議会も平成24年にこの180条の1項について、議員提案をやっています。やっぱ

り、それは議会としても簡易なことであるということですが、あくまでもこの一連の流れの中で、常任委員会へ報告をして、議会への報告を所管常任委員会のみでええかという判断を市長はされたのか。あくまでも議会軽視じゃないかと私は思う。先ほどの全協のときに、今ほどの裁判の話をはりました。そのことで全額とれない場合には、口約束かもわからんけれども、こういうふうに全協の場で市長が言われたわね。自社の保険で賄えない残額については、私のお金をもって弁済するというのを聞き及んでいますというふうに全協の場で言われましたな、全協の場で、市長として。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員がお触れいただいたことについては、先般の全協の場で私自身は申し上げておりません。ただ、昨年9月2日、先ほどご紹介いただきました先方の副社長が私どもの当時の駒田室長を訪ねた折に先方の副社長はそのように発言されたというふうに理解をしております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

全協の場でそういうふうに私は聞きましたんやけどな。日にちは4月か3月かは知らんぞ。そう言うていますよ、きちっと全協の場で。そういうふうに言うておるもんで、そんなに心配してもらわんでよろしいというようなことを言うておる。

そうやけど基本的にさきの6月の補正の段階で、服部議員も言われたけれども、7,000万ほどは予備費から出すと。そうやけど、入として、賠償金としてチャラやと。チャラという言葉は表現悪いけど、差し引きゼロやということで、議会に提案されて、議会は認めたわけや。今の段階になって、それがどうも空調の都合で、金が全額7,000万入ってこんから要求した、7,055万四千何ぼかな、これが入ってこんで、裁判したと。私も聞きたい。服部議員も聞かれた。支払い督促する前に、こういうようなことが起こるのはわかっておったはずやと思う。弁護士に相談したと。弁護士は弁護士や。亀山市が給料を払って、報酬を払って雇とる人や。政治的な判断をするのは市長なんや。支払い督促をやる、それで裁判所に出す、それが相手側が異議申し立てをする、本裁判になる、そのときは時間も延びる、その間に7,000万円の市民のお金を留保せんらんわけや。職員も時間を費やさんらん。その時間的なロスをもっと市民のために向けるという気持ちは、あなたにはなかったのかと。余りにも何かにつけて弁護士に相談した、裁判したら、ここにも時系列に書いてありますよ。弁護士、弁護士というのはようけ出ていますよ。9月11日以降、相手側の弁護士、こちら側の弁護士と。支払い督促をやる時点で、服部議員も言われたけれども、その返事は返ってこん。なぜ早急に、7,055万の支払いをしておるわけですよ。それに対して応じやんたらすぐ裁判やという手続を踏んだかど。なぜ支払い督促という、ばかなことを私はやっておると思う。やってはならんと。当然相手から異議申し立てが出たら、長期裁判になるはずやと。その裁判は市長としてどこまでやられるつもりなんや。それを聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど済みません、訂正させていただいて、9月2日と申し上げましたが、2月18日及び4月15日、先方副社長のご発言でございました。申しわけございませんでした。

さて、今回の裁判をどこまでやるのかということですが、私どもとしてはこの損害賠償請求について訴訟になったわけですが、この裁判において請求額の全額回収に向けて市の主張を申し上げていくと。先方の考え方は理解できない中で、私どもは市の利益を最優先に考えるということで、全額の回収を求めていくという立場でございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

えらい質問がまぜこぜになってもうて申しわけないけど、ただ、こっちはもう市が全力を持ってこれを回収すると。そんなら関ロジの38万円とか管理費とか、それはやめてったエムアンドエムにはどないするの、これも裁判かな。それはせんと言ったな、さっきの答弁で。片一方ではこうやっていて、片一方ではこうやって、頭が2つあるわけないでしょう。体が1つ頭が1つや。方針というのは、こういうような方針でいくというのが首長の役割と違うかな。いつまでやるつもりかな、この裁判。延々と向こう側がうんと言うまで、何らかの、これは民事訴訟やで和解案が出るまでやるのか。和解してもろたら困るよ、こんなものは。とことん7,000万円、かかった費用、この覚書書、契約書に基づいて7,055万円の請求は確たるものにしてもらわなあかんけれども、その意気込みはいつまでやるつもりかな。あなたの任期もあと29年2月までやがな。それで改選せんならん、あなたも。それはどうなるかわからんに、選挙はあれで。ずうっとこれが空調との裁判やったら、弁護士費用、その人件費等々から含めたら、このお金は誰が負担するのや。これは市のことやで市民が負担せいやということですか。そこら辺を教えて。いつまでやるの。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いつまでやるのかということですが、今後の裁判の状況によるわけでありまして、いずれにせよ、これは私ども市行政、それから先方事業者との、組織と組織との話でございますので、当然市といたしましては先ほど申し上げたような方針で臨んでいくと。これは市長としての方針でもあるわけでありまして。市の主張を申し上げていくと、全額回収に向けて最善を尽くすということは当然のことであると思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなら空調に対してとことんやるというんやったら、じゃあエムアンドエムにも今度とことんやっておくれ。そうでしょう。私2つの質問でやっておるに。あなたが5年間契約しますよという協定書を結んだものが、2年間で私は金が損やでやめてきますわと、はい、わかりましたと受けておいて、それに対して何の賠償請求もせん。1億4,000万も金かけて直した、指定管理者制度、認定しておいて。それは放っておいて、これはとことんやりますわて。そんな矛盾した政治を

やってもらっては困る。やっぱり政治家としては、信念を持ってやるべきときはやってほしい。そして、部下、職員を叱咤激励して市民のために動けるような、この亀山市の市役所体制をあなた自身がつくってほしいと私は思いますので、よろしく頼みます。終わります。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

最後の質疑になりましたが、宮崎でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、私の質疑に入る前に、ちょっと苦言を呈したいと思ひますので、議長の許可をお願ひしたい。

○議長（前田 稔君）

はい。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

本日の議案質疑の中で、議案の提案部局が答弁に立たれなかったという、やはり私は適正ではないかなというふうに思っておりますが、これは苦言としてひとつお受けいただきたいと。それで、私のときには適正な答弁をよろしくお願ひ申し上げまして、質疑に入らせていただきます。

今回は、議案第45号亀山市総合計画条例の制定について、それから議案第49号亀山市営住宅条例の一部改正について、次に、議案第50号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、3つの議案について質疑をさせていただきます。

まず、45号亀山市総合計画条例の制定についてですが、自治法の改正によりまして、亀山市総合計画を立てておられまして、もうまた2次に立てかえようという時期でございますが、この総合計画を立てるに当たって条例制定を提案されておりますが、これの目的と意義についてお聞かせ願ひたい。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

総合計画条例の制定の目的と意義についてご質問をいただきました。

これまでの総合計画基本構想につきましては、改正前の地方自治法に基づき議会の議決を経て策定してまいりましたが、議員ご指摘のとおり、地方自治法の改正によりまして市町村の基本構想に関する義務づけが撤廃されましたことから、今後の総合計画の策定や議決の要否については市の独自の判断に委ねられたところでございます。こうした中、市といたしましては総合的かつ計画的な

市政の運営を図るため、総合計画の果たしてきた役割は重要なものと考え、さらには将来的にも総合計画を策定する必要があるものと考えますことから、その策定根拠等を定めるため、今議会に本条例案をご提案いたすものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

答弁いただきまして、大体理解はさせていただいたわけです。特に亀山市総合計画を今後立てるために、必ずしも条例を制定しなければならんということはないと思いますので、しかし当市は今後条例を制定して、計画を立てよかということもよくわかりました。その中で、この条例の提案が今回この6月議会に提案されたわけですが、今までいろいろな段取りをしておられる、予算立ての中でも見受けられる。それがなぜこの6月議会なのか。やはりそこまで今まで気持ちの上でも計画に取り組んでいっておる中であれば、なぜ3月議会に提案されなかったか。これをお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在策定の根拠となる条例等、明文の規定はございませんが、市におきましては第2次亀山市総合計画策定方針と、本年3月定例会においてお認めをいただきました策定関連予算に基づきまして、計画策定支援業務の委託や庁内策定体制を整える等、市の主体的な意思に基づき平成29年度からの第2次総合計画の策定を進めているところでございます。さらには、市政運営上、将来的にも総合計画を策定すべきものと考えますことから、その策定根拠を定める条例が必要であるものと判断いたし、本議会に提案をさせていただいたものでございます。

議員からは、6月議会ではなくて3月議会にということでお話をいただきました。今回、策定方針と3月定例会でお認めをいただきました関連予算、同時に条例案をご提案申し上げることが議会並びに市民の方々によりご理解をいただけるものと考えております。今後におきましては、ご提案の趣旨も踏まえながら取り組んでまいりたいというふうを考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よく理解させていただきました。中身については、午前中に西川議員の質疑に対しての答弁で中身は大体理解させていただきましたが、この条例が制定されることによって他の条例の制定とか、また改正、廃止があるのかどうか、お尋ねしたい。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本条例の制定に伴い、制定、改廃の必要のある条例といたしましては、まず亀山市総合計画審議会条例がございます。この審議会条例につきましては、本条例におきまして総合計画審議会の設置根拠及び組織の基本的事項を定めますことから、附則により廃止いたすものでございます。

次に、亀山市まちづくり基本条例がございます。本条例におきまして、総合計画の定義や策定根拠を明確にすることから、まちづくり基本条例において引用する条項を一部改正いたします。なお、この一部改正につきましては、議案第46号によりご提案いたしておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この条例が制定されることによって、審議会条例が廃止になると。亀山市まちづくり基本条例の一部改正がある。しかし、そこらが調整できておるのかどうかちょっとわからないんですが、我々の議会の基本条例にも絡んでくるんだろうと私は思っておりますが、そこらは議会の議長らに事務局との調整は図られておるのか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、そのほかに影響を受ける条例といたしまして、亀山市議会基本条例がございます。内容といたしましては、本条例において総合計画の定義でありますとか、基本構想の議決について定めることから、議会基本条例において引用する条項の一部改正が考えられるところがございます。これにつきましては、議会事務局と相談の上進めているところで、これは議会のほうでお進めいただくわけですが、事前の打ち合わせ等は行わせていただいております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の議案第49号亀山市営住宅条例の一部改正について。

今回の条例の一部改正についての理由については、条例の制定・改廃の背景なり、提案理由の説明なりである程度は理解はしておりますが、再度ここらを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市では低所得者などの住宅困窮者の居住の安定や確保を図るため、亀山市住生活基本計画に基づいて今年度末までに70戸を亀山市民間活用市営住宅事業により民間が所有する賃貸住宅を借り上げ、または新たに建設して借り上げる手法により市営住宅として供給することとしています。

現在までに25戸を供給し、今回新たに3物件、川合住宅、北鹿島台住宅、若山住宅、合計20戸を借り上げ、市営住宅として設置、管理を行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この条例の改正についての答弁を今いただきましたが、先ほど福沢議員がこれ一本絞りで質疑されておりましたので、ある程度わかったわけですが、この提案説明の中に今年度末までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定めて、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することとしておるという説明を、提案理由を聞いておりますが、この住生活基本計画で、私は70戸とっておったんですが、200戸という数字は亀山市の今現在ある市営住宅を含めての数字か、それやともっと多くなるんじゃないかなあという自分は思いがあるんですが、そこらを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市では、栄町住宅や北鹿島住宅など、コンクリートづくり、鉄筋コンクリートづくりの住宅がございます。これが114戸ございまして、それが長寿命化計画で長もちをさせるといったところで、その数が114戸と。今回新たに70戸をお借りしまして、これで184戸となるわけですが、あとは空き家とか、そういった活用といったところで、最終的に200戸というふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると184戸と今200戸の数字、16戸というのは、空き家の活用ということは、現在の市営住宅の空き家を使うのかどうか、確認したい。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

現在の市営住宅の空き家ではなくして、個人が持ってみえます空き家、そういったものの活用を考えておるといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、これから先も民間住宅の活用を図って、亀山市の住生活の基本計画を全うしていくのか、または中身は変更されるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回の条例改正に伴う亀山市住生活基本計画の見直しは考えておらないところでございまして、今後、この民間活用市営住宅については今年度末までに70戸の供給目標に対しまして、現在までに25戸を供給し、今回20戸を借り上げますと残り25戸と。今年度中に借り上げに向け、事業者の公募をいたしたいと考えております。ですから、来年度以降、民間活用市営住宅というのは検討させていただくといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうなると、今立てておる亀山市住生活基本計画の変更というのではないということによろしゅうございますか。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

亀山市の住生活基本計画につきましては、平成30年度が目標年度でございますので、その段階でまた計画を見直したいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、次に議案第50号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目、第3款民生費、第3項生活保護費、生活保護事業97万2,000円の補正についてお尋ねしたいと思います。

97万2,000円の一般管理費ということで、システム導入委託料というふうに説明を受けておりますが、これの中身についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

生活保護の基準のうち、住宅扶助、家賃、それから間代等の限度額が本年7月に改正されることとなりました。また、地区別冬季加算額の改正が本年11月から予定されております。これらの改正に係る保護費算定の電算システム導入委託料を計上いたしました。

なお、住宅扶助の改正は本年4月14日付で、また地区別冬季加算額の改正は本年5月14日付でいずれも厚生労働省社会援護局長から通知があったところでございます。このことから、年度当初では計上できず、本年7月の住宅扶助の基準の改定に対応できるよう、今回補正予算で計上したものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

生活保護法とか失業保険とか、いろいろな部分で全国的にもいろいろな問題も出てきております。適正な管理をするためにも、このシステム委託料が要るんじゃないかなというふうに理解いたしました。7月でございますので、今回提案されたということでございます。今まででいくと、例えば専決でやられるとかいうふうにもございますが、今回は時期を見て提案をされたのは非常にいいことかなあというふうに思っております。

それでは、次に2点目で第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、有害鳥獣対策事業512万

円についてお尋ねしたいと思いますが、この説明の中では、有害鳥獣駆除委託料が減額されて報償費にその額が提案されております。組み替えられておりますが、この中身をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回の補正につきましては、有害鳥獣による農作物への被害防止のため、猿、鹿、イノシシの捕獲を行う事業に関するものでございます。

昨年度は国の事業でございます鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金を活用いたしまして、有害鳥獣特別捕獲業務として猟友会亀山市部へ委託をしておりましたが、本年度から補助金が鳥獣被害防止総合対策交付金の中に組み込まれたことで、猟友会への委託ではなく、捕獲者への報償費として事業に取り組むよう県から指導を受けたことで、本年度計画をしておりました捕獲の費用512万円を委託料から報償費へ組み替えるものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

組み替えの理由はわかりました。やはり報償費、今まで委託を512万で年間の鳥獣駆除の委託を猟友会にされておったと思うんですが、今度は報償費に変わった。その報償費というと、賃金になるのかな。普通でいけば、私は賃金だと思うんですけども。報償費となると、例えばイノシシを1頭撃った、お猿を1頭捕らえたと、そういうふうなことで、例えば1頭に対して1万円か2万円かちょっとわかりませんが、褒美というか報償として出すというようなことでございますが、そのらの具体的な中身をお聞かせ願いたい。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

捕獲業務委託の内容と報償費も同額でございます、猿、鹿、イノシシを捕獲した場合に1頭当たりの捕獲料を報償費として支払うものでございまして、1頭当たり猿は2万5,000円、ただし大型捕獲おりの場合は1万円、雌鹿1万円、雄鹿8,000円、イノシシ8,000円でございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると512万という金額が設定されていますけれども、今聞いた猿が2万5,000円とか、雌鹿の1頭1万円とか、あとは8,000円とかいう話ですが、これとり過ぎたらどうしますの。これはやはりこういう金額、512万という金額を設定されておるということは、頭数を定めているというふうに私は思うんですが、そこら辺を確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

頭数につきましては、猿は大型捕獲おりを含めました170頭、雌鹿100頭、雄鹿70頭、イノシシ45頭の計画で予算を計上させていただいております。

今、議員おっしゃいましたり過ぎた場合というふうなことでございますが、例年この範囲内で捕獲をしていただいておりますのでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

害のあるものを範囲内という話はないと私は思うんです。例えばり過ぎた場合は、また次に補正をお願いされるというのであれば、私も理解できるんですが、その範囲内ということであれば、これはちょっとおかしな問題だと私は思うんですが、再度確認。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今後、年間どういふ捕獲数になるかまだ未定でございますが、今議員がおっしゃった補正も含めて今後検討したいというふうに思っています。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そういうこともやはり考えておいてもらわないとうまくいかないだろうと思っております。いわゆる有害動物でございますので、我々百姓の人間は、例えばスイカをつくっても、一つも口の中に入らんというような事案も出てきておりますし、稲もさることながらやはり減収になると。今度は一般質問で農業施策もお尋ねするんですが、やはりそういうふうな部分も行政としても十分農業の後継者のためにも力を出していただきたいなど、かようにお願いしておきたいと思っております。

続いて3点目、第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、国民宿舎関ロッジ管理費281万9,000円についてお尋ねするんですが、先ほど来もこの議案についてはあらゆる人からも質疑されております。私もよく似たもんかなあと思うんですが、実を言うとここで特に報償費の問題で、あとは施設の維持管理というのも非常に大事だと思うので、私は当然かなと思うんですが、報償費で37万3,000円ですか。これが組まれておりますが、先ほど櫻井議員も熱き質問をされておりました。私もこれを質疑に取り上げたのは、我々議会として特別委員会で公営企業経営問題特別委員会を立ち上げて約2年ほど検討して提言をさせていただきました。その中で、やはり特別委員会の検討結果として、国民宿舎関ロッジは地域振興、観光振興、福利厚生としての役割のほかに、市民の交流する場として重要な施設であり、存続をする必要があると全会一致したところであるということで提案しております。今に至っております。それも指定管理者制度を導入してやってきて、このたび指定管理者のほうで辞退されたというふうで問題になっておりますが、我々もその当時あらゆる地域に視察に行きまして、いろいろな話も聞かせていただいて、そのときには行政が経営するよりも、やはり民間に委託してやったほうがいいんじゃないかというあちこちの意見も聞いておまして、今の情勢になったと思うんですが、これを一旦相手の都合によって失敗したからと

いうて、次のあり方まで検討する場が必要かどうかと私は思っておりますが、この議案についても議会に事前に相談されているのか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

過去にさまざまなご検討をいただいた中で、指定管理が行われたわけですが、残念ながら結果としていろいろな問題が生じてきて、現在のままで、従来のままの指定管理の公募を行うというのは、非常に難しい状況にあるという事態になりました。そこで今回改めてそのあり方について検討をさせていただくということになりました。このことについては、在り方検討委員会をさせていただくことについては議会にご相談ではなくて、全員協議会の場では少しそういったことを触れさせていただきましたが、特に相談をさせていただいたわけではございません。市としてこうさせていただきたいというご提案でございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

やはり、こういう問題については、議会としても特別委員会まで立ち上げて、今後の方向性を議論し、いろいろ検討して提言申し上げた結果でございますので、そういうふうな部分をよく感じていただいて、今後さらに検討を進めていただきたいなど、かように思っております。

時間も余りございませんので、最後になりましたが、次に4点目で第8款土木費、第2項道路橋梁費、野村布気線整備事業3億9,255万9,000円についてお尋ねいたします。

この事業については、毎年のように予算立てされて、事業進捗が全く見えない状況でございます。その中で野村布気線では、県の事業はもう完了しておると思えますし、やはり市の事業を早くしなければアクセスがうまくいかないというふうに思っておりますので、そこらの点もよろしく願いしたいと思っておりますが、特に今回の補正で上げられた理由について、説明願いたい。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

先ほど、一部、議案第49号の亀山市住生活基本計画の200の数でございますけれども、私の勘違いによりましてちょっと間違っておりますので、訂正をさせていただきます。既存の市営住宅で130戸を供給すると、70戸が借り上げで合計200戸といったところでございまして、大変申しわけございません。

それでは、先ほど議員のご質問で、野村布気線整備事業につきましては、今まで用地交渉が難航していました1事業者と去る3月31日に野村布気線整備事業の用地確保交渉に関する確認書を締結し、話し合いが進捗したことに伴い、用地費や補償費など3億9,255万9,000円を補正するものでございます。なお、当予算につきましては、替え地への移設補償でございますので、期間が3年近くかかるというところで、3年の債務負担行為も計上させていただいております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

やっと前へ進んだかなという感を受けておりますが、この補償費については、多分1社だと思うんですが、今まで問題にあった2社、3社の部分もこれに入っておるのか。これはもう別個、後ほど考えるのか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回提案をさせていただいております補正予算につきましては1社と。あと残りますのは、もう1つも事業者でございますけれども、1社。それとお墓の関係がございまして、それがあと1人残っております。ですから、あと1事業者と1人といったところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この事業については、非常に苦勞をされておったかなあというふうに思っておりますが、土地収用法も使わずに土地の購入ができるということは、担当部局については非常に骨折りだったろう、心勞であったろうというふうに思っております。今後、この事業が早く通れるように、地元の方々もやはり狭い道を通られるより、道を通っていただいて、部落の中の細い道を車が入らないようになるので喜んでおられると思いますので、今後皆さん方の頑張りを期待いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

動議を提出したいと思いますので、よろしくご配慮をお願いします。

○議長（前田 稔君）

暫時休憩します。

（午後 3時01分 休憩）

（午後 3時02分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩を閉じ、会議を再開します。

櫻井議員、動議の内容を。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私が質疑させていただきましたが、市長の発言にちょっと誤りがあったもので、それを訂正していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご配慮願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

暫時休憩します。

（午後 3時02分 休憩）

(午後 3時06分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいま櫻井議員から動議の提出がございました。この動議に賛同する議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（前田 稔君）

賛同者がございますので、この動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。提出された動議について、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

起立多数であります。

したがって、動議は可決されました。

暫時休憩します。

(午後 3時07分 休憩)

(午後 3時09分 再開)

○議長（前田 稔君）

会議を再開します。

先ほどの動議について、櫻井議員の質疑に対する答弁に誤りがあったということなのですが、それについて櫻井市長から答弁を受けたいと思います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ただいま、先ほどの私の櫻井議員への答弁の中で、少し勘違いをいたしまして、ご答弁させていただいた内容につきましては、ご指摘のとおり訂正をさせていただいて、おわびを申し上げたいと思いますので、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

以上で日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第45号から議案第56号までの12件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。なお、報告第5号から報告第12号までの8件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 4 5 号 亀山市総合計画条例の制定について
- 議案第 4 6 号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について
- 議案第 4 7 号 亀山市税条例等の一部改正について
- 議案第 4 8 号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第 5 1 号 財産の取得について
- 議案第 5 4 号 専決処分した事件の承認について
- 議案第 5 5 号 専決処分した事件の承認について

教育民生委員会

- 議案第 5 6 号 専決処分した事件の承認について

産業建設委員会

- 議案第 4 9 号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 5 2 号 市道路線の認定について
- 議案第 5 3 号 市道路線の認定について

予算決算委員会

- 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度亀山市一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（前田 稔君）

次に、日程第 2、請願第 1 号を議題とします。

請願第 1 号安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める請願書の審査については、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成 2 7 年 6 月 1 5 日
件 名	安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町 5 5 4 - 7 亀山九条の会 代表 坂 昌寛

要 旨	「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」について、広く国民的議論を起し、世論を尊重して法案の審議を行うため、今国会で成立させないよう、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	中崎孝彦、服部孝規、西川憲行
付託委員会	総務委員会

○議長（前田 稔君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

18日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時11分 散会）

平成27年6月18日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成27年6月18日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長 松井 元郎 議事調査室長 渡邊 靖文
書 記 高野 利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

新和会の中村でございます。

本日は、住基ネット、あとマイナンバー制度、この2点につきましてお尋ねしたいと思います。

住民基本台帳ネットワークシステム、通称住基ネットでございますけど、この事業も約1,000億円ですか、かなりの多額の税金を投入して、反対の中、導入された事業であるということで、中途半端であったと、そのように覚えております。多くの反対を押し切って、住基ネットの事業が始まったわけでございます。平成14年に導入されまして、市町村間の転入通知等が簡素化になると、そういった法定受託事務と聞いておるところでございますが、この住基ネットの具体的な内容につきまして、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

14番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

おはようございます。

具体的な内容ということでございます。

住基ネットは、国の行政機関などへの情報提供や地方公共団体の事務処理など、さまざまな場面で役に立っております。住基ネットは、市町村と都道府県が連携して構築しているシステムであり、国の行政機関などへの本人確認情報、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードなどを提供しています。これらの情報によって、各種給付の支給事務や資格試験の実施事務、各種登録、免許等の申請の受理に活用されております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

活用されているということでございます。

住基カードも市民の皆さんにたくさん配付されていると思うんですが、亀山市の住基ネットの現状ですが、活用状況につきましては普及率が余り芳しくないと聞いておるんですけど、現状はどうであるか、お尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

住民基本台帳カードの普及率でございますが、本市では平成15年8月から住民基本台帳カードの交付を開始いたしまして、平成27年6月1日現在の有効枚数は1,312枚で、普及率は2.6%となっております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

大変普及率が悪いと、そのように理解いたします。多額の予算を投入した割には余り活用されていないと、そのように理解いたします。

また、この住基ネットが年金記録の正確性の確保に貢献したということも、新聞にも載っていましたんですけど、そういった成果というのはあったのかどうか、お尋ねします。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

年金情報の成果でございますが、年金受給権者の現況届の省略や住所変更届、死亡届の提出の省略に利用されておるということでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

それと、全国センターや県と市町村と、この3つのネットワークの構成になっているということで、全国的にその市町村の区域を超えた本人確認ができた、そのようにも聞いておるんですが、この3つのネットワークの構成ですけど、現状はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

3つのネットワークの構成ということでございますが、住基ネットは電子政府・電子自治体の基盤であり、住基ネットを介した行政手続においては、他人の成り済ましや文書の改ざん、情報遺漏などを防止し、事務の簡略化や正確性の確保に大きな役割を果たしております。住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速になり、秘匿性・安全性も向上いたしております。従来郵送で

行われていた転入地市町村から転出地市町村への転入通知がオンライン化になり、事務の簡略化と正確性が向上いたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

転入手続が楽になったということで、確認させていただきました。

導入後13年を経過したわけでございますけど、この事業の総括、あと検証といいますか、どういった認識を持ってみえますのか、要するにコストパフォーマンス、費用対効果、その辺のところを検証されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

費用対効果でございますが、亀山市での導入効果につきましては、従来郵送で行われていた転入地市町村から転出地市町村への転入通知がオンライン化になり、事務の簡略化になりました。なお、平成26年、この1年間で、約20万円の郵送料の削減と、この業務に係る事務処理の時間が短縮できたところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

住基ネットは幅も狭いので、そんなところかと思えます。

先ほど、電子自治体と言われましたんですけど、住基ネットの役割についてでございますけど、当亀山市もインターネットによる行政情報の提供やら企業、国等々、手続の電子化といいますか、当市も電子自治体と認識していいと思えます。そういった中、この電子自治体における住基ネットの役割についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、従来郵送で行われていた転入地市町村から転出地市町村への転入通知がオンライン化になり、事務の簡略化と正確性が向上いたしました。

また、市民サービス面では、住基カードに電子的な身分証明書情報である電子証明書を格納するサービスを行っております。この電子証明書付の住基カードを作成すると、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて確定申告を行うことができるe-Taxを使用することができるとなっております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に、大きくマイナンバー制度についてお尋ねしたいと思います。

社会保障・税番号制度ということでございますけど、そもそもマイナンバー制度とは何かといいますと、行政事務にはそれぞれ個人を特定づける番号がありまして、例えば基礎年金番号や健康保険証の被保険者番号、パスポートの番号、運転免許証、納税者番号、住民票コード等々、ばらばらの番号があるわけでございます。それぞれ一人一人の固有の番号をつけたさまざまな行政事務にかかわる番号を関連づけて整理することで、住基ネットを通じて横断的なサービスを受けるということ。6月の広報にも最初のページに掲載されていたところでございますけど、あの広報にはほとんどメリットしか載っていなかったと、そのような気がいたします。

この制度は十数年にわたりまして廃案になってきました。というのは、反対が多かったと。そういった中、今回いきなり閣議決定されたというのはご承知のとおりでございます。その運用は来年の1月から始まるわけでございます。それにしても大変早過ぎて、企業や自治体での準備は全く間に合っていないと、そのように聞いておるところでございます。

そこでお尋ねしたいんですが、このマイナンバー制度につきまして、具体的に説明を願います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

マイナンバー制度の概要をご説明申し上げます。

マイナンバー制度は、国民一人一人に異なる12桁の番号を割り当て、複数の機関に存在する個人情報と同一人の情報であることを確認するための制度で、これは議員ご指摘のとおりでございます。本制度を導入することにより、給付過誤や給付漏れ、二重給付の防止等、よりきめ細やかな社会保障給付が可能となるものでございます。

また、マイナンバーによりまして、さまざまな個人情報をひもづけることで、より正確に個人の所得が把握できることとなります。

さらに、所得証明、住民票の添付書類が省略できるようになるなど、事務手続が簡素化され、住民の負担軽減が図られるなど、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤でございます。

今後は、本年10月に個人番号の通知を行い、来年1月には個人番号カードの交付を予定しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

ご答弁の中では、ほとんどメリットしか言われていないような感じも受けました。

このマイナンバー制度というのは、家族構成や税金の支払い状況、給料とか預貯金とか不動産とか資産状況、生活保護や医療関係の情報やら、計93項目にわたる個人情報が網羅されると、そのように聞いているところでもございます。このマイナンバーとは、本人の情報がわかる、国民総背番号制と言ってもいいようなものであると、そのようにも論評されるところでもございます。

この導入システムが何らかの障害の発生によりまして不正アクセスされ、情報が漏えいし、個人

情報が漏れると、先般、日本年金機構で問題になったのがありました。125万件の情報が漏えいしたと、そういった事実があったわけでございますけど、このマイナンバーがそういうことになると、こういった問題をはるかに超えた甚大な被害が出るのが明らかだと、そのように考えております。大変なことになるということ。

また、この制度は、国民を背番号化すれば、人を番号、数字として扱って、収入、仕事、資産等により人間を値段として見る風潮が生まれかねないと、そういった懸念があると、そのようにも考えます。

そこで、2点ほどお尋ねしたいんですが、今後、年金、雇用保険、医療保険の手続、生保や児童手当、その他の福祉の給付や確定申告の税の手続などについて、申請書にマイナンバーの記載を求められると、そのようにも聞いておりますが、このことについてお伺いしたいと思います。

それと、このマイナンバーの申請は当初は任意と、そのように聞いているんですが、いずれは義務となるんじゃないかと、この2点、お尋ねします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護、児童手当、その他の福祉の給付、確定申告などの税の手続で、申請書等にマイナンバーを記載していただくことになります。

なお、マイナンバー制度は、現在のところ社会保障、税、災害対策、この3つの分野での利用に限定されておりますことから、それ以外の法令等で定めのない分野で記載いただくことはないものでございます。

また、個人番号カードの申請につきましては、取得が強制になる予定はございません。ただし、市といたしましては、マイナンバー制度を有効に活用していただくためにも、できるだけ多くの方に個人番号カードの申請をいただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

使用の範囲を限定されましたんですけど、マスコミ等々では、今後はそういったあらゆる情報が入ると、そのように聞いております。確定したことじゃないので何とも言えないんですけど、恐らく90項目のそういった中の情報が網羅されると、そのように聞いておるところでございます。

今回のマイナンバーは12桁なんですけど、法人には13桁の番号制を導入して、官民を問わず、納税義務の生ずるあらゆる団体に国税庁が番号をつけると。こういった法人番号を使用することによりまして、実際、その法人番号をつけることによってどういうことが起きるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、法人番号は個人番号と違いまして、13桁の番号が付番されます。対象となりますのは、国の機関、地方公共団体、会社法その他の法令に規定する設立登記をした法人でござ

ざいます。

また、法人番号は、個人番号と異なり、広く一般に公表され、利用範囲に制約がなく、自由に利用することができます。したがって、法人にとってはメリットがございます。当該法人は誰でも自由に利用できますことから、法人番号をキーに、法人の名称、所在地情報が容易に入手することが可能となります。このことから、新規営業先の開拓に当たり、新しく設立された法人情報の入手が可能となるだけでなく、法人番号を用いて取引情報を集約することによる効率化なども期待されているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に、住基ネットとの関連性で、先ほど住基ネットの質問をさせていただいたんですけど、現在、住基ネットが稼働しておるわけでございますけど、今後、マイナンバー制度というのに切りかわると、そのように考えます。この番号制度というのは住基ネットが基盤となると、そのように予測するんですけど、住基ネットとマイナンバー制度との関連性につきまして、お尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

マイナンバー制度と住基ネットの関連性でございますが、ご指摘のとおり、住基ネットはマイナンバー制度を支える重要な基盤として位置づけられているところでございます。

具体的には、マイナンバーは住基ネットで利用している住民票コードをもとに生成されます。また、住基ネットが取り扱う氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード等の本人確認情報に、今回、マイナンバーが追加されます。さらに、各行政機関での情報連携については、マイナンバーを直接用いず、住民票コードから生成された符号を用いて情報連携を行うこととなるものでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

それで、次に住基ネットとマイナンバー制度の相違点でございますけど、住基ネットとマイナンバー制度にはかなりの相違点があると考えます。それぞれ分野によって違うんですけど、3点ずつぐらいに分けて、簡単に住基ネットとマイナンバーの差をお尋ねしたいと思います。ご答弁をお願いしたいと思います。まず利用と導入の目的、それと提供される情報と個人情報の共有、この3つについて、それぞれマイナンバーと住基ネットとの差を簡潔によろしくお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

それでは、まず3点のうち導入目的からご答弁いたします。住基ネットの導入目的につきましては、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するこ

とを目的とされております。一方、マイナンバー制度は、行政機関が整備された情報システムを運用し、より公平な給付と負担の確保を図り、国民が手続の簡素化による負担の軽減と本人確認の簡易な手段などの利便性の向上を図れることを目的といたしたものでございます。

次に、2つ目の提供される情報につきましては、住基ネットは、先ほど申し上げました氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードといった本人確認情報に限られます。一方、マイナンバー制度では、法に定められました社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報でございます。これにつきましては、今法律で決まっておる限りはこの3つということでございます。

それと、3つ目でございますが、個人情報の共有につきましては、住基ネットは本人確認情報、先ほどの氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードが全国ネットワークのサーバーで管理されます。一方、マイナンバー制度につきましては、住基ネットの本人確認情報にマイナンバーを追加して管理することになっており、各行政機関での情報連携については、マイナンバーを直接用いず、住民票コードから生成された符号によって行うこととなっております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に、あと民間の利用と番号の変更とデータの送信について、どういった差があるのか、お尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

それでは次に、民間利用につきましては、住基ネットシステムを用いた情報提供は法に規定された事務に限定されており、住民票コードの民間利用については禁止されております。一方、マイナンバー制度につきましては、現在、社会保障、税、災害対策の3分野での利用に限られておりますが、議員ご指摘のとおり、金融分野でありますとか、医療分野等における利用範囲の拡充において、本通常国会で審議をされているところでございます。

最後に、データ送信につきましては、住基ネット、マイナンバー制度、両方とも暗号化されております。また、番号の変更についてでございますが、住基ネットで利用している住民票コードにつきましては、本人請求に基づき変更が可能であります。マイナンバー制度につきましては、番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、変更することができるものでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に4番に入りたいと思いますが、これが一番大事だと思うんですけど、危険性に対処するためのセキュリティー対策ということでございまして、先ほども触れましたように、このマイナンバー制度はいろいろな問題があると、そういうようなものはらんでいると思います。

このマイナンバー制度が導入されますと、赤ちゃんからお年寄りまで全国民に番号がつきまして、外国人や法人にもつくわけです。そして、この番号をキーにして納税額やら介護保険料の納付状況、また個人データを引き出しまして、照合する共通番号制の仕組みということでございます。政府は行政事務の効率化やら簡素化を唱えておりますが、つまりはある人の所得や財産を一元的に管理ができて、それを総務省やら財務省、厚労省などが把握できれば、その人の資産全体の詳細な情報の管理が容易でありまして、したがって税の徴収も簡素にでき、公正になり、社会保障の無駄が省けると、そういうものでございますけど、しかしながらこのマイナンバー制度で個人の財産やら所得が全部把握できるということは、個人の最も大切な情報の一つであります財産情報が全部政府に握られてしまうと、極端に言えばそういうことでございまして、そういった懸念があると、そのようにも考えられると思います。そういった論評もございます。

つまり、現代社会におきまして、極めて重要な基本的人権であるプライバシー権、自己の情報コントロール権といえますか、またマイナンバー制度に含まれる個人情報、私生活のさまざまな分野における、中には特に病歴等が中に入りまして、知られたくない情報も含まれるそうでもございます。その情報が、先般の日本年金機構のように成り済まし被害も大きくなりまして、最終的には回復不可能な損害が生じる危険が内在しておると、そうだとも思います。そういったリスク管理のために、高度な情報セキュリティーを施すことが必要だと。他の市では、既にそういったマイナンバー制度対応のセキュリティーシステムを構築しているところもあると、そのようにも聞いております。

こういった危険性に対する個人情報保護のセキュリティー対策につきまして、2つに大きく分けられると思ひまして、1つ目には制度上の保護措置、例えば利用の制限やら、第三者機関の監視や個人情報の保護、あと罰則等があると思ひます、制度上には。それとあと、システム上では、安全措置は、個人情報を分散して管理するとか、アクセスを制御するとか、そういうのがあると思ひます。この2つに分けていろんなセキュリティーを考えていかなきゃいけないと思ひますが、こういった一連のことにつきまして、市はセキュリティー対策についてどのように現時点で考えてみえるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

マイナンバー制度は数多くの個人情報を扱うこととなりますことから、議員ご指摘の制度面及びシステム面での保護措置によって、いかに安心・安全を確保するかがこれまで以上に問われるものと認識をいたしております。

そうしたことから、まず制度面につきましても、手続の際の厳格な本人確認の義務づけ、罰則強化等の安全措置管理等が必要となっております。

また、システム面につきましても、個人情報の一元管理は行わず、行政機関ごとに分散して管理を行い、情報のやりとりを行う際は、マイナンバーを直接利用せず、通信を全て暗号化させることになっております。

さらに、本市におきましても、マイナンバー制度で利用する住民情報系システムにつきましても、インターネットによる外部との接続が行われないことから、高いセキュリティー性を維持しておる

ものでございます。一方で、実際にシステムを利用する職員の情報セキュリティ意識を高めることも非常に重要となってまいりますことから、これまで以上に職員研修の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

結局、このマイナンバー制度が導入されて、国民がいろんな懸念を示すといいますか、不安な面があるというのは、3点ほど大きく分かれると思います。

1点目で、こういったナンバー制度によりまして国家が管理すると、そういうことへの懸念があると。国家によりまして個人のさまざまな個人情報が番号をキーに名寄せで突合されたり、いずれは一元化される、一元化されないと今ご答弁にあったんですけど、将来的には一元化するほうが活用しやすいのでそうなるんじゃないかと、そういった懸念がまず1点あると思います。

それと、2点目には、個人情報の追跡とか突合に関する懸念ということで、個人情報の外部の流出、こういったこともあると思います。

3つ目には、特に心配されているのは財産、その他の被害への懸念。

これらが国民の心配な要素だと、現在のところはそのように思っております。こういったことが払拭されればいいんですが、今後様子を見ていかなきゃならないと、そのようには考えております。

次に、5番目のマイポータル、情報提供等記録開示システムというわけでございますけど、要するに個人の情報をインターネット等で確認できると、そういったことでございますけど、政府はマイナンバー法の附則におきまして、2017年1月を目途に自己の特定個人情報及びその提供記録の確認、そういうことが行うことができるマイポータルという情報提供等記録開示システムというのを設置すると聞いておりますが、つまり利用者の個人情報等の閲覧を可能にするというもののだそうでございますけど、このマイポータルについて、わかりやすく簡潔にご説明をお願いします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

以前までマイポータルと呼ばれておりましたが、現在はマイナポータルというふうに名称が変更されたところでございます。

マイナポータルは、市民の皆様が自宅のパソコンで、行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつでもやりとりしたかを確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や必要なお知らせなどを確認できるものとして、平成29年1月から利用が予定されております。

また、マイナポータルの画面設定に関しましては、高齢者や障がいをお持ちの方が使いやすくするように配慮も検討されているところでございます。

さらに、パソコンを所有しない方につきましても、マイナポータルを使っただけのよう、公的機関への端末設置等が予定されていると聞いています。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

なかなか、高齢者の方にわかりやすくすると言われましたんですけど、大変難しい問題だと、そのようにも思います。アクセスできない方々がたくさん見えると思います。そういったアクセスできない方に対する不利益や情報の伝達不足とか、そういうことに対応していくというのが課題であると、そのようにも考えます。

6番目の最後でございますけど、市のかかわり方ということで、いろいろ分野に分けてお尋ねしたいと思うんですが、まず市が今回の導入に対して求められている事務と導入の準備、その運用管理に向けた、先ほど研修も言われましたんですけど、この3点ですね、これについてお尋ねしたいと思います。このマイナンバー制度導入に当たりまして、当市も国から現在たくさんの資料が送られてきていることだと想像するわけでございますけど、この事業に対して、亀山市としてどのようにかかわっていくのが大変大きな課題だと思います。

それで、3点ほどお尋ねしたいと思うんですが、亀山市に求められている事務というのはどんなものか、例えば番号制度の根幹となる事務だと思うんですけど、まずその1つ目で、亀山市が求められている事務、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市に求められている事務としましては、大きく3つあると考えております。

まず1つは、各システムの改修と連携のテストということで、現在、住基ネットシステムにつきましては大詰めを迎えておるところでございます。

2番目が、関係条例の整備ということで、これにつきましては、9月定例会におきまして、個人情報保護条例の改正を予定しておるところでございます。

また、個人番号のカードの交付事務ということで、これは来年1月から始まるもので、この事務が市に求められている事務ということでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

当市といたしまして必要な導入準備として、先ほど条例改正も上げられたんですけど、その準備作業として、これまでの既存番号の洗い出しとか、システムの改修とか、実施体制もあると思うんですが、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

次に、導入の準備でございます。

先ほど、住基ネット関連のシステムにつきましては大詰めを迎えておるところでございますが、その他の関連システムもございまして、これにつきましては、現在、委託業者と調整を図っているところでございます。

また、先ほども申し上げました個人情報保護条例の改正につきましては9月定例会ということで、

その他のこれに関連するような規則や要綱等の改正につきましても順次進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

先ほど言いました運用管理ですけど、これに向けての職員の研修ということで、いろんな幅広い分野で研修をしていただければと思いますが、そのスケジュール等についてわかりましたらお尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

運用管理に向けての職員研修でございますが、まず今まで行ってきた研修としましては、昨年度に、関係各室の対象者にマイナンバー制度関連のeラーニングを受講させております。

また、今年度におきましては、情報セキュリティー面を中心とした研修を計画しているところでございまして、スケジュールといたしましては、本年10月には番号通知がなされますもので、それまでにこういった研修を済ませていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

先ほど前段で、今回、閣議決定も早かったし、これまで10年も廃案になった、そういったものがあつという間に決定したということでございまして、各企業やそういった自治体にとっても準備がなかなか間に合わない、そのようにマスコミ等でも言われていますし、そういうことを聞いておるんですけど、その辺のところは亀山市はどうなんですか。十分対応できるのか、それともかなり焦っているのか、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに国民総背番号制として十数年議論がなされてきてまして、マイナンバー法につきましては2013年5月に施行され、2年間の間に急速に国のほうからいろいろな事務が言われてきてまして、特に電算システムの改修にはかなり時間を要したところでございます。

また、ご指摘をいただきました住民等への周知、これにつきましてもなかなか周知がされていないとか、市民の方々に周知不足のところもあるということで、今回6月1日に広報で特集号を組ませていただいたところですが、今後も必要になってくるというふうに考えております。

こういったところで、スケジュール的にはかなり厳しいものがございましたが、現在の事務といたしましては、遅延している事務というものはございません。遅延なく進んでおるというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

事務的には遅延なく進んでいると、そのように理解させていただいたんですが、今後、セキュリティー対策、そういったことに対してもかなりお金も要るだろうし、今後の話ですけどなかなか大変だと、そのように考えます。

最後になるんですけど、こういったマイナンバー制度というのも、国が閣議決定して、法定受託事務だと考えますので、市としてはどうしても受けざるを得ないと、そういう状況だと思います。しかしながら、いろんな問題がございますので、今後はいろいろ考えていただきまして事務に当たっていただきたいと、そのようにも考えるわけでございますけど、こういった課題の多いマイナンバー制度というのが、導入が早過ぎて、自治体や企業や、準備が間に合うかと、そういうことも確認させていただいたんですが、膨大な情報の漏えいと、そういった危険性もございます。

実際、同じような制度を導入しておりますアメリカですね、かなり前からアメリカは導入しておりますわけでございますけど、中身がちょっと日本とは違うんですけど、不正利用が相次いで、年間に数百万人が被害に遭って、その被害総額というのが約5兆円に近い損害を受けていると、そのようにも聞いておりますし、そういったところから、アメリカも現在再検討しておるような状況であると、そのように新聞にも載っております。また、イギリスでは、導入後2年で、もうこの制度自体廃止を決めておるということでもございまして、韓国では、2008年から4年間で1億2,000万件の個人情報が出出しておると、そういった現実でございます。ドイツでは、税分野のみに限定してこの制度を使っていると、そういった危険性があるので。そういった各国の状況でございますけど、世界の潮流というのはこんな状況らしいです。

そういった中で、日本が欧米のこうした動きに逆行していると、そのようなことにもなるんじゃないかと、そのようにも考えます。導入が10年間おくれたという面もあるわけでございますけど、こういった論評も幾つかあるわけでございますが、最後にお尋ねしたいと思うんですけど、こういった一連のマイナンバー制度に関しまして、市長の認識といたしますか、見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員がご懸念をされておりますマイナンバー制度であります。2013年、法施行以降、実施に向けて諸準備を今日までいたしてまいりました。国が進めるスケジュールに合わせて、現在まで、先ほども答弁させていただきましたが、遅延なく準備を進めてきたというふうに認識をいたしてございます。

また、特にご懸念のセキュリティーの対策でございますが、この制度におきましては、制度面、システム面の両面からさまざまな安全策が講じられているところではございますが、やっぱりマイナンバーを取り扱う職員に対しても、第一義的に大変重要なところではありますが、適切な取り扱いについて徹底をしたいというふうに考えております。

さらに、ちょうど去る6月10日に開催されました全国市長会におきましても、この制度につき

ましては、個人情報保護に関して万全の措置を講じていることの国民への説明、そして個人番号付番、通知及び個人カード交付を予定どおり確実に実施することを、国に対して市長会として要求することを緊急決議いたしたところでございます。

こういう動き自体は、全国の自治体がマイナンバー制度を前向きに進めていこうという意思表示であるというふうに私自身は認識をいたしておるところでございます。本マイナンバー制度、ご所見もございましたけれども、市民の皆さんの利便性の向上、それから行政事務の効率化、そして公平・公正な社会の実現のために、極めて重要な制度改革の節目であろうというふうに考えてございまして、先ほどご懸念にありました個人情報の保護を含めまして、亀山市としては万全の準備を進めてまいりたいというふうに現在考えて、取り組んでおるところであります。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

メリットも多いんですけど、そういった危険性をはらんでおるということも事実ですので、今後、セキュリティーの面も慎重に、よろしく願いいたしたいと思えます。

これで質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

14番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

きょうは、一般質問2点について行いたいと思えます。

1つ目は、3月の定例会に引き続き、中学校給食について。2点目は、土砂埋め立て等による環境汚染・災害発生を防止する条例の制定についてです。

まず1点目であります中学校給食についてですが、前回、少し時間が足りませんでしたので、おさらいをしながら質問をしていきたいと思えます。

そして、最初にお断りしておきたいんですけれども、この通告を出します前に、三重県の教育委員会に確認いたしまして、完全給食を実施していない市を電話で聞き取ってこの通告を出したんですけれども、その後、質問の準備をして各市に電話などしているうちに、少し間違いがあるようでしたので、そこについてはこの質問の中で明らかにしていきたいと思えますので、よろしく願いします。

パネルを出します。

1枚目のパネルは、学校給食法です。中学校給食にしる、小学校給食にしる、給食の根拠となる法律です。その抜粋を出させていただきました。

まず基本的なことですが、義務教育諸学校の設置者の任務というのがうたわれております。第4条、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないと書かれています。

また、地方公共団体につきましても、第5条で、国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとうたわれております。

法律がつくられたのが昭和29年ですので、戦後、本当に四、五年でこういうことがうたわれてきて、中学校については3年置いてから義務教育諸学校というところに入れられたとのことなんですけれども、随分昔から、このように学校給食をしなければならないということが法律で定められています。ただ、罰則はないところであります。

それで、パネルにはしなかったんですけれども、皆様のお手元には、学校給食法のうち第2条を入れさせていただきました。学校給食法の第2条は、学校給食の目標が書かれています。最初に法律がつくられた当初は、目標は4つだったんですけれども、後に、ここ最近で7つにまで目標がふえました。学校給食に求められているものが多様化したということだと思えますけれども、その1つとしては、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。2つ目に、食事について正しい理解を深める、あと健全な食生活を営むことができる判断力を培う、望ましい食習慣を養うということが書いてあります。3としては、学校生活を豊かにして、明るい社交性、協同の精神を養う。4番目に、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うとあります。5番目としては、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6番目として、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深めること。最後に、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。こういうことが、給食の目標として定められています。

そして、続きまして資料として入れさせていただいたのは、第2次食育推進基本計画というものです。ここでも学校給食が充実するようというところで、学校給食の普及促進、あるいは十分な給食の時間の確保、食事マナーなどの指導、内容の充実、また学校給食そのものが生きた教材として活用されるように、ほかの教科においても活用されるように、献立内容の充実を図るすとか、食料の生産等に対する子供たちの関心を高めて理解を深める、地産地消を進めていく、生産者団体と連携して安定的な納入体制を構築の上、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者の苦労や産物に関する情報などを子供に伝達し、感謝の心を育む等教育に生かす。さらに、子供たちの食習慣の改善に資するために生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催などを推進するなどが書かれています。

ほかにも食育基本法とか、いろんなところで給食についてはうたわれているところですが、これほどのことを達成しなくてはいけない給食であるということが、おわかりいただけたと思います。

次に、公立中学校の完全給食の実施状況についての資料があります。どうやったらわかりやすいのかいろいろ苦労したんですけれども、今回、グラフにしてみました。

完全給食というのをまずご説明したいんですけれども、完全給食というのは、学校給食法の施行

規則にうたわれております、パンや御飯などの主食、そしておかず、そして牛乳、この3種類でなされている給食のことです。完全給食以外ですと、ミルク給食というのがあって、これは、今我が市では亀山中学校と中部中学校がこのミルク給食という分類に当たってきます。完全給食が関中学校に当たってきます。補食給食というのが別にあります、我が市ではこれはありません。ミルクとおかずだけとか、パンと牛乳だけとか、夜間中学であるとか、御飯を持っていく給食とかというのが別途ありますが、全国でもこれをやっているのは非常に少ないです。この3つの給食の分類があります。その中でやはり完全給食を進めるということが言われていますので、完全給食の公立中学校の実施率をグラフにしたところでは、

いろんなあらし方があるんですけども、こちらの端から、実施率の低いところから順番に点を打っていきましましたので、わかっていただくように、90%以上がほとんど占めておりまして、ばらばらと下がってきて、三重県がこの位置にあります。こういう低いところがある中で平均をとるのもどうかと思いますが、ここら辺が平均値になってまいります。この調査は文科省で2年に1回行われておりまして、25年度のもので、

先ほど、グラフだけではわかりにくいという声もありましたので、簡単に数字でも書きましたけれども、先ほどの25%という神奈川県も合わせての平均をとりますと、全国平均86%、三重県の平均が66.5%で全国42位という、そういうところですね。グラフにしますとわかるんですけども、先ほどのグラフは本当にほとんどが90%以上というグラフで、ばらつきがあるわけですけども、この中の42位という問題ですけども、今よく学力テストが三重県が低いという話がありますけど、それは例えば60%から70%台の間に47都道府県全部ぎっしりと入っている中で四十何位ですので、1点違えばどんどん順位が違ってくるとい、そういうばらつきになります。そういう意味では、私はこの完全給食の実施率の42位というのは、三重県としては非常に恥ずかしい順位じゃないかなあと思っています。私が給食、給食と始めたころはどべから3番目ということを書いていましたので、少しは順位が上がったところなんですけれども、まだまだ進んでいません。

こういう三重県の状況なんですけれども、じゃあ県内14市の状況はどうなのかというのを次に資料に入れさせていただいています。前置きが長くて申しわけないんですけども、今、県の順位を言いましたけれども、その県の中で14市がどういう状況かというのがここに書いてあります。

随分進んでまいりました。私が議員になったころは、伊勢市もしていなかったし、伊賀市もしていなかったし、もちろん最近始めた鈴鹿市もしていなかったわけですけども、ほとんど100%、その市中の中学校が全部給食を食べているという状況がこれだけあります。

そして、100%未実施が四日市と名張市です。

そして、部分実施という項目を上げたんですけども、当初電話で聞き取ったときには、亀山市だけですよと言われたんですけども、1市1市電話して聞いてみたら、尾鷲市が、2校あるうちの1校がまだ未実施でした。お弁当を食べています。熊野市については、7校あるうちの2校だけが実施していますが、5つ残っているわけですけども、そのうちの1校は、毎日全員に給食はしているんですけども、週のうちに3回だけ牛乳がつかない日があるので、完全給食ではないという分類にあえて入れました。県は、これは全員食べているので完全給食のところに入れていようです。あと4つ、残りやっていないところがあるんですけども、2つについては今年度中に完全給

食に進む予定が立っていますし、残りの2つについても来年度中に完全給食に移行する予定が立っています。

県内、こういう状況です。随分と進みました。私たち亀山市が、当座、何とかデリバリーを、早くできるから、初期投資が少ないから、当座はまずやりましようと言ってから、どんどん三重県内では完全給食が進んできたのがわかっていただけだと思います。

こういう状況でありますので、やはり完全給食を進めていくという基本方針は教育委員会として持つべきだと私は思うんですけれども、まずお伺いします。完全給食を進めていくということについては、どうお考えでしょうか。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

確かに、今議員おっしゃったとおり、全国的に完全給食がふえておるのは事実であると存じております。また、成長期にある子供にとりまして、健全な食生活は健康な心身を育むためにも欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものということで、極めて重要なものと認識しております。

ただ、私どもの給食は、先ほど説明がありましたとおり、完全給食とミルク給食という分類に当たっておりまして、学校給食法に基づく学校給食として実施しているものでございます。その辺も含めまして、私どもは過去の検討委員会での経緯とか、近年の食育推進の動向も踏まえて、現在、検討委員会で協議しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

大事なんだろうなあというふうなおっしゃりようでしたけれども、再度また教育長などにお伺いしたいと思っておりますけれども、質問を続けたいと思っております。

この給食、年間に180日から190日ぐらいいただいている。1年間365日あるうちの、給食を食べるのがその半分ぐらいですね。その半分について、学校給食として責任を持って、教育として給食をなささいということなんですけれども、今私が、ちょっと長いですが、ご説明させていただいたような、給食を語るならばどうしても知っておかなければならない基本的な事項が、今回、給食検討委員会というのが立ち上がって議論されているわけなんですけれども、この委員の皆さんには、公募の委員さんも見えるし、いろんな分野から来ていただいています、私もずうっと傍聴させてもらっていますけど、活発に意見を出していただいているようなんですけれども、こういうことをしっかり知った上でやっていただくということが大事だと思うんですけれどもね。こういう事前学習であるとか、資料提出ということをしたのかどうかということ、まず1点お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

検討委員会の資料では、県内の各市の状況につきましては昨年の資料で提出しておりますし、あと学校給食が学校給食法に基づきまして大切であるとか、それとあと先ほどの学校給食の目標とか、この辺につきましては資料の中で提示させていただきましたけれど、その辺についての議論を行ったというわけではございません。

しかし、会議には学校の教職員が何人か入っております、特に栄養教諭とか、養護教諭などから学校給食の目的のこととか、教育の一環であることについての発言はいただいております。

また、次回の会議で、学校給食法や学校での食育活動など、会議の中で委員から要求のあった資料をまた提出する予定でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

私も給食検討委員会を傍聴させていただく中で、本当に基本的なことの資料請求が大分されていきましたので、これは今3回、中学校のことをしてからも2回していただいたんですけども、それはもう返答する前に、中学校の給食にしろ、いろんなアレルギーのことにしろ、給食というものを語るならば、例えば学校の根拠法律についてだとか、そういうことについてはやっぱりきちんと最初にしておくべきではないかと思うんですね。そういうことが準備されている、初めてするわけでもないですし、以前に1回給食検討委員会をしたんですし、2クール目ですので、そういう準備というのをしっかりしていただきたいなあということを思いましたので、あえて言わせていただきます。きっと定例の教育委員会などでもそういうことがきちんと発言されるべきだろうなあ、私は思います。

その委員会を見ている中で1つ気になったこと、委員会については、今、委員長さんが中心になって進めてもらっていますので、余り細かいことを言わないようにしようと思っはいるんですけども、視察についての報告が1点ありました。

この視察については、給食検討委員会の中で、ここに行きましようかとか、こういうところに行きましようかというような議論はされていなかったもので、これは教育委員会の事務局でご用意されて視察に行かれたんだと認識して質問させていただくんですけども、わざわざ、平成19年でしたか、デリバリーではなく完全給食をすることというふうに給食検討委員会が結論を出しているにもかかわらず、いまだにデリバリーの給食をしているという市を視察先を選んで行かれています。当然、給食の視察ですから、デリバリーの食事でも食べて、そちらの食事は我が市のように温かくするようなカートに入っているわけではないようで、冷たいデリバリーだったようですけれども、冷たいデリバリーだったという感想も出されていきました。こうやって先ほどグラフで見せましたけど、日本中ほとんどのところでもう完全給食をされているような状況の中で、わざわざ先進地とは言えない、そういうところに視察に行かれた目的は何なんでしょうか。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

2月に県外の中学校給食の視察に行っていました。

その自治体を選んだ理由でございますが、そこは、先ほどご説明がございましたが、亀山市と同

様に合併前の方式を引き継いでおりまして、自校方式、センター方式、デリバリー方式の3つの異なる方式で中学校給食を実施しておるところでございます。また、その自治体は、先ほどの話でございましたが、8年前に小学校・中学校ともにセンター方式で統一、そして自校方式、デリバリー方式を廃止と方針を決定されておりますが、現在のところまだ方針のとおりには進んでいないようでございますので、これまでの経緯とか、協議内容について参考にしたく、お伺いしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本中のほとんどの市町が完全給食をして、先進的な食育をされている中で、これから新しく給食について考えようとする亀山市が、そういうところにわざわざ出向いて行って視察をするというのは、私個人としてはいかなものかなあと感じました。

前回の給食検討委員会でも、いろんな給食のタイプがある中で、いろんな給食を試食されたと思うんですけども、今回の委員さんはいろんなパターンの給食を試食されたのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今回の委員さんで、市内の小学校・中学校の給食の実態を知っていただくために、完全給食と、そしてセンター方式と、そしてデリバリーと、3つ視察していただきました。各委員さんはそれまでに小学校等で給食も試食していただいた方たちばかりでしたので、今回はデリバリー給食だけ食べていただきました。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

そうなんです。デリバリーだけ試食して、それで感想を言い合っておられたところを私も拝見しました。やっぱり改めて給食とは何かということを視察するのであれば、私は全部平等にされるべきであったのではないかなあというふうに感じました。それは私の個人的な所感ですので、次に進みますけれども、給食検討委員会というのが、全国いろんなところで、やっぱりおこなっているところについては慌ててされているところです。私、3月の定例会でもご紹介しましたが、奈良県奈良市でも給食検討委員会がされています。一応、そのときには丁寧な議論がされていることを紹介したんですけども、それについては読んでいただきましたでしょうか、奈良市の状況については見ていただけましたでしょうか。まずお聞きします。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

議員から紹介いただきまして、奈良市の資料を拝見させていただきました。しっかりと検討されていると感じた次第でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

見ていただいてありがとうございます。

奈良市というところが、給食検討委員会の報告書というのは23年に上げていますので、それをご紹介したいんですけども、まずやはりどんな給食があるか、目的とか、食をめぐる状況など、書いてあった後、まず何を検討しているかというところ、コストなんですね。コストからの比較がされています。この間の委員会でも、コストはどうなんだろうかと委員さんからのお話がありました。そんなコストなんか必要ないという委員さんもありました。でも、奈良市の検討委員会さんは、コストの比較がされています。初期経費、インシャルコストと、30年間の人件費などの維持経費、ランニングコストを丁寧にみて、比較されています。

亀山市はこれらの検討がされているのかどうかを、事務局側としてね、検討委員会では何もまだされていませんけど、事務局側として出しておられるのかどうか。あるのであれば、例えば自校方式でするんだったら幾らするのか、センターならどれだけするのかということの値を教えてくださいたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今おっしゃったとおり、前回の検討委員会でコストの資料の提出の求めがございましたので、現在、私どもはまだそこまで詳細にはコストの計算はしておりませんが、どこか全国の類似、私どもに近いような形の都市で、そういう事例がないかを探しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

給食の検討委員会が既にもう何回も立ち上がっているのに、試算もされていないということは、私は問題であろうと思いますよ。

私たちがよく全国でいろんな給食の勉強会とかで行って聞くのは、私はそんなに細かいことを聞いているんじゃないで、例えば給食室を学校につくるとすれば、1校500人ぐらいの人数だとすれば大体2億円ぐらいですよということでは言われます。それに対して国の補助金があるんだと思います。なかなかこの数字をお出しにならないわけですが、1クール目の検討委員会では丁寧に、デリバリーやったら幾らいるんだろうか、センターだったらどうだろうか、また自校だったらどうだろうかということ、数字も出されていまして、検討がされていまして。ですから、ぜひそれはもう早くに出していただきたいと思いますが、それでは国の補助、今どういう状況か、給食室をつくるならば、センターをつくるならば、どういう状況かだけ聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

給食室をつくるに当たって国の補助がございまして、これは一概にはちょっと言えないんですけど、児童・生徒数に応じて補助対象となる基準面積が決められておりまして、その面積に基

準単価を乗じて算出するということになります。それに、あと設備に応じて付加される補助もあるという形になっております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

そういう説明では、一体どれぐらい持ってもらえるのか、さっぱりわからないわけですがけれども、大体、先ほども言いましたけれども、2億円ぐらいでできるんじゃないかと、建てるぐらいだったらと言われていた中で、国の補助も幾らかあって、私たち、給食の勉強会をすると、亀山市が自校方式の給食をしないわけがわからないとよく言われます。たった2校ですよ。だから、奈良市なんかでは20校とかある中で、全部デリバリーを自校方式に変えていますし、やっぱり進んでいるところだと、完全給食であるのに、センター方式のものを自校方式に変えているところもあります。そんな中で、たった2校をできないというわけがわからない。

また、それで言われるのが、亀山市が合併したではないかと。合併をした関と亀山で格差がある、これを埋めるためには合併特例債も使えるのに、どうしてしなかったんだということを、私たち、よく皆さんに質問されることです。

そこについては検討がなされたのかどうかという事実関係だけ、どこの担当が言っていたかわかりませんが、知っている方が見えたらお聞かせ願いたいなと思うんですけど。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

私の知る範囲では、その合併特例債の話は伺っておりません。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

全国、どなたが見ても、合併した市で、たった2つで、そしてこうして三重県内でどんどん完全給食が進んでいく中で、早くするべきだということはよく言われています。私もそう思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

今後の委員会の予定について、どれぐらいの予定で委員会として結論を出されるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今後の検討委員会でございますが、前回の会議で出された委員の意見をもとに、現在、アンケート調査の考察をまとめてございます。さらに、先ほどから出ております、学校給食法や全国の給食の実施状況、そして提供方法におけるメリット・デメリットとか、コストの比較等に関する資料を提示して、多方面から協議をお願いして、今後、第2次意見書を、ちょっとこれはいつになるかわからないんですけど、取りまとめていく予定でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

多方面から検討していただくということなんですけれども、今までの流れを見ておりますと、アンケートも今の子供たちが食べている給食から派生しているアンケートですので、どうしてもセンター方式の関中とデリバリーをしている2校から、そこからは出てくるアンケートでありまして、自校方式がどうか、例えば親子方式がどうか、センターがどうか、いろんなどころから検討するという流れがつくられているのかどうか疑問です。

例えば先ほど言いました奈良市では、14項目についてAからD判定をそれぞれつけて検討しています。食育をするならどの方式がいいか、地産地消ならどの方式がいいか、防災ならどの方式がいいか、食の安全はどうか、日常の運営統制はどうか、アレルギーの対応はどうか、児童・生徒への負担はどうか、教職員の負担はどうか、学校管理上の問題点はどうか、栄養教諭・栄養職員の県の配置基準としてはどうなのか、建設時の学校の影響はどうか、学校行事等への柔軟な対応はどうか、備品や設備の効率性はどうか、2時間以内に喫食する、この点についてはどうかということ、さまざまな面からそれぞれの委員さんが判定をして、そこで結論をつけられております。本当に字のとおり、多方面からいろんな給食を検討するということがされるのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほど紹介いただいた奈良市さんの場合は、そういうようなやり方をやっておると。

私どもの検討委員会の場合、まず第1回の会議で、子供の視点に立って検討しようという意見がたくさんございました。その流れでずうっと、アンケートにつきましても子供の意識調査を行ってやってまいりましたので、先ほど議員がおっしゃいましたさまざまな視点からというのは、中学校給食についてはまだ今2回終わったところで、アンケートを中心にやっておりますので、そこまで多方面からはいっていないかもわかりませんが、次回以降で多方面から検討をする予定としております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

給食は昼御飯ではなくて教育です。給食は食育の中の教科書です。教科書であるならば、子供のことを考えるのは大事ですけれども、アンケートから引き出すのではなく、大人が子供たちにどういう食をしてあげたいか、どういう教育をしたいかということが一番大事に考えるべきだと思います。そして、子供のことを考えるというならば、子供たちの声をしっかり拾うようなアンケートをつくっていただきたいと思います。

私は、きのうも地区集会があったり、中学生のお母さん方からたくさん声を聞きますが、やはり夏場などになると、もう給食をしてほしい、傷むと心配だから夏場だけでも頼んだ、でもやっぱり油っこくて食べられないとか、もうコンビニ弁当でいいからデリバリーをやめさせてほしいと子供が言う、パンを買っていくと子供が言う、だからもうお弁当をつくっている。

委員さんの中で、喫食率が三、四十%、なかなか上がらないのは、亀山のお母さん方がお弁当がつくれるで余裕がありますねという発言がありましたけれども、本当にそうではないところを、しっかりと子供たちの声を拾っていただきたいなと思います。

私は、子供には食べ物に対してうまいのまずいのと文句を言うものではないとしつめますけれども、給食について、それほど子供たちの立場に立とうというのであれば、それはしっかりと子供たちの声を聞いていただきたいと思います。でも、給食を決めるのは、教育という立場に立って、全国の例も見て、先進地をしっかりと見て、完全給食を進めていただきたいと思うんですが、教育長のご見解、最後に一言だけお伺いをしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

私も議員のおっしゃるとおりに、給食の重要性というのは十分に認識しているところでございます。

先ほども次長がご説明申し上げましたように、現在、給食検討委員会で検討させていただいておりまして、おかげさまで本当に活発な討議がなされております。その中で、そういった意見も集約し、それから意見書も提出していただく中で、教育委員会で検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

委員さんは活発に議論を交わしてもらっていますし、検討してもらっています。私が申し上げたいのは、委員さんがいい議論ができるように、しっかりと資料も提出して、ちゃんとわかってもらえるような努力をしてくださいということですね。ちょっとお聞きしたら、給食法のこと何もご存じないような様子でした。それはやっぱり教育委員会の責任だと思います。いい議論ができますように、きちんと準備をして進めていただきたいと思います。

次の質問、残り少ないですけど、させていただきます。

土砂埋め立て等による環境汚染・災害発生を防止する条例の制定についてです。

これは、最近、6月6日の各紙に、伊賀市における砂防指定地の盛り土で業者を書類送検したというニュースが、ちょうどサミットが決まったときのニュースですのでちょっと扱いが小さくなってしまいましたけど、でも中日新聞の三重版であるとか、毎日であるとか、いろんな各紙に出たところなんですけれども、私も所属しています廃棄物問題ネットワーク三重というNPO法人がありまして、その伊賀市の方から相談がありました。無許可でどンドン土を盛られて、その土が非常に臭くて、窓もあけられず苦しい、大変だということですね。

調査に行きまして、NPOの弁護士を通じて告発しましたところ、この日、書類送検と相なったわけで、土砂についてもどうにかとまったわけなんですけれども、谷間だったのが山になっているぐらい、10トントラックで1万5,000台分の土を入れられたということで、大変住民の方が困って見えただんですけども、こういうことは最近始まったことではなくて、昔からよく肥料と称して廃棄物を入れたりとか、そういうことがあったわけなんですけれども、こういうことが今まで、

亀山もフェロシルトの問題とかありましたけれども、土砂の埋め立て等による環境汚染の実態、亀山市はどのように把握しているのかというのを1点お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず土砂の埋め立てそのものの実態把握でございますが、亀山市環境保全条例第2条第2項の規定によりまして、1,000平米以上の土地の区画形質の変更に該当する開発行為につきましては、同条例第3条の規定により、あらかじめ市長に届け出てその承認を受けなければならないとなっておりますことから、この届け出によって把握ができるものというふうに考えております。

また、それが環境汚染を伴う場合は、現地確認等行った上で、例えば廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により対処するものでございます。

さらには、国の土壌汚染対策法、または三重県生活環境の保全に関する条例に基づく届け出が県に提出された場合については、県と情報共有による把握に努めており、その実態把握を行っているものでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

亀山市は他市に比べてそういう届け出制度もあるし、把握がされるということもわかるんですけども、今回の伊賀市の例を見ましても、例えば廃棄物だったらこういうことがあるとかいうふうに言われるんですけども、この土を廃棄物と見るのか、残土と見るのか、対価物と見るのかによって、全然法のすき間というのができてきて、今回のこの新聞報道でも、廃棄物が入っていなかったと報道している新聞も1社あるんですね。でも、私たち、現場で土を掘ってもらって見ましたけど、やっぱり瓦れきみたいなのがいっぱいまざったものが出てきたり、あと住民の方の卵の腐ったようなにおいがするという証言があったりする中で、どれをもって廃棄物とするのかということで、私たちを本当に守ってくれる条例なのか、法なのかということが疑問なわけです。

亀山市もそういう制度があるんですけども、私、これも奈良県なんですけれども、宇陀市というところに視察に行っていました。ここは、残土条例を古くから、平成18年だったかな、つくっている市でありまして、非常に業者側にしたら厳しい条例を制定されていますが、この条例を制定されたことによって、不法な埋め立てとかがなくなっております。非常に市民は喜んでいて、職員さん、大変ご苦労されたんだと思うんですけども、その宇陀市の条例では、土砂の発生もとをちゃんと証明する書類を出さなアカんだり、土壌検査を義務づけていたり、水質検査を義務づけていたり、地元同意が要ったりとか、そういうところがあるんですけども、多分かなり亀山よりも厳しいのかなと思うんですけども、その点ではどうでしょうか。亀山の中でそういう、守れていけるとお考えでしょうかね。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申し上げましたように、亀山市の環境保全条例では、土砂の埋め立てを含む開発行為と

環境保全の調和等を図るために、開発行為に関し必要な措置等を定めて環境保全の推進に寄与いたしておるといふふうに考えております。

さらに、このような開発行為の届け出につきましては、通常、市の開発関係部局職員で構成する亀山市開発行為審査委員会において審査を行っておりますが、特に環境影響が大きいといふような案件につきましては、環境分野の専門家や有識者で構成している亀山市環境保全審議会に市長が諮問をいたしまして、開発行為による環境影響に対するご意見をお聞きして審査を行っておるといふ状況もございます。

さらに、承認を行った後につきましても、届け出どおり開発行為が行われているかどうかなどの現地確認を行っており、その際、もし届け出と相違が見られた場合につきましては、市や県の関係部署が連携をしながら指導を行うなどの対応をいたしております。水質の検査とか、いろんな土壌の検査も含めまして、そのような疑いがあれば、例えば水質検査であれば市の職員が現場へ、簡易検査、手法もございますので、即結果が出る簡易検査なんかもやっておりますので、十分その辺の監視はできておるといふふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

市民にとっては、そこを管轄、所轄するのが県なのか、市なのか、どこなのかということよりも、やっぱりそういう環境をきちっと守ってくれるのか、田んぼや畑が多い市ですので、私も実際最終処分場から煙が上がっているといつて現場に駆けつけて、やはりよくないものが捨ててあるなということを目で確認したこともあります。それでもやっぱり、県と一緒に呼びましたけれども、なかなか思うようには検査をしてくれるとか、そういうことはない中で、市が市民を守るために、それを市民の告発によって丁寧に検査をしていただけないかというのであれば、その連携が、いろんな審査をする機会もあって、本当にそうであれば、私は今回の2項目に入れました、事前許可や制限、罰則も視野に入れた条例を制定するべきでないかということをご提案申し上げたいんですけども、そこについては別途つくるといふのと、そこが例えば連携やら強化によって、それぞれのところを強化することによって賄っていくといふか、そういうお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今申し上げましたように、例えば市の環境保全条例であるとか、県の生活環境の保全に関する条例であるとか、いろんな関係する法令があると思います。今、議員もおっしゃいましたけれども、今現在も県・市、いろんな連携をとって、そのような事案が発生した場合に、あるいは発生するおそれがある場合は対処をさせていただいておりますので、さらにその辺の連携を強化いたしたいといふふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

新たな条例をつくるというのではなく、連携を強化する中で市民の環境を守っていききたいということなんだろうと思いますが、やはりこの宇陀市の条例を見ましても、土壌検査、水質検査にしても環境大臣が定める排出基準に係る検定方法により実施とか、職員が立ち会って実施とか、かなり丁寧で、私たち、暮らす市民としたら安心できると思うんです。そういうところをやはり今よりもさらに高めていただいて、市民の生活を守っていただきたいし、私も今回これで結論つけてどうしても条例が必要だということではなくて、ご提案なんですけれども、例えばやっぱり別で枠をつくらないと無理だなと思うのであれば、別の条例をつくるということも視野に入れて検討していただきたいと思うんですけれども、最後に市長、いかがでしょうか。結構、亀山市は物を捨てられやすいんです。やっぱり私たちも非常に、山がいろんなところへ転売されていくたびに心配がありますので、こういう心配をなくしていただきたいなと思うんですけど、一言お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市の場合は、行政の制度上の環境保全条例、この機能や運用におきましても、他市と比べてかなり、比較的に厳しい運用であろうと思っておりますし、今おっしゃるように、環境を保全していこうということで、4年前に鈴鹿山系の鉱区禁止の指定をなし遂げたわけではありますが、行政、それから市民、皆さんの本当に連携の中で、本当に亀山のまちを、環境を守っていくということにつきましても最善の努力を今後もいたしてまいりたいと考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは4番、公明党、新 秀隆でございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

今回は大きく2点で、亀山市の電算システムについて、そして自転車運転危険行為についてでございます。

さて、一昨日、そしてけさから、服部議員、そして中村議員のほうからも、昨今騒がしております、日本年金機構がサイバー攻撃を受けて125万件という膨大な量の個人情報が出たということで、話を進めさせていきたいと思っております。

今回の日本年金機構の個人情報についても、私、全部出たのかなあと思っていたんですけど、ちょっと調査しましたら、2情報、3情報、4情報というふうな形で、基礎年金の番号・氏名、年金

番号・氏名・生年月日、そしてそれに住所がついたりとか、こういうふうな、パターンはちょっといろいろ違う形で125万件も流出したということでございます。そういう中におきまして、今回の個人情報の流出問題につきまして、いざ亀山に置きかえた場合にどうなるんだろうというところで、今回、一般質問に上げさせていただいた次第でございます。

日本年金機構でございますが、サーバー内にあるデータをまとめた共有フォルダから情報が抜き取られるという事態でございました。同機構によると、共有フォルダはさらに都道府県別など詳細に分解されており、それぞれ担当者以外のアクセスができない、そういうような仕組みであったにもかかわらず、今回、福岡市内の拠点のオフィスの、5月8日に職員1人がメールを開いた、その中の添付を開いたことによって開封してウイルスが感染したと、このような端末が各機構のLANに接続している細分化された複数のフォルダから情報を抜き取られてしまったという、その後、東京都内の本部でも、職員がファイルを開封したために端末から感染してしまったという背景がございます。

それに置きかえまして、現在、亀山市の職員も当然いろいろ端末を自分の前に置いてお仕事をさせていただいております。また、市民の方が窓口に来てお話しするその対話も端末を見ながらやると。これはそれぞれ単独したものではなく、ほとんどがLANシステムとか、そういうもので庁内全て駆けめぐるLANになっておると思うんですけど、そういう中におきまして、本庁、そしてあいあいと、関支所とか、そういうふうにもいろいろあると思うんですけど、今この亀山市におきまして、このデータバンクといいますか、そういうデータを保持するサーバー的なものが、どのように本庁、支所、そのようなところと交信されているか、こういう点についてまずお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま、本庁、支所、あいあい等がどのようにシステムが交信されているかというお尋ねでございます。

本庁と各施設のネットワークにつきましては、専用回線、もしくは周波数帯域の保証された仮想専用線を用いて接続をしており、全ての通信を暗号化するなど、安全に交信が行えるよう対策を講じているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

仮想専用回線、いろいろ使って、そして暗号もまぜてやられておると思うんですけど、サーバーのデータ保管といいますか、そのようなものはどういうふうな、場所を細かく言うことはできないとは思いますが、どういうような形で日々管理されているのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

サーバーにつきましてはそれぞれの保管場所ということで、今議員がおっしゃられたようにここ

で場所をお示しすることはできませんが、まずサーバーの中のデータのバックアップでございますが、これにつきましては日々記録媒体にデータを保存しており、当該バックアップデータを県外の安全な施設で保管することによりまして、例えば災害時等、データが消失しない、そのような措置を講じているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ただいま部長のほうから、安全なところで、県外というところぐらいでお話のほうは理解させていただきました。

それにつきましても、今までもセキュリティーのことにに関して、マイナンバーのことに中村議員も確認されておりましたんですけど、私、亀山市の全体のシステムのセキュリティーについて確認させていただきたいなあとと思うんですけど、先ほどのバックアップのデータを媒体に保存して、その媒体自体をいくということですが、ネット回線を使って送っているという方法もあるんですけど、亀山市の場合はそういうふうなことではないというふうに理解しました。その中で、媒体に入れて、とあるところで保管しておると。そしてまた、亀山市内も一時的にバックアップするサーバー的なものもあると思うんですけど、その辺のことに、まずサーバー自体についてのセキュリティーはよろしいんでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

サーバーそのものに対するセキュリティー対策でございますが、サーバー等管理施設は一般職員の立ち入りを制限いたしております、集中管理をしております。なお、サーバー等の管理施設への入室につきましては、生体認証、指紋認証でございますが、それによるアクセス制限を設け、あらかじめ登録された者以外は入室できない上、各サーバーは施錠されたサーバーラック内で設置しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、指紋認証というふうなことで、随分前からあったんですけど、亀山もいよいよそういうのが当たり前のような時代になってきておるんだなあと、網膜とか、静脈とか、いろいろなセキュリティーの認証をきわめるものが世の中には潜在しておりますが、そういうようなことで、いろんなさまざな方が勝手に入れるというのは非常に問題がありますので、その辺につきましてもしっかりと管理されているというのは理解いたしました。

さて、冒頭に申しましたように、日本年金機構の中である職員がメールを開いてしまったという問題でございますが、亀山市の職員についての庁内の教育とか、そしてこの教育に関しましては、内部教育もさることながら、外部の専門的な機関を使っての研修もあるんじゃないかと思うんですけど、実際、過去に、データのいたずらというのが世の中かなり充満しておりますが、実験的に、2013年に、全省庁ですが、16万人の職員に、記載したアドレスブックをクリックしたら、も

しそれがウイルスだったら大変ですけど、テスト的に16万人の職員にメールを送って見たと。その実施した結果、2万人が何も考えずに開いてしまったと、ひっかかってしまったわけですね。そのときはテストでやっていますので問題はないんですけど、実際にそれだけ認識が甘い。国のほうでも、そういう全省庁でもそういう実態でございます。大体全体の13%なんです。

これをいろいろ検証というわけじゃないんですけど、それについてどうかという意見の中では、企業なんかでは非常に、実施すると十何%どころか3割、4割、すごい数、やっぱり考えなしに開いてしまうということがあります。実際に、私も以前は会社勤めしておりましたので、そういう中でかなりセキュリティーにはうるさいところではございましたんですけど、もうそういうのが入ってきたら、管理者が全社に、電話で言うのも変な話なんですけど、ウイルスが入ってきたことによって外部との通信を一気にすぐ遮断して、そしてまた営業所とかもそういうのもありますので、万全な体制を、例えばバックアップを駆使したりとか、そしてそういうウイルスを駆除するとか、とにかく広がらないということを、最小限でとどめるということを念頭に、さまざまな皆さん、管理者というのは日々苦勞されておるところだと思います。

さて、戻りますが、職員の教育、これはどのような形で皆さんに理解いただき、そしてそれぞれ個人のスキルアップをどのようにし、そして日々維持していくかという、こういうふうないろいろ上司としては冷や冷やするところだと思うんですけど、その辺についてどのように管理をされているのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず職員の教育の現状でございますが、新規採用職員につきましては、採用直後に情報セキュリティー研修を実施いたします。

ほかにも、各部署所有のパソコンの設定管理や所属職員への情報セキュリティーの徹底を図るため、各部署に情報化リーダーというものを配置いたしておまして、この情報化リーダーに対し、外部講師による情報セキュリティー研修を毎年実施し、情報セキュリティーに関する必要な知識の取得、維持を図っているところでございます。

さらに、情報化リーダーによる内部監査を実施し、職員の情報セキュリティーに関する遵守状況を確認し、必要に応じ是正等を行っているところでございます。

それと、職員全体に対しまして外部研修を実施しておまして、これは毎年ということではないんですけども、必要に応じ、随時、外部研修のほうも実施いたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

一人一人の新入社員が入って即時の教育、そして各セッションごとのリーダーを立てての管理の強化、そしてそういうのも毎年やったり、また外部の企業の教育といいますか、そういうのもやられておるといことで、かなりそういう形で、セキュリティーは個人がやっぱりしっかりしていかないと、本当に、一昨日も服部議員も言っていましたんですけど、風邪も一緒に、新しいウイルス

が出たら新しいワクチンをつくるという、今のパソコンの業界も非常によく似た形で、とにかくイタチごっこのような形、そのためにはおかしなメールを開かないという認識を高めるというのが非常に大切なことだと思います。

また、私が以前おりました会社では、そういう教育を受けると、毎年もそうなんですけど、免許証じゃないんですけど、修了証みたいな、そういうのを発行したりとか、そして一覧で誰がいつどういう講習を受けたかとか、もちろんそういう中で、世の中には昔は情報処理とか、いろんなそういう資格も皆さん受けている方もあったと思うんですけど、この人はどういうレベルにあるんだとか、そういうところまでしっかりと上司、またはそういう管理者の方が把握するというふうなこともやって、いざ何かあったときにはそういう方を優先的に招集して対処に当たるとか、そういうような工夫も企業の中ではやっておるというのが現状、事実でございます。

さて、このところでは最後ですが、あとは外部とのいろいろ交信とか、そしてラインが切れておるとはいえ、やっぱり全体的につなぐということもあると思うんですけど、市のシステムと、市のシステム以外の外部のメールのやりとりもあるとは思いますが、そういう外部とのコンタクト、この辺についてのセキュリティーをお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

外部に対するセキュリティー対策でございますが、先ほど議員ご指摘のインターネットメール、電子メールにつきましては、多重のセキュリティー対策を実施しているところでございます。電子メールの運用面におきましては、各室にメール管理者を置きまして、室宛てに届きました電子メールについては、メール管理者が内容を確認した上で所属職員に適切な指示をし、職員はその指示に基づき適切に処理することとしているほか、個人情報を含む電子メールは原則として発信しないこととする等の基準を設けております。

また、先ほどございました日本年金機構の情報流出問題が発覚した際には、即刻、適切な電子メールの取り扱いについて、全職員に対し注意喚起を行ったところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

かなり頑張ってもらってはおりますが、最終的には、今、標語でもあると思うんですけど、ストップ・シンク・コネクトというふうな形で、開く前にもう1回だけ考えてみよう。非常にアドレスなんかでもよくあるひっかけるような形で、アドレスはわけのわからんアドレスなんですけど、メールの一番最後に市議会議員誰それとか書いてあって、表題に今回どこその改善についてとかいうと、いかにもそれらしい、内容は添付の資料を開いてくださいというような、これが世の中で今非常にひっかけてくるというのが出てきております。2012年ごろは、そういうことは企業宛てのが多かったんですけど、それ以降、個人に宛ててもそういうのも出てきまして、個人もネットワークは切れておりますけど、何らかの形で個人と企業、会社、役所、そういうのもつながっておりますので、とにかくこれからの時代、便利は便利なんですけど、扱いは非常に大変だと思っております。

それでは次のところで、マイナンバーのところでございますが、けさから中村議員のほうからもいろいろ話がございます、導入の目的についてとか、それから行政の効率についてとか、そして外部団体との、こちらもそうなんですけど、マイナンバー制度、先ほどちょっと部長がお話ししていただきましたので省けるところは省いていきたいと思っておりますので、今回、マイナンバー制度、6月1日付の市の広報の中にも出ておりますマイナンバーの社会保障の税番号制度でございますが、メリットもしっかりとうたってはありますので、やっぱり国民の利益のこと、そして行政の効率化、公平・公正な社会の実現ということで、非常にメリット性のところはよい言葉の流れではございますんですけど、ここにつきまして、今回、年金機構のこともございましたので、もう一度、このセキュリティーの分断、LANの分けけというのか、市のシステムと、そしてマイナンバーのシステムとの関連の接点、そして分離性、きちっとセキュリティーができていくかという、こういう件についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

マイナンバーにおける外部とのセキュリティー対策ということでご答弁をさせていただきます。

まずマイナンバー制度につきましては、個人情報の一元管理というのは行わず、行政機関ごとに分散して管理を行います。情報のやりとりを行う際は、マイナンバーを直接利用せず、暗号化した連携符号を利用するとともに、通信は全て暗号化されることによりセキュリティー対策を行ってところでございます。

それと、市の端末でございますが、市の端末につきましては、内部情報系のシステムにつきましてはインターネットと接続をしておりますが、税でありますとか、住民基本台帳の住民情報系システムにつきましては外部との接続はございませんもので、例えば、今、年金機構で危惧されておる標的型メール、こういったものの対象にはならないものというふうに認識をしております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

個別な形でシステムを管理していただいて、より高いセキュリティーで情報を保持していただきたいと思っております。

それでは、1番の（3）と（4）、ちょっと順番を入れかえさせていただきますが、先ほども市民の方への周知のことではございましたが、6月1日の広報で案内も出ておりましたけど、そのほか、やはりわからないことというのは、読んでもちょっと理解できないとか、そうしてから電話で聞いてもわからんとかいうところ、そういうことについての市民へのサポートというか、案内といえますか、そういうのはどういうことをお考えいただいておりますのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま、周知につきましては、6月1日号の広報で特集を組み、広く市民の方々へ周知を図ったところでございます。ここの中にもいろんな問い合わせ先等を掲示させていただきまして、内閣

府等で対応していただくということをまず載せさせていただいてはおりますが、市といたしましても、当然市民の方々から疑問等がございますもので、企画総務部の人事情報室が総体的な窓口となるかと思っておりますので、そういったところで、またいろんなご質問等もお受けをいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ぜひ親切な対応をよろしくお願ひしたい。

そして、この部分のセクションの最後でございますが、（3）で障がい者への配慮ということで、先ほども説明を、窓口がどこにできるかちょっとまだわかりませんが、例えばそういうのができたとき、そして日ごろのことでございますが、高齢化社会ということもございまして、ちょっと聞こえが難聴の方とか、ちょっと聞こえがご不自由な方とかも見えると思うんですけど、今回はその方についての市民のお声をいかに拾って、そして理解ができるような言葉、または媒体で市民の方に情報を提供していくかということについてでございますが、今、世の中でもいろんなシステムも進んできておりますけど、亀山市におきましては、手話の方が常に窓口におるとか、そういうようなことはちょっとないわけなんでございますけど、そういう中で、今、システムのほうを駆使して、いろいろ出てきております。聴覚障がい者の方に対して、音声同時翻訳ソフトというのも出てきておるんですけど、金額的にはいろんなシステムがあるんですけど、東京の北区のほうで、今回、聴覚障がいの方が議員になられたということで、それは議場で使うことでございますので400万ぐらいという高額ではございますけど、こういうのが窓口であれば、手話の方が常にいなくてもそういうふうなのができるのではないかというような、そういうふうなことも世の中ではちょっとニュースにもなってきておりますが、亀山市として、そういうIT化を駆使したような形で、また人員を常に置いておかなあかんというふうな効率がちょっと厳しいような方式ではなく、そういうシステムを駆使したようなお考えというか、市民の方への配慮のお考えについて伺います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、窓口に来庁される聴覚に障がいのある方の対応につきましては、筆談により対応いたしているところでございます。議員ご提案の音声同時翻訳ソフトにつきましては、聴覚に障がいのある方と市民の方とよりの確にコミュニケーションが図れるツールとして有効であるものと認識しております。

今後におきましては、対象となる方のご意見も参考にしながら、導入については研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ぜひ人に優しい亀山市であっていただきたいと思ひます。

さて、最後のところでございますが、安心・安全の対策についてでございますが、今回、6月1

日をもって、改正した道路交通法の中で、自転車運転者講習が義務づけられるとといいますか、制定されてまいりましたんですけど、昨年の自転車の事故件数でございますが、これが10万9,000件というふうな膨大な数の自転車での事故件数でございます。それでもまだ10年前に比べると4割ぐらい減ってきたというのが実態だそうです。しかし、その中におきましても、自転車での死亡事故というのが増大してきております。自転車と歩行者、自転車同士などの事故によって死亡事故が6割もふえて、全国的ですけど、82件に上回るほどになってきております。自転車というのは免許も要らず気軽に乗れますので、自転車の利点の一つではございますが、一方、やはり教育的なところがまだ乏しいかなあというところで、一方的な危険な事故と本当に隣り合わせにあるということは、なかなか忘れてはいけないことだと思います。

さて、今回、改正した道路交通法が、危険行為とみなされたときにどのような法改正であったか、市としての、行政の認識をお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

道路交通法の改正内容でございますが、自転車の交通違反による事故多発が社会的な問題となっている中で、平成27年6月1日施行の道路交通法の一部改正により、自転車の悪質運転者に対する講習制度が新設されたところでございます。

具体的な内容につきましては、自転車運転者14歳以上を対象とし、危険行為が見つければ警察官から指導・警告を受け、従わなければ交通違反切符が交付されます。3年以内に2回以上違反切符が交付されると、安全な通行について学ぶ自転車運転者講習を受講しなければなりません。講習時間は3時間程度で、講習手数料は5,700円かかります。また、公安委員会の受講命令を受けて3カ月以内に受講しなければ、5万円以下の罰金が科せられます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

そのような形で自転車の違反行為、これをちょっと言ってほしかったんですが、14項目の危険行為が摘発されるということで、ちょっと画面では余り映らんとおもいますが、見ても見えないかもわかりませんが、14項目、信号無視をしたりとか、遮断機を押しつけて入ったりとか、一時停止をしないとか、また自転車といえどもお酒を飲んで運転したりとか、そして今、ちょっとどう理解するのか私にはわかりませんが、ブレーキがないとちょっと格好いいらしいということで、ブレーキのない自転車に乗るといような行為、それぞれ全部言っておるとちょっと時間もないんですけど、14のこの項目に対して、それにおいて違反行為。そして、3年以内に2回あるとこういう講習を受けないかと。その講習の中でも、内容的には先ほど部長のほうから余りはおっしゃられなかったんですけど、テストとか、そして被害に遭われた方の切実な実体験とか、犯しやすい違反の具体例とか、そしてまたこれも実際に体験談の中で社会的な責任、そして人生設計のリスクをすごく負うとか、そういうことが非常にたくさん実体験を交えてやられております。

自転車の運転者は、法律の定める危険行為で注意するだけではなく、ふだんからのマナーの向上

に努め、周囲に対する配慮も欠かさないように呼びかけていきたいと。急な飛び出しや狭い道でのすれ違い、そしてまたたばこも入っていますね、たばこを吸いながら自転車に乗る行為とか、思わず身構えする、そういうふうな危険行為というのが、日常、非常にふえてまいりました。

また、実際に歩行者と衝突をしてけがを負わせて、最近特に6月1日以降、ニュースとか、何とか特集とかでよくやっているんですけど、当たっておいて、けがをさせておいて、そして自転車やでええわというような気持ちで立ち去っていくという、そして残された方は救急車で運ばれるというような、歩行者とか弱者に対する、泣き寝入りをしてしまうようなケースが非常にふえてきております。そういった中で、高額な損害賠償請求も実際に起こっていると、命をなくらせてしまった自転車でどう弁済していくかというような、非常にいたたまれない事件も起こってきております。

先ほど部長もおっしゃっていただいたように、14歳以上が対象ではございますけど、いざ14歳になったから真面目に運転せいというのは、非常になかなか難しいものがあります。そういう中におきまして、私も小学校のころには、運動場で白線で道みたいに引いて、警察の方が講習とかしてくれていたんですけど、今現在、小学校の低学年、そして高学年、そして中学校の14歳も含めてでございますが、教育という形で児童・生徒へどのような指導をされているのか、その点について現状をお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

小学校では、3年から6年生を対象にいたしまして、亀山警察交通安全協会による交通安全教室を開催しております。

内容といたしましては、安全な自転車の乗り方と歩行の仕方、DVDの上映などを交えた講話のほか、運動場や体育館で、先ほどおっしゃいましたような、交差点などの道路状況を仮設して、そして信号とか踏切を実際には児童が自転車で走行したり、交差点を歩行者として横断したりしながら実技を学ぶ場を設けております。

そのほか、交通安全月間や長期休業前などに集会の場において、交通マナーと安全に関する指導の呼びかけをしております。

また、中学校におきましては、自転車通学を始める生徒も多いことから、1年生を対象にしまして交通安全教室を開催しております。小学校同様、体育館や運動場に模擬のコースを設置いたしまして、自転車と歩行者の双方の安全に係る実技指導を行うとともに、交通安全に関する講義を行っております。

内容につきましては、歩行者、自転車、運転者の立場で安全確保に関する内容のほか、自転車の整備や一般交通法規の理解、そして自動車運転者の視点からの安全を考えるものも含まれております。また、本年度は特に、3中学とも指導内容に道路交通法の改正の理解・周知を含めております。

今後におきましても、児童・生徒に対しまして交通安全指導の徹底を図るとともに、事故の未然防止に向けた取り組みを学校とともに進めてまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今も脈々と安全指導をしていただいておりますというふうなことを、今ご報告いただきました。

しかし、本当に時代も変わって、非常に交通の問題でかなり厳しい事故が起こってきております。やはり教育の中にも、ただ単に自分が安全に運転するだけではなく、そういう危険なことで相手さんがおってけがをさせた場合にこんなにリスクがあるんだよ、また自分だけではもう無理だから親にもこんなにリスクをかけてしまうんだとか、別におどかさわけではないんですけど、社会人になっていく、未来を担っていただくお子様方ですので、そういう大人にも通ずるような教育も交えていただきたいなと、そこを願っております。そこはもう、よろしく願います。

そして最後に、学生だけではなく、市民全体でございますが、実際、私も関の駅とか、子供とかを迎えに行った昔ですけど、信号が赤でとまっていて、青になったので、右後ろ、左後ろを見て、動き出したら、目の前に自転車が急に暗いところから飛び出てくると。多分その自転車に乗っていた子は、車をとまっているから、とまっている間に前を横切ろうと思って、思い切り走ってきたと思うんですけど、本当に生きた心地がしないぐらい目の前で、思い切りブレーキを踏むという、これもやはり子供だから、大人だからというわけではないと思います。

亀山市民全体にどのように今回の法改正が行われたことを周知していくか、今後のことですが、その点について、最後お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

市民への周知をどのようにしていくのかということでございます。

今後の周知につきましては、特に自転車安全利用五則の徹底を、四季の交通安全運動の期間において、運動の重点項目の一つとして啓発活動を実施してまいります。

市といたしましては、引き続き亀山警察署、亀山地区交通安全協会とで組織する亀山市交通安全対策協議会において連携を密にしながら、四季の交通安全運動の期間を中心に、自転車通学をしている中学生や高校生に対して、下校時間時に自転車の安全利用の指導や自転車用の反射材、チラシ等を配布して、自転車の交通事故防止を呼びかける啓発を行ってまいります。

また、市内小学校のPTA会員で構成する亀山市交通安全教育推進委員におきましても、啓発活動を実施していただいているところでございます。

その他、広報「かめやま」の毎月1日号におきまして、交通事故発生状況や交通安全啓発語録を掲載し、また亀山市行政情報番組の文字情報において市民に対する周知や、各コミュニティセンター等へのチラシやポスターの配付も引き続き行うことで、交通安全指導の普及・向上に努めてまいります。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

どうもありがとうございました。

最後に1つ言い忘れておりましたんですけど、やはり子供さんも中学生になると自転車通学もふえてくるということで、教育も大事なんですけど、自転車自体のメンテナンスも非常に大切である。動かなかったら動かないんですけど、動き出したものをとめるのは、やっぱりブレーキが壊れてい

るとか、そういうことでは非常に危険ですので、メンテナンス等についても気配りをしてあげてください。

もう一言だけ、亀山市内ではそういう大きな自転車事故がないということでございますので、今後、その辺は継続して、安心・安全のまち、皆さんが安心して暮らせるような亀山市であっていただくことを願って、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時42分 休憩）

（午後 1時51分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、大項目で2つ上げましたオープンデータの活用について質問させていただきます。

オープンデータという言葉が少しずつですが使われるようになってきており、今議会の市長報告の中にも使われておりました。今回は、大きな一つのテーマとして取り上げて質問していきたいと思えます。

まず、オープンデータの定義ですが、総務省の定義によりますと機械判読に適したデータ形式であり、2次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであることとございます。そもそもオープンデータは、国や自治体、独立行政法人、公益事業者等が持っている公共データをほかのビジネスに活用ができないかという期待の高まりが背景にございます。公共データには、実にさまざまな情報が含まれております。例えば亀山市では、公開情報として人口統計や地図情報、避難所マップや観光名所案内、計画ものやイベントカレンダーまで上げていけば切りがないほど各部署にわたって多くの情報を所有しています。

しかし、これらの情報は全てばらばらに提供されております。こうしたばらばらの情報も、もしかしたら組み合わせれば全く違った新しいサービスが生まれるかもしれません。また、これらの有益なデータが一部の業界のみで利用されているのでは、ある意味もったいないことでもあり、社会で効果的に利活用できる環境にしていくべきではないか。自治体ではその有益性に気づかないような情報であっても、民間のある会社がその有益性に目をつけて、何かをつくるという可能性もあるでしょう。例えばある自治体では、市が持つ通学安全灯、また防犯灯、こういった情報をオープンデータ化することによって、夜でも明るい道路を案内するアプリをつくることで、女性が夜でも安全に明るい道を通って帰宅できるようにいたしました。

さまざまございますけれども、まず本題に入っていきたいと思えます。

オープンデータの活用についてですが、さきに述べたようにオープンデータとは組織が所有、管理しているデータを誰でも自由に利用、編集、そして再利用、再配布できる状態で公開すること、

あるいは公開されたデータそのもののことを言います。要するに2次利用が可能な状態にする、可能なもののことを言います。画像ファイルやPDF等の形式であると、コンピュータープログラムがその中のデータを識別するのは難しく、2次利用するには再入力が必要となります。実際に東日本大震災の発生時には、行政が持つ避難所情報などの震災関連情報を地図データなどを利用して広く周知をさせようとしても、こういったデータ形式の問題でまず再入力をしなければならないという問題がありました。情報の集約や2次利用に多くの時間と手間が必要とされるケースが多々あったそうです。また、機械判読が困難なデータ形式では、スマートフォンのアプリ等で自動処理することは非常に困難なこととなり、民間による自発的な公共サービスの創造は期待しにくいものとなります。

また、2次利用が可能な利用ルールも必要となってきます。つまり第三者がデータを一部改変して利用する場合、そのためには所有者があらかじめ許諾していることを明示する必要があります。例えば著作物には著作権が発生しますが、2次利用を広く認めるためには、その著作権の不行使をあらかじめ宣言しておかなければなりません。例えば亀山市のホームページを見ますと、ページの一番下に著作権とリンクというところがございます。このリンクのところをクリックして内容を見てみますと、亀山市ホームページから発信するコンテンツの著作権は亀山市に帰属します。また、一部の画像などの著作権は現著作者が所有しています。本サイト上の文書、画像などの無断使用、転載、2次利用を禁止しますとあります。もし亀山市がオープンデータを推進していくという立場をとるのであれば、こういった考えを徐々にでも変えていかねばなりません。

そこでお聞きいたします。まず、現在の亀山市のオープンデータに対する取り組みはどういう状況であるのか、お答えください。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

当市のオープンデータに関する取り組みでございますが、どのようなデータがどの部署に存在しているかということをもっと全庁的に把握し、データの新たな活用方法や課題解決のため、整備すべき新たなデータについて検討し、その上で住民のニーズを考慮し、ニーズの高いものから順に計画的に公開をいたしたいと考えております。

また、公開したデータにつきましては、利活用を促す周知活動を行うとともに、随時データを見直し、更新するなど、計画的、効率的にデータの管理を行ってまいりたいと考えております。

また、今後のオープンデータの活用につきましては、現在策定を進めております新たな情報化推進計画の中で詳細をお示しさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

もう既に情報化推進計画が現在進行中とのこととお聞きいたしました。先ほどの答弁にもありましたように、国のほうでもオープンデータの取り組みというのは進んでございます。総務省では平成24年7月には電子行政オープンデータ戦略として、公共データの利用促進に集中的に取り組む

ための基本戦略とし、翌年には世界最先端 I T 国家創造宣言、いわゆる I T 戦略の中ではオープンデータが行政の透明性を確保し、防災等の公共サービスの実現、そして経済の活性化などに寄与するとして、電子行政オープンデータ戦略に基づくロードマップの速やかな策定、公表や公共データの自由な 2 次利用を認める利用ルールの見直しを行うこと、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組むなどを明記しております。

この動きは国だけでなく、既に自治体でもされておりまして、例えば千葉市、鯖江市、流山市などの自治体でもオープンデータの推進に関する指針というのを既にホームページ上でも作成し、提示しております。

そこで、オープンデータに対する今後の亀山市の考えについてお聞きしたいのですが、先ほど少しお話をいただきました。その中で特に気をつけていただきたいのは、オープンデータが適正に、そして効果的に使える環境づくりについてでございます。このオープンデータを作成している自治体は、その利用に関して市政の透明性、信頼性の向上、市民活動の利便性の向上、市民協働の促進、新産業の創出、市内経済の活性化など、これを意識してつくっておられます。こういったものにつながるようになればいいなとも思うのですが、一方でルールづくりも必要だと思いますが、このルールづくりについてはどうお考えかをお答えください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、ご答弁させていただく前に、先ほど私、新たな情報化推進計画の中でお示しをさせていただきたいということでご答弁させていただきましたが、この計画につきましては本年度と来年度の 2 カ年で進めておりまして、まだ新たな計画についてはできてない状況でございます。失礼をいたしました。

それと議員ご指摘のオープンデータの適正利用についてということで、これを進めていく上にはやはりルールづくりというのは非常に重要になってくるものと考えております。特にご指摘のありました 2 次利用する際の著作権の問題につきましては、利用条件の明示も必要となってまいります。今後はオープンデータの公開に向けて、データ利用について規約を設ける必要があるものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7 番（豊田恵理君登壇）

最後に、今回、今月から試験運転中の亀山市地図情報システムについてお聞きしたいと思います。

6 月定例会当初に市長による現況報告の中にもございましたが、亀山市の地図情報システムが今月 1 日より試行運用をされております。民間の地図データと連携しているこのシステムですが、多くの方が利用しております。Google 地図と連携しているため、大変使い勝手がよくできております。亀山市議会では、まだ議場でのパソコンやタブレット等の持ち込みができていないため、この場でお示しすることができないのが大変残念ではございますが、このシステム、例えばどのようにすぐれているのかといいますと、まず例えばですけれども避難所位置や公共施設の場所がわかるという情報開示、それだけではなく出発点と到達点を決めれば行きたいところへの道順、到着予想時間な

どもナビで示してくれるというグーグルお得意のナビシステムも使えるようになっております。さらにはストリートビュー機能も使えるために、例えば画面上の见たい場所を画面上でクリックすればその写真を見ることもできる。つまりその場所に行かなくても、わざわざその場所に行かなくても現場の様子がわかる、こういった状況が確認できました。

また、さらに申し上げますと、ほかにもさまざまなグーグルで使える機能があるため、公共施設やお店に関することまで、例えばその施設をクリックすればその店舗情報、開館時間、そういったさまざまな情報を見ることができます。この情報を活用すれば、これまでは家でパソコン画面でしか活用されていなかった情報をモバイルで、現地で活用できるシステムへの変化に対応することができる。かなり可能性の高いシステムだなあと思いながら、私も使わせていただいております。

このような大変使い勝手がよくすぐれたシステム、亀山市でいち早く導入されたのはとてもうれしく思いますが、そもそも建設部の用地管理室さんでつくられて、道路法第28条に規定する道路台帳システムをもとにつくられたウェブサービスであるということを確認いたしました。これどういった目的でまずつくられたのか、また市としては実際にどのように利用していくおつもりなのか、その思いや目的についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

当市の地図情報システム導入の経緯でございますが、平成23年に市内の利用を想定した統合型地理情報システムを導入し、各種地図データを統合、共有することにより、重複管理をなくし、業務の効率化を図ってきたところでございます。また、毎年職員に操作研修を実施し、当該システムの利活用促進を図り、職員がみずから作成した地図情報についても同システムに掲載しているところでございます。

このように市内利用型の統合型地理情報システムの導入から数年が経過し、当市の電子地図情報が醸成されてきましたことから、今回公開可能なものについては、広く一般に公開することとしたところでございます。本年6月に市ホームページにおいて、一部ではございますが、地図情報システムを活用し、試験的に公開をいたしているところでございます。

また、今後の展開につきましては、これらの効果について検証しつつ、新たな分野での活用を検討してまいりたいと思っております。さらに、本格稼働させる際には、広く活用していただけるようにさまざまな媒体を通じて周知のほうも行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

私のほうでも試行運転開始以来、実際に自分でもスマートフォンを買って利用させていただいております。地図情報システムの今後の使い道について、いろいろと提案をするために買ったんですけども、ただ案内情報や観光案内として使い勝手がとても可能性を感じますけれども、それだけでなく、例えばこのシステムを利用して空き家情報を市民の皆さんや自治会さん、そういった皆さん、民間の方々と収集、一元化できないかとか、災害時には持ち出せる視覚情報手段として災害情

報を即座に発信していくことで、通行どめ案内、避難所案内、そこまでのナビ機能なども生かして活用していくとか、さまざまな生かし方が考えられると思います。

とりわけここ最近特に多い道路の陥没などによる被害について、これは千葉市のちばレポ、または半田市のマイルポはんだといったものがございます。スマートフォンを利用して、道路の陥没、また施設の破損など、身近な問題を解決するアイテムにしていくことで、道路の確認、修繕など、本来であれば人を介して人がそこに行ってしまうという手段をしなければならないんですけども、そういう手段を介さなくてもよい利便性の高いシステムとして活用していくこともできると思います。例えばマイルポはんだというのがどういうものかといいますと、私、今小学校の見守りを朝やっておりますけれども、そのときに通学路に陥没している場所がある、そういうときにスマートフォンをその問題の箇所を地図上に設定し、GPS機能があれば自動的になりますけれども、それを写真を撮る。状況写真を撮って、わかりやすいタイトル、そして詳しい状況説明をコメント入力します。それが市のほうに行き、問題のカテゴリを選択してもらって、市に投稿が行く。今度は市のほうは投稿された内容を見て、対応を行います。行ったものに対して対応内容、例えばそこを修理した、修理したものをまた写真を撮って対応内容をコメントして、それで一応問題解決が終了、こういうことが実際に既にほかの自治体で行われています。最近、亀山市でも道路の破損、陥没による被害、とても出ておりますけれども、こうすることで迅速な公共物の問題や課題解決、そして2次被害も防ぐ、こういったことができるようになります。

特に半田市では、こうした機能を実はスマートフォンの無料アプリからつくりました。フィックスマイストリートという無料のアプリがございましたけれども、それがNHKのクローズアップ現代か何かのテレビ番組で放映されていたようで、それで開発者の方に直接アポをとって、そこで半田市さんとその方と一緒に連携しながら市の無料アプリをつくっていったという経緯をお聞きいたしました。このように流山市さんなどでも、例えばオープンデータを生かして暮らしに役立つアプリを開発したり、市民サービスの向上につなげたり、そういった活用の模索をされております。

今回なぜこの質問をしたかといいますと、とても可能性のある地図情報システムだなということを感じましたので、何が大事かってやはり市民さん、企業さんだけでなく、たくさんの方にまず使っていただくこと、わかっていただくこと。そして、使った中でこうしたらどうか、あししたらどうかというアイデアを出してもらい、そして新産業の創出や、またサービス向上、こういったことにつなげていければという思いで質問をさせていただきました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に大きな項目2つ目といたしまして、亀山市の都市計画についてお聞きしたいと思います。

まず最初に結論から申し上げますが、私がこの質問をするに至ったのは亀山市が異常に計画ものが多過ぎるのではないかと。以前からそう考えておりましたけれども、さきの3月定例会において亀山市の定住促進について質問した際に、調査過程で亀山市総合計画や住生活基本計画、都市マスタープランなど、いろいろな計画に触れました。各計画において同じような内容がうたっているのですが、実際の亀山市の現状と市が向かおうとしている方針、目標地点がかなり乖離しているのではないかと印象を強く受けました。

そこで、先ほど質問もしましたが、建設部さんの地図情報システムを使って、今その地図情報システムでは都市計画も見られるようになっておりますけれども、現在の亀山市の都市計画を

確認させていただいたところ、なぜか国道1号線のバイパス道路上に第2種住居地域や工業専用地域が含まれていたり、店がほとんどない地域が近隣商業地域に設定されていたり、また一大住宅団地であるはずのみずきが丘などは白地のままであったりと、この計画に沿って今まで亀山市は進んできたのか、また今後もこの方針に沿ってまちづくりを進めていくのかという強い疑問を持ちました。そんな折に、今後新しく策定義務のない立地適正化計画を策定するというお話が出てきたので、この上また新しい計画をつくるのかという疑問に対してこの質問をさせていただきます。

まず、都市マスタープランについて。

そこで今回は都市計画の指針でもある都市マスタープランについて、まずお聞きしたいと思います。

聞き取りの段階では、都市マスタープランには法的拘束力はないとの説明を当局から受けましたが、都市計画第18条の2では、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めると規定され、都市計画区域の整備、開発及び保全の指針とされています。つまりこの計画に沿って亀山市はまちづくりを進めていくということだと思っておりますが、この亀山市の都市マスタープランは策定されてから既にかなり経過しております。その過程で周辺状況は随分変わってきておりますが、都市マスタープラン策定時からこれまで検証はされてきたのかどうかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

亀山市都市マスタープランは、平成18年に策定の第1次亀山市総合計画の土地利用構想に基づき、都市づくりの基本理念や土地利用、都市施設の基本方針を示したものでございます。

都市マスタープランは平成22年3月に策定し、平成30年度までの計画期間ですが、策定当初と社会状況は大きく変わってきている面もあり、今後策定されます総合計画と整合を図り、次期計画策定の作業の中でしっかりと状況分析や検証をしてみたいと考えております。

現在、まだ現計画の期間中ですが、今までの一定の成果や取り組みとして、例えば和賀白川線や野村布気線といった幹線道路網の整備による都市の骨格づくり、また井田川駅前広場や消防北東分署といった拠点整備、それに歴史的風致維持向上計画の推進や景観行政、鈴鹿山系の鉱山採掘の規制などの自然環境の保全といった分野が進展したものと考えております。

一方、駅周辺を初めとする中心市街地の拠点機能の強化や居住といった分野が今後の取り組み課題と思っており、人口減少社会や都市の縮小といった状況に対し、コンパクトシティの推進が今後ますます大きな課題になってくるものと思っております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどのご答弁の中だと、これから状況分析や検証をしていくというふうにお聞きした気がしますが、再度確認いたしますが、このような状況の変化に即応して、都市マスタープランは今までに一度でも検討はされてきたのでしょうか。してないのであれば、また検証もしない状態で新しく立地適正化計画をつくっていきと捉えてよいのかどうか。

都市マスタープランは都市づくりの基本理念、基本方針を示したものであり、しかしながら、先

ほどの例でもそうですけれども、平成22年に策定された都市マスタープランに書かれている状況と現在は随分違うようです。先ほどのお話でも拠点機能の強化、そして居住の取り組み課題という課題があるというお話でしたけれども、私も同じように感じております。ここ最近、あらゆるところで新店舗の進出が見受けられます。特に306号線沿いです。都市計画では306号線沿いはほとんどが白地か第2種居住区域であり、私たちが目にしているような商業地域ではございません。また、居住についても白地である能褒野や川崎地域に人口が集中傾向にあるのはご承知のとおりです。亀山市が目指す姿と現状は、このように乖離しております。

次に、コンパクトシティという言葉が先ほど出てきておりましたけれども、コンパクトシティという概念についてお聞きいたしたいと思っております。立地適正化計画でもコンパクトシティの推進がうたわれていますが、先ほど申し上げたように、亀山市の今までの動きは私からするとコンパクトシティを推進しているとはとても見受けられないのですが、亀山市ではこのコンパクトシティをどうお考えなのか。コンパクトシティを推進していくと、今後どのような亀山市になっていくのか。どちらかという、コンパクトシティより分散しているというふうには私を感じますが、今までにコンパクトシティを推進するに向けての何らかの努力をしてきたことがあるのかどうか。また、あるのでしたら具体的なことを教えていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

都市マスタープランの検証といったところでございますけれども、都市マスタープランでは重点課題の対応方針として、5つの対応方針を定め、18の施策が掲げられております。18の施策の中で、先ほど申し上げましたように、3つの施策については既に完了しておりますが、JR亀山駅前整備の推進など、6つの施策が現在進められております。また、2つの施策、これは緑の基本計画や河川空間の活用についての計画、これについては平成21年度のリーマンショックにより、税収入の落ち込み等に伴いまして見直しが必要であると考えております。残り5つの施策、特に土地利用という関係でございますけれども、なかなか先ほど306号線の商業地域等の問題につきましても進んでいないのが現状でございます。

特にまちなか居住の推進として、まちなか居住への支援として、子育てや勤労者にとって暮らしやすい環境が整っております市街地への居住の推進や、まちなか居住への情報発信などが特に進まなかったということも分析をしております。

今回、国から示されました立地適正化計画につきましては、誘導策といったところもございまして、そういったところを使いまして、今まで進まなかった都市マスタープランの、特に用途の関係については見直しをしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

立地適正化計画は、コンパクトシティ・アンド・ネットワークという形で、誘導施策として活用していきたいというお話を、聞き取りの中でお話を伺いました。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、都市マスタープランは基本的なまちづくりの方

針を指しておるわけであって、これを無視してそういうものをまたつくっていくということに私はとても疑問を感じております。

商業関係に限っても、都市マスタープランに書かれているにぎわいエリアの外に続々と大型店の出店が見られ、また今後も南部地域に大型複合施設ができるなどのうわさが流れております。そして、人の居住に関しても不動産関係者の方々にもかなり調査をさせていただきましたが、お聞きする限り、現在は特に能褒野、川崎、川合町などほとんどが用途地域のなされていない地域に集中するというお話でございました。市が進める町なかへの居住、誘導はできていないと言い切れるのではないのでしょうか。要するに私は亀山市の都市計画、都市マスタープランを、今から総合計画をまた新たに策定をしていこうとしている今こそ早急に見直すべきだと申し上げております。

今、人や商業施設、そういったもの、社会情勢のさまざまな変化が亀山市で大きくなっているのは私だけでなく、市民の方々も肌で感じているはずです。その中で都市計画とは、それを見越して誘導していく計画ではないのでしょうか。だからこそ、今こそきちんと都市計画を見直すべきだと私は思っております。

そんな中で、亀山市は今までずっと市街化区域と市街化調整区域との線引きをしないままやってまいりました。その結果がコンパクトシティーの誘導ではなく、分散した市街地が形成されるなど、現在の都市計画とはずれてしまった姿の一因ではないかと私は感じております。

そこでお聞きしますが、亀山市は市街化区域、市街化調整区域の線引きをきちんとしようというお考えがあるのかなのか。そもそも線引きのメリット、デメリットをどうお考えなのか、まずこれを伺いたいと思います。

また、平成12年、都市計画法、建築基準法の改正によって、非線引き都市計画区域においても特別用途区域や特別用途制限区域、また地区計画などの都市の有効利用と町並みの形成など、地域の実情に合わせて市で設定できる制度も幾つかできてまいりました。整備されてきております。こういった中で、用途制限を活用したコンパクトシティーへのまちづくりの検討が当時なされたのかどうか。また、なされたのなら、どのような議論があったのかをお答えいただきたいと思います。先ほどコンパクトシティーのお話に関しても、どういったことを具体的にしたかという答弁がございませんでしたので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

まず、なぜコンパクトシティーかといったご質問がございましたけれども、まず先ほど議員申されましたように本市におけます人口動態ですが、市中心部の人口、世帯数は減少傾向でございます。市北東部や城北地区は人口、世帯数も増加傾向にあります。この要因の一つには、先ほど申されましたように、本市は未線引きな市であることも要因の一つと考えておるところでございます。

このような状況のもと、まちの拡大が続きますと、道路やインフラ等の整備が必要になってきます。将来を見据え、持続可能な都市経営のため、公共施設の統合等も今後生じてくるものというふうに考えておりますことから、市中心部には公共施設が整っているにもかかわらず、人口減少が続きますと、また空き家の問題も発生してきます。今回の立地適正化計画で都市マスタープランで示す都市構造を実現するため、何らかの施策が必要であると考えておるところでございます。

市の財政についても厳しい状況であり、今後公共施設の老朽化を背景として、公的不動産の見直しを推進していく必要も生じております。また、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置も必要が生じてくるものと考えておりますことから、時間をかけてコンパクトなまちづくりを行っていくことが重要であると考えております。

それと、今までどういう施策を用途地域において推進をしてきたのかといったご質問も受けております。まず、過去からはやはり亀山駅前を中心を整備するといったところで、平成18年から亀山駅の整備について地域の皆さん方とご相談をしてきたといった経過もございます。それ以外に誘導というのはなかなか難しいものであるといったところでございますので、今回の立地適正化計画におきまして、誘導といった施策を考えていきたいというふうには考えております。

線引きと未線引きのことでございますけれども、メリットにつきましてはそこしか家屋等建物が建てられないということで、そういった人口集中的なことはできると思います。しかしながら、亀山市の場合、都市計画を引いたときに人口が非常に少なかったと。そのままではもう少し都市規模を大きくするといったことで、線引きを行ってこなかったということでございます。今後も引き続き考え方としては線引きはしていかないというふうには考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今、立地適正化計画を2番目に質問事項にさせていただいております。立地適正化計画で誘導をこれからしていきたいというご答弁を何回も聞いておりますが、まずこの立地適正化計画について、一体どのようなものかについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

立地適正化計画は、平成26年8月1日に施行されました都市再生特別措置法等の一部を改正する法律において位置づけられ、地方都市における拡散した市街地での急激な人口減少が見込まれる中で、都市全体の構造を見渡しながら居住者の生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するものです。

計画の中で、居住を誘導すべき区域である居住誘導区域や、居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域である都市機能誘導区域などを設定することとされており、今後、立地適正化計画に基づき実施される中心拠点や生活拠点の形成のための誘導施設の整備に対して、国の支援や補助事業等の優遇措置、また各種制度の適用等の措置がされるものと伺っております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

誘導を立地適正化計画にというお答えでございました。

具体的な都市づくりのための立地適正化計画、それはよくわかります。聞き取りの際に、都市マスタープランは基本方針であり、誘導する力があるものではなくて、立地適正化計画は誘導を具体的にしていく力を持っているというお話を伺いました。先ほど申し上げられたとおり、国からの支

援、補助など優遇施策があるということですが、しかしながら、誘導するにも、まずその方向を示す都市マスタープランの検証と再編をすべきではないでしょうか。先ほどから申し上げているとおり、現在の亀山市のまちづくりと都市マスタープランは随分現状とかけ離れてございます。先ほどの質問でも申しましたが、都市計画の線引き、用途の見直しを行った上で、さらに都市マスタープランがあってこそその立地適正化計画ではないのか。方向性も決定していないのに1から立地適正化計画をつくるおつもりなのかどうか、お答えください。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

平成30年度までの現在の都市マスタープランの見直しは、平成27年度と28年度で新しい総合計画を策定することから、それらをもとに見直し、検討を行いたいと存じます。

その際、コンパクトシティの推進の部分につきましては、先に立地適正化計画で具体の展開を検討していくことから、中心市街地の空洞化を初めとする諸課題に対して、より深い内容の都市マスタープランの見直しになるのではと思っております。まず、立地適正化計画を先に検討していくことは意義もあると考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

話が平行線になってきたんですけれども、まず私は、計画ものをつくるなど言っている意味ではありません。軸になる計画がきちんとしてないのに、検証もなく、その上に新計画を立てるということに反対をしております。国からの支援、補助などの優遇措置があるということですが、都市計画の用途や指針であるはずの都市マスタープランの見直しも行わずにやるのは本末転倒だと何度も言っております。大体、都市マスタープランが不安定で今のような現状が乖離したものになっている。計画と現実がかなり乖離している状態なのに、計画はそのままの状態です。新しく施策や事業をのせていくという考え方がどうかということなんです。こうしたいとか、しっかりした目標があって、方針あっての計画ではないのか。これは市長にお答えを伺います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

まちづくりの基本は、中・長期的な計画、総合的な計画に基づいて、さまざまな分野別の計画がその中に体系づけられていくわけであります。

今回の今おっしゃっておられる都市マスタープラン、私就任の翌年22年に改定をさせていただきました。これの前提になっておりますのは、議会で議決をいただいた平成19年の総合計画基本構想の中の土地利用構想を議会の議決によって策定をいただいております。大きな流れはその中に示しておるんです。ですから、状況が変わっておるという、多分今、用途のゾーニングの現状とゾーニングが違うということは、この都市計画制度は長い運用の過程がありますが、全国で起こってきた、まさに都市計画制度の課題であるわけでございます。

しかし、それと今回申し上げておりますのは、基本構想、そしてマスタープランの中で示しております亀山市の進むべき方向というのは、コンパクトシティもその概念の中に入れてありますが、お話ありました中心部の空洞化が進んできた。中心市街地が非常に機能を発揮できないような状態になってきたということで、本市としては亀山駅、それから市役所、東町というトライアングルのエリアを中心市街地として定め、そして井田川駅、それから306周辺、並びに関宿と関駅周辺を副次的な市街地として都市マスタープランに位置づけると。この求心力をまず中心市街地で高め、2次的、副次的な都市の市街地を同時に連携をさせて、周辺の自然とマッチをさせて、小さな拠点という概念が出てきておりますが、そういう概念の中で中・長期的に亀山のまちの土地利用とか、都市計画を進めていこうということをして22年のマスタープランに組み込んだものでございます。したがって、少し線引き等の話とか、いろんな都市計画制度上のそごとか、いろんなものはありますが、本市としましては今の計画、あるいはマスタープランが示しておる方向は決して今の亀山において間違っていない流れを目指しておるというふうに考えておまして、同時に立地適正化計画は市街地と機能を高めていく意味で、これをしっかりと、国の制度でございまして、活用していくということで、整合性は当然とれておるというふうに私どもは理解をいたしておるものでございます。

いずれにいたしましても、議員のご指摘の将来のビジョンと今後のまちづくりをどうしていくかということで、計画ものが少し多くなっておるということは、そういう局面に入っておるところでありますけれども、基本的には総合計画の土地利用構想が10年単位で議会の議決で定められていきますので、総合計画の策定の過程で根幹を見直す必要があるんだろうというふうに考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今定例会において、私が質問している内容については、立地適正化計画ですけれども、当局からいただいた立地適正化計画の策定についてを読ませていただいた上で質問させていただいております。その中で最後のほうのページで、本市における立地適正化計画策定の必要性というページがありました。そこには本市における課題ということで、都市マスタープランの示す将来の都市構造の実現のため、何らかの施策が必要であるとありました。この都市マスタープランで示す将来の都市構造自体が間違っただけのものである、乖離したものであるのだったら、目標がずれているのであったら、そもそも立地適正化計画の必要性はないということにならないかとまず私は思いました。

そして、また最終ページにございます都市形成関連計画相関図には、立地適正化計画にはまず上位に亀山市総合計画、その下に亀山市地域公共交通計画、亀山市住生活基本計画、そして亀山市都市マスタープラン、この3つがいろいろな課題を持って、それを全部相関して立地適正化計画、このように流れているという図が描いてありました。私、議員になりましたからずっと公共交通、バスの中で地域公共交通計画、そして空き家や定住促進のことで住生活基本計画、そして今回都市マスタープランについて取り組んでまいりました。これら3つ全ての計画が果たして今まで十分に機能してきたと言えるでしょうか。また、検証、課題、そういったものをちゃんと結論づけてきたのでしょうか。

地域公共交通計画、これ本来であれば昨年の10月にはデマンド型交通の導入を既に行っているはずでした。いまだに新しい動きは聞こえてこず、公共交通会議の議事録も昨年8月でストップしたままの状態でございます。住生活基本計画でも定住促進に効果的な施策、そしてその実績は耳にしておりません。空き家バンクも登録数は依然ふえてはいないようです。そして、今議会で取り上げた都市マスタープラン、何度も申し上げますが、現実と乖離している。実際の亀山市が目指す市とは異なっていると私は思います。どれもこれも私にとっては理解しがたく、それゆえにたびたび質問を重ねてきたものであり、今もなおこれらの諸問題の解決、そして理解には至っておりませんが、その上でこの3つと関連する計画であるという立地適正化計画を策定されるとおっしゃるわけです。理解できるはずありません。そして、この立地適正化計画は最終的に亀山駅周辺整備へと一つに向かっているんですが、これも理解できませんでした。立地適正化計画は、駅前再編開発事業を行うためだけのものと捉えていいものかどうか。人口減少している町なか居住が本当に実現可能なのかどうか、これも疑問に思いました。

そんな中で伺いたいのは、立地適正化計画の必要性です。なぜ立地適正化計画が今必要なのか。立地適正化計画を策定する義務は、先ほども申しましたがありません。そして、今すぐつらねばならないという期限を持つものでもないとお聞きしております。それなのに都市計画自体、都市マスタープラン自体の早急な見直し、再編が必要であると思われている今に、なぜ立地適正化計画が先に必要なのか、これについてお答えください。

○議長（前田 稔君）

高土部長。

○建設部長（高土和也君登壇）

亀山市だけではなく、全国の都市におきましても、人口の急激な減少や高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる、健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっております。

こういった中で、コンパクトシティという進め方をしていくという考え方の中、今回、立地適正化計画を策定してまいりたいというふうに考えております。立地適正化計画では、先ほども申し上げましたように、国の補助等も受けられることから、それを有効に活用して駅前、または中心市街地の空洞化に歯どめをかけたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

話がずっと平行線のままなんですけれども、聞き取りからずっとなんですけれども、国の支援、国の施策、補助金、優遇措置、そういったものがメインになっているようにしか私には聞こえないんですけれども、もしそうでないというなら、具体的にどのような事業をしていくかというのをお示しいただきたかったと思います。他市でも、確かに県内でもいろいろなところが立地適正化計画をされるということをおっしゃっていました。

桑名市さんから直接お話も伺いましたけれども、桑名市では平成27年度に、今年度ですけれども、主な事業として立地適正化計画をもとに内容的にどういうものかという、JR、そして近鉄が同居する桑名駅を東西の行き来を自由にするためにJR、近鉄が橋上駅舎化をすることによって、

自由な行き来ができること、交通結節、交流拠点として整備をする、そういったことをJRや近鉄への合意も既に取りつけている状態での立地適正化計画だと伺いました。

一方、先ほども言っていました亀山駅周辺整備事業では、都市計画審議会で経過説明がありましたけれども、一番新しい段階で再開発に対する地域住民の全員合意もまだこれからだという状況だったはずでございます。そんな不安定な状況で、とりあえず立地適正化計画を策定し、そして国から補助、優遇措置をもらってやっていくというのは、やっぱり私から見たら本末転倒に思います。確かに国の補助はあっても、お金はかかるものです。時間がたってしまったんですけども、市長、特に本当に亀山市にとって今必要かどうか、今すべきかどうか、こういったことを見きわめて、選択と集中をしっかりとさせていただいて進めていただきたいと思います。若干失礼な言い回しがあったかもしれませんが、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時43分 休憩）

（午後 2時52分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは通告に従い、質問をさせていただきます。

3月議会が終わってから年度が替わり、4月になり、市役所には新しい職員さんが入ってきました。彼らの中には実に7.4倍の競争率の中、入庁している方もいらっしゃいます。ほとんどの方々が地元のために何かしたいという思いを胸に市役所で仕事をしていると思います。一方、私は市役所の対応が悪い、市役所の職員がなっていないというようなことを市民の方からよく言われます。私は職員さんの顔が見える立場なので、そういうふうに言われてしまうと心が痛むのですが、本当に市役所が対応が悪いのか、なっていないのか。それから、亀山市のために何かしたいと、厳しい試験を勝ち抜いた職員さんの思いを退職まで生かせる、尊重できる仕組みであるのか、そういったことを確かめるべく、今回は市役所の職員育成と組織運営をテーマに質問を展開させていただきます。

なお、職員と一概に言っても、事務職、技術職、それから消防署、幼稚園や保育園の先生、看護師さんがいたり、あとは正規職員さん、臨時職員さんというのもありまして、幅が広いので、今回は特に注意を加えない限り、職員という言葉については事務職の正規職員さんという前提で使用していきます。

それでは、質問に入っていきます。

まず、大きなタイトルをオール市役所を実現できる職員育成、仕組みづくりとさせていただきましたが、このオール市役所を市長の27年の施政方針の中からとらせていただいたと思うんですが、このオール市役所の意味、定義について教えてください。

○議長（前田 稔君）

1 番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。
山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

オール市役所とはどういった意味かということでございますが、部署、役職等を問わず、市職員全員で一つのことに向かって取り組んでいこうとする意思表示というふうを受けとめております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

思ったとおりの答えをいただいて、ありがとうございます。

では、求められる職員像というところに入っていきたいと思います。

まず1つ目の項目ですが、主体的な人材育成の必要性を感じているのかということです。先ほど申し上げましたように、職員さんは地元のために何かしたいという思いで市役所に入っていると思います。亀山市では平成24年3月に亀山市人材育成基本方針というものを作成されていまして、人材育成の基本方針に、例えばさまざまな分野において主体的に施策を企画、立案、あるいは職員一人一人は強い使命感と責任感を持ち、行政のプロフェッショナルとしてコミュニケーション、スピード、透明性のスローガンのもと職務を遂行、あるいは求められる職員像に高いコスト意識、経営感覚があるなどの言葉が出てきます。さっきのオール市役所の定義ですね。部署、役職にかかわらず、市役所一丸となって取り組んでいるという定義に一致していると思うんですが、こちらの人材育成基本方針、今も変わっていないという認識でいいのか、お尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

平成24年3月に策定をいたしました人材育成基本方針につきましては、5年間という計画期間を定めておりますもので、この計画につきましては現在期間中ということで、今進めております方針等につきましては何ら変わっておりません。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

方針は変わっていないということでした。

もう1つ、2番目の項目なんですが、平成27年度から平成31年度にかけて定員適正化計画が作成されています。この計画、この人員というのには、消防の方、あるいは病院に勤務される方を除いて正規職員さんは増員も削減もしないという計画であると認識しているんですが、まず結論を言うと、市役所の仕事量がふえているにもかかわらず、人員がふやせないという状況であれば、職員一人一人のパフォーマンスを上げる必要がある。その必要性というのを認識されているのかという質問なんですが、その前に一つ一つ確認をしたいんですけども、市役所自体の行われている仕事量はふえているという認識で間違いないでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

地方分権地域主権改革に伴う権限移譲や多様化する行政需要に対応するため、以前と比較して仕事量については増加しているものと認識をしております。また、育児休業者が増加し、実勤務者が減少しているといった現状もありますことも仕事量の増加につながっていると認識をいたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

仕事量はふえているという答弁でした。

では、先ほどの定員適正化計画で人が増員できないという話なんですけれども、これはどういった理由から増員ができないというふうになっているのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、昨年度策定いたしました第3次定員適正化計画は消防の職員と看護職員を除きまして、5年後の目標数値を現状維持、424人と定めたところでございます。本計画におきましては、職員個々の負担を軽減し、職務へのモチベーションを維持しつつ、総人件費の抑制に向けて取り組むことを基本方針に掲げております。

ちょっと矛盾するかわかりませんが、職員をふやせないという考え方というよりは、この基本方針に基づき人材育成の充実、再任用制度の活用、組織機構の見直し、行財政改革の推進などにより、本計画に掲げた目標達成に向けて取り組んでいくという、そういった考え方で進めているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

増員できないということが、言い回しがちょっと厳しいんじゃないかというようなお答えをいただきましたが、そうすると職員さん1人当たりのパフォーマンスを上げる必要というのがあると思うんですけども、そういった必要は感じられていらっしゃいますでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第3次定員適正化計画の取り組みにも掲げておりますとおり、職員の意識改革を進めるとともに、段階的に職務能力が向上するようOJTの実施でありますとか、外部研修への派遣、国・県・市との人事交流などにより、職員の個々の能力を高め、効率的な行政運営に努めることで、定員適正化計画で維持している人員の目標を達成すると、そういったことが一人一人のパフォーマンスを上げることによって達成できると、そういうふうな認識で進めているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどやりとりで、人材を育成する方針からも、あるいは人員計画のほうからも、亀山市が主体的な職員を育成する必要性を強く認識されているということが確認できました。

2項目めの主体性と個性を伸ばせる人材育成のステップについてという部分に入っていきたいと思います。

まず、質問の1項目です。

4月に新入職員さんが入庁しました。ここで新人職員さんを入庁1年目の方とします。こういった新人職員さんは、職場の業務とは一旦離れて研修をしてから配属をさせるのか、または最初から職場の業務につかせる配属で、いわゆるこっちが現場主義という言い方ができると思いますが、研修をしてから配属する、もしくは現場に飛び込んでもらうという方針でいくと、亀山市はどちらの方針に当たりますでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新規採用職員につきましては、入庁後2日間の新規採用職員研修を実施いたしまして、所属部署へ配属となるものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

これほとんどの自治体がそうであるように、2日間で配属しているということだったので、すぐに配属して仕事を覚えてもらうということが確認できました。

では、先ほどの研修なんですけれども、具体的にこういった内容のものを受けられていますでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

入庁後に行います新規採用職員研修では、職員として必要な基礎的な知識を習得する研修として、給与等の各種制度、市の産業、観光、歴史の概略、行財政改革、人権、男女共同参画、防災、入札事務、情報セキュリティー等、実務的な内容の講義及び消防署におきまして、普通救命講習を実施いたしております。2日間の研修はこれだけでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどの2日間の研修の内容を伺いました。

これは研修というか、ほぼレクチャーではないかなと。職場に必要な情報をもらうだけで、何か成長が期待できるというようなものでは、なかなかみなせないというふうに思います。

この2日間で主体性を育成するということは、今聞いた中では難しい、無理だと思うんですが、

新人職員さんに対して主体性を育成できる研修は、こういったものだというものがあれば教えてください。あるいは、もしないということであれば、これからどんな研修を用意すればいいという、もしアイデアがあれば教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに議員おっしゃるように2日間で詰め込んで、16時間の間にこれだけの研修を行うということで、なかなかそれで全てが頭に入るといえることでは実際ないと思います。

実際、新規採用職員の研修につきましては、長期研修計画の中で1年間の計画が位置づけられておりまして、2日間の研修を受けた後には1年の間に前期、中期、後期の3回に分けて実施されます外部団体のワンステップ研修に参加をさせております。この研修は、コミュニケーション研修、ビジネスマナー研修、クレーム対応、顧客満足度の考え方など職員として基礎的なスキルアップを図るとともに、使命感、改革の意識を身につけさせる内容となっております。

ほかにも市政に関する課題の調査研究を行わせる事業創造研修、年末特別清掃に参加させる職場体験学習等、長期研修計画に基づき新規採用職員としての能力を養うための研修を随時実施しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

新人職員さんの1年の研修についてお伺いしました。

これは後ほどもう1回聞きますが、先ほどお聞きしたように、すぐに新人職員さんは配属をされていると。正直一人前として市民対応をしなければならない事態になっていると思います。市民の方にとっては、部署に用事があって行くわけで、対応された方が新人であったりベテランであったりというのは関係がないはずで、新人の方がもし市民サービスを担当するというような場面になったとしても、質は同じですよ。質の担保というのはされているのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに登庁される市民の方々は、1年目の職員であろうが10年目の職員であろうが、そういうことは関係ないというふうに考えております。

その中で、新規採用職員が2日間の新規採用職員研修を受けた後、所属部署へ配属となり、先輩職員から実務の基本的な知識を学んだ後に、上司や指定された先輩職員が半年間計画的な指導、育成を行う管理職及び指導担当者制度により、専門性を高めているところでございます。また、専門性を高めるまでの間は、そうした指導的役割を担った職員が新規採用職員をフォローする形でサービスの質を担保しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それではもう1つお聞きしたいんですが、新人職員さんの配属についてですが、本人の希望が酌まれるものなのか、市役所の運営上、職員さんが不足しているところに担当が充てられるのか、そういったバランスというのはどのようにとられていますでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新規採用職員の配属となる部署の決定でございますが、これにつきましては採用試験のときの面接時に確認をいたします本人希望、または採用前のキャリア及び市役所全体の組織全体の異動を考慮して、総合的に決定をいたしておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

総合的に決められているということは、希望がかなう場合もあるし、かなわない場合もありますよということなんですね。

ここで大きな矛盾が生じています。先ほど最初の方針で行政のプロフェッショナルとして育成するという人材育成方針が立っているんですけども、希望がかなわなかった職員さんの場合は、自分が学部時代に学んできたことと違う分野の部署にいる場合があるんですね。その部署では、自分は一人前として宛てがわれると。もちろんほかの職員さんはフォローして、対応に支障は出ないようにするんですけども、その役割を担う職員さんはその人しかいないんですね。その人に対して専門知識というのを入れるのがほかの仕事を担当している方なんですけれども、果たしてこれで行政のプロフェッショナルを育てているという体制になっているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

基本的に新規採用職員の育成につきましては、今後多様な業務を経験させる目的から、比較的短い年数での異動を基本としておりまして、例えば本人が希望したり、学生のときのキャリアがあったところにすぐ入れる職員と、また幾つかの職場を経てそういったところへ配属される職員、さまざまあると思います。そうした中で、新規採用職員につきましては、おおむね40歳ぐらいまでにたくさんの部署を回り、その中で適性をこちらのほうで判断をいたしまして、適材適所に配置をしていくという、そういった考え方でございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

伺ったこととは少しずれたジョブローテーションの話が出てきました。

ちょっとそれは端に置いておいて、次の項目に移ります。

新人職員さんが入った部署でも、市民サービスの質は変わらないよというようなお答えもいただいているんですが、2つ目の項目、若手職員、中堅職員さんについての部分なんですけど、ここで若

手、中堅職員という人たちは2年目以上で管理職でない方を対象と考えます。亀山市では室長以上の方を管理職というふうに定義づけをされているようです。

さっきは数年というふうにおっしゃられたんですけども、3年を目安に一つの部署で勤め上げて、ある程度行政のことにに関してできるようになったよという方について、ほかにジョブローテーションで部署を回っていくという形だと思うんですけども、最初に3年を目安に一つの部署で勤め上げた人たちについて、個性ですとか主体性を尊重する必要があると思いますが、亀山市には、これも人材育成基本方針に載っていますが、自己申告制度というものがあります。これは自分の希望する仕事だとか部署への希望を言って、それを人事に伝えることができるという制度なんですけれども、この制度について、多分100%提出はされていると思うので、どの程度部署異動ですとか、希望職種への反映がされているのでしょうか。その現状について、教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいまの人材育成基本方針の中で、自己申告制度ということが出てまいりましたが、まず自己申告制度とは、全職員が上司を経由せずに、年1回、私、企画総務部長にメール等でさまざまな申告を行っていただく制度でございます。申告の内容は異動希望だけではございません。職場環境の状況でありますとか健康状態、休暇取得の状況、家族状況、さまざまな項目となっております。

議員お尋ねの、この内容はどれだけ反映をされておるのかというようなご質問でございますが、各職員におきましては昇格や異動に対しての満足度というものは大きく異なりますことから、一概に申し上げるのは非常に難しいものと考えております。ただし、自己申告書の中で職員の仕事に対するやりがい、こういった欄がございまして、この率が現在47.5%となっておりますことから、これに近い率ではないかと推察するものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

つまり、市役所の仕事に対してやりがいがあると感じる方が47.5%なので、大体部署異動だったり、希望職種へ満足している方が47.5%ぐらいだというような答弁をいただきましたが、ではこの数字自体に関してはどういうふうな評価を下されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この率に対する所見ということでございますが、この率は決して高いものではなく、今後におきましてはこの率を高めていく取り組みが必要不可欠であると認識をいたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、この自己申告制度ですが、部署異動ですとか、希望職種への反映というのはどなたが

見られて決めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

最終的に異動、昇格等の判断は、市長、副市長が決定をいたしております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、この自己申告で送られた思いが市長や副市長のところまで届いているというお答えをいただきました。

それでは、3つ目の項目に移りたいと思います。

管理職に必要な政策立案能力を養成する仕組みは、どのようなものがあるのかということです。先ほど申し上げたように、亀山市では管理職は室長以上の方、室長以上の方になってくると、政策の立案に携わるようになります。ただ、いきなり管理職になって自分の意見ですとかアイデアを提案すると、政策立案しないといけないというふうになるのは、ちょっと大変じゃないかなと。やはり管理職になるまでに自分の意見であるとか、アイデアを提案できる仕組みが必要なのではないかと思えます。

その中で、また人材育成基本方針の人が育つ職場環境づくりの項目に職員提案制度を推進するというようなことが書かれています。職員提案制度が結構すごくて、平成24年3月につくられているんですけど、職員提案制度の推進、職員が過去の慣例や前例にとられることなく、常に改善、改革する気持ちを持って業務に取り組むことが重要です。職場内だけでなく、市全体の業務を改善し、効率的な行政運営を行うため、現在の職員提案制度をもとに新たな提案制度を構築します。この制度の中には、採用された提案については市長賞などの報奨制度の導入を検討しますと書かれています。この職員提案制度、24年3月の資料によりますと検討中であるということなんですけれども、この検討、整備についてはどれくらい進んでいますでしょうか。これは3年前の3月に書かれていることなんですけれども、進捗を教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在の職員提案制度でございますが、これにつきましては人材育成基本方針で求めています。これ最終的に政策立案というところまでの形に行ければ非常にいいのかなというふうな思いで書かせてはいただいておりますが、現在そこまでには及んでおりません。現在は財政行革室で実施をしております1室1事務改善において、職員が改善提案を行い、室単位で改善策を実施しているということでございます。また、先ほど申し上げました職員提案制度の検討につきましては、現在企画総務部のほうで進めておりますが、まだ提案をさせていただくまでの形には至っていない状況でございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

職員提案制度はまだ検討中ということですが、政策の立案までつなげたいというようなご答弁はいただきましたが、ただ先ほど出てきました1室1事務改善なんですけど、これは市役所の各部署に1つ以上の事務事業を何か今より改善してくださいという目標を掲げてもらって、それに1年間かけて改善に取り組んでもらうと。1室1事務なんですけど、部署によっては8つも9つも出てきたりということがあるみたいで、ある意味その部署から出てきたアイデア、思いを形にして進めていくというものだと思うんですが、この1室1事務改善なんですけれども、例えばこれすごくよかったよというような事務が改善された具体的な事例ですね。過去の事例で何かこんなことありましたよということがあれば教えていただければと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

昨年度、平成26年度で実施いたしました改善策は117件でございます。

また、具体的な内容でございますが、例えば生涯学習室におきまして、公民館講座及び庁内各室が実施いたします講座の募集パンフレットを年1回に集約するとともに、類似講座を一元化することで経費の削減を行ったところでございます。また、地域づくり支援室におきましては、ご意見箱の常時設置によりまして、市民の声を把握し、市民満足度の向上につなげる取り組みなども実施いたしましたところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

1室1事務改善の具体的な事例がしっかりある、結果も出しているというようなことを教えていただきました。

それでは、最後の4項目めなんですけど、市長と若手、中堅職員は直接対話ができているのか。意見やアイデアを聞く仕組みがあるのかというような項目なんですけど、先ほど主体的な一番いいしっくりくる言葉だなと思うのが経営感覚があるというような人材育成方針の言葉がすごくしっくりくると思うんですが、先ほど経営感覚がある職員が求められるという方針があるということを確認しました。私は、亀山市の経営者は市長に当たるというふうに考えていますが、経営感覚を持つためには経営者の考えであったり、思いを部下、職員さんに伝えていく必要があると思いますが、まずそういう考えはありますか。それから、実際に伝えているのかと、もし伝えていらっしゃるのであれば、その方法について教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今年度から策定を進めております総合計画や総合戦略につきましては、ワーキンググループを設置し、その中で若手、中堅職員と市長が直接意見交換を行う場を設け、ワーキンググループの中のそういったテーマについてさまざまな議論を行っていただいたということでございまして、経営者、市長が直接若手、中堅職員の意見を聞く場として設定したところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

総合計画をつくる中で、若手職員を中心としたワーキンググループをつくっているから、きちんと伝えているんだ、聞いているんだというような答弁ですが、これは総合計画というものを一つ挟む形になっているんですね。もう1つ、亀山市が上げていることがコミュニケーション、スピード、透明性、CSOということなんですけれども、このスピードという部分が総合計画を通すことによって本当に実現できているのかということが疑問に残ります。ほかに総合計画を通して計画に反映して、思いを形にするという形ではなくて、もっと早いスピードで政策にできるという方法は何かないでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに今回、総合計画や総合戦略を策定という目的で行っておりますことから、目的に縛られておるといことで、職員が自由にさまざまな提言が行える仕組みというふうには少しスピード性に欠けるというご提言でございます。私、先ほど人材育成基本方針の中で職員提案制度、政策提言まで行けるような仕組みにさせていただきたいというふうなご提案を申し上げましたが、市長と若手職員が直接対話して、意見やアイデアを聞く機会を設け、さまざまな職員がそういった今後政策の仕組みなんかを確立していただけるようなことになれば、非常に素晴らしいといことで、そういったものを職員提案制度の中でまた構築していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどから山本部長にご答弁をいただいているんですが、市長は若手職員、中堅職員と意見交換をしたり、政策立案について何かアイデアをもらおうということに関して、必要であると思われるのか、何か別の考えがあるのかについて教えてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然若い発想、中堅職員の感覚が行政の政策や事業に、運営に生きていくという意味では大変それを積極的に活用したいという思いを持っております。したがって、今回中期戦略であるとか総合計画は、先ほど申し上げたワーキンググループは若手、中堅を中心に編成をするようにという方針のもとに動き出したところでございますし、ことはまだ進めておりませんが、フォーマル、インフォーマルのそういうコミュニケーションは、ぜひしっかりとって生かしていきたい。また、彼らのいいところを育成し育てていきたい、そういう思いを強くいたしておるところでありますので、ことはまださせていただいてませんが、例えばランチをともにさせていただいて、非常にフランクにいろんな話をさせていただくとか、あるいは政策的には毎月経営会議を行っておりますが、経営会議での私の考え方、あるいは感じ方、あるいは庁内、これは若手だけではありませんけ

れども、全ての全職員に私の考えがしっかり伝わるように経営会議の私の方針については、全庁の庁内LANにおいて伝えさせていただいておるといふところでありまふ。いずれにいたしましても、中堅、若手の非常にフレッシュな、柔軟な発想を市政の中に生かしていくといふことは、大変重要であらうといふふうにな強く思っておりますので、今後もしっかりそれは考えていきたいといふふうにな思っております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長から前向きなお答えをいただいたんですが、私5月29日にアスト津で三重県地方自治研究センターの定期総会記念講演会といふことで、農村回帰と地方創生といふタイトルで大分県の竹田市長の講演を聞いてきました。竹田市といふところが作曲家の滝廉太郎さんの出身のところなんですが、人口が2万3,570人で、小さな市なんですけれども、地方創生といふ部分で、現在非常に注目をされているまちです。この竹田市長がおっしゃられたことが、若手職員さん、中堅職員さんに市民から聞いたことで自分が必要だと思ふことを直接私に持ってきたさいといふ、トップから直接現場に対して何かアイデアを持ってくるよになといふことをおっしゃられたところ、47のプロジェクトが立ち上がって、一番ここがよかったといふふうにおっしゃられたのがやりがいを持ってどんどん動いていると。この市でも財源は限られているので、給料が上がったわけでもないですが、やはり自分が考えていることとか、思いをしっかりとかなえてもらえとか、形にしてもらえといふことがやりがいにつながるよになをおっしゃっていらっしやいました。

このまちなんですが、TOPといふスローガンがあるんですけども、Tは竹田とトライのT、Oはオリジナル、オンリーワン、Pがプロジェクトとかパワーといふ意味なんですけれども、亀山市はCSOといふことで、コミュニケーション、スピード、透明性といふことなんですけども、はっきり言ってかなり当たり前のことじゃないかなといふふうにな思います。ここにオリジナリティーであるとか、独自性といふのは見えないと。ですので、CSOは当たり前といふふうにな踏まえた上で何か新しく踏み出していきたいなといふふうにな思っております。

一連の質問をさせていただいて、本当にもったいないと思つたのが職員提案制度ですね。1室1事務改善できちんと117のアイデアが上がっています。それから、自己申告制度でこんな仕事をしたい、部署に行きたいといふ要望がほぼ100%の職員から、もちろん現状でもいいかもといふ話もあるかもしれないんですが、きちんと要望が寄せられています。それから、職員さんによっては自腹で資格を取ったりですとか、研修を受けたりといふ方もいらっしやいます。

もう1つ、次の尾崎議員の質問でも触れられるんですけども、ザ・点検といふ事業がありまして、これは各部署から提出された事務事業について、部署がばらばらな中堅職員が6名1チームになつて、それを点検、評価するといふ事業なんですけれども、この事業をやることについて職員さんに何か変化があったのであれば、ちょっと上田部長に教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

私のほうでお答えさせていただきますけれども、亀山市事務事業点検制度ザ・点検は、事業仕分けを平成19年から実施をしてまいりまして、議会からもいろんなご指摘やご批判をいただいたこともございます。それで、昨年からは職員で1次判定としてやって、それは中堅職員でやろうと。その後、2次判定の外部判定も入れていこうという形で、これは亀山市が、私どもがオリジナリティーを持ってこんなふうなやり方をやろうというふうに考えたものでございます。

昨年の11月23日と、ことしの5月17日の2回を実施いたしました。中堅を3班に分けて、事前の勉強会も2日のザ・点検をやるために各班が9回、延べ27回にわたって6人が寄って勉強会をずっと続けてきた。それで、本番に中堅職員が個人的に事務事業の考え方をどうしようというふうな考え方で、ザ・点検で意見を出して、評価が分かれたものもございましたし、5人がよく似た評価をされた事業もございました。そんな中で、いろんなよその仕事も学ぶことができるとか、また事業のあり方の基本的な考え方が身につく、意識改革にも私はつながったんだろうというふうに思っています。全部それにかかわった職員が、また夜の反省会もしておりました。そんなことでいろんな意見交換ができて、それがうちの人材育成や内部のコミュニケーションにつながっていくんだろうというふうな思いを持ったところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

丁寧にご説明をいただきましたが、私も点検を拝見させていただいて、すごく中堅職員さんが前のめりになって、活発な意見交換をされていました。もちろん市役所でやっておることを市役所の人間が議論してどないするんやというような話も一方ではあるんですけども、ただ人材育成であるとか、能力アップであるとか、研修という意味で、そういった自主性が磨かれているという事業になっているというのがすごくうれしいなというふうに思いました。

職員提案で1室1事務提案が117もアイデアが上がっている、自己申告で要望が寄せられている、ザ・点検で自分たちで勉強会を開いて学んでいるという現状の職員さんがいらっしゃるにもかかわらず、仕組みが整っていないというのが現在の亀山市であるというふうに結論づけたいと思います。職員さんに資質があるのに仕組みが追いついていないということであれば、やりがいがあると答えられる人も47.5%でも仕方がないというふうに思います。

地方創生ということがこれから叫ばれてまいります。今でもさんざん叫んでいる人もいますが、これはそれぞれの地方でアイデア、決断がどのように生まれるか、採用されるかによって変わってくると思います。これから若い世代に選ばれて、ある意味生き残れるまちになるためにも、特に櫻井市長にはきょうのテーマについて真剣に向き合っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（前田 稔君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時39分 休憩）

（午後 3時49分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

その前に緑風会の尾崎です。よろしくお願いします。

ことしの5月17日にザ・点検というのがあいあいで行われました。午前中は行ってなかったんですけども、午後から行きまして、2つのザ・点検を見せていただきました。そのときの一つが地籍調査についてということで、そのザ・点検を見て、ぜひともこの議会で質問がやりたいというふうになりましたので、よろしくお願いしますと思います。

それでは、まず最初にザ・点検で行われた地籍調査の現状について、いろんな質疑が行われておりましたが、そのときの具体的な質疑の内容と点検結果について簡単にお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

5番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

ザ・点検の内容ですが、対象事業の担当者が説明者となり、市の中堅職員が評価者として現場目で点検し、事業仕分けの手法を活用して事業の内容を再点検、評価するもので、地籍調査事業は本年度の点検事業の一つとして対象となりました。点検結果は、要改善の判定をいただいております。評価者の判定理由としまして、事業の重要性は理解できるが、進捗率も低く、人員的にも無理があることから、一旦事業を休止し、過年度未整理部分を完了し、再開後の実施体制について十分検討すべきとの意見をいただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

点検のときに、3月の議会でもそうなんですけれども、いろんなメリットというのが出てきておりました。それで、3月の議会でも人が足りない。それで、いろんな仕事を抱えているためにこればかりの仕事につけないというようなことで、なかなか進んでいないというようなことをお聞きしました。

それでこの点検の結果を見ますと、平成28年度には事業休止ということで、こういうことが提案されておりましたし、またそのような方向で行くようなことを聞きましたが、1人でやっているのか、担当の人数はわかりませんが、現状でたしか600年、地籍調査が終わるのにそれぐらいの年数を要するというようなことを聞いたと思いますが、600年かかる事業をここで休止して、一旦次のことを考えるということがありますが、歩きながら考えるということもできるわけで、なぜ事業をやめないと次へ進めないのかというのがどうも私には合点がいきません。そういうところで、今回28年度に休止するという理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

地籍調査事業は、実施前の調査が複雑かつ膨大であり、専門部署を持たずに兼務による事務執行、個人間の境界問題を誘発させる等の理由により、過年度に着手した区域で、特に平成20年度以降に着手した区域が法務局の図面と差しかえができていない状況が続いておりますことから、次年度は新たな地区の着手は行わず、まずはそれらの地区の整理を重点的に行うと。同時に今後の実施体制について検討するために、必要な時間とさせていただきたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

一旦休止するということはよくわかるんですけども、実際の内部点検結果を見ると改善による効果、一旦休止することによる効果というので出ていますのは、地籍調査関連経費の削減と。仕事を進めやないかんのに削減を効果というところで取り上げているんですけども、必要なものはもっと市長が言っているように選択と集中ということをよく聞きますが、やっぱり集中して行うということは人、物、金をつぎ込んでやるという姿勢を見せてこそ初めて選択と集中のうちの集中があると思うんですね。

実際に担当事務量の縮減ということで、年間60時間ということが書いてあるんです。年間で60時間しかこの仕事にかかわっていないということですよ。そうすると、1カ月の労働時間が概算で180時間として、1人が1カ月の労働時間をその辺で計算すると、1カ月働けば今の仕事量の3倍、1カ月で現在行っている仕事量の3倍ができるということですね。12カ月でいくと36倍の短縮になると。こういう計算でいけば、1人か2人張りつけてしまえば600年かかる仕事が100年ぐらいにでもなるわけですよ。ですから、そういった考えになっていただきたいと思うんですけども、それには人だけでなくで予算も要ということで、次は予算についてお聞きしますが、3月議会で小坂議員から旧関町の時には14年度から毎年1,000万円ずつ投入して徐々にやってきており、ここ数年、この9月にも再三質問していても今年度の予算は170万円ですと。こんな予算ではできるわけがないと話されていますが、今年度の170万円の予算は建設部からの要求額だったのか、それとももっと大きな額を要求し、結果的に減額されたのか、その辺の状況についてお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

地籍調査事業の予算措置ですが、26年度決算額は296万6,000円、27年度当初予算額は171万6,000円と、125万の減額となっております。

減額した理由は、担当室の現行の多岐にわたる事務事業と人員体制の中で実施でき得る事業量を勘案して、担当室が減額の予算化を行ったものでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

実際に建設部として、何百年とかかるような事業を責任を持って早くやろうと思えば、そんなに

予算を縮小して、こういうような予算を立てなくても、私が思うのはまず人を要求して、その次に予算というのを市のほうにぶつけて、そしてその上で減額されたのなら、こういう措置でもいいと思うんですけれども、実際に予算とかいろんなこと、先ほどありました人員計画ですか、ふやせないという実情をそんなに気にしないで、私は建設部としてやり遂げるという予算を要求すべきやと思うんですね。その上で減らしたのならやらなくていい事業になると思うんですけれども、その辺のところは建設部として今回は、28年度は休止ということをやっておりますけれども、その上で29年度以降どのように考えているか、現時点でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

地籍調査事業につきましては、人、予算といったところが重要かというふうには考えております。特に専門職と兼務による事業執行というのは非常に個人にとりましても大きな課題があるというふうに思っておりますので、専門的な職員を配置していただきたいと。それが配置できれば29年度には予算もかなり大きく要求してまいりたいというふうには考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

専門的な職員ですね。やっぱり専属の職員を充てて、予算をつけないと、なかなか現状のままでは進まないという状態が続くと思いますので、ぜひそういった要求をやっていただいて、それで今の600年とか何百年かかる地籍調査をできるだけ短い期間で終わるような工夫をやっていただきたいと思います。

それと聞き取り調査のときにちょっと聞いたんですけれども、地籍調査に関する予算ということで、特別交付税を含めると95%の予算に対する交付税が戻ってくると聞いたように覚えているんですけれども、95%の交付税が入ってくれば、予算については余り気にすることはないというような気がするんですけれども、この辺のことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

特別交付税措置でございますが、地籍調査事業の補助金は事業に対し必要な経費の4分の3は国・県から補助されております。残り市の負担する4分の1の経費に対して、そのうち80%が特別交付税措置対象となっており、実質的には5%の負担で地籍調査事業を実施することが可能でございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

予算として市のお金も95%が交付税で戻ってくるということであれば、思い切った手を打って、何とか早く終わるように進めていただきたいと思うんですが、地籍調査につきまして同じ会派の小坂議員が本年3月議会の中で地籍調査が進んでいない実情と、進んでいないことから発生する問題

を指摘しております。

その答弁としまして、櫻井市長は財源だけでなくマンパワー自体が不足しているが、非常に苦慮しながらも、今この必要性につきましてはしっかり認識をさせていただいて、時間がかかりますが展開していきたいというふうに考えておるものでございますと話され、また小坂議員から市長は今後予算とあわせて人員確保について最大の努力をしていく意思があるのかという質問に対して、市長はマンパワーが不足しているのも確かだし、どのようなオペレーション体制をとっていくのかにつきまして、今後の課題と捉えさせていただきたいと思っておりますと答弁されております。

私が初当選させていただきました4年半前から、先ほども出ましたように、先輩の坊野議員が約3年ぐらいの間に二度三度となく、この地籍調査問題についてこの場で質問されております。そのたびに今後の課題として捉えさせてもらうというような答弁を毎回いただいていると思っておりますが、市長が言う今後の課題として捉えさせてもらうという内容は、今のところ具体策は持ち合わせてなく、これから考えるということか、それとも具体策はあるがマンパワーをどのようにやっていくのか。それとも今予算については余り考えることはないと思っておりますが、その辺の事情をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3月にも、今お話ありました小坂議員のご質問にお答えをさせていただきました。ご指摘のように予算というよりも、むしろ人員体制、マンパワーをいかに確保していくのかということが全庁的なネックになっておるといことはそのとおりであります。したがって、平成20年以降に着手した区域、これは頑張って先ほどの前坊野議員さんご提言をいただいてまいりましたが、本市といたしましても他市のように昭和30年代とか40年代から手がけてきておりませんので、平成10年代からのスタートでございますが、出おけておりますが、それを工夫しながら前へ進めていこうということでスタートいたしました。

しかしながら、平成20年以降に着手した区域が法務局の図面と差しかえができていない状況が続いておるといことから、次年度については新たな地区の着手はせずに、まずそれまでの地区の整理を重点的に行うとともに、お話ありました走りながら体制を整えていくという意味で、今後の実施体制について、マンパワーや全庁的な定数の問題もございますので、全庁的な議論の中で体制づくりを再構築するように検討して、そっちへ移行していきたいというふうに現時点で考えるものでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

市の中にもいろんな外郭団体というか、地域社会振興会とかいろんなあれがあるんですけども、予算も委託料とか、そういうものにもしつくだいければ、現在はないけれども、こういう地籍調査に特化したそういうものができれば、市長が言う雇用の創生ということで、定年を迎えた市の職員をそういったところに雇って、専門的に委託してやらすとか、そういったことがもし可能であれば、

ぜひそういったこともあわせて考えていってほしいと思います。できるかどうかは別の話なんですけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、職務における危機管理についてに移りたいと思います。

この内容では、公用車の事故など業務上のトラブルについてと、2番として原因の分析と対応についてと、2つに項目を分けておりますが、2つ同時にやらせていただきたいと思います。

そして、まず最初にお断りしておきますが、公用車の事故や業務上のトラブルについて、実際に職員の方で事故をやられた方や業務上でのトラブル、こういったことを発生させた人を責めるような内容ではなく、あくまでも事故後の市の対応についての内容の質問ですので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、業務上の事故から始めますが、私も実印を例にしてやりたいと思うんですが、実印を落として損傷させ、弁償したということなんですけれども、真っ先に私がこの内容を知ったときに銀行を思い出しました。銀行では100円のお金をおろそうと思って、印鑑と通帳を持っていても、銀行員にちょっと面倒やから押してくれと言うても絶対押さないですね。当然そこへ行った方に、ご本人が数字を確認して、自分で記載して確認した上で捺印してくれとかいうことを言われております。こういったことをなぜやらなかったんだろうと、そういったことが疑問に思いました。だから、こういうことは徹底されてないということが非常に残念だということで、先ほど今岡議員の中でも出ていましたが、職員にも提案制度があります。私は何年か前に提案制度について、ここで質問させてもらったんですけれども、あのときの内容が変わってなければ、他の部門の仕事についての提案ということで限定されておりました。実際にそのときにどれぐらいの提案件数があるかということを確認したら、1年で3件とか五、六件という数字しか出ていませんでした。そのときの引き合いで私が勤めていた会社は、亀山で約300名の人間で、1年間で2,000件です。1人で10件出そうよという10件出さない者もありましたけれども、それでもトータルは2,000件もあります。そのうちで優秀なのはそんなにあれですけれども、ふだんから考えて仕事するという習慣は身につけておると思います。真っ先にこの問題が起きたときに、何でこれをしてないんだろう。また、そばで見ている上司とか、そういう方もこういうことが起こり得るんじゃないかというような、そういう危機管理というのをふだんから身につけるためにこういった制度があるんだというふうなことを思いました。

それで、こういった事故が起きるのはやむを得ないことです。人間ですから失敗します。それで、例えば印鑑の事故が起きた後で、実際に事故審査会を開いて、どのような議論をして、どのような対策を打ったのか。また、職員への周知はどのように行ったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、ご指摘の印鑑の問題につきましては、昨年12月に起こった問題でございます。議員ご指摘のとおり、それまでは印鑑登録等の押印につきまして、職員が行っておったということで、それにつきまして職員が誤って印鑑を落としてしまったことが原因ということでございます。

議員お尋ねの、まず事故審査会でございますが、今回事故審査会につきましては軽微なものと判断いたして、審査会の開催はいたしておりません。これにつきましては、今後は規定どおり開催を

いたしたいというふうに考えております。

それと、その後の対応につきましては市民文化部戸籍市民室において協議を行いまして、押印を職員が行うのではなく、申請者に行っていただくように確認をいたしたところでございます。また、職員への周知ということでございますが、これにつきましては戸籍市民室内の室員に担当室長のほうから周知を行ったということでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

印鑑を使うのは市民部の実印を落としたところだけではないと思うんですね。実際に私も市の職場を6カ所ぐらい回って、実際に印鑑を使うかどうかという場所を確認して、また実印でなくても認め印、これは金額の大小というのやなくて、例えばたまたま実印で16万ぐらいしたのかわかりませんが、やっぱり人それぞれに認め印でも結構高いもんもあると思うし、それはその人それぞれなんですけれども、やっぱりこういう事故が起こり得るのは、事故が起きたところだけでなく、市の至るところに印鑑を使わないような部署にでも、また仕事が変わって印鑑を使う場所へ行くことがあり得るということだと思います。

それで、こういうことが起きたときに全員に同じようなことを伝えるということも大事だと思います。また、一部聞きましたら、要するに掲示板で情報伝達を行うようになっていると。私は掲示物、紙を持って行って張る場所があるのかと思って、そういう場所を知っていますかといって全部尋ねたんですけれども、それはないからわからないんですけれども、実際にパソコンで見られるようになっているというふうに言われていましたが、非正規の職員の中には見れない人もおられるんですね。だから、周知徹底というのは掲示板でやるとともに、その室とか、その辺の方が職員にみんなの自分の部署の人間に一度言えば、みんなが同じことを聞いているわけですから、聞かなかったということは通らないような状況で周知徹底するということは一番大事だと思うんですね。そういうことをまたパソコンの掲示板にも出てなかったということなので、情報は全然伝わってないです、正直。ですから、こういったことは非正規、正規職員にかかわらず、全員に伝えるような、そういったことをやってほしいと思います。

それで、こういった事故が起きたときには事故審査会というのを使ってやるということで、亀山市職員事故事務取扱規定というのがあるはずなんですよね。こういう委員会がありながら、これを開いていないというのも問題ですよね。ですから、その辺何でこれを使わなかったのかと。緊急を要したのか、それほど。そういったことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、議員ご指摘のとおり、印鑑を扱う部署は市民文化部だけではなく、福祉であり税であり、全庁的に対応することが必要であるというふうに考えております。今後におきましては、押印につきまして全庁的な対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、職員の周知につきましても、全員に行き渡るような形で周知を行ってまいり所存でございます。

それと事故審査会の開催でございますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、軽微なものということで判断をいたして、審査会の開催を省略いたしましたところでございます。今後につきましては、規定どおり開催を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

実際に職員の事故事務取扱規定というのを見たんですけれども、全て部長という名前は、要するにこの会を組織する委員のところ初めて部長という名前が出てきますが、あとは全部室長ですね。担当室長がやるようになっています。こういったことを事故についての賠償とか、賠償交渉においても全部室長となっております。室長がこういう事故が起こったときは、書類を作成して市長に出すと。部長はどうなっておんのやというような気がしますし、それで審査会の会長は副市長がやるということになっているのに、この報告の中では副市長の名前は一切出てきません。副市長も内容を知らずに、これは市長から説明を受けるのかどうかというのがまず疑問点です。

ですから、室長の上は部長がいるんですから、組織上部長であるべきやと思いますし、またこの中のメンバーが教育長、消防長、企画総務部長、財務部長、人事情報室長、契約管財室長の6人が構成員になっています。会長は先ほども言いましたように副市長です。3分の2以上の、要するに4人が出席しないとこの会は成立しないようになっているんですね。それで、実際にこういった方だけでなく、例えばここで教育委員長、消防長が入っていたら医療センターのほうも入っていてもいいのじゃないかなという気もするんですけれども、実際にもう少し所内のそういう部長クラスも情報を共有して、対策を考えるのであれば、できるだけ大勢の人というか、軽微なものとはもかくとしても、ある程度再発性のあるものについては全部長が一応その場に会して、話ができるように今後は考えていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

次は交通事故ですね。以前にも公用車による事故についての質問をさせていただいておりますが、そのときからの対応はよかったのか、それとも自然的に減ったのかわかりませんが、事故の件数が減ったように感じておりましたが、最近ではまたふえているような感じですか。そこで、最近での事故件数と事故を起こした職員への安全教育、また公用車を運転する方全員への注意喚起をどのように行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公用車の事故発生件数でございますが、平成24年度は15件、うち物損が10件、対物が5件、平成25年度が14件で、うち物損が11件、対物が3件、平成26年度は7件で、うち物損が5件、対物が1件、対人が1件でございました。

しかし、平成27年度に入りまして、5月に少し事故の件数が一月急に起こったところございまして、そのために経営会議で少し各部長に対応策をお願いしたところでもございます。

また、職員に対する安全教育でございますが、平成25年度の議会であったというふうに思っていますけれども、議会のほうから交通事故についてもう少しいろんな取り組みをするようなご指摘

もいただきましたので、25年度から少し安全教育の方法も変えてまいりました。新規採用職員や事故を起こした職員を対象に年1回外部講師による安全運転講習会を実施するとともに、この講習会では内容を実際に公用車を使用して、滑りやすい路面でのブレーキ体験やハンドル操作等を行う体験参加型の講習に取り組んだところでもございます。

また、消防署におきましては、平成27年度から救急車や消防自動車など初めて運転する場合は、実技訓練等を行い、認められた者しか運転できないような仕組みも構築をしていただいたところでもございます。

そんな中で、職員の安全教育というのは、おっしゃられるようにとても大事なことでございますので、全体としての取り組みは123日間交通事故ゼロの実現を目指す取り組みでございます無事故・無違反チャレンジ123への参加を呼びかけ、組織全体として事故防止に努めているところでございます。なお、無事故・無違反チャレンジ123への参加は、平成24年度は159人の参加であったことが、25年度は261人、平成26年度は306人と、参加者も増加をしてきているところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

交通事故に関するこういう委員会とか、そういった交通安全委員会とか何とかというのは多分ないんだと思うんですけども、この事業所というか、市のほうには安全衛生委員会というのを持っているかと思うんですけども、民間の私がいた会社なんかでは、公用車に関する事故というのは必ず安全衛生委員会でも議論しました。毎月1回行っております。

そして、次に構内で起きる労災事故については、緊急時、事故が起きたらすぐ全員が集まって、再発防止のために対策を打ち、また周知して、この場所は危ないよという場所は必ず掲示して、こういうワッペンを張って、ここが事故を起こした場所だよということで、そこへ行ったら注意するようにとかいうような方法をとってきております。

それで安全衛生委員会という委員会がありながら、こういう交通事故とか、そういったことについての取り組みというのはやってないのかをまずお聞きしたいのと、この安全衛生委員会というのは一体何を協議しておるのかということをもっと教えていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、安全衛生委員会は、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的といたしております。具体的には危険または健康障害を防止するための措置に関すること、健康診断の実施、その他健康管理に関すること、労働災害の原因調査及び再発防止に関することなどを本委員会の業務といたしているところでございます。したがって、議員ご指摘の公用車の事故についての案件につきましては、事故審査会のほうで行っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

この事故審査会というのは、これを本当は開かなければいけなかったということなんですね。交通事故についても、今後はこれを開くということなんですか。

例えば安全衛生委員会というので、この安全というのは実際に市では要らないと思うんですね。私も安全衛生委員会について、ここで話をするのにとあって、労働基準監督署へ電話して、市の所管はどこだと言ったら人事院やと言うもんで、人事院に電話して聞いたんですけども、主に安全委員会というか安全に関するものは、ここは安衛法の範囲ではないということは聞いております。ただ、衛生委員会というか衛生については、市は労働安全衛生法の適用はあります。

それでお聞きしたいんですけども、安全衛生委員会の名のもとにメンバー構成、委員長のほかにどういった方がおられるのか。それで、安全衛生委員会ではどのような委員会で問題提起したり、巡視とかいろいろなことがあると思うんですけど、その辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、安全衛生委員会のメンバーでございますが、私、企画総務部長、総括安全衛生管理者といたしまして、あと衛生管理者、産業医、あと職員組合からの推薦者、合わせまして14人で構成をいたしております。

それと安全衛生委員会の業務でございますが、委員会の開催は4月と10月の年2回開催をいたしております。また、定例開催月以外の月につきましては、安全衛生推進者による毎月の職場巡視の結果を委員に報告することで、委員会開催にかえさせていただいております。

また、4月と10月には、まず4月でございますが、1年間の安全衛生計画を立てまして、その審議を行い、10月はその中間の確認を行っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど総括安全衛生管理者というんですか、それをやられているというお話なんですけれども、実際に安衛法とか安衛則を見ますと、総括安全衛生管理者というのに、当該事業所において、その事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならず、職務の性質上、実際の指揮、権限を有することが重要なので、総括管理者に準ずる者では足りないということで、実際のところこのような総括安全衛生管理者とかいうのは権限がその事業所で一番高い人と。要するに権限のない人がそういう位置についても、やっぱり人の命とか衛生にかかわることは、権限を持った者が上に立たなければいけないということがここに書いてあります。

それで、安全衛生推進者という名目を使われましたですけども、安全衛生推進者というのは従業員10名以上で50名未満のところの名称なんですよ。ですから、安全衛生委員会の委員というのは14人というのは、私は非常に少ないと思います。

組合員の方は、ついでにちょっとお聞きしたいと思うんですけど、何名おられますか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この計14名の中で、私と産業医さんを除く12人の中で、理事者側が6名と組合側が6名と、そういう構成になっております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

衛生管理者は何名で、これは理事者側か、それとも組合側か、その辺ちょっと聞かせていただけますか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在の衛生管理者は理事者側で1名でございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

このメンバー構成は違法ですね。トータルで折半されたような形でないとあかんわけです。14名でしたよね。14名ということは、組合側は7名なので、理事者側7名の同数でなきゃあかんわけです。それで理事者側よりは組合側が多いというのは構わないんですけども、その委員会が理事者側が多いということは、立場の弱い組合側が抑えられてしまうということで、安全や衛生に関することは組合側が多いのはいいということになっています。それで、組合側に衛生管理者がいるときは、この方は組合としてカウントせずに理事者側になるというんですね。実際今聞いてみると、衛生管理者1名と言いますが、常時501人以上この市役所の中で働いておると思います。ですから、501人以上1,000人未満までは3名はいないといけないわけです。これは明らかに安衛法やそういうところを守られていないと。それで、衛生管理者の仕事も1週間に一遍は事業所内を見て、衛生に問題はないかというようなことを巡視しろとあるし、実際に月1回というのも安衛則では決められております。巡視して、その結果を議論したことを議事録として残して、3年間備蓄しなければいけないというふうに決められているんですね。ですから、安全に関してはともかくとしても、衛生は安衛則と安全衛生法は遵守すべきやと思います。

大分時間がたちましたので、だんだん言うことを忘れてきました。

次に職員への周知ということで、掲示板とか、そういった形でも日ごろから安全ということに、職員が安全に気をつけやないかんというのは、日ごろから上の方が交通事故を起こさんように注意していけとか、そういうような注意を日ごろからそういった言葉を出すということが一番大切なことやと思います。民間でも事故の少ないところは、事業所の長とかそういった方が朝の挨拶も帰りの挨拶もご安全にと行って、よくやっているということを聞きます。自分が勤めていた会社ではご安全にと言う人も1名は工場長でございましたけれども、その後は見ておりません。ぜひこういった事務の事故とか、交通安全というか交通事故、こういったことはぜひとも目標はゼロにさせていただいて、それに到達するような啓蒙運動をやっていたきたいと思います。

時間を残しましたですけど、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

5番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

次に、11番 岡本公秀議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本公秀でございます。

それでは一般質問として、亀山市の公共交通計画についてお尋ねをいたします。

亀山市の公共交通体系というのがありまして、その将来像というのがうたわれておりますが、それはどういうものかといいますと、通学、通院、買い物など市民生活に必要な公共交通が効率的、効果的に確保され、安心して充実した暮らしを実現できるまち、こういうふうにならなければならないわけですが、亀山市もいろいろと公共交通でのご努力をやっていただいておりますが、現在の状況に関しましてはこういう将来像の目標をどのぐらい達成しているんだと考えているか、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（前田 稔君）

11番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

地域公共交通体系の将来像につきましては、その体系そのものが鉄道や営業バス路線を初め自主運行バスやタクシーも含まれます。これらが相互に補完し合い、合理的かつ効果的なネットワークを形成することにより、市民生活の利便性向上等に資することを旨とするものでございますので、本計画の進捗度や地域からのご意見、市民アンケート結果等を考慮いたしますと、まだまだ達成度は低いと考えているところでございます。

なお、この目標達成に向けましては、行政だけではなく交通事業者、利用者がそれぞれの立場を尊重しつつ、三位一体となった取り組みも必要となってまいりますので、中・長期的な性格の目標であるというふうにご認識をいたしております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

社会というのは、絶えず変化するわけですね。それに対応して、市の公共交通体系も変化せざるを得ないし、変化するのを強制されるといいますか、そうなるわけですが、また新しいいろんな交通技術も開発されてくると。そういうふうなことを考えますと、一定の間隔、2年とか3年とか、そういった間隔を置いて公共交通の見直しが必要とされますが、こういう見直しはどういった要素に着目して、またどの程度のインターバルで見直しが必要とされるのか。亀山市が今計画しておられる次の公共交通の見直しといったものは、いつごろ考えておられて、地域的にいうと全体の公共交通を全部見直すなんてことはなかなかできないので、部分的にやっていくんだと思いますけれども、こういうふうな次の見直しは一体いつごろで、そして地域的にいうとどういった地区で見直しをしようとか、そのことに関してお尋ねをいたします。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

少し多くの質問をいただきました。1つずつ答弁申し上げたいと思います。

まず、見直しに当たっての着目する点ということでございましたが、現地域公共交通計画では、計画の具現化に向けまして5つの基本方針を位置づけておりまして、これらが市内バス路線の再編に当たって重視すべき視点であるというふうに考えております。具体的に主なものとしたしましては、1つとして路線バスを含む合理的な公共交通ネットワークの形成、それから地域の実際的な需要量に応じた効果的な運行方式の導入、また財政負担の軽減、さらには地域が主体となった利用促進等の取り組みの展開、また地域住民との運行事業の評価などがございます。

それから、次に次の見直しとおっしゃいましたね。現在の地域公共交通計画では、各地域から駅等の拠点を結ぶ地域生活バスを中心といたしまして、複数の既存バス路線の再編を計画いたしております。このうち現行の南部ルートのエリアにつきましては、デマンド型交通の導入に向けまして、関係地域である昼生地区との協議を現在継続いたしております。また、南部ルートと一体的な運行を行っております東部ルートにつきましても、並行して関係地域である川崎地区との協議を進め、先般運行計画案の取りまとめができましたので、現在亀山市地域公共交通会議におきまして協議を行っており、本年度下期からの運行を目指しておるところでございます。

なお、運行計画案の作成や地域協議等に時間を要し、全体的に路線再編のスケジュールがおくれておりまして、このほかの路線につきましては、可能な範囲におきまして並行した取り組みができるよう鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁では、直近に見直す、そして地域と協議をしておるのが南部ルートと東部ルート、そういうことですね。南部ルートにはこの前からいろいろと提案されているデマンドバスを走らせるように、地域と協議をしておるとおっしゃいましたが、かなりデマンドバスに関しては具体的に進捗をしておるんですか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

南部地区は、昼生地区のデマンド型のバスを導入する計画につきましては、かなり地元昼生のまちづくり協議会でございますが、協議を進めておりまして、現在地元としてどのような問題を考えてみえるのか、あるいはそれに対して市がどういうふうに考えておるのかも含めまして、ほぼ90%以上やりとりをさせていただきまして、残る問題はあと少しかなというふうに考えておりますが、なかなかデマンドそのものへのご理解も100%ではないということで、少し苦慮しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

デマンドバスというのは、以前から議会でも何回も提案されておって、ようよう実現の緒につく
んではないかと言われていますが、これも何でもそうですけど、一長一短あるわけであって、うまく
地域にそれが機能すれば、またこれをよその地域へ持っていけるしという一種の試金石ですね。
慎重に運んでいただきたいと思います。

また、公共交通の一翼を担っているタクシーということですが、亀山市の事業点検ですね。
ザ・点検の以前の会でタクシー料金助成事業、要はタクシー券のことですが、これが点検対象とな
ったことがあるんですね。半年以上前だと思いますが、そのときの点検評価は果たしてどうであっ
たのか、教えていただきたいと。

また、タクシー券を多くの高齢者の方がありがたく受け取っておると、そういう現状を鑑みるに、
まさか廃止するというようなことはないと思うんですけども、これに関しても市の見解をお尋
ねいたしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

事務事業点検につきましては、評価者5人のうち4人が要改善、1人が不要と評価され、判定結
果としましては要改善でございました。その中の理由といたしましては、利用状況を把握、分析し、
本当に必要な人のための支援となるよう対象者や金額の見直しが必要ではないかというふうなご意
見をいただきました。

議員言われた、まさか廃止するようなことはというふうなご意見でございますが、タクシー料金
の助成事業の対象となる方につきましては、介護が必要な高齢者の方であったり、重度の障がい
のある方など、移動手段の支援が必要な方がお見えになります。そういうことから、事業全てを廃
止するというものではございませんが、その一方で利用率が60%前後で推移しておるとか、ある
いは事務事業でも要改善となっておりますことから、現在効果的な方策について検討しておと
ころでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほどの要改善ですけど、私は一言言いたいのは、ザ・点検をやっておる人物が市の中堅職員で
しょう、30代の。自分で車に乗って走り回る人ばかりじゃないですか。そういう人が自分として
は、自分が年をとって免許証を返納すると、40年も先の話のことを想像つくわけないし、誰でも
人間というものは自分自身を基準にして考えるで、そういう若い人がこういうタクシー券をいた
だいてありがたいと思ってタクシーを使わせていただいている、そういう年配の方のことを想像つ
くかということを一言言いたい。だから、要改善とか言うんですね。

一言言うておきますけど、昔から中国のことわざにも、角をためて牛を殺すとあるでしょう。牛の
角は丸いですやんか。曲がってますやろう。曲がった角はあかんからと無理やりに真っすぐすると、
牛自体が死んでしまうと。要はささいなことに余りこだわって、肝心なものを殺すようなこと
のないようにやっていただきたいと。だから、先ほどの地域公共交通でタクシーというのは、結構重
要な役割を果たしておるんですよ。それをタクシー券というのは、私はありがたい制度やと思っ
てお

るし、よその市ではやってないから亀山だけやと。うちの親の友達なんかにタクシー券の話をする
と、桑名とか四日市とか私ら全然もらえへんよと、そんな話になるわけですよ。だから、こうい
ういい制度を、またそういう若い人が元気に車で走り回って、そういう人が年配の人の実情がわか
るんかと。そういうことも私は一言言いたい。だから、角をためて牛を殺すようなことはやらない
でいただきたいと、それを一言この場で申し上げたいと思います。

そして、現在亀山市は自主運行バスを運行しておりますが、私は野村に住んでおります。中心部
のほうは比較的恵まれておると思うんですよ。だけど、亀山も広いですから、周辺部において
は空白地域というのが現在も存在し、そういった地域にお住まいの住民の方は不便を感じていると
いう実態があるわけですが、亀山市はそういうふうな認識があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本市は、広い市域の中で、山坂が多い地形的な制約等もございます。また、自動車依存の生活ス
タイルが定着している一面もございます。そんな中で、駅やバス停までの距離が遠い場所にお住ま
いの高齢者など、自立した移動手段を持たない方につきましては、通院、買い物など市民生活に必
要な必要最小限度の身近な交通手段として確保していく必要があるのかなというふうに認識をいた
しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁として、そういった不便なところもあるという認識は市としてもあると思いますが、
私は野村に住んでおりますでしょう。神辺の方とも交流が多いんですよ。それで神辺地区の方か
らいろいろ伺っておるわけですね。バスを走らせていただきたいということをおね。皆さんがおっし
やるには、今はまだバイクに乗ったり自動車に乗ったりできるからいいんだと。だけど、あと何年
もたつとそれもできなくなる。そのことを考えると、非常に心配やと皆さん異口同音におっしゃる
と。

昔は、神辺地区は三重交通のバスが走っておったんですよ。ところが今はまるっきりバスが走っ
てないし、旧国道1号線、今の県道は日東電工へ行くバスが走っております。市の担当に言うと、
あそこは日東電工へ行く三重交通のバスが走っていますからと言うて、それで十分間に合うような
ものの言い方をするんですけども、それだけじゃないんですよ。だから、神辺地区のほうとして
は、多分市長さんのいろんな懇談会においてもバスを走らせてくれという意見がかなり出ておる
らしい。けれども、一向に物事が進捗しないということをおっしゃるわけでございますが、先ほど
部長のおっしゃった見直しですね。南部地域と東部地域。南部もですけども、南部というと下庄
とか安知本、楠平尾ですわね。そちらのほうから神辺地区といっても山下、木下という川の南から
野尻、落針、太岡寺、道野という川の北もあるわけですけども、神辺地区にバスを走らせるよう
なことを現実に検討課題として考えているのかということをお伺いしたい。

それともう1つ、亀山駅における列車の到着時間と野登方面のバスの接続も何か長いこと待たな

あかんと。そういうふうなことがあるんですけど、そういうのをもうちょっと改善できないかと、そういう要望は出ておると思うんですが、それに関してお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず1点目の神辺地域のバスの空白地帯のお話ですが、神辺地域につきましては、地域の中心部を横断するような形で営業バス路線の、今おっしゃった亀山関工業団地線が走っております。また、地域北部を野登・白川ルートが運行しておりますので、沿線地区におかれましてはその活用を図っていただきたいというふうに考えています。

こうした中で、現地域公共交通計画では、既存営業路線の利用が不便な山下、木下方面への対応策を組み込んでおります。具体的には現行の西部Aルートの一部の便が総合保健福祉センターまで運行を行っておりますので、こうした昼間の便を当該地区へ経由させようとするものでございまして、営業バス路線である幹線的なバスと、地域生活バスのすみ分けを行いながら、相互が効果的に活用されるよう進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の野登白川地区の自主運行バスの亀山駅での待ち時間のお話でございますが、現在野登白川地区自主運行バスにつきましては、1台の車両による効果的な運行を行っておりまして、亀山駅でのJRからの乗り継ぎにつきましても、関西線の四日市方面からの到着時間と紀勢線の津方面からの到着時間にある程度の時間差がある場合は、野登小学校の児童などの日常的な利用、次便以降への影響等を考慮した上で、どうしてもいずれかの乗り継ぎに合わせた運行とせざるを得ない状況でございます。議員ご指摘の事案につきましても、既存利用者への影響にも配慮した上で、さらに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁では、鈴鹿川の南の木下、山下地区は具体的に検討課題であるが、川の北の野尻、落針、太岡寺、道野のほうは、先ほどの工業団地の三重交通のバスが走っておるとか、野登白川ルートが道野の隅っこをかすめていくんですね。真ん中を通っておるわけじゃないんですね。野尻、落針、太岡寺という肝心なところはまるっきりだめなんです。それを僕は言うわけであって、急に言われてもなかなか対応できやんと思いますけれども、このことは私またこの次も機会があったら、こういうことは言わせていただこうと考えております。

そういうわけで、亀山市の公共交通は神辺地区もしかり、亀山中がしかりですが、どんどんどんどん高齢化をしていくわけであって、やはりお金もかかるし、なかなか手間もかかるかわからん。だけど、僕たちは亀山市が本当に金がなくて赤貧洗うがごとしと、そんな状況じゃないと思うんですよね。ふんだんにお金はないかわからん。確かに不交付団体ではなくなって、交付団体になっていきます。だけど、財政指数は0.99とか98とかそういう数字を保っておるわけで、0.4や0.5やないんやし、金がないないと言うても、ないのもだんだんであって、本当に赤貧洗うがごとくないのか、ぜいたく三味はできやん程度にないのかというのが問題であって、僕は亀山市はどっちかといったら恵まれていますよ、まだまだ。本当はないところに比べると。だから、高齢化に備え

てこういう神辺地区にバスを1台ぐらい回すぐらいのことはできやんはずがないんですよ。そんなにけちらんでもいいやないですか。ということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（前田 稔君）

11番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすをお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす19日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時59分 散会）

平成27年6月19日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成27年6月19日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長 松井 元郎 議事調査室長 渡邊 靖文
書 記 高野 利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

きょうも最初にさせていただきます。

通告に従い、質問に入りたいと思います。

今回2つの問題を通告しております。

まず、滞納処分の執行停止を三重地方税管理回収機構に任せず、市長が判断することについてであります。

最近、私たち議員団のところに深刻な生活相談が次々と寄せられております。

根本には安倍内閣が進める政策によって格差社会がますますひどくなり、富める者はさらに豊かに、貧しい者はさらに貧しくなっているという大きな政治社会問題があります。

亀山市の滞納額もふえることはあっても減ることはないというのが実態であります。よく、滞納があれば全て取り立てるのが当たり前のように思われていますが、法律は必ずしもそうは書いてありません。

そこで、まず第1点、地方税法第15条の7で定める滞納処分の停止の要件等について、確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから地方税法第15条の7で滞納処分の停止の要件等が3項目規定をされております。

1つ目が、滞納処分をすることができる財産がないとき。2つ目が、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。3つ目が、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明なときと規定されており、本市におきましても要件に該当する方につきましては、滞納処分の停止を行っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、答弁されましたように、停止というのが法律であります。

特に、今回は今言われた3つのうちの2つ目の滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときという、この問題を取り上げたいというふうに思っております。

この規定というのは、いわゆる国税徴収法、いわゆる国税にかかわる法律の153条にも滞納処分の停止という規定があって、同じような要件が上がっております。議場の皆さんには資料を配付しておりますので、ちょっと目を通していただきたいと思います。

こうした規定があるのはなぜかということ、国税庁はこのように言っております。

滞納者の納付すべき国税については、租税負担の公平を実現するためにも、その確実な徴収に努めなければならないが、一方、滞納者について滞納処分の停止に該当する事由があるにもかかわらず滞納処分の停止を行わない場合は、納税緩和措置の適正な執行という観点から不適切であるのみならず、滞納処分の執行を続行する意義がない事案の管理のために事務量を投入、仕事がそれだけ要するという事、得ないことになるなど、事務の効率化にも反することになり、全体として滞納整理における確実な徴収にも支障が生じることになる。したがって、滞納整理に当たっては、滞納者の実情を把握し、その実情に即した処理を的確に実施し、その結果、滞納者について、滞納処分を執行することができる財産がない場合、また滞納処分を執行すれば、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合など、徴収法第153条第1項に定める事項に該当するときは、遅滞なく滞納処分の停止を行うことに努める。この2に、特に先ほども言いましたように、問題については、遅滞なく滞納処分の停止を行うということを言っております。これは平成12年6月30日付の国税庁の長官の通達であります。

今回、この2の問題を取り上げているんですけれども、1つ具体的な例を皆さんに紹介をしながらお話をしたいと思います。これは本人さんに了解を得ておりますので、紹介をいたします。

60歳代の女性の方であります。Aさん。ご主人が営む自営業の手伝いを長くやってこられました。その方が58歳のときに病気で倒れられ、生活が一気に激変をいたしました。Aさんはパートで働くようになりましたが、収入は大きく減り、このころから国民健康保険税や市税を滞納がちになりました。その後、ご主人の容態が悪化し、今では寝たきりの生活になっております。介護をしながらの生活ですから、働くことも難しく、ご主人が国民年金なんですけれども、65歳から支給されるものを、減額をされますけれども60歳から国民年金を受けるように手続をされたということなんです。要するに、収入がないということ、こういうことをされたわけです。このご夫婦は、若いころに、元気で働いてみえるころに、国民年金が少ないということもあって、老後のことを考えて小さなアパートを建てられた。今、そのアパートが滞納ということで差し押さえをされているという、こういう状況にあります。

今現在、収入はどうなっているかという、このアパートから入る、このアパートの住人の滞納もありますので、2戸分ということで9万円ほどの家賃収入と、それから国民年金が、先ほども言いましたように減額で60歳からということになりましたので、年額で35万ぐらい。だから月額にすると3万円ぐらいですね。だから、これを両方足しても12万円ほどの収入しかないという中で生活してみえるんですね。

だから、本来滞納額がふえないように返済はしなきゃならないんですけども、とてもそれだけの金額を返済することができない。かといって、返済をしていないわけではないんですけども、市が求める額にはとても返済ができないという状態です。

だから、この方は今生活保護を受けていませんけれども、何とか今のまま、生活保護基準以下の生活というふうに私は思いますけれども、それでも受けずに、何とか滞納を返済しようということまで頑張ってみえるということなんです。

国民健康保険についても滞納があったんですけども、離れたところに住んでみえる子供さんの協力を得て、本税については全て完納されたということなんです。残っているのは延滞金だけが残っている。

市税についてはまだ本税と延滞金が残っておりますけれども、現在滞納額が大体300万ぐらいなんですけれども、300万は大きい額やというふうに思われるかも知れませんが、これの7割近く、8割近くは延滞金なんです。本税というのはこの300万のうちの本当に20%ちょっとぐらいしか本税としてはない。そういうことで滞納金があるということですね。

延滞金の問題ですけども、ここでも議案で出てきましたんでご存じだと思うんですけども、納期限の翌日から1カ月を経過した日以降について、平成25年12月31日までは年14.6%、これはサラ金並みの高い率であったわけです。それが法が改正をされて、平成26年1月からは年9.2%、平成27年1月からは年9.1%というふうに延滞金も引き下げられましたけれども、やっぱりまだまだ高額なものです。だから、少しの本税の滞納があっても、この延滞金がどんどん膨らんでいくというのが今の滞納の実態になるわけです。

このAさん夫婦ですけども、やっぱり真面目に仕事もしてきましたし、長い間納税もきちんと病気になるまで本当にきちっと納税もしてきました。ところが、ご主人が突然病気になるという思いがけない事態になって、そこから滞納が生じるということになります。こういう事態になるというのは、やはり私、市民誰にでも起こり得る問題だというふうに思っております。決してこの方が特別なものではないんだろうというふうに思っております。

今、Aさんは、先ほども言いましたけれども、少ない収入ですけども何とか少しでも返済しようということで返済もやっております。何とか残っている市税の本税だけでも、延滞金まではなかなか難しいですけども、本税だけでも何とか返していきたいということを書いてみえるわけがあります。

こういう状況の中で、市が最近、8月までに延滞金を含む滞納額全額を納付しなければ、三重地方税管理回収機構へ送るという通知をされました。もし、回収機構が、これはいろんなケースがあると思うんですけども、これはもう市の手を離れますので、市のほうの意向とは必ずしも合わないことも起こります。回収機構が差し押さえているアパートを競売にかける。そのことでお金を得て滞納金を返済するというような選択をすることもあり得るわけですね。そういうことにすれば滞

納額はなくなります、確かに。そうすると、家賃という収入の柱がなくなってしまいます。そうなるとうなるかという、この方はもう生活保護を申請するしかなくなるわけですね。こういう問題がやっぱり生じてまいります。

そこで、このケースの場合のことでお聞きしますけれども、三重地方税管理回収機構へ送るという判断は妥当だったのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

滞納税の徴収につきましては、督促や催告を行うことでお支払いをいただいたり、一度に納付できない場合は納税相談を行い、計画的にお支払いをしていただくなど、早期の滞納の解消を図っているところでございます。

それに対し再三にわたる催告等に対しても連絡がなかったり、分納による支払いを約束したにもかかわらず不履行であった場合には、納税意識が低いと判断し、各種財産調査の上、財産の差し押さえ等を行っているところでございます。

議員ご質問のケースは長年の懸案事項でありまして、数々の納税折衝を行うも滞納税の完納には至らず、このままでは延滞金を含めた滞納の解消ができないことから、困難事案として三重地方税管理回収機構へ徴収権を移管することで滞納整理を進めようとするものであります。

今回のケースの場合、所有する不動産を売却することで滞納税の回収が可能であると考えられますが、不動産を売却することで主たる収入がなくなることから、その判断が困難なケースでございます。

また、このケースの場合、世帯は分離をいたしておりますけれども、親族の方がもう1人お見えになります。その人との収入の合算をどのように考えるかというケースも困難な事案として捉えて、三重地方税管理回収機構で判断をいただいたほうがいいであろうという思いで、今回、移管予告をいたしたいとしたものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

幾つか困難な事案だというふうに言われました。

私は思うんですが、ずうっと市の職員がこの方と折衝をされて、いろんなことを状況としてつかんでみえるわけですね。やっぱりこういう一番実情を知っている市の職員というのか、市がやっぱりこれは判断すべき問題ではないだろうかというふうに私は思います。回収機構に回った場合は、当然その回収機構の職員がまた1から聞くわけですね。どれだけ丁寧に聞くのかということになれば、やっぱり長年ずうっと職員がかかわってきたような分量で聞き取りができるかといったら、そうはいかないと思うんですよね。だから、どうしてもその中で、先ほど言いましたように、判断によっては、もうアパートを売却して、結局は生活保護にならざるを得ないようなことも起こり得るのではないかというふうに思います。だから、やっぱり長年ずうっとその方と接してみえて、そのことが一番生活の実態としてもわかってみえる市の職員が判断するのが私は一番適切だと思うんですが、そういうことはお考えになりませんか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

滞納処分をすることによって、著しく窮迫させるおそれがあるときのこの窮迫とは、生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できなくなるような状況のことを言っております。この生活保護法の適用になるか否かという件が今回の重要なことだというふうに思っております。先ほども少し申し上げましたけど、ご夫婦には親族が見えることから、その方たちとの関係によっては世帯収入額が変わってくる可能性があるところがございます。こんなことも踏まえて、今回のケースでは滞納整理について多くの事例とノウハウを持ち、客観的で適正な判断ができる三重地方税管理回収機構へ滞納処分の停止も含めて判断を委ねたいと考えたところがございます。

今まで回収機構へうちのほうから判断を委ねたケースのうち、平成25年では、やっぱり執行停止をしたほうがいいやろうといったケースが4件、平成26年では、執行停止をしたほうがいいやろうというケースが2件ございました。それで、執行停止も含めて判断を委ねたいというふうに考えたところがございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

先ほどから親族の問題を言われますけれども、結局はこの方でもずうっと親と一緒にいるわけやないですね。だから、どこかの時点で親と離れて住むようなことが起こってくることは十分考えられますので、そういうときに本当にこのご夫婦で生活ができるようなことを考えなきゃならん。ところが、今言われたのは、そういう人がおって、そういう人がもし収入を得られれば、それを合算すればやっていけるんじゃないかという話ですけれども、それはその人がずうっといるという前提になるわけですよ。決してそうではないということですよね。

だからそのことを考えると、やっぱりこのご夫婦でもって生活が成り立つことを考えなきゃならんというのが1つです。

それからもう1つは、やっぱり私がこの回収機構へ送るべきでない、市で判断せよというのは、先ほど言われたように、執行停止をするという判断もありますけれども、違う判断もあるということですね。非常に怖いんですね、その場合に。さっきも言ったように、生活保護にもなるような事態にならざるを得ない。市民がそういう状態になることを、もう市が白紙で委任をして任せるのかということをやっぱり私は今回問いたいんです。市で判断できることは、やっぱり市で判断してはどうかというように思います。例えば法律的に難しい問題とか、手続的に難しい問題というのじゃなくして、これをどういうふうに判断するかだけの問題やと私は思うんです。

ここで、2012年に大阪の社会保障推進協議会というところが総務省と話し合ったときの資料を私持っています。このとき、総務省がこのように言っています。

滞納処分で生活保護に転落して、別の歳出を出すことになるのが望ましくないことはそのとおり。自分の庭先だけきれいにしても解決にはならない。つまり、滞納はなくなってしまっても、生活保護になるということですね。そういうことは、庭先だけをきれいにしても解決にはならない。また、地方公共団体に説明することは、滞納処分で生活保護に行くような状況があるとき、窮迫さ

せるおそれがあるときは、地方税法で執行停止できる条文となっているので、その趣旨を踏まえてやってほしいと毎年1月末の担当者会議で繰り返し言っている。このように総務省の担当者は答えております。

やっぱり、ここをしっかりと踏まえていただきたいと思うんですけれども、こういう先ほど言いました国税庁の通知であるとか、こういうものがきちっと滞納整理に当たっている職員にも徹底されているのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

職員に対してこの執行停止の3案件でございますが、周知をきちんとやっておるのかということでございますが、今回のケースにつきましても、その他のケースにつきましても、執行停止については、やはりきちっとやるべきものはやっていくという形をとらせていただいております。

そんなこともございまして、毎年議会にもご報告を申し上げますけれども、1号の案件で平成26年度は135件、2号で236件、3号の案件で336件と、それはきちんとそういうふうな判断をして捉えさせていただいて、きちっと判断をさせていただいております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひこの点は、滞納は一円でもとにかく取るのやと、その後はもう生活がどうなるか、その人がどうなったかは関係ないんやというようなことではなくして、その人の生活がそのことによってどうなっていくかということも含めて、やっぱり考えていただくということがこの地方税法の意味だろうというふうに思います。

最後に市長にお聞きしたいんですけれども、この地方税法第15条の7で書かれているのは、地方公共団体の長は滞納処分の執行を停止することができる。つまり、これは市長の権限になっている。だから、そういう立場から、今回のケースもぜひ市長に、これはもう回収機構に回すまでもなく、市長の判断で滞納停止をやるということを考えていただけないか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

滞納処分の停止の決定については、ご指摘の地方税法の第15条の7の規定に基づいて、これは私、市長の権限で行っているということでございます。

その判定につきまして、納税義務の免除につながる、納税の免除をするということでございますので、税の公平性の観点から慎重に運用すべきものというふうに認識をさせていただいて今日に至っております。

今ご指摘のケース、さまざまな滞納のケースがあるわけで、これだけ今捉えてご指摘いただいておりますが、さまざまなご事情のある中でこれは承知をしておりますし、地方税法の趣旨に基づいて私どもは対応を今日までも今後もさせていただきたいと考えております。

ただ、これは議会の予算決算委員会でも毎年、毎回頂戴をいたしておるところであります。まさに公平性の観点から、一層の徴収の努力とか徴収体制の強化とか、それから収納率の向上を市として努力するよということと、先ほど指摘いただきました地方税法の趣旨と、特にさまざまある中での困難ケースをどのように対応していくのかというのは、当然私自身の責任において考えるべきものであります。

ご案内のように、従来からその困難事案について、三重地方税管理回収機構へ移管をして滞納整理を委ねておるところでございますが、少し今、財務部長のほうからも答弁させていただいた、機構へ送ったもの全てが、その中で執行停止の案件も25年度では4件、26年度では執行停止2件というようなケースもございまして、事案によりましては滞納処分の停止の判定もあるということでございます。ただ、その機構が蓄積をしておるノウハウを活用して、公平性の観点の中でこの問題等々を解決したいという思いを申し上げておりまして、しかし、最終的にはその判定を受けて、私自身が市長として滞納処分の停止の決定を行っておるところでございますので、この点につきましては深いご理解を頂戴いたしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最後に、市長にもう1点だけ聞きたいと思っております。

回収機構へ送って、回収機構が例えば執行停止と違う判断をした場合、これはもうそのまま市は受け入れるということになるんですか。その点はどうか。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

回収機構へ移管をいたしますので、その財産を売り払うとか、そうした場合はその権限は三重地方税管理回収機構にございまして、それを覆すということはないというふうなことでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回、具体的な例を挙げないことにはなかなかわかっていただけないということで、本当に本人さんは勇気を持ってここでしゃべることを許可いただいたんですけれども、やっぱり私が思うのは、本当に滞納というのは、中には悪質な、払える資力がありながら払わないというのはありますけれども、それはもう徹底的に滞納整理でやっていただいたらいいと思っております。ただ、本当にこの方のように、真面目に働いておった方がある日突然本当に家族の一人が病気になる。特に柱になっている人が病気になる。そのことによって本当に生活ががたんとな変わってくるんですね。そういうことによって生じてくる滞納、通知をしても全然市役所へも来ないし、そういう誠意もないという方もあ

りますけれども、本当にこの方の場合、きちっとそういうことに対応もしているし、先ほども言いました、わずか12万の中でやりくりをして返済もしているんですよ。こういう方に、最終的に管理回収機構へ回って、もう生活保護になってしまわざるを得ないような結果を引き起こす。このことが本当に市としていいのかということをやっぱり改めて考えていただきたい。

これは回収機構へ回さなきゃならないという案件では私はないと思います。今からでも遅くないと思います。ぜひ、市長の判断でこの問題については決断していただくことを要望いたしまして、この問題を終わりたいと思います。

次に、戦後70年の節目の年に非核、平和への市の取り組みについてという問題に入ります。

ことは第二次世界大戦の敗戦から70年という節目の年に当たります。日本は二度と悲惨な戦争は繰り返してはならないという強い思いで憲法9条のもと、平和国家としての歩みを続けてまいりました。

ところが、安倍首相は憲法9条を壊し、日本を戦前に引き戻すような動きを強めております。特に、今、国会で審議中の安保法制、私たちは戦争法案と呼んでいます、これは戦前の日本のような戦争をする国へと大きく日本をつくりかえるものだというふうに思っており、絶対に認めるわけにはいかないと思っております。

今回の質問はこういうことを聞くのではなくして、こういう状況の中で戦後70年の節目の年を迎えるわけですが、亀山市の非核、平和の取り組みについてお聞きしたいと思います。

亀山市は平成18年3月28日に非核平和都市宣言をされました。また、櫻井市長の就任直後の平成22年4月1日に核兵器廃絶に向けた活動に賛同され、平和首長会議にも加盟をされております。

そこでまず、戦後70年の節目の年に対する櫻井市長の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

戦後70年を迎えて市長の思いはいかがかというお尋ねでございますので、この機会に私自身、僭越ながら考え方を申し上げたいと存じます。

我が国は、明治維新後の近代国家への歩みの中、とりわけさきの太平洋戦争において多くのとうとい命を失いました。このことは、今を生きる私たちにとって痛恨のきわみであり、無念にも犠牲になられた方々に衷心よりご冥福をお祈りいたします。

また、敗戦後の奇跡的復興による今日の豊かな社会に生きる者として、戦中はもちろん、戦後力強く生き抜かれたご遺族を初め全ての先人、祖父母や父母の世代に敬意と感謝の意を持つものであります。

私は戦後生まれであります、この地方政治に携わってきた25年間、市内各地で開催される戦没者を慰霊する行事に欠かさず出席をさせていただいてまいりましたが、この痛惜の気持ちは弱まることはございません。

同時に、近年戦争を体験された方々やご遺族の皆様が年々減っていかれる現状に接して、戦争の悲惨な体験や、その教訓を風化させてはならないと強く感じるものであります。

その意味から、戦後日本の国際社会との協調や、平和と独立を守り発展させてきた確かな歩みを

次世代へとつなげていくことの大切さを痛感いたしておるものでございます。

戦後70年、世界では今なお戦争、紛争の地が存在をし、日本を取り巻く環境にも憂慮すべき事態が見られる近年であります。

ご案内のとおり、本市は今ご指摘いただきましたように、非核平和宣言都市であるとともに、平成22年4月に広島市長の呼びかけによります平和首長会議に参加をいたしました。これは以前にも申し上げましたが、私自身、青年時代に広島で3年間を過ごした中で感じたことや、また戦中、戦後の悲しみを風化させてはならないとの考えからでございました。

繰り返しになって恐縮ではありますが、私はこの節目に当たり、改めて平和と独立の歩みを将来世代へと伝えることの意義と責任を強く感じるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

言われたように、私も何とかやっぱり悲惨な戦争の体験というのは、語り継いでいかなきゃならんというふうに思っています。私の父親自身も沖縄戦で本当に大変な思いをして、運よく命が帰ってはいりましたけれども、やっぱりそういう経験を持っておりますので、ぜひそれはしていきたいなあというふうに思います。

もう1つお聞きしたいのは、この間、この70年の節目の年ということで、何らかの市の取り組みが非核、平和というようなことで具体的に取り組みがあるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

亀山市における非核、平和への取り組みでございますが、まず原爆投下の日と終戦記念日には戦没者の冥福と世界の恒久平和を願い、市の主要な施設において黙祷を実施し、広報や文字情報番組を通して市民の方に黙祷の実施を呼びかけております。

また、例年8月初旬に開催されます亀山市納涼大会におきまして、非核平和都市宣言を明記したうちわを来場者に配布し、非核、平和の啓発を行っております。

その他、市立図書館において児童の夏休み期間中、戦争平和関連の図書を集めた特設コーナーを設置し、戦争の悲惨さや平和のとうとさを学ぶ機会を提供するとともに、歴史博物館におきましては、戦時中の道具等を展示したコーナーを設置し、戦時中の亀山市の歴史について学ぶ場を設けるなど、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

本年は戦後70年という特別な機会でありますことから、戦没者等の遺族に対しまして、特別弔慰金が支給されることとなったところであり、本市におきましても申請窓口を設け、亀山市遺族会と調整を図りつつ円滑な手続を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろと答弁いただきましたけれども、特に70年の節目でということでこういう取り組みをするというようなものは余り感じられませんでした。

私、紹介をしたいのは、この第二次世界大戦で亀山でも悲惨な戦争体験があったということであります。

その一つが、これは最大の亀山での悲惨な出来事だろうと思うんですが、終戦間際の1945年8月2日、昼過ぎに亀山駅を発車した鳥羽行きの列車が銃撃を受けました。アメリカのP51という小型機2機で銃撃をされて、わかっているだけで40人以上が亡くなられたというふうに言われている事件であります。

私、きょうは、この亀山九条の会が証言をずうっと集めた、こういう「かけはし」という冊子をつくっておりまして、それをもとに事件の概要を話させていただいておりますが、この銃撃を受けたのは5両ほどの列車で、駅を出て鈴鹿川を渡ったところで小型機2機に銃撃を受けたという。まず機関部をやられる。まず列車をとめるということですね。その後、旋回をしてきてちょうどとまったのは天神中村のレンガ橋と呼ばれるところで列車が停止したらしいですけれども、停止した列車を撃つのは容易ですから、そこを銃撃して、客車を今度は撃ってきたということですね。とまった列車からたくさんの乗客が飛びおりて、田んぼややぶを乗り越えて、近くの家やお寺に逃げ込んだそうであります。近くの住民の方も援助に駆けつけ、亀山駅からもすぐに救助車両が出て列車を駅まで牽引をしたということでございます。けがをされた方は、駅の東側に当時あったんですけれども、鉄道診療所というのが、そこへ運ばれて、診療所は本当に大変な混雑だったというふうに証言をされております。駅員の方も治療に動員をされたということでもあります。多くの方の目撃証言の中にあつた、首のない、要するに首から上がないという、そういう子供さんをおぶった母親の姿を目撃されたという情報はたくさんあるんですけれども、本当にこの銃撃事件の悲惨さを物語る象徴のように言われております。

この亀山列車銃撃事件の真相というのは、いろいろと三重県歴史教育者協議会の調査であるとか、先ほど言いました、こういう九条の会の証言、聞き取り調査とかでかなりわかってはきましたけれども、やっぱり70年たつと、もうご高齢になって記憶も曖昧になってきているというような問題もありますし、やっぱりこの亀山で起こった悲惨な戦争の出来事を何とか後世に伝えたいという思いがありまして、先日も九条の会の坂代表が櫻井市長に会われて、列車銃撃事件のあった現場に、この出来事が後世にも伝えられるような、いわゆる歴史の施設とかいうのには案内板とかか掲示板がありますけれども、あのようなものを設置したい、市の協力をお願いしたいというようなことを申し出されたというふうに聞いております。会としても、ただ市にしてくれということではなくして、いろんな団体にも呼びかけをして、市民の方にも呼びかけをして、協力いただいて何とかこれを実現したいというようなことを坂代表は言ってみえるわけであります。

そこで、この70年という節目の年に、ぜひこういうその現場に掲示板を設置するというのを、市も一緒になってやっていただくことはできないのかどうか、このことについて櫻井市長にお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

久方ぶりに、終戦間近の阿野田トンネル周辺での米軍艦載機の機銃掃射のお話が出ました。先般亡くなられた市議会のOBであります中根 薫、当時の議員さんが地元ということ、あるいは国鉄の職員であったということで、その体験談をこの議場でお話しいただいたことを記憶いたしておりますが、先ほどご提言をいただいております、先般、そこに何らかの掲示板等々を設置したいというご意向を聞かせていただきました。市民運動として、あるいは民間の活動としてそれをしっかり進めていっていただく、このことは大変意義深いことであろうというふうに考えておりました、今からいろんな展開をされていかれると思っておりますので、その趣旨は非常に良とさせていただきますというふうに思っておりますし、市としてそれをともに協力をしてつくり上げるということでございますが、まずは住民の皆さんがぜひその形にしていっていただく、その取り組みを見守っていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

納得はしていませんが、私はやっぱり趣旨に賛同していただけるのであれば、何も1から10まで全部市にやってくれという話ではないんですね。だから、市として協力できる部分を、例えばどの部分なら協力できるのかという話が当然今後起こってくると思うんですよ。その部分について協力をするという、とにかくあなた方でまずやってくださいというんやなくて、一緒に一遍考えましょうというようなスタイルにならないのかどうか、その辺をもう一度市長にお聞きしたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

戦争の歴史や地域でのさまざまな出来事を風化させてはならないと、こういう意味で先ほど私自身の考え方を申し上げましたし、多くの皆さんの思いであろうというふうにそれは感じております。

市の行政組織としてその趣旨を踏まえて、先ほど坂さんを先頭にそういう活動を今から展開していきたいというお話を頂戴いたしました。そのことについては大変意義深いことであろうというふうに、エールを送りたいというふうに思っておりますが、何をどのように行政としてというのは全く今白紙の状態でございますので、今後の皆さんの活動がしっかり広がりを持って形になっていくようにエールを送っていきたくて思っております。

ただ、今、この時点で具体的に市の行政が何をどう関与して一緒に積み上げようということについては、今の段階でこうだということは申し上げられませんが、ぜひその活動を住民の活動として展開をいただくことについては、大変意義深いことであるというふうに認識をいたしております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何でそんなにこだわらんならんかわかりませんが、要するに市として支援をしていただく、何らかの形で相談に乗っていただくとか、支えていただくとかいうような場面が出てくると思うんで

すよ。だから具体的に何をしてくれということじゃなくして、これからそういうものをつくっていくに当たって、いろいろ相談にも乗っていただきたいし、市としてできることもやっぱり私はあるんだろうと思います。そういうことを含めて市として対応していただくということを言っているだけであって、今すぐに市がこういうことをやれというような話ではなくして、どういう内容でどんなふうにしていったらいいのか。市はここまでならできますよという、それから、あなた方はこれだけのことをやってくださいよという、その辺の話し合いをやるということを前提にこれは話をさせてもらっているんで、ぜひその点を再度お聞きしたいと思います。その点だけはっきり言ってくださいよ。そうせんと、何か民間でやってくださいよというような形では、やっぱりさっき言われた市長の思いと違うと思うんですよ、私。何も具体的にこれを市でやってくださいという話をしていないわけじゃないんですよ、これは。そこは理解してください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市内に、例えば能褒野がかつて陸軍の飛行場でありました。今は古河電工や東洋電装のあその工業団地は確かにさまざまなかつての戦争の、今はもうその形跡はありませんが、そういう意味では多分幾つかのレベルのさまざまなことが市内各地にはあろうかと思えます。今の阿野田トンネル付近での話であれ。そういうものについて、何をどのようにこれを次世代に伝えていくのか、そのところに市民活動として展開をしていく部分を応援してほしいということについては、当然いろんな形の応援の仕方があるかと思いますが、現時点で、先般、今から活動をしていくという強いご意思も聞かせていただいた段階でございますので、今後さまざまな流れの中で市としてできることはサポートさせていただきたいと思えますし、それ以外もいろんなことがあろうかと思えますので、このことだけを捉えてということではなくて、そういうものをやったり市としては大事にしていきたいという趣旨でありますので、その点をご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長の頭の中にあったのが、要するに、いわゆる戦争遺跡というのはこれだけやないんですね。市内に数多くある、そういうものも含めて、要するにこれはその中の一つというふうに考えることもできるんで、当然これ一つ取り組むということは全体のそういう問題も考えていかなきゃならんという問題があるということはわかります。ただ、今回この問題について、亀山で起こった最大の悲惨な事件だというふうに私は思いますので、これはちょっと別格ではないかなというふうに思いがありますので、こういうふうに言わせていただきました。

この列車銃撃事件というのが、いわゆる当時アメリカの戦闘機には機銃のところにガンカメラというのが皆ついておりまして、機銃が発射されると全部映像を録画するようになっております。そういうガンカメラの映像というのが本当にたくさん残っているようです。

先日、インターネット上にこれが亀山の列車銃撃事件の様子であるというようなことを、ある方が調査されてそういうふうに特定されたんですけども、20秒ほどの映像ですけども、機銃掃射をされて機関部がやられて、列車がとまって、その後また旋回してきて客車を撃つという、わず

か20秒ぐらいのものでしたけれども、やっぱり証言をまとめた冊子と違って視覚でそういうものを見るとというのは、随分戦争の悲惨さを伝える意味では大きな効果を持つんだろうというふうに思います。この列車銃撃事件については、市の歴史博物館のほうでも常設展示でやっておりますので、ぜひ時間のある方は足を運んでいただきたいと思います。

残り時間が少なくなってまいりました。

もう1つ、これは私、いい試みだなあと思ったのは、武蔵野市がことしの3月に平和憲法手帳というものを出版されました。市長が発刊に当たってというところで次のように述べてみえるんです。ことしは戦後70年の節目の年を迎えますということを書き出しに言われて、このたび市がこれまで取り組んできましたさまざまな平和施策や武蔵野の空襲の歴史を知っていただき、また日本国憲法や人権の大切さを再認識していただくために、平和憲法手帳を作成しましたという。これは小さいんですけども、これが平和憲法手帳というやつなんです。こういうような、何らかやっぱり亀山のこういう後世に残すようなもの、それから亀山市が実際に取り組んでいるような内容を市民に伝えるとか、こういう取り組みが私は今必要ではないかなというふうに思うんですが、そういう取り組みの検討というのはされませんか、どうですか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

私も武蔵野市の平和憲法手帳というのを見せていただきまして、中身もすぐれておりますし、平和憲法手帳のやり方がいいのかどうかというのはまた検討も必要だと思いますけれども、こういったものを市民の方に伝えていく取り組みというのは必要だと思いますもので、方法につきましても検討させていただかないとあかんかなあと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

今、国会では国のあり方を左右するような安保法制の審議が熱心に行われております。地球が誕生して45億年というふうに言われていますが、この地球の歴史から見ると、人類の歴史は本当にわずかだというふうに言われています。その中でも多くの戦争が過去にありました。幾多の人が亡くなって見えます。我々は、戦後70年、被爆70年というこの節目の年であることし、過去の歴史に学ぶ、二度と戦争をするような愚かなことをしないという強い決意を改めて誓う必要があるんじゃないかというふうに思います。ぜひ市として戦後70年の節目の年に、非核、平和の取り組みを強めていただくことを求めて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

おはようございます。

ぼぶらの西川でございます。きょうは一般質問ということでさせていただきます。

一般質問については、亀山市の将来像についてということで5項目上げさせていただいておりますが、少し順番を変えさせていただきます、1番目に上げておりますのを最後に持っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、通告書の順番では2番になりますけれども、空き家対策についてという質問からさせていただきますと思います。

この空き家対策については、昨年9月において、議会の産業建設委員会のほうで意見書という形で市に提出させていただいております。意見書の中でこの空き家の有効利用に向けて、また空き家の対策についてということで、条例化をしていただきたいという意見を出させていただいております。同僚の豊田議員のほうからの質問の中では、市側の答弁では、条例化に向けて前向きに検討していくという答弁をいただいております。

ことし4月以降に、そういう条例化の話が出てくるのかなあと感じておりましたが、今のところ何も出てきていないということで、我々が出した意見書に対する市の対策はどのようになっているのかという点について確認をしたいと思いますので、空き家が年々増加しているということも周知の事実でありますし、また昨年11月には国のほうからも空き家に関しての法令も出されております。その点について、現在の現状、それから市側の認識についてどのようになっているのかということについて、お伺いしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

おはようございます。

本市の状況でございますけれども、平成25年住宅土地統計調査、これは5年に1回ずつ調査をされますけれども、本市の住宅の空き家総数は2,650戸あるとされております。総戸数2万2,040戸の12%に当たります。これは三重県全体の15.5%、全国平均の13.5%よりは少ない割合ではありますが、平成20年度の調査からは160戸の増加となっております。この2,650戸につきましては、統計調査でいうところの空き家戸数であり、別荘等の二次住宅、共同住宅の賃貸用住宅、分譲等の売却用住宅とその他の住宅の使われていない空き家の数も入っておりますことから、老朽、破損がある住宅は統計上350戸となっております。

平成26年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布をされ、平成27年2月26日、法の一部施行と基本指針の決定がなされております。また、平成27年5月26日に法の全面施行とガイドラインが決定をされたところでございます。

本市では、本年度中に基本指針やガイドラインに基づき、まず空き家の現状把握を目的とした実

態調査や課題等について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、空き家の現状についてお伺いいたしました。

5年に1度の調査で平成20年から25年の間に160戸の空き家が増加している。それから、全国平均よりは少ないとはいえ、12%の家が空き家になっているという現状があります。ただ、空き家の定義においても、利用されているお宅とか、それから老朽化が進んで危険だというような部分というのがあります。国がつくった特別措置法においては、この防災、衛生、景観等のところで生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家という部分でなっているというのは法律に書かれているわけですが、今後、亀山市がこれらの空き家に対する対策として条例化をしていくのか、そしてまた、その条例化の中身においてはどのような空き家を対象として、どのような対策を講じていくように考えてみえるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高土部長。

○建設部長（高土和也君登壇）

空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされましたんですけれども、市が特定空き家と判断したものの措置に対する手続は示されております。

また、その他特定空き家に附属する小屋等の工作物に対する行政指導については新たな条例が必要と考えておりますので、先ほど申し上げましたように、今年度、実態調査を踏まえ、来年度に条例制定に向けて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

空き家の件に関しては、今年度の実態調査を踏まえて、来年度には条例化をしていただけるということで、その時期を待って、どのような条例が出るかということに関して、また我々も議論しながら今後亀山市の空き家対策を見守っていくのかなあというふうに感じておりますので、しっかりとその点は我々もチェックをしながらやっていきたいというふうに考えます。

では、次の質問に移ります。

関ロジの利活用の方法についてということで、私、今回は私の意見も踏まえて質問を進めていきたいと思っております。

その前に、関ロジの状況について変化等があったというふうにお伺いしておりますので、今の現状、今日の部分までの、議会の最初の始まったころからでもまだ動きがあったということでございますので、ご説明をいただきたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員の、その後、関ロッジに関する新しい動きはあるのかということでございますが、先般、元指定管理者代理人弁護士から亀山市に対しまして、元指定管理者が約2年間の関ロッジ運営においてこうむったとする損失を亀山市に支払うようにとする請求書が届いたところでございます。

この件につきましては、本市顧問弁護士と相談をし、対応を行っているところでございます。その詳細につきましては、今後の相手方との交渉にも影響がございますので、答弁は差し控えさせていただきますと存じます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、ご答弁いただきました。

相手方から請求書が来るということで、今のところ関ロッジに関しては、相手方との意見の相違があるということが確認されました。

きょうのところはその関ロッジの経営云々という部分ではなくて、今後についてということについて私は質問を進めていきたいと思っておりますので、まず今回、さきの議案質疑でも私質問いたしましたけれども、在り方検討委員会を設置して、今後関ロッジのあり方を検討していくということで、予算のほうも補正予算に含まれております。現在、関ロッジは休館ということで4月1日から約3カ月近くにわたって休館が続いているわけですけれども、前回関ロッジを亀山市の直営から指定管理に民間委託するというあり方検討を行ったときには、関ロッジが運営されている中でのことでありましたので、3年間という時間をかけてもよかったのかなあというふうに感じておりますけれども、今の状況において、わざわざ在り方検討委員会を設置して時間をかけて話し合いをしていただいても、先ほども確認しました、指定管理者がこれ以上できないというような状況になるほど難しいというふうには私は認識を持っているんですけれども、そうするとやっぱり結論が出たとしても、それが実行に移せるかどうかというのも疑問であるのかなあというふうに感じております。

今回、教育民生委員会のほうに資料として出されましたところには、28年度予算に反映すると、その在り方検討委員会の結論を反映していくんだというふうに書かれておりました。逆算すると、28年度予算に反映しようと思えば、やっぱり11月までには結論を出していかなければいけないんだろうなと。28年度予算に反映するからといって、再開が28年度からとは書かれていないので、実際にこの在り方検討委員会の結論をいつ出されるおつもりなのか。

それから、その結論を反映して予算化するのには28年度予算であったとして、再開は28年4月から再開できるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関ロッジの在り方検討委員会で結論をいつ出すのかということでございますが、目指しておりますのは、やはり来年度予算に反映をさせたいということでございますので、議員の言われるように、11月ぐらいにはある程度の今後の一つの方針を出せばというふうなのを目指していきたいと思っております。

それで、ただ議員も言われましたように、やはり状況としましては3年前とは少し変わってきて、

かなり厳しい状況にあるかと思っておりますので、本当に幅広い、まずは課題をしっかりと踏まえた上で、新しい今後のあり方を考えていきたいというふうに考えております。でき得れば、当然来年度から再開というようなことが可能であればよろしいんですが、そこはやはり検討の中でしっかり現状を踏まえて対応していきたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今言われましたけど、状況が変化している、それから課題があるんだということは、もう誰もがわかっていることなんですよ。3月議会において、櫻井議員のほうから質問されたときに市長の答弁には状況が変化していると、それから関ロジの置かれた課題とか状況を抽出する必要があると考えていると。それからあと、現状と課題を抽出した上で、指定管理者の再公募も含めた検討を本市として行ってまいりたいというふうに言われています。

この現状と課題を抽出するという作業をこの在り方検討委員会にお任せするのか、あるいはこれは今の時点で市側がある程度認識されて、こういう課題があるんだと、こういう問題があるんだと、だからこんなふうに今後の関ロジの運営を検討していただきたいというふうに在り方検討委員会のほうに方向性を出すのかという点についてはどのようにお考えなのか。これはちょっと市長にお伺いしたいんですけど、お願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

在り方検討委員会に現状と課題を丸投げするのではないかということではありますが、そんなことは考えてございません。当然その在り方の中でも課題なり現状を本当にシビアに見詰めて、展開のあり方については一定の方向が検討されるべきものであらうと思いますが、庁内組織の中で今までさまざまな現状把握をいたしてまいっておるものでもございますので、それとあわせて外部のさまざまな専門家や立場の方の意見を在り方検討委員会として、中と外から最終的には結論を導き出していきたいという考え方でございますので、その点は理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

私、丸投げというような言い方はしていないんですけれども、市長が言われるように、ある一定の方向性は庁内の会議の中で出ているんだと、外部の意見も聞いて結論を導いていくと。そして、今言われましたのにはある程度課題、現状把握というものは今庁内でやっている、検討しているというふうに言われました。今、市長が認識されている現状の課題、どのようなものがあるか、だから関ロジが休館になったんだという点については、どのように現状を把握されているのか。そして、このような課題があるから、この課題を克服することで再開ができるのかという点について、どのようにお考えなのかをお聞きしたい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一昨日の質疑の中でも少し考え方を申し上げたところでもございますけれども、実際、当時直営から民間に転換をしたものでございますが、昭和42年の開業以来、本当にこれは多くの皆さんに愛された保養施設として運営が続けられてまいりました。しかしながら、民間宿泊施設の充実とか、利用者ニーズの多様化、高度化など取り巻く状況が変化をいたしました中で、平成19年からはさまざまなご議論をいただいて、議会のご意見もいただいて、市直営による運営には限界があるとして平成24年に民間のノウハウを生かした指定管理者制度に移行を決定して、25年7月から本年3月まで指定管理者による運営を行ってまいりました。しかしながら、この2年間の運営で多額の赤字運営となっております、本年3月末をもって指定管理者が撤退となったところでございます。

その課題という中では、当然42年開業の施設でございますので、施設の老朽化、あるいは利用客のニーズの変化等々は当然あるかと思えますし、そういう施設の面、運営の面、両面での課題があるということでございます。

いずれにいたしましても、今日のこの状況の中で今後も従来の延長線の上で継続する場合に当たって、あるいは新たな施設の転換をするについても、将来にわたって多額の一般財源の投入が必要となっているということが最大の大きな構造的な課題であろうというふうに認識をいたしておるところでございます。

したがって、今後のあり方につきまして、先ほど申し上げました、庁内の検討組織及び外部の有識者、市民等によります検討委員会の設置によって幅広い見地から総合的にこの構造的な課題をどうするのか、一定の方向、結論を導いていきたいと。このように考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、課題について言っていただきましたけれども、今の課題は逆に言うと、平成25年の直営から民間にかわったときと余り変わっていないんじゃないのかなあと。2年前から老朽化が急遽進んでひどくなったわけではないし、それからそのときから民間のホテルとか宿泊施設がふえてきたのもわかっていました。だからこそ、直営では無理があるから民間に委託しようということで市長はご決断されたんだというふうに私は理解しております。その中で2年間たったから、またより一層老朽化が進んだ。あるいはそれ以上に民間の宿泊施設がふえたから運営面で赤字が膨らんだということではないんだろうと私は思っています。私の考えている部分においては、もう既に、先ほど市長も言われましたけれども、客層ニーズの変化、もう既に関ロッジが国民宿舎としての役割を終えているのが最大の問題、課題なのではないかと私は思っています。

先ほど市長は丸投げはしないというふうに言われましたけれども、幅広い見地で議論をしていただくということを今言われておりますけれども、それだけの時間的猶予があるのかという点が私は最大の問題だと思います。今、まさに市長がイニシアチブをとって、市長のビジョンでもって関ロッジをどうやって再開するんだ、こんなふうにしていきたいんだというところを方向性を決めていただくことこそが私は市長の責任ではないかというふうに思っています。

あえて2つ目の項目には、余りにも無策で無責任ではないかというふうに書かせていただきましたけれども、今の答弁を聞いて、より一層その思いが強くなります。

そこで、私は3番目のところに書かせていただきましたように、国民宿舎関ロッジを高齢者や障がい者の宿泊施設、あるいはケアホームなどのように活用していくことはできないのか。これについては法令的な問題があって、あそこは国定公園ということもあって難しいというふうに伺っております。しかし、やっぱりそこで何らかの形で、今言ったように、課題点があるということで課題の中には民間宿泊施設がふえてきたことによって宿泊客が減ってきたんだと。端的に言えばそれだけだと思うんですよ。それから、老朽化の問題でサービスが低下しているんだと。どうせ泊まるんだったら古いところよりも新しいところがいいというお客さんの正直な気持ちなんだと。だったら、やっぱりその宿泊施設、これは法令で宿泊施設になっているかもしれないけれども、その法令を何とかして変化させることで、今亀山市にない施設、あるいは少ない施設、ニーズがある施設、需要があるであろう施設に生まれ変わらせることはできないのか、その点についてご答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

議員が言われますように、関ロッジにつきましては国定公園内に位置しておりまして、景観上、自然環境上は非常にいい場所に立地していると考えておりますが、言われますように、国定公園内ということで使用目的について制限がございます。現在、宿泊施設の認可を受けており、先ほど言われたグループホーム等に転用につきましては、なかなかハードルが高いものかと考えております。

さらに、関ロッジ施設全体がバリアフリーとなっていない箇所がたくさんあります。さらに入り口までの道路が非常に急勾配であったり、階段が急であると、そこら辺のことが解決していく必要があるかと考えております。

さらには、行政がこういう施設、高齢者や障がい者の宿泊施設、こういうものにどこまで関与すべきか、こういうことについても整理する必要があるかと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

端的に言えば、私の提案に対しては無理だというお答えをいただいたと思っていますけれども、ただ、認可であったり使用許可であるということについては、やっぱり新たなプランを作成して、こういう計画でこういうふうにやっていきたいのということの変更を求めればできないことはないんじゃないかなあというふうには私は思っています。

それから、道路や階段が急峻でそういう障がい者、高齢者については使用がちょっと難しいんじゃないかと、バリアフリーがなっていないよ。こちらのほうはお金の問題ではないのかなあ。先ほど市長も今後運営していくに当たっても一般財源の投入が必要という認識はあったということでございますので、例えば施設の老朽化に関しても亀山市がお金を出して改装して、あるいはトイレなども直してます。やっぱり目的が必要であれば、今後そういうのもやっていけばいいんじゃないかなあというふうには思っています。

あと、行政の関与がどうなんだという点がありましたけれども、先ほども言われましたよね、幅広い議論の中で検討していくんだということであれば、もういっそのこと、あの関ロッジの利用に

ついてという公募をしてはいかがかなあと私は思うんですよ。

その民間に指定管理を任せるという方向性は決まっているわけですから、行政が関与しないと。だから、あの建屋そのものをお貸ししますと。指定管理料幾ら幾らでお貸ししますので、あそこにそういう準公的な施設、あるいは宿泊施設でもやりたいという業者そのものを公募することから始めて、そうしたその公募の中であり方を検討していく。今言われたように、こういう問題点、課題があるから、これはこのプランはできないよね、この計画はちょっと難しいねという話の中から、でもやっぱり亀山市にとってこの施設が一番いいねというような話をしていくのであれば、私は在り方検討委員会の意義があるのかなあと思うんですけども、先ほどから申ししていますように、ただ単に幅広い検討をしていただくとか、それから今後についての現状と課題を確認してもらっただけの会議であっては意味がないのかなと。ましてや時間的制約も11月まで、もう今6月も終わりにかかっていますので、3カ月から4カ月あるかないかの中で、それだけの会議が議論できて、結論が出せるのかなあという疑問もあります。

そこでやっぱり、でも今私が1つこういう石を投げることによって、高齢者や障がい者の宿泊施設ではどうですかという石を投げることによって、それに対する課題、問題点、それからハードルがこれだけあるということは出てくるわけです。でもそのハードルを1個1個潰すだけの技術が亀山市に、技術というかやる気があればできるんじゃないのかなあというふうに思います。

やっぱり市長は今までも選択と集中ということを言われていますので、そういう意味では、市長みずからがこれとこれはできる、できない、こういう方向でやっていくんだという選択をしていただいて、そして言われるようにスピード感ですね。やはりこれは4月から閉館されてということでも、もう既に3カ月、それから来年の4月に再開できるかどうかということに1点にかかるということは、これはやっぱりスピード感が必要だと。

そこには、市長が職員に対しては、考勤の年ということで目標を示された年がありました。考えて動いていただくということですね。この考える部分をやっぱり市長みずからも実践していただきたい。検討委員会の中で考えていただく、市民の声を聞く、言い方は結構ですけども、市長みずからが言われたように、丸投げするんかというふうに思われても仕方がないんじゃないかなあとは思っています。

今話をしている中で、この検討委員会そのものの立ち上げについて私は必要がないというふうに思っています。市長みずからが庁内の中でイニシアチブをとって、先ほども言ったように、結論を早くから出して、この方向でどうだと、あるいはこんなのはできないんだったら、この問題点はこういうふうに解決したらどうだということ、そういうようなことを考えて、あるいは行動していただける、そんな市長であってほしいんですけども、市長、もう一度お伺いします。そのような市長からのビジョン、市長が思い描く関ロジの活用方法というものがあるのかないのか、もしあるのであれば言っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今後の方向性を決めることを市長ができないのは無責任ではないのかというご趣旨でございますけれども、今議員が少し福祉の施設等々の活用とか、当然今後これを宿泊施設として前へ進

めるのか、それとも別の活用をするのかを含めて、先日議員のご質問にお答えさせていただきましたが、廃止も含めさまざまな検討をさせていただくと、こういうことを申し上げました。

1点、これは忘れてはならないのですが、議員がご就任をいただく以前のことでありますが、今回の平成19年から始まる関ロジをどのように活用していくのかという、この公の検討のプロセスが存在をしております。民間に移譲して、議会での条例制定、条例決議、議決をいただいて前へ進んでおるわけでありましたが、あの前提は、当時昭和42年から一般会計ではなくて、事業会計として運営をしてまいりました関ロジが税金を投入せずに、近年は赤字経営でございましたのでその内部留保金を食い潰しておりましたが、あるいは道の駅の利益でそれを相殺しておりましたが、しかしあの時点で、長年のこれは関ロジの頑張りであったと思いますが、約1億5,000万円の内部留保金が事業会計として存在をしておりました。これを原資にどのように考えていくのかというのが、実は関ロジのいわゆる事業会計から、直営から民間の指定管理者制度へ導入するときの大きな財源の担保でございました。その中で運営を考えていこうという、こういう相互のこの決定の中で、理解の中で今日動いてきたということでもあります。ここの前提が、1億5,000万円の中で民間にお渡しする、指定管理に出す前段階で約1億円の耐震補強を当然市の責任でさせていただきますので、そういう中での内部留保金を食い潰してこれが今日撤退ということになったわけでございますけれども、その時点で一部一般会計からの税金を投入しておると。このことについて、どのように整理をするかという議論がなければ、今の福祉施設にしようが、あるいは何をしていくにしようが、これは財源の担保とかいろんなことをしっかり検討した上で、思いつきとか、あるいは感覚的な話ではこれはいかない話であろうと思いますので、しっかり検討の過程で今後のあり方を導いていこうということが市の責任であろうというふうに思っております。

したがって、趣旨はしっかり受けとめさせていただきますけれども、そういう意味で、今日に至るさまざまな過程がありまして、3年、4年前の状況と異なる中で経営上の判断をさせていただきますという意味でございますので、何か決め打ちをして、もう少し幅広くこれは考える必要があるし、スピードを持って検討したいというふうに思うところであります。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今言われたように、結局市長としてのビジョンを示す時期ではないというふうに私は理解します。ただ、そういうことを言っていますけれども、整理が先やとか、財源の担保は必要やと言われるのであれば、なおのこと市民の皆さんにその判断をお任せするというのは、まさしく行政の、市長としての無責任ではないのかなあと。まさしくその辺をしっかりと担保した上で、これだけのものならやっていいですよ、こういう方向性ならできるんじゃないですかという中で、幾つかの案を示した中でどれがいいと思いますか、どれなら亀山市にとって将来いいですかというような議論をしていくべきではないのかなあとというふうに今のご答弁で特に思いました。

この件については、午後からも同僚の櫻井議員が質問されますので、ここにとどめまして、次の質問に行かせていただきたいと思います。

次は、働きやすく安心して子育てができる環境についてという項目で上げさせていただきます。

この点については、国の方針も変わってきて、保幼小一体化というのが亀山市もこれから考えて

くると。保幼共通カリキュラムというのを今年度からやっていくと。現在は保幼小接続カリキュラムというものがあって、それに保幼共通カリキュラムと、また同じような名前が出てきて、ちょっと非常にわかりにくいので、この点についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほど議員がおっしゃいました、保幼小接続カリキュラムというのが本年3月にでき上がりました。これにつきましては、就学前の教育保育から小学校教育への円滑な接続を図るために、就学前4カ月と入学後3カ月の計7カ月間を接続期として設定して、保育所、幼稚園と小学校において、それぞれの時期の子供たちに身につけさせたい力や、保育士、教諭等が配慮、工夫すべきことなどについて記したもので、本年4月からはこれをもとに各保育所、幼稚園、小学校におきまして具体的な取り組みを実践しているところでございます。

一方、保幼共通カリキュラムにつきましては、3歳から5歳児前半までの保育教育のあり方につきまして、市内の保育所、幼稚園双方の専門性を生かし合い、一体的な指導を行うために、現在作成を進めているものでございます。保幼小接続カリキュラム以前の保育教育内容の必要な部分を統一し、3歳から小学校まで連続した接続を実現するためのもので、これにより小学校入学までにつけたい力を共通にしていくなど、保幼小の連携をさらに密にしていまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

亀山市のこのカリキュラムをつくってきたという経緯の中には、保育園と幼稚園の格差とか不平等をなくして、小学校に入ったときに同じようなレベルで、同じような中で共同生活ができるようにという思いがあるんだろうなあというふうに、今の答弁の中で思いました。

私はその次の質問で、保育園と幼稚園の合築による一体化の検討や古くなった園舎の建てかえなどということで質問を上げているんですけども、結局、今言われたように、保育園と幼稚園の壁がなくなってきたと。認定こども園という話が国からも出てきて、結局全体としては子供たちの立場に立って、子供たちの待機児童をなくすという問題が1つ、それから女性の社会進出に伴う働きやすさの追求という意味で、子供をしっかりと預けられるところをつくっていくということが大切なんだろうなあというふうに感じています。

今までも保育園の老朽化による建てかえの話というのは、この議会の中でも議論がされたと思っっているんですけども、亀山市の前期基本計画の中には、亀山東幼稚園と第二愛護園の合築とかいうのも検討されて明記もされているわけですけども、いまだにそういうのはされていないんですね。関にあるアスレだけがそれができていると。

今後は保育園と幼稚園というものを一体化させて認定こども園という形でどんどんしていくんだろうなあと思うんですけども、この所管について、認定こども園に移行していくということで方向性があるのであれば、教育委員会と今、子ども家庭室、子ども総合センター、そちらの二元で同じような保育園と幼稚園を分けてやってみえるんですけども、これを一元化してやっていくとい

うことはできないのかという点についてお伺いしたと思います。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

まず、保育所施設等の老朽化のお話も出ましたので、保育所施設につきましては耐震工事を平成21年度に完了しまして、毎年計画的に施設改修及び修繕を実施しており、少しでもよりよい保育環境の整備に努めているところでございます。

また、保育所機能と幼稚園機能をあわせ持つ一体化の施設、認定こども園につきましては、子ども・子育て支援事業計画にお示ししましたとおり、5年間に3つの認定こども園の設置を計画しており、まずはモデルケースとして実施検証できるよう、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、所管につきましては、特に幼稚園、保育所の就学前施設の所管ということでご質問いただきましたが、子ども・子育て支援事業計画にお示しをしまして、総合的、横断的に事業を展開していく必要がありますことから、担当部局の一元化を含め、組織のあり方についても検討してまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

組織の一元化も含めて検討していただくと。

それから、環境の整備はどんどん進めているんだというご答弁でございましたので、ちょっと時間もないので、詳しいことはまた教育民生委員会の中でも議論をさせていただきたいと思います。

次の放課後児童クラブと放課後子ども教室という部分についてなんですけれども、今市のほうではこれに含めて学力低下の問題もあって、子供たちが学校の課外に塾に行けない子供とかも含めて勉強をさせるというようなことも検討をされているというふうに伺っています。

また、これも先ほどの保育園と幼稚園の問題ではないんですけれども、放課後児童クラブと放課後子ども教室、これも部署が2つに分かれていらっしゃいます。こちらのほうは、特に小学校という1つの建物を使った上で、また対象生徒も同じ小学校の児童だということ、所管だけが2部局に分かれています。こちらのほうも市の責任ということで、安心・安全を考えて、また今は特に地域における問題としては子供の数が減っているということで、放課後の子供の安全、子供たち同士で固まって遊ぶとかができない状況も含まれていますので、できるならば学校でこういう放課後児童クラブ、放課後子ども教室などで長く学校に子供たちがいて、子供たち同士の中での社会生活が営める環境が必要なんじゃないかなあと私は思っています。こちらのほうもできれば一元化して同じような環境で子供たちを育てていってあげる、見守ってあげる。市の責任で安心・安全を担保するということができないのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

放課後子ども教室と放課後児童クラブにつきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、両方とも放

課後の居場所づくりという共通点がございます。

しかし、放課後子ども教室が全ての子供を対象として、地域の方々の参画により、スポーツや体験活動を行うものであるの対しまして、放課後児童クラブは共働きの家庭の児童などを対象として、適切な遊びや生活の場を提供するといったように、それぞれ別の側面がございます。今後も両事業につきましては、教育と福祉双方の意思を共有し、放課後子どもプラン運営委員会におきまして放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携に十分努め、地域の実情に即した形で子供たちを健やかに育む居場所の充実に努めてまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本年3月に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づき、「子どもの笑顔が輝く子育て交流のまち かめやま」を基本理念といたしまして、一人一人の子供が健やかによりよく成長できる地域社会を目指しているところでございます。そのため、これからも教育委員会を初め、多くの部署が連携してさまざまな施策を実施してまいりたいと存じます。

西川議員からのご提案は、今後、教育、子ども・子育て支援施策を実施していく中で検討されていくものと存じております。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市役所の縦割りという部分と、それから国の省庁の違いという部分もありますので、その辺は理解しているつもりではあります。ただ、特に櫻井市長は亀山モデルという言い方をして、いろいろな新しい施策も打っていきたいというふうに伺っていますので、やっぱりそこを、今の問題点を、課題を抽出して改革していくというものであれば、今の形にとられることなく、どのような形が亀山市にとって、子供たちにとって、また働く女性にとっていいのかという点を考えていただいて、できれば一括所管にさせていただいて、小学校入学前は子ども家庭室のほうが、それから小学校に入ったら教育委員会が中学校まで面倒を見るんだというようなふうにすると、やっぱり市民の方もわかりやすいのかなあとというふうに私は感じますので、あえてこの提案をさせていただきました。

実際にそれができないというのは、これこそがまさにリーダーシップ、あるいは市のイニシアチブをとっていく上で大事なことなのではないかなあと、本当に押しつけの国からの政策だけを純粋にやっているのであれば、地方自治の地方分権というものではなくて、やっぱり地方分権として地方自治として亀山市はこういうべき、こういうやり方をやっていくんだということを全国に先駆けてやっていただきたいというふうにお願いをしまして、次に移らせていただきます。

次は、まちづくり協議会の根拠と将来の住民自治についてというテーマで出しております。

これには、先般亀山市のコミュニティ連絡協議会が総会を行われたというふうに伺っておりまして、今まちづくり協議会にコミュニティ組織から変わったところもこのコミュニティの連絡協議会に入っているというふうに伺っております。

前回、3月に私が市長にお伺いしたときの市長答弁には、少子・高齢社会が進んでいく中で、もう一度現在まで進めております地域のあらゆる主体が、コミュニティ、自治会、民生委員さん、消

防団、老人会、こういうあらゆる主体が、包括的に地域課題にみずからの発想やみずからの権限で課題解消に向けて地域づくりをしていただけるような仕組みを構築していこうということでまちづくり協議会への設立を積極的に推進しているというふうにご答弁をいただいております。これを読むと、まちづくり協議会を設立するまちづくり協議会の中には、コミュニティ、自治会、民生委員さん、消防団、老人会というあらゆる主体というふうになっていますので、包括的なものがまちづくり協議会かなあと私は認識しておりましたけれども、今、コミュニティ連絡協議会の中にまちづくり協議会に変わったところも入っているということはコミュニティと一緒にのものなのかなあとというふうに認識が変わってまいりましたので、実際にはどうか。市長が発言されたように、包括的な団体であるというのであれば、コミュニティの関係を整理してちょっと説明をしていただきたいと思ってこの質問をさせていただきましたので、説明をお願いします。

○議長（前田 稔君）

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

本年4月に市民文化部参事を拝命いたしました深水でございます。どうぞよろしく申し上げます。議員ご質問のまちづくり協議会と地区コミュニティとの関係でございますが、まず地区コミュニティは、地域住民相互の交流を目的として地区の連帯意識の向上などに重点を置かれた組織でありまして、敬老会、文化祭、納涼祭、地区運動会、サロン活動などの文化活動や生涯学習活動を中心に行われております。

一方で、地域まちづくり協議会は、地域に住むあらゆる人、または活動する個人、団体、事業者等が自由に参加でき、自治会単位でできないことや身近な地域課題を話し合い、解決に向け責任を持って取り組んでいく組織でありまして、自治会の枠を超え、文化、福祉、防災、環境、交通など幅広い範囲の課題解決に向けて取り組むものと考えております。

そのような中におきまして、これまで設立されている各地域のまちづくり協議会におきましては、地区コミュニティを基盤として、その中に住民自治の考え方を取り入れ、地区コミュニティを解消し、まちづくり協議会を新たな組織として設立されているところでございます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

まだまだもう1個突っ込んで聞きたいことはいっぱいあるんですけども、ちょっと時間の関係で、これは委員会のほうでまた質問させていただきますけれども、今お話があったように、自治会、コミュニティなどいろいろな部分であるんですけども、コミュニティや自治会というのは明文化された法律で規定された組織ではないと私は認識しています。それに対して消防団、民生委員さんなどは法律でしっかりと規定されている部分、あるいは条例で書かれている部分があると思います。それらの法制化の中にある組織、あるいは人と、その法制で縛られていない部分とを一緒くたにしていくという部分にも少し問題があるのかなあとというふうに私は課題としてあるんです。

そういう意味では、まちづくり協議会の法的根拠というものが今現にあるのかなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

今現在、まちづくり協議会の法的な根拠はございません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、まちづくり協議会の設立を推進していくために、また行政と対等なパートナーシップ関係を持つ組織として、法的根拠の位置づけは重要であると考えております。

したがいまして、現在、地域まちづくり協議会の法的根拠となる条例制定に向け、取り組みを進めているところでございます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

条例制定も視野に入れてやっていただくということでございます。

このまちづくり協議会の行く先には、地域の予算制度というものがあるんですね、たしか。地域予算制度というものを視野に入れた中でまちづくり協議会というものが自由な発想で自分たちの町のためにどういうふうにお金を使って、どういうまちづくりをしていくかということを考えていく組織だというふうの説明があると思うんです。

そうすると、やっぱり条例化して、条文化してしっかりとした予算的裏づけ、また法令的な裏づけもこの組織については必要になってくるんじゃないのかなあというふうに私も認識していますので、できるだけ早くしっかりとした条例をつくって、市民の皆さんにまちづくり協議会とはこういうものなんだと、これからこういうふうに進んでいくんだということを示していただきたいというふうに思っています。

ぜひ地域の人たちと一緒にあって、同じパートナーシップのもとで、ただ単に関ロジの運営に対して市民の意見を聞きたいというときだけ市民を大事にするのではなくて、やっぱりふだんから市民の皆さんの意見を取り入れられる組織づくり、仕組みづくり、そして条例づくりをしていただいて、亀山の将来に向けての意識を、市長以下職員はもちろんですけども、市民、我々議会も一緒になって、その意識づけのもと同じ方向に進んでいけるように努力していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

どうも、緑風会の高島でございます。

一般質問をさせていただきます。

本日は、まず白鳥の湯の利便性について、その中で白鳥の湯の目的について、それに白鳥の湯への交通手段について、その中で市長懇談会の要望に対する回答について、まず3項目させていただきます。

この亀山市には、「あいあい」の総合保健福祉センターの中には、白鳥の湯というのが併設されております。私は、そこがいろんな手続関係、福祉の関係、それと「あいあい」、そしてお風呂があって、目の前には医療センターがあると。どちらかといえば、亀山市の福祉ゾーン、福祉地域として私は捉えております。そして、その中に亀山温泉白鳥の湯がありますが、まずもってこの設置の目的をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

亀山温泉白鳥の湯の設置目的でございますが、福祉の向上や健康に寄与し、市民の交流や憩いの場とすることを目的として、総合保健福祉センター「あいあい」に併設した施設でございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

福祉の向上や健康に寄与し、市民の交流や憩いの場とすることを目的としております、そういう答弁をいただきました。基本的には、その中でお風呂もあって、軽食もあって、スポーツジムもあって、そして各種福祉の手続ができて、相談もできるという目的があると思います。

その中で、今、福祉の向上を図るんだというご答弁をいただきましたが、その対象となる人ですね。基本的には、私は高齢者の方がまず一番に来るのかなあと、大半を占めてくるのかなあとありますが、その点について、一遍、どこを対象としておるのだということを聞きたいという思いがあります。やはり、その対象者をいかに充実させていくか。お風呂に特化していいますと、お風呂は回数券やったり、いろいろ利便性を図っていただいておりますけれども、その対象となる人は高齢者福祉という観点が私は多いと思いますけれども、その点に関してはどうでしょうか。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

総合保健福祉センターということから、広く市民を対象としておることには違いはないんですが、議員の言われるとおり、高齢者の方が温泉を利用していただくことによって、健康や交流などの機会としていただく、こういうことも目的の一つであると考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

福祉に関して高齢者の方が多いんだということがあるわけで、それで福祉の人にもっともっと使

っていただいて、健康になっていただいて、それで病院にもかからなくてもええようにということが最終目的かなあとと思いますけれども、もう一度、健康福祉部長に聞きたいんですけれども、もっともっと福祉に関して利用してもらいたい、そこにある軽食コーナーでやってもうて、カラオケしてもうて、それで相談事があれば来てほしいという、もっともっと利用してほしいというのが頭にあるのかどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

福祉センター全体としてさらに利用していただきたいという思いはございます。さらに、白鳥の湯につきましても、開設当初より随分利用していただく方が減っておりますので、皆さんにさらに利用していただきたいと思っておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そうでしょう。そうなんですよ。ようけ利用してもらいたいという気持ちはある。絶対そう。やっぱりそういう気持ちがあるというのはわかりました。

そういうことであれば、自分で家用車を運転して行けやん人、歩いてしか行けない人という、困難なお年寄りってたくさんおると思うんですよ。白鳥の湯に行ってみたいと思う人がおると思っています。その中で、行きたいんやけど行けやんと、逆に相談するのには相談に行けやんと、そういう人たちのことはどのように考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

ご利用いただくために、例えば総合保健福祉センター「あいあい」を発着するバスといたしましては、市内中心部を運行しておりますさわやか号、さらには西部Aルート、東部ルート、野登・白川地区自主運行バスがございます。

これらのほかには、事前予約制施設送迎サービス、これは「あいあい」まで各地域から3人以上の事前申し込みによってご利用いただけるサービスがございます。さらに、タクシー利用券などをご利用いただきたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

事前予約制施設送迎サービスというのは初めて聞いたんですけれども、3人以上で予約すれば迎えに来てくれるというサービスやと思うんですけれども、ちょっと1点聞かせてほしいんですけど、3人以上で何人でもええという調子ではいきませんやろ。車のキャパシティーというのがあるので、大体でいいんですけれども、知り得る範囲で、3人から何人までピストンするというわけにはいきませんので、何人で行ってもらえるのかなあというのをちょっとお聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

事前予約制施設送迎サービスについては、野登・白川ルートワゴンタイプの車の空き時間を利用しておりますので、そのワゴンタイプのキャパシティーということになりますので、最大9人ということになります。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

3人から9人、それと野登・白川ルートのあいておるときという制約は出てきますので、その辺あれなんですけれども、例えば井田川の方が利用する場合、亀山まで行くわけなんです。井田川から亀山まで行って、さらに乗りかえて「あいあい」まで行く必要があります、非常に不便になっているのではないかとということがございます。

そこで、平成26年8月の亀山市民生委員児童委員協議会連合会の市長懇談会の中で、その要望なりは出てきておるかと思えます。その回答について一読させていただきますけれども、僕はこの内容については全然納得もできやんし、何だこれという話だったので、ちょっと読ませていただきます。

井田川駅、みどり町、みずほ台、あいあい、亀山市立医療センター、亀山駅の運行を希望します。亀山市では高齢化が現在進んでおり、例えばみどり町4丁目については、約110世帯、約70人以上が65歳であり、かつ80歳以上の方は免許証を返上しておる状態で、交通アクセスが非常に悪いため、白鳥の湯に行くためにはタクシー代が高くつき、市外からの無料送迎バス、温泉施設の無料バスを使っておる状態で、この人たちは亀山市民ですよ。亀山市民の方は、何としても白鳥の湯に行きたいんやと。白鳥の湯で温泉へ入って相談して、御飯を食べて、カラオケをして、ついでに病院でも行くと、行きたいんやという希望があるわけです。にもかかわらず、どこの回答かあれなんですけれども、行政側の回答といたしまして、市では、身近な交通手段を確保するべく、昨年4月に地域公共交通計画を策定し、市内バス路線の再編を順次進めておりますが、まあ、そこまではよろしいわな。その中では、みどり町等とあいあいの医療センターを直接結ぶルートは位置づけていない状況です。みどり町等は既存の亀山みずほ台線を利用いただき、亀山駅でさわやか号に乗り継ぐことであいあい等の施設をご利用できますので、そうした維持を図ってまいりたいと考えておりますと。こういう何か血も涙もない回答が返ってくるわけですよ、お願いすると。僕に言わせれば、上から目線でようこんなことが書けたなあと思えますけれども、基本そういうあれやっただんですけれども、やはりあいあいに行きたいんやという人はおる。そして、こういうことを要望して、井田川からあいあいまで信号3つで行けるんですわ、ぴっぴっぴと。そのルートを毎日とは言わんのですよ。そこでいつ幾日利用したいので、施設送迎サービス、1週間に1回でも2週間に1回でもこのルートを行きますので、高齢者の方はこれに乗って来てください、ここは何時になりますよと言うたらええだけの話ですよ。バスがない、人がないって、バスって関ロッジによろけ余ってますやんか。関ロッジにマイクロバスも普通の車も今雨ざらしに放ってあるんちゃいますか。それを使うたらよろしいやんか。一概には言えないが、人の確保も大変やと思えますけれども、バスも余ってますやん、関ロッジのところ。今現在休館して、それがずうっと放ってあると僕は

思いますので、雨ざらしになっていると思いますので、そういう利便性を考えていきたい、いってくれやんかなあと思います。

その運行が検討されているのを、きのう、議員の方が言われましたけど、もう一回その辺を考えて、毎日とは言いませんけれども、お年寄りのことです。若い人は、車に乗れる者はそれに乗れとは言いませんので、移動手段がない人のために、そういう公共交通の再編を念頭に入れて検討する気があるのかなのか、まず1回聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

きのうも岡本議員の一般質問にお答えをしましたが、市内バス路線の見直しにつきましては、現在、亀山市地域公共交通計画に基づき路線再編を進めておるところでございますが、本計画では、議員ご指摘の井田川地区から直接総合保健福祉センターへと向かうルートの設定は行ってないところでございます。

一方、各地域から市中心部への交通需要は、公共施設の利用のほか、買い物とか、あるいは通院・通学など、目的地や移動頻度もさまざまございまして、こうした需要にきめ細かく交通手段を確保していくことは、行政サービスの範囲や財政的見地からも限界があるというふうと考えております。

議員おっしゃる切なるお気持ちは理解できるところでございますが、こうした状況も踏まえまして、既存バス路線が存在する地域におきましては、可能な限りその路線を活用していただきたいといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

僕も切なる気持ちなんです。市民が切なる気持ちなんです。だから、そういう要望をしておるもんで何とか、市長は温かい方ですし、頼んでくれやんかと言われたんです、僕は。それを、その中でずうっとおって健康でおれというのも何か話が違う話で、家にずうっとおって、来れやんやったら来れやんで、既存施設へ遠回りして、信号を何十個もくぐって時間的にかかってというよりも、こっちから一本でそういう目的、風呂だけと基本的に違うんですよ。あいあいもあって、病院もあって、ジムもあるということで考える。間違っても市長は家でずうっとおれと、そんな冷たいことを言うとは私思いませんけれども、市長に一遍、この案をもう一回検討する気はあるのか。それか、そんな人は既存を使えと、そんな冷たい言い方はせんと思いますけれども、この路線についても一回考え直す気があるのかどうか、検討する余地はあるのかなのか、それか家でじっとしておけと言うのか、どっちか一遍答えてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のように、検討していきたいと思っておりますが、白鳥の湯など、特定の施設の利用目的

に限定したバスの運行というのはなかなか厳しいものがあるというふうに考えておりますが、現在進めておりますバスの再編の検討の過程で、それから行政サービスの範囲とか財政的な視点からも、既存バスや鉄道などの地域公共交通の利用促進はもとより、タクシー券の活用等、さっき部長が答弁させていただいた事前予約制施設送迎サービスというのがございます。ちょうど昨年度、26度で848名の方がご利用いただいております、これは「あいあい」の温泉だけではなくて、医療センターでも結構でございますし、通院でも結構でございますが、3名以上の皆さんがこれをご利用いただくということもあろうかと思っております。

こういう全体の中で、ぜひ複合的に持続性あるものとして、議員のご趣旨も含めて検討してまいらなければならないという課題であると、このように認識をいたしておるものであります。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

市長が検討していくと言うんやったら検討していただきたいのと、それに向けて結果もいろいろ聞いていきたいと思っております。

基本的に私が言いたいのは、こういうのがあって、ないでこれを使えという冷たい言い方やなしに、もうちょっと考えた上で出してくるんやったらええんですけど、余りにも上から目線で言われるのかなあと思いましたので、ここで質問させていただきました。

それと、今、市長が特定の施設と言いますがけれども、あそこはもう福祉ゾーンですやん、どっちかという。あの一带は福祉ゾーンですので、特定の施設と言わんと、そういうところには順次そうするというのを考えていただきたいと思っております。

他市の施設では、次、ちょっと移りますけれども、無料送迎バスを出している。温泉施設に関してですけれども、あるわけなんです。鈴鹿、四日市、大山田、温泉施設の名前は言いませんけれども、果ては菰野、長島から、おじいちゃん、おばあちゃん、どうですかと、送迎は無料ですのうちでゆっくりしてくださいと。そういう遠いところへ行くのも気晴らしになると思いますけれども、さっき伊藤部長が言われたどんどん使うてくれと、相談があったら来てくれと言われるんであったら、亀山もそういうことを考えていってはどうかと。何回でも言いますがけれども、今、方向性が決まっていなと言われればそうなんですけれども、関のほうにはバスが余ってますやん。ロッジのほうにバスがありますやん、雨ざらしになって置いてますやん。それを使うたらいい。手当てをするなり、何なりあるかと思っておりますので、そういう考えを、そういうふうになればいいなあとと思うんですけれども、そうやっていくと。温泉を使うてもうて福祉に向上していくんだと、福祉関係について向上していくんだという考えはないのか。無料バスを出そうという検討すらせんのか、一遍、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

当然のことながら、バスが余っておるというのも人を雇って人件費もかかりますし、ご承知のように、白鳥の湯の料金を値上げてさせていただきました。それは、ランニングコストの一定額を負担いただきたいという趣旨から値上げさせていただきましたということもございまして、これからさら

に費用をかけて何かをするということにつきましては、そういう面からも検討する余地があるかと思えます。

ただ、ご利用いただきたいという思いは強いということがございますので、いろんな角度から公共交通の再編ということも含めて検討していくべき課題だと考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

検討して、家におったらええやんかと言わんでもええように、こっちに来てくれと各地に投げかけていけばいいんですよ。営業じゃないですけども、どうやと。老人会は、いつ何日やというてとっていけば絶対お年寄りのためにもなるし、行政の福祉の面の向上にはつながっていくと思えます。一度しっかりと検討していきたいと思えます。

次に、防犯カメラの必要性についてに移らせていただきたいと思えます。

防犯カメラと監視カメラと全然違うものでありまして、防犯カメラは犯罪を防ぐもの、監視カメラはその行動で、カメラが余り外に出ないというもので認識をしてしゃべっていきたくと思えますので、よろしくお願ひします。

今現在、亀山市にあっては、一体どんだけの防犯カメラと監視カメラ、一緒になってくるかと思えますけれども、あるのかということ一度聞きたいのと、基数、何基設置してあるというのと、目的は何かということを一週教えてください。

○議長（前田 稔君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

防犯カメラの設置基数とその目的はということでございます。

現在、市民文化部で管理しております防犯カメラにつきましては、不特定多数の住民の往来が予想される市内の鉄道無人駅に4カ所、名阪国道インターチェンジに1カ所、計9台を設置しております。

このカメラは、平成21年度に児童・生徒の安全確保を目的として教育委員会において設置されましたが、その後、防犯対策の一環、一事業として位置づけられ、平成25年度からは市民文化部で管理しております。この防犯カメラを設置し、適正に管理・運用することで、これら無人駅周辺等における市民を巻き込んだ犯罪の抑止につながっているものと考えております。

また、防犯カメラによる録画情報につきましては、亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱に基づき、適正に管理しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員おっしゃった監視カメラの分類に入ると思いますが、環境産業部所管分では廃棄物の不法投棄の未然防止を図るため、これまでに多量の不法投棄があった箇所を中心に、市内42カ所に移動式監視カメラを設置し、その抑制に努めております。また、林道への不法投棄対策として、7カ所に固定式監視カメラも設置しております。以上でございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほどあった、40基ぐらいあるということなんですけれども、その中では、今、防犯カメラにつきまして、監視カメラ等につきまして、この現代社会においてプライバシーの問題はどうやとか、監視社会になってくるんやとか、そういう話がありますけれども、そういうことを言うておるのは、結局は後ろめたさがあるものでそんなことになるだけであって、あったら安全のために寄与すると。それだけで全て防犯対策になるとは私は思いませんが、防犯対策の一つになると思います。その中で、やっぱり亀山市は防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱というのはちゃんとありますので、それが外に漏れたり、誰が何をしとったということはありません。

1つに関しては、観閲等によって知り得た情報を適正に使用し、他に漏らしてはならないという厳密なくくりもあります。そして、9条には、当該申請者が警察関係者であって、その目的が現に捜査している刑事事件に係る場合に限り、録画情報の提供を許可することができるという厳密なものがありますので、その辺を考えていただいて、市としては、これは僕は全然否定するものではなくて、もっとつけまくったらええんと思うんですけども、ふやしていけばいいと思うんです、僕は。その中で、市は防犯カメラについての必要性はどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

必要性について、どのように考えているのかでございます。

防犯カメラには、それぞれの設置目的、観測・計測等の設置目的がございますが、市民文化部が管理するカメラにつきましては、犯罪などの発生時に記録として録画情報を警察関係者等に提供することで、事件の早期解決に役立つ側面がある一方、24時間365日監視することで、カメラ設置箇所周辺における犯罪発生を未然に防止する効果もあると考えております。

しかしながら、防犯カメラの設置による犯罪等の発生の抑制を過度に期待するものではなく、あくまで日ごろの防犯活動を補完するものと考えており、従来から地域で行っていただいております防犯パトロールや児童・生徒の見守り活動を充実・拡大させることで、地域の防犯力を高め、犯罪を発生させない環境づくりを進めることが重要であると考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

確かに犯罪を発生させない環境づくりが一番。だけど、格好いい話ですわ、そんなん。環境で、みんなええ人でと、今そういう状況じゃないと思う。亀山の人とは言いませんよ。よそから来て悪いことをして帰っていくとか、そういうことがあるので、見守り隊とかむちゃくちゃようしてもうとると思います。だけど、24時間ここに立っておってくれという調子にもいきませんし、通学の行き帰りの話になってくると思いますので、その辺はさっき答弁をもらいました。しかしながらの下はもう要らんと思います。必要なんやということで結構やと思います。

それで、一つ通学路、私、ずうっと通学路のことをさせていただきましたけれども、条件等々が許すならば通学路にも、目の行き届かんところ、ここはまずいなというところがあれば、僕が聞いておるのは、羽若のほうと道野のほうは聞いておりますけれども、つけていこうと、そういう条件が整えばやっつけていこうというご意思はあるのかどうか、1点聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

不審者情報を受けた場合には、子どもはすぐ青色パトロールに巡回を要請して、当該箇所を重点的に見回っております。また、内容に応じまして、適宜、警察や関係機関と連携を図ったり、学校配信メールで注意喚起をするほか、下校時には学校職員が付き添うなどの被害防止に努めてまいります。

防犯カメラを設置することは、児童・生徒への犯罪抑止の対策の一つと考えられますが、全市的な観点から慎重に判断する必要があるものと存じております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

観点からと言うけれども、その辺のところはよくよく考えて、教育長に1点お伺いしたい。

子供は守りたいわけでしょう。絶対守らなあかんの。その一つとして、防犯カメラというツールもあるのかなのか、教育長の中にあるのかどうなのか、1点お聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

防犯カメラは、当然のことながら一つのツールとして考えられることではございますけれども、これまでも地域の方のさまざまな見守り活動、それから青色パトロールの巡回等で、おかげさまで地域を挙げてそういった防犯活動に取り組んでいるまちとしての安心感というのか、そういうふうなものもございまして、またそういったことも含めて考えさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ツールとして考える、僕は重々必要やと思うていますよ。市長は関ロジが休館したときに、我先に補正予算30万をつけたわけなんですからね、防犯カメラを。その必要性というのは重々承知やと僕は理解しておるもので、早いところそういう安全面に関して私はやってもらいたいと思いません。

1つ、僕発見したものがあまして、きょうあれなんですけれども、津、鈴鹿、四日市、津に関しては三重大学前、鈴鹿に関してはベルシティの交差点、四日市に関しては都ホテルの前に、これは県警がつけてくれておるんですよ。街頭緊急通報システムといいまして、これは子供たちが使うんですよね。平仮名が振ってあるもので、何かあったらこれを押してSOSで、この上にカメラがついておって録音して、これを押すとここでしゃべれるというシステムになっておるものなんです。

これは、亀山市にはついていない。これは要請で、県警のほうもいろんな、ここは何台以上通って、犯罪件数がというのはあるみたいなんですけれども、これに似通ったものをつけてというか、防犯カメラをつけて、これをつけよとは言っていないんですけれども、今、世知辛い都会ではこういうものをつけていかないと対応できやんという状態になっていますので、亀山市もこういうのが、なつてからでは遅いので、ある程度の一定の条件が整えば、県でも今マニフェストとしてこの防犯カメラに補助金を出していくというようなあれが出ていましたので、それがあればして欲しいと思います。

市長に最後に1点お聞きしたいんですけれども、この街頭緊急通報装置、僕はこれはええもんやと思うています。これを県警のほうにつけてくれというのもいろんな制約がありますので、市としてはそういう補助金なり何なりがあればつけて、子供の安全・安心、地域の安全を守っていく気があるのか、あると思いますけど、1点だけ教えてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員からご紹介いただいた県警の施設であります、きょう初めて拝見をさせていただいております。

少し研究をさせていただきたいと思っておりますし、当然、今、亀山市のさまざまなお立場の皆さんに参画いただいて、防犯協会は市長がトップで、オール亀山でということで開催しておりますので、もちろん安心・安全を築いていきたいという思いは当然持っておりますので、その中で議員のご提案も含めて少し研究させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

もう時間がありませんので終わりますけれども、やるんやったら、民間にもつけるなら補助を出していくとかいろいろ、次、もう一回、ちょっとこれはさせていただきますけれども、そういうところを考えていただきたい。終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は、教育行政について3点ほどお聞きをしたいというふうに思っておりますので、よろしく答弁のほうをお願いいたします。

最初に、コミュニティ・スクール（地域運営学校）についてであります、政府の教育再生実行会議が、約3万校あるんですけれども、全国の公立中学校を住民の皆さんらが学校運営に直接参加するコミュニティ・スクール（地域運営学校）にするという提言が出されております。その狙いというのは、学校というのは住民がよく集まる場所であるので、学校をまちづくりの拠点として

地域の活性化を図りたいということだというふうに新聞にも報道されておりました。

これにつきましては、2004年に地方教育行政法が改正されまして、創設されておるんですけども、それから10年たつんですけれども、10年以上たつんですけれども、改正されたときに、教職員の人事に関与できるということもあって、学校の抵抗感が非常に強かった。昨年の2014年4月現在では、約3万校のうち、全国で1,919校の指定にとどまっているというふうなことも報道されておったところでございます。

1つ目ですが、本市の現時点での指定校の状況について、そしてまたこの先、市内小・中学校全てをこのコミュニティ・スクールに指定していくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

6番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

本市におきましては、ことしの4月1日現在で、加太小学校、川崎小学校、昼生小学校の3校に教育委員会より学校運営協議会、コミュニティ・スクールの設立指定を行っております。

それぞれの設置年度といたしましては、加太小学校が平成24年4月1日、川崎小学校が平成26年4月1日、昼生小学校が、今年度でございますが、27年4月1日となっております。

今後につきましては、保護者、地域が学校運営に参画し、協働しながら学校づくりを進める考え方のもと、学校や地域の実態を十分に踏まえまして、教育委員会が各学校の状況に応じて判断してまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今の答弁をいただいたわけですが、そういうことで、一度に一遍に指定校に指定していくというようなことはもちろん無理なことだと思うんですけれども、亀山市として、今も質問をさせてもらったんですけれども、そうすると、最終的というか、将来的にはコミュニティ・スクールというのは、亀山市内の公立の小・中学校には全部指定していくのかというのはもう決まっておるといふか、そういう方針であるということ、その辺のことを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今後につきましては、先ほど申しましたとおり、地域の実情とかを踏まえまして判断してまいりたいと思っておりますが、できればもう少しふやしてまいりたいなあと思っております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

それで、一番古いのは、指定されたのが加太小学校の平成24年4月1日というようなことでございますけれども、このコミュニティ・スクールに指定したことによって、具体的な成果といえますか、コミュニティ・スクールで、地域支援学校で指定したので、こういうことがよかったという

ような成果というものが、指定されてから年月もそうたっていないのでいろいろなこともあると思うんですが、その辺の成果について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

それぞれの学校運営協議会では、学校と家庭と地域の課題、そして今後の地域のあり方、地域の子供や保護者の様子などについて、活発な意見が出されております。

それで学校運営が進められているところでございますが、そのことで関係者間の相互理解と信頼関係が向上いたしまして、学校支援の充実と教育の質の向上が図れておると存じております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

もちろん、そういういろんな成果があったというふうなことで答弁をいただいたわけですが、3つ目に入らせていただきたいんですが、保護者や地域の住民代表が、今も教育次長も申されましたが、学校運営協議会というものに参加して、学校の運営方針を承認したり、そしてまた今からちょっとお聞きするんですが、教職員人事について、教育委員会に意見を述べることができるということがあるわけですが、学校運営協議会において、特に教職員人事に関する意見の中で、過大な要求が出てくるおそれがあるわけですが、そういうことを懸念するわけですが、私は。

そういうことを懸念するわけですが、今、新聞等でも報道されておりますように、教職員を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがある。そんな中で、教職員の人事に関するようなものが、そういった事象が出てくれば、教職員に当然ながら動揺も広がりますし、不安感を持つし、萎縮もすると思うんです。そういったことが児童・生徒に少なからず影響が及ぶのではないかと懸念を私は持つわけですが、そういうふうなことが今からの地域運営学校の中で出てきたときに、どのように対応していくのか。これ、非常に大事なところだと思うんです。その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校運営協議会は、指定校の職員の人事に関する事項について、先ほど議員おっしゃったとおり、教育委員会に対して意見を述べることでござりますが、本年3月に文部科学省のコミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議からの報告書の中で、教職員の任用に関しては、それを主活動には位置づけないとの提言が出されたところでございます。

現在のところ、亀山市の学校運営協議会におきましては、学校の強みや特色の継続に関する内容以外で人事に関する意見が述べられたことはございませんが、ご指摘のような懸念が生じないよう、今後ともコミュニティ・スクールを通じた学校づくりに対する学校、保護者、地域の理解をさらに一層深めまして、連携・協働が進むよう努める必要があるものと認識しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

私が今こういうことを質問させていただいたのは、実は、愛知県内の小学校か中学校かわからんのですが、コミュニティ・スクールに指定して、地域の運営協議会からいろんな教職員に関することとか過大な要求が出て、対応ができなかったということで、愛知県内だったと思うんですが、コミュニティ・スクールの指定をやめた。指定しない、取りやめたという事例もごございますので質問をさせていただいたわけですが、そういうようなことで、本当に繰り返し言うようですが、本当に新聞紙上でも言われておるように、教職員の方の仕事量とかいろんなことがあるわけですが、物すごく環境が厳しいというのは本当に誰もが思うことだと思うもので、それにまた指定校に指定したことによって、このようなことが起こるといことは非常に問題だというふうに思いますので、その辺の対応をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それでは次に、今、午前中からも戦後70年だというような話が出ておりました。戦後70年、戦後から教育委員会制度が戦後に変わりまして、ずうっと小さな改正とか、いろんなことが行われたわけですがけれども、この4月1日から教育委員会制度が見直されました。非常にこれは大きな転換点だというように、皆さんも思う、私も思っておるわけですがけれども、これが見直しをされた。自治体の首長の権限を非常に強化をする。地方教育行政法が改正されまして、ことしの4月1日から施行されておるわけですが、改正された主な柱というのは、教育委員長と教育長を統合した新ポスト、教育長を教育委員会のトップとする。そしてまた、首長と教育委員会が協議する総合教育会議を全自治体に設置するというのが大きな柱だと私は思います。

1つ目に、新教育長の設置の状況なんですけれども、ここにちょっと、私、新聞記事を切り取って持ってきたんですけれども、ここに書いてあるんですが、政令市を除く市区町村の教育委員会は全国で1,718教育委員会あるということをごさいます、その16%に当たる275教育委員会が4月1日から新教育長に移行しておるということをごさいます。

そして、愛知県では豊田市や、岐阜県は飛騨市、三重県はいなべ市が4月1日から移行しておるというようなことをごさいます。移行していないのがあと83%、1,422教育委員会は移行をしていない。そのうち21教委は教育長が不在だというようなことが新聞で報道されております。

この新教育長は、旧の教育長の任期が残っている場合は、新教育委員長と教育長の両者を併置する旧制度を継続することができることになっておるんですけど、お聞きしたいのは、本市において新教育長設置はいつごろになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

亀山市の現在の教育長の教育委員会委員としての任期は、平成27年2月22日から平成31年2月21日までとなっております。また、教育長の任期は、委員としての任期中在任するとされておりますことから、平成31年2月21日までとなっております。

先ほど議員おっしゃったとおり、平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、新制度が施行されておりますが、亀山市におきましては、その経過措置によりまして、教育委員長と教育長が併存している状況でございます。

新教育長設置の時期につきましては、最長では現教育長の任期満了後の平成31年2月22日と

なります。しかし、それまでの間、経過措置による現行制度を継続するかどうかにつきましては、現時点では未定でございますが、今回の法律改正の趣旨も念頭に置いた上での対応も考えられるものかと存じております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

この件については、そういうことで理解をさせていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、総合教育会議等、教育委員会の役割分担というようなことで質問通告書には書かせていただいておりますけれども、ここでは役割分担というようなことではなくて、教育委員会の役割等といいますか、教育委員会のあり方といいますか、そういう面について、ここでお聞きしたいというふうに思います。

旧の教育委員会制度では、教育委員会が教育の政治的中立性や継続性の観点から、首長から独立した教育行政を今までは指導してきました。しかし、新制度では、首長が主催する総合教育会議が設置され、教育行政の指針となる大綱の策定や、そしてまたさまざまな事案を協議することになっております。できることになっておるといってございまして、このようなことから、私思っておるんですけど、首長に任命権がある新教育長のもと、首長主導の総合教育会議で決まったことに、言葉は適当かどうかわかりませんが、教育委員会は逆らえないといいますか、物を申すというようなことをためらうというようなことも出てくるんじゃないかなあというふうに思っておるわけですが、総合教育会議の中で物を申すことをはばかるとか、いろんなことが、教育委員会そのものが形骸化するおそれがあるんじゃないか。

そしてまた、そういうことが積み重なっていきますと、これは私の思い過ごしかも知れませんが、私が思っておることですが、教育委員会が自治体の長の附属機関になりはしないかというふうなことを懸念するわけですが、そういうことで、今の新制度のもとで、教育委員会のあり方といいますか、ありようといいますか、またはもっといえば使命といいますか、そういうふうなことも含めて今後の対応ですね、教育委員会の。それについて考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

この4月1日からの新教育委員会制度の施行によりまして、亀山市におきましても、総合教育会議が設置され、先月28日に第1回の会議が開催されたところでございます。

この総合教育会議は、市長と教育委員会が協議・調整を行い、教育に関する総合的な施策の大綱の策定など相互に連携を図りつつ、亀山市の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層を民意を反映した教育行政の推進が図れるものと考えております。

また、総合教育会議は、あくまで教育施策に関し、市長と教育委員会が協議・調整を図る場として活用されるものであり、教育委員会は今までどおり、執行機関として位置づけられております。そのため、教育委員会のあり方が何ら変わるものではございませんが、これまで以上に市長との連

携強化及び意思疎通を図って、総合教育会議が十分機能していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、私の質問に対して、今までの教育委員会とはほとんど姿勢としては変わらないんだというようなことで、市長との調整の場が新たに一つの協議会といいますか、今言う総合教育会議ができたことによって、より市長との意思疎通が図れるんだというような答弁でございましたが、そういうふうなことであれば、これはより一層今までの教育制度がよくなったというようなことで、これは喜ばしいことだというふうに思うわけでございます。

次に、市長にちょっと聞きたいんですが、3つ目の質問に入りたいと思います。

政治的中立性を確保するために、教育委員会を教育行政の最終権限を持つ執行機関として、新制度でももちろんこれは残されておるわけでございます。また、教科書採択とか、教職員人事などの教育委員会での専権事項もそのままとすることで、今度の制度では首長の恣意的な介入を防ぐというふうなことになるわけでございますが、今も教育次長からは答弁いただいたんですが、さきにも述べたように、さまざまな事案が協議できると。大綱の策定権限は首長にあるということから、私の思い過ぎしかもわかりませんが、首長の政治的介入の余地があるのではないかというような危惧を私は持つわけですが、市長の総合教育会議の今後の運用についての考え方、そしてまた新制度のもと、市長が市の教育をどうリードしていくのかというようなこともあわせて、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをいたします。

今回の新制度におきましては、市長が新教育長を任命することや施策の大綱を定めるなど、ご指摘のように、その権限が拡大されたところでもございますが、これまでどおり、独立した執行機関としての教育委員会の権限を尊重してまいりたいと考えておきまして、本市におきまして、議員がご懸念をされるようなことはないというふうに感じてございます。

また、一方で、新教育長の任命というのは、教育委員会を今までどおり執行機関としながら、代表者である委員長と、いわゆる事務の統括者である教育長を一本化した新教育長にということで権限の強化が図れておるわけでございまして、一層迅速な危機管理体制の構築を図るなど、教育行政の第一義的な責任者としての権限や責任を明確化しておるという意味合いもあろうかというふうに感じております。その上で、お尋ねの総合教育会議でございますが、市長と教育委員会との連携強化を図るものとして、対等な執行機関同士の協議・調整の場として設置をするものでございます。

本市におきましては、この会議の設置を契機にさらなる連携を図りまして、この会議の輪を有意義なものとする中で、本市の教育行政の一層の充実につなげてまいりたいと、このように考えるものであります。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

私の懸念というのは、今まででも延々と続いてきました教育の政治的な中立性というようなことが一番大事だなあというふうなことも思っておりますので、市長も今の答弁で、今までどおりの教育方針だというようなことが理解できましたので、今後とも教育については、ひとつよろしく願いをしたいというふうに思います。

次に、3番目の質問に入らせていただきます。

今年度から小・中学校に設置された主幹教諭・指導教諭についてでありますけれども、6月議会の初めに、教育行政の現況報告というのがございました。

その中に、学校体制の充実につきましては、教員の授業力向上を図り、さまざまな教育施策を推進するため、本年度から市内小・中学校に主幹教諭1名、指導教諭2名を配置し、組織運営体制及び指導体制の充実を図るというようなことを現況報告で報告があったわけでございますけれども、1つ目の質問としまして、設置された小・中学校はどこなのか。また、主幹教諭・指導教諭のそれぞれの具体的な職務は一体どんなものかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

まず、配置された学校でございますが、井田川小学校に主幹教諭を、川崎小学校と中部中学校に指導教諭を県の配置基準に基づいて配置したところでございます。

その職務内容でございますが、主幹教諭につきましては、授業を受け持ちつつ、教頭の業務の一定部分を担い、教務主任や学年主任と連携して、学校長と教頭を補佐します。具体的には、学校長等の命を受けて校務の一部を担当するもので、学校の運営管理に関する事項や教育計画の立案、生徒指導に関する事項など多岐にわたりますが、実際の業務の範囲は配置された学校長が実情に応じて工夫・決定することとなっております。

また、一方、指導教諭のほうでございますが、こちらも授業を受け持ちつつ、教員の資質向上や授業力の向上に向けた指導・助言を行います。授業を公開して他の教員の見本となる授業を見せたり、若手教員の授業を見て指導や助言を行って個別相談に乗ったりも行います。さらには、研修会の計画や効果的な資料の作成など、こちら也多岐にわたりますが、実際の職務内容につきましては、学校長が校内の職員構成などを考慮して決定するものでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、主幹教諭は井田川小学校と、それから指導教諭は川崎小と中部中学校という答弁をいただいたわけですが、この3つの小・中学校で、主幹教諭は井田川小学校、指導教諭は川崎小と中部中学校に配置されたということでございますけれども、配置されたそれぞれの理由ですね。なぜ主幹教諭は井田川小に必要だったのか、ほかの2校はなぜ指導教諭が要ったのかというような割り振りといいますか、それはどういうふうになってその小学校や中学校に配置されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

この主幹教諭・指導教諭につきましては、配置の基準というのがございまして、まず主幹教諭につきましては、教頭1人の配置校のうち、小学校は標準学級数が20学級以上、そして中学校は14学級以上というふうになってございます。また、指導教諭のほうにつきましては、小学校は標準学級数が14学級以上、中学校は11学級以上の学校となっております。

そして、配置につきましては、それぞれの学校の状況を考慮して配置したところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

配置についてはいろんな基準があつて、学級数とかいろんなものがあつて、そういうふうに配置されたということで理解をさせていただきます。

そして、2つ目でございますけれども、今後の主幹教諭、それから指導教諭の配置については、どのように考えておるのかということをお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

この4月から配置しておりまして、学校への聞き取りで、現時点で効果が見られることとして、教職員間の業務調整が円滑になったとか、学校組織として力が向上したとか、人材育成のための機能が強化されたなどを上げたところがございます。

また、その一方で、課題といたしまして、先ほども主幹教諭・指導教諭はそれぞれ授業も受け持つておるといふことで、授業の合間ということになってしまいますので、期待される業務もなかなか十分に対応できない部分も見受けられることは課題としてございます。

今後につきましては、まだ今年度は初めてでもございまして、これらの課題を整理しまして、学校長の意見・判断も尊重いたしまして、より効果のある活用について助言してまいりたいと存じております。

また、今後の配置につきましては、選考試験の状況や設置基準、県の動向を注視しつつ、学校運営がより円滑に進むように慎重に検討してまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁いただきましたが、主幹教諭や指導教諭にいたしましても、授業を実際に持っている教職員の方が兼務といいますか、そういう役割を担うということで、教職員の方の仕事量というの也非常に厳しいものがある中で、なおかつまた授業を持っている教諭の方に主幹教諭とか指導教諭というのを担っていただくということは、また職務が非常に厳しくなるというようなことも考えられますので、その辺も十分考慮をして、今後の他の学校の配置も十分検討していただきたいというふうに思います。

時間も大分余っておりますけれども、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（前田 稔君）

6番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時08分 休憩）

（午後 2時19分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思っています。ちょっと順番は変わりますけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

まず、市営住宅の今後の対応について、ちょっとお伺いしたいと思います。

我がまちにおいて、市営住宅は全体で390戸余りあります。入居状況はそれぞれ違うと思うんですけれども、老朽化しておる市営住宅において、現在入ってみえる居住者の方々に住みかえを市のほうから行くと、そういうようなことを聞きます。住みかえに当たって、どのような形で住みかえをお願いしとんのか、その状況についてちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回、住みかえの通知をさせていただきましたのは、野村住宅、亀田住宅、和田住宅でございます。市営住宅のあき募集の戸数が多い場合には住みかえの案内書を今までも配付し、住みかえの意向を伺ってまいりました。

今回、議案であります3団地20戸の借り上げ住宅につきましても、一般公募を行う前に、住みかえの案内書を配付しております。耐用年数を過ぎ、老朽化した市営住宅につきましては、早期の住みかえをお願いしておりますが、単身の高齢者が多く、なかなか進まない状況であることから、今後につきましては、住みかえに関する説明会等を行い、入居者に対し、住みかえを促していく予定でございます。一応、住みかえの方に対しましては、移転補償費17万円をお支払いし、家賃につきましても、5年間で新しい住宅の家賃へ段階的に続くよう傾斜家賃を適用しております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、市内18カ所、389戸の市営住宅があつて、恐らく全体の入居率は、大体30%を切っておると思います。今、おっしゃった野村、亀田、和田、全体的に調査された中で、18の地区に用途廃止5カ所、建てかえを勧告するのは5カ所、維持保全が4カ所、それから継続判定が4カ所というような形になっておると思います。

基本的には、市営住宅というのは、公営住宅法に基づいて生活の困窮者に対する住宅の手当てをするのが国の法律によって決められておると。そういう中で今住んでいただいておりますけれども、住みかえに当たって立ち退きというか、引っ越し料17万、これが妥当かと思います。説明責任の中で、ただ老朽化しておるので住みかえてくださいというもんであかんとは私は思っています。

というのは、高齢者の方がたくさんお見えになる中で、やはり近在の同団地で隣近所のつき合いをしてみえておって、それをばらばらに分散すると。東北の福島原発の被災によって、住民がばらばらになったと。まちが存続できやんというようなことで、やはりいろんな形で転居されたことで、高齢者の方ですけれども、ひとり暮らしでもって隣近所がわからんという中で孤独死をされておるといような感じのものがあると。既存の施設を、住みかえの居住と、生活環境は変えられても、隣近所で誰も知らないところに転居された場合、やっぱり亀山市民として一人一人を守っていく立場からいくと、既存住宅をもう少し検討した中でともにやっていくというのが一つの方策ではないかと。それが隅々まで行き届いた政治ではないかと私は思っていますけれども、あくまでもそれを押し進めていくのかどうか。17万で引っ越ししてもうて、後は自分らでやりなさいというような方針で進むのか。一遍市長に聞きたいんですよ。これは市長の方針に基づいて担当部局が動いておるんですから、やはりそこら辺をきちっと踏まえた中で、当然説明者は担当部局やなしに、市長みずから出向いてその必要性というようなことを市長は努力されるのかどうか、一遍、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市営住宅の住みかえでございますけれども、いろいろ耐用年数の問題とか、耐震性の問題とか、こういうのがございますから、私どもといたしましては、それを踏まえて、今回のようなケースの場合に入居いただいております皆様にご案内をさせていただいておりますものでございます。

従来の地域のきずながあるので、集団移転を配慮してはいかかというご趣旨でございますけれども、当然そういうケースもあろうかと思いますが、現実にご案内をさせていただいても、移転補償費、それから5年間の段階的な家賃の免除というか、配慮をしておるわけではありますが、なかなか十分にご理解いただけないケースが進んでおるといことでもあります。

市長みずからが直接ここの説得や説明にというご趣旨でございますけれども、当然これは組織として、住生活基本計画等々私どもの施策として組織的な対応をさせていただきたいと、このように考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

5年間の据え置きという部分にも、ちょっと私は疑問を持っておるわけ。例えば、80歳の方が84になるのかな、5年たつと。それから通常の料金をもらいますわという考え方はすわな。年がいくにつれて、やっぱり周辺の人が見守ってこそ一つのものが、生活ができるんですよ。それを、5年間据え置くのであとは免除期間はないですよということも納得できんですわ。

昔、隣近所、向こう三軒両隣と言いますやんか。昔の江戸には5人組というのがあったんですけ

れども、やっぱり私の子供のときでもそうですよ。私の親に怒られるよりも、隣のおじさん、おばさんの怒られたほうが多い。それがやっぱり近所のつながり。それで、米がなかったら、みそがなかったら隣同士貸し合うと、しょうゆがなかったら貸し合うというのが一つの昔の流れです。それを、老朽化したから、17万円払うから、5年間は家賃をそのままにするからかわってくださいと。それは余りにも冷たいのではないかと、私としては。もし、住みかえてもらうんやったら、ある程度のグループ、ある程度の1団地が一緒になって動いてもらうと。それをやるのが、やっぱり行政としての措置をやるというのが当然。

特に、和田について聞かせてもらうんですけども、和田の和田住宅は全体で62戸ですか。そのうちの50%で現在30戸ぐらいが入居されておると。そして、1つの自治会を持たれて、1つの自治会としての活動をやってみると。その30戸の人らが分散した場合、健全者の人もおれば高齢者でひとり暮らしの方も見えるけれども、そういうんやったらいつそのこと、30戸全部を何とかするという方策を考えるべきではないかと私は思う。それがその地域の市営住宅に対する市の対応ではないかと私は思うけれども、そんな考えは市長にないですか。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

先ほど議員申されましたように、1つの市営の借り上げ住宅等に30戸といった規模のものをつくれば、やはりそういった考え方はあろうかというふうには考えております。

ただ、今お住まいの方、家賃が大和田住宅で3,000円から4,000円程度と、単身赴任用のアパートですと、井田川で1万円といったところもございますので、そういったことも、金額的な面も十分考えられるわけでございますので、住民の説明等につきましても、丁寧にやっていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

高士部長が丁寧にやっていくと言うけど、それは市長の指示によってやっておるけど、わしは市長の話を、考え方を聞きたいの。それでいいのかなというの。一つの地域をつくった組織が分散することによって、その地域でつながっていた人らをばらばらにしていいのかなと。

たまたま福島のを挙げました、私。そうすると、その見守り等は市が責任を持ってやるのかな。だから、市長も25年政治をやってきたと思うけれども、25年やるいろいろな場面におうてきたと思う。いろんな市民、有権者というたらあれやけれども、いろんな形で相談を受けてきたと思う。そのときは、その立場になって物事を考えて問題解決をしてきたと私は思う、あなたも、政治家として。これは、政治家として動かしていく立場にある市長が、やっぱりどういうふう地域の人らの安心・安全な生活を守っていくという施策をするという姿勢が、今の高士部長に答弁を任せられるようなことでは困るんですわ。市長としてどう対応していくんやと。やっぱり30戸やったら30戸丸々移転してもらうという、移転せんならんわけですよ、これからは。用途廃止のところか、亀田にしろ、野村にしろ、和田にしろ、もうこの辺は、用途廃止のところは、亀田、野村、城

山、若草、新所、和田、住山A、住山Bと2つあるわけです。この地域10カ所あるんですよ。ほかも維持保全とか、継続判定とか、それなりの施設になっておると。この10カ所の人らは全てそういうような形でばらばらにしていいんかと。僕はあかんと思う。

市長が答弁に立たんもんで、高士部長の答弁ばかり聞いておってもあかんもんで、もう少し市長に言うておきたいんですけども、懇切丁寧に地域が分散せんようなことの説明もし、なおかつ退去においてはそれなりの条件、17万で引っ越ししてくださいとか、5年据え置きにしますわと、そういうようなもんではないという政治を市長にやっぱりしてほしいんです、私は。そんな気持ちは市長にないんかな。ただ、事務的にそれではよろしいんやという考え方をずうっと持って担当部局に指示を出していくのかどうか、その確認をもう一遍。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確かに議員がおっしゃられるように、住みなれた地域のきずなというか、これはおっしゃるとおりであろうと思います。

同時に、今回といいますか、移転をお願いしております、入居いただいております非常に老朽化した市営住宅、やっぱり皆さん長年入居いただいて、かなりご高齢の皆様でございます、それこそ住みなれた今の場所を離れたくない、これもまた心情として理解できるものでございます。そのバランスの中での判断でございますが、丁寧に私どもは今後も説明やそういう環境を整えていきたいというふうに思います。

一方で、既に入居いただいております皆様だけではなくて、今回例えば住宅の新たなものに対しては、新たなニーズを持たれる、例えば母子家庭の皆さんとか、こういう皆さんの優先枠を設けて入居いただくということも考えております。ですから、さまざまなニーズがありますが、老朽化の住宅、既に入居いただいております皆さんへの対応は当然しっかり対応いたしたいと思っておりますけれども、公営住宅としての役割をしっかり果たすという意味では、先ほど申し上げたようなことも含めて、私どもは対応していかななくてはならないということもあわせてご理解いただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、丁寧に皆様方にご説明を申し上げていくということは今後も続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

よろしく申し上げます。私がよろしく申し上げますではなくて、あなたからよろしく申し上げますと言われるならんのやけどな。もっときちっと、やっぱり住居の手当では違う手法があるの。それをもう一度構築してください、今のやり方ではなしに。それはまたちゃんと、追います。

次に、表題は、子供たちを育む政治についてですけども、今、市長として亀山市の子供たちをどういうふうに育てていくつもりか。どういうような思いで市長は亀山市の将来を担う子供たちを育てていくつもりか、一遍、市長の思いをちょっと語ってもらえれば。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは申し上げるまでもありませんが、地域の未来を担う、社会を支える次世代の教育、これは政策として優先的に取り組まなくてはならないことであろうと思っております。

教育長を初めとする教育の今の現場、それから家庭、保護者の皆さん、それから地域におけるまさに三位一体の体制の中で、本当に次代を担う子供たちがたくましく生きる力を備えて、ぜひ新しい時代を切り開くための力を養っていただきたいと、またその環境をつくっていく必要があるというふうに思っております。

従来から申し上げておりますが、かつて教育のまちと称された時代があります。その意味では、地域の力や学校の力、あるいは家庭の力、その結集によって、亀山の子供たちにしっかりたくましくこれから育ってほしいな、その環境を整えていきたいなという思いを持ってございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうやな。子供たちのための環境を整えるのはやっぱり政治やと思います。ハード面でやっていくのが政治、ソフト面でやっていくのが教育委員会の内部、各学校の先生方の力によってソフト面で子供たちを支えていくと。そして、将来の亀山市を担っていくと。

それで、先ほど環境整備のことについて市長は触れられました。これは、あくまでも政治として、市長としてできるのはハード面やと私は思っています。

そこでお聞きしたい。1、2、3、4と書いてあるんですけども、2、3、4で聞きます。

市長の認識として、今、地球温暖化ということが叫ばれています。地球温暖化に関する認識、PM2.5、よう安心めーるで入ってきます。熱中症、市長は、この各項目にどのような見識を持ってみえるのか、ちょっと市長の見識をお聞かせ願いたい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、地球温暖化等、3つの課題についての認識をということでございますので、申し上げたいと思います。

まず、地球温暖化でございますが、これもご案内のように、二酸化炭素など温室効果ガスの濃度の上昇によるものではございますが、今日までの世界的な社会経済活動の発展の中で、自動車でありますとか、電気・ガス使用料などの増加に伴います影響が大きいというふうに考えております。

本市では、環境負荷の少ない社会の形成等を図るため、平成25年度に環境基本計画の見直しを行いました。地球温暖化の大きな要因であります二酸化炭素の削減に向けて、さまざまな取り組みを推進しておるものであります。

そのような中で、自然エネルギーの活用で電力を創出するという事とか、建築設計等の工夫によってエネルギー消費の削減を図ることなどによって、この地球温暖化対策を講じていく必要があるのは言うまでもないことでございます。

2点目のPM2.5の対策の考え方でございますが、この対策につきましては、健康、特に呼吸器系の器官に深刻な影響が懸念されておるものでございますから、市民の方々へ適切な情報と注意喚起を図ることが重要であるということ認識いたして取り組んでおるところであります。

当市におきましては、学校、幼稚園、保育所など、各施設に対しましては、三重県による注意喚起の発令情報をもといたしまして、教育委員会など関係機関とも連携の上、その連絡体制を構築しておりまして、適切な情報の提供に努めているところでございます。

3つ目に、熱中症の対策についての市長の考え方ですが、熱中症に対しましては、これを正しく理解して、それぞれ一人一人が予防することが最も大切でありますので、市民の方々への適切な情報提供を行ってまいっておるところであります。

特に体の調整機能面から、高齢者の皆さん、それから幼児に対しましては、その予防啓発が特に重要だと考えておりますことから、高齢者におきましては訪問時、また幼児には健診時におきまして、リーフレットの配付などによりまして、啓発を行っております。また、市広報によりまして、広く市民の皆様にも周知するとともに、気温とか、湿度などによる暑さ指数に注視をして、安心めーるの配信等によって注意喚起を現在まで行ってきておるところであります。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

十分課題についてご認識があるということで、そこでちょっとお聞きしたいんですわ。

手元に、私、さきの予算決算委員会でもちょっとこの資料を持っておったんですけども、にわか仕込みでしたので、うまいこと図面ができませんでしたので、事務局に無理を言いましてつくってもらいました。

議員各位にもお配りさせてもうたんですけども、1枚目は基本設計図面として議会のほうに配付された資料です。2枚目は私の私案ですけども、川崎小学校をこういうふうに変更すべきじゃないかという案を自分なりに考えました。

私は、予算決算委員会でも言わせてもうたように、この改修図面を見ていただきたいと思います。地域活動室、ここはちょっと意味がわからんですけども、その基本設計に2,527万2,000円、実施設計に5,896万8,000円、約8,500万弱のお金をかけて、この基本設計図面と実施設計図面が出ています。

めちゃくちゃ高いんですけども、市長、この図面を見て何か感じましたかと言うたら、感じなんだというような答弁やったと思うんですけども、まず職員室と校長室の位置、それから入り口の位置、地域活動室はちょっとわかりません、私は。これはどんな感じでここへできたのか。

だけど、当然私の案が100%とは言いませんけれども、こういうふうに変更すれば、私なりの思いがあります。というのは、各教室から子供たちが災害のとき、避難経路として速やかに動線が描かれるわけです、入り口を変更することによって。そして、校長室の位置がもうちょっと日当たりのいいところ、地域活動室をもっとずらしたいんですけども、面積要件等でなかなか無理やと思いますので、校長室は学校の中心、こっちは中心ですけども、やはり玄関と入り口を見られる場所に設置するのが一番いいと思います。それから、先生方、南側を窓にしてやると。これによっ

て、子供の避難経路の動線の円滑化と、それから教師、校長先生の位置がうまくいくんじゃないかと、こういうふうに思います。

もう1点疑問なのは、調理室、給食室ですな。ここにプールを2階につくっておると。どういう意味やと思ってしまう。プールを2階へ上げることによって、多分、給食室にかなりの補強工事が要ると思う。一体このプール、25メートルでコースは何メートルで、このプールを給食室が支える柱の重量、トン数、補強工事するためのお金、これ何ぼかかりますんや。ちょっとその数字を教えてください、幾らかかるのか。既存のプールをつくった場合には、恐らく改修費用は5,000万もあれば、5,000万も要らんかな。だけど、なぜ給食室の上にプールを設けて、受ける工事費、どんなぐらい、かなりかかると思いますよ、これ。これは何トンですか。ちょっと、わしよ計算せんもんで教えてください。

余り次から次へ言うたらいかんのやけど、1点目は動線について、2点目は、市長、図面を見て2階をプールにするということで、疑問が湧いたんか湧かなんだんか、一遍それを教えてください。教育委員長がよう答えんのやったら教育長でも構わへん。市長、教えてください。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

配置に関する具体的な考えでございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、校長室の位置、職員室の位置でございますが、今回の改築校舎につきましては、使用目的によってゾーニングを行っております。職員室、校長室は管理ゾーンでございますが、これは東側の教室などの児童ゾーンが近くなるように配置を考慮しまして、校舎の中心に配置しております。

そして、昇降口を西向きにすべきでないかというお話なんです、それも考えたわけなんです、それにしますと、風による砂ぼこりの影響も受けるだろうということもございまして、それとあと、また昇降口は職員室と地域活動室の間に配置することで、学校と地域で児童の登下校を見守ることができるという考えもございます。

あと、昇降口の位置で危険はないのかということでございますが、現在の計画では、改築後の校舎を安全性が高い2階建てという考えでおります。2階からの避難方法につきましては、それぞれの教室から近い階段をおりて、昇降口や各出口へ向かう経路のほか、児童の教室の東側に避難用の階段がございます。それと、あと西側には屋根のある広場から下へおりる階段が計画されて、分散された複数の避難経路が確保されており、防災機能の高い構造となっておりますと認識しております。

あと、最後に、プールを2階にしてあるということでございますが、それだけで幾らというのはちょっと今資料は持ってございませんが、プールの2階の設置に関しましては、基本設計の中で、単独で1階に新たに設置した場合と比較・検討を行っております。コスト的には確かに建築費は高く、およそイニシャルコストで1,000万ぐらい高くなっております。それよりもただメリットのほうが高くと考えてございます。どういうメリットかと申しますと、外部からのプライバシー確保、そして砂じん、落ち葉などの防止、敷地の有効利用、災害時の水利用、またのぞきなどのいたずら防止、そのようなこともございます。

あと、これは前回の話だったかもわかりませんが、柱が多くなるというお話も前、議員のほうからいただいておりますが、こちらにつきましては、図面では一つの空間で柱がたくさんあるような

感じに見えますが、実際にはこの部屋を調理室とか洗浄室、研修室、下処理室、配膳室、休憩室など、幾つかの部屋ごとに区分いたしますので、支障になることはないと存じております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

重量はわからんけど、まあいいです。だけど、こんなばかな設計はやめてほしいんやわ。

市長や私らは、いつかは消えていくの。年がたったり、落選したら。だけど、建物は100年もたせるわけ。建てるときには、今、のぞきや何とか言うけど、それからいろいろ言うたけれども、こんなところに建てて、プールって別に今のところでも構わへんなと私思っておるんやけれども、もろもろ言わせてもうたけど、こんなところはおかしい。北東分署の二の舞をせんといてや。北東分署、863平米のときに車庫を西づけにしたわね。別に平米数は変わらんでも、南北づけにもできたわけなんです。そういうようなことが北東分署で起こったわけ。ただ面積案分だけのことで。あれを、この排気をこっちへ回せば、南北づけで、両シャッターで排気ガスの処理もせんでもいいような施設ができたはずなんです。ばかな考え方で西づけにしたと。これも同じようなこと。

佐久間次長の話では、避難ができるけれども、基本設計のコミュニティホールのところで子供がぶつかってしょうがないよ、これ。あちこちに出口があるかわからんけれども。さあ避難というときには、先生なり学級委員が先頭に立って一堂に会して出る避難経路やに。ばらばらに出したらあかんのや、子供らは。やはり、そのためには位置を変えて、学級全員がこぞって出られるには、僕は西口の入り口がいいと思う。

砂が舞うというけれども、ここは、見せてもうた図面には、芝生とコンクリート、西側に体育館があって、芝生ですやんか。どこから砂が入ってくるのやな。確かに、西小学校は砂が入って何ともならん。だけど、ここでは砂が入り込む余地がない。無駄な金を使う、やっぱりお金というのはきちっと使ってほしい。

何が言いたいかというと、この玄関とは別にプールを上に乗せて、のぞきや何やとかで1,000万かかって、こんな状況で、西づけにすれば空気の換気もようなるわけ。何のために、熱中症とかPM2.5と聞いたのは、あくまでも市長はエアコンを入れやんと言っておるわけ。検討するとも、入れやんということやな。まだ入れやんと見ておるわけや。

ただ、熱中症対策で熱中症を予防するには5つのポイントがあると。真っ先に書いてあるのは、屋内ではエアコンや扇風機で環境を整えることが必要であると書いてあるわけ。地球温暖化で年々温度が上がっていくんですよ、地球は自然と。これは、いろいろ京都議定書とかあって、地球全体の規模として考えておるけれども、私らの子供のときよりも明らかに地球の温度は上がっておるわけ。私は66になったので、あと10年かそこらでおらんようになるかもわからん。だけど、これは100年後も使うというんやったら、どうせ建てるんやったら、市長も冒頭に言われたように、子供たちの環境をやっぱり守って、子供を育てて育てたいと言ったら、なぜ新築の川崎小学校にエアコンを入れられんのか不思議でしょうがない。あなた、合併特例債のお金を庁舎建設のときに、次世代に負担を残すので使わんのやというようなことを言うたことがありますな。言いましたな。26億あった金が北東分署に5億、白川に5億、関山車会館に4億5,000万、だんだかだんだか虫食いみたいになっちゃって、26億がわずかになってきたな。2億の金が

あったら、亀山市の中学校、小学校、幼稚園、保育園、その全てが普通教室にエアコンができる。そのためにこの合併特例債を投入しても2,800万ぐらいですよ、川崎小学校で。

今言われたように、地球温暖化、PM2.5、熱中症ということが問題になっておる、社会現象や。そして教育長に言わせれば自然エネルギー、風を通してとばかなことを言うておる。教育委員会というのは市長の判断ですよ。川崎小学校にいろいろ聞いたけれども、こんなばかなことをするんやったらもう一つばかなことをするやわな。エアコンを入れるというような気持ちはないんかな。こんなばかな図面をつくって、はいそうですねと。もう一つばかなことをするやわな、エアコンを入れるという、そんな気持ちはないかな、市長。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、議員のこの校舎のゾーニングとか機能についてのご所見、従来からもお聞きをいたしておるところでございますが、今回ここに至る基本設計については、教育委員会において、そして学校運営協議会を中心に、地域の皆様や教職員、こういう皆さんのワークショップによってさまざまな意見をもとに検討に検討を重ねてきたものでございまして、その結果、平成24年からスタートをこの事業はしておりますが、今日にかかわりますさまざまなプロセスを経てここに至っておるといふことは、深いご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、現在、実施設計中でございますので、ここへさらにいい検討をしながら組み込んでいくという、今その最中であろうかと考えております。議員のご所見はご所見として承っておきたいと思っております。

さらに、空調機の設置について、これも従来からご指摘をいただいておりますが、従来からも答弁させていただいておりますし、今、各学校における施設の課題自体がこの川崎小学校に限らずさまざまでございますし、100年に1回の建築の過程でそれをしっかり考えよというご趣旨も当然最もご趣旨というふうに考えております。その意味から、それぞれの施設の状況に応じて、充実した良好な教育環境の整備を計画的に、段階的に進めてまいりたいと考えてございまして、当然、市全体の各学校、園とのバランスでありますとか、財政状況の推移を的確に見きわめて財源を確保することも当然重要でございますので、そういうことも含めた検討を現在しておるといふふうにご理解いただきたいと思っております。

少し、先ほどのお話の中で、亀山の小学校、幼稚園、保育園の空調の設置率というのは、保育園は空調はもう入っておるところであります。小学校、幼稚園につきましては、ご案内のように、今日までサマースクールや特別支援教室については努力をいたしてきておるところでございます。川崎小学校の空調機の設置につきましては、今申し上げましたことと同様に、さまざまな面から総合的に判断をさせていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長のさまざまな観点から総合的な判断というのはわしは信用できやん。総合的な判断をする、川崎小学校は新築するんやから、この際に配線もした中での空調整備をして、熱中症対策、PM2.

5 対策、地球温暖化対策をすることが、子供たちは前の市長が悪いことをしたとは言わへん。わしががやがや言うとするでしたちゆうて、別にわしの手柄にならんでも構へん。あんたの仕事でええのや。わしらにはその判こがないんや、判断をする判こができやん、判断するのはあなたなんや。入れるか入れやんかはあんたの判断、総合的な判断は要らんや。笑っておるんやないで、ここで。人ごとのように笑うなよだから君はあかんのやわ。市長、あんたも長いこと政治家をやっておるかわからんけれども、そういうようなことをやっておるから中途半端なことばかり起こる、物事が。中途半端な図面ができるんや。やっぱりあなたの判断によって職員は動くんやで。きのうの今岡君の話やけど、何がランチタイムやて。何が私の意思がみんなに伝わったや。コミュニケーションがとれておる職員が 51%で、仕事のやりがいを持っておる職員が 47%という市政をあなた 6 年間してきたんや。それが本日の市政の停滞につながっておる。その中で、こういうようなものは総合的な判断、新しいものは新しいときにせなあかんというのが市長の判断やと思う。そういうようなことを総合的な判断をしてもうては困るんや。

私らも 3 カ月に一遍の質問をさせてもらう機会を得ておるわけや。その辺の課題を持ってやっておる。だけど、市長は 365 日、市政発展のために、後世に憂いない市政をするために、あなたの判断というのは非常に必要なんや。その中で、教育長が南小学校のときに芝生をやって、それから南小学校だけやないか。ほかにどこか進めたかな。それで終わりや。何でもその場限りの物事をやってもうては困るんや。

その中で、次に移りたい。

関ロジックですけれども、今まで議会で決議した、今までの検証結果、経緯について、速やかに報告せいと言ってもいまだにしていない。きょうの西川議員の質問の中に、今の現状について聞いた中で、どうやと言ったときに、状況を一遍教えてください、もう一遍ここで答えてください、同じことを。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中も申し上げましたけれども、近況の状況といたしましては、先般、元指定管理者の代理人弁護士のほうから亀山市に対しまして、元指定管理者が約 2 年間の関ロジック運営においてこうむったとする損失を亀山市に支払うようにとする請求書が届いたところでございます。

この件につきましては、現在、本市顧問弁護士と相談して対応を行っているところでございますので、午前中も申し上げましたが、詳細につきましては、今後の交渉にも影響がございますので、答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18 番（櫻井清蔵君登壇）

経過、経緯についてはもう一遍改めて教えてほしいけれども、今はそんな事案のが起こっておると。

私は、逆に市長の判断で指定管理者にした、その政治的な責任をとってほしいわ、私はあなたに。

そういうような結果を招いておるでしょう。前の指定管理者から賠償責任を請求されておるって。

ちなみにここに、市長、これ御存じかな。これは、3年前に三重県がつくったらしいなあ。まだ亀山の駅前に置いてあるらしい。ここに何やスタンプを押して歩くらしいやん。これ何枚目や、三重観光案内所、1枚開いて2枚目にまだ関ロッジが載っておる。どないなっておるんや、これ。花と食の回廊スタンプラリー、さすがにこれには県が去年つくったやつやで載っていない。以前載っておったらしい。これ、どない思う。関ロッジが載ってますんやで。当然、休館した段階で、関の町筋に国道1号線、観光駐車場、それから高島議員が言うた関ロッジのバス、全て今も営業中、市長やったら、ただいま休館中というぐらいのラベルを張るという指示は出せんだんかな。担当者任せか。担当者が気がつかんでその担当者が悪いという判断かな。指定管理者からこんな賠償請求が来ておる前に、もっと市民の利用者の人らに、ただいま休館中でございますという、このスタンプラリーを持ってロッジまで行ったという人がおるわけ。で、観光協会に電話して、今、ロッジに行ったら閉まっています、きょうは臨時休業ですかと言うて帰っていきはったと。どないなってますんやと。市長としてそういうような指示は出せなかったんかな。ただいま休館中というポスターを張るなり。まあ、そのうちに何とかやるやろうと思うて観光協会に出しとったんかな。

いみじくも、この間も街道まつりか何か知らんけど、関ロッジのバスが走っておったわな。ちょっと確認したら、7月まで車検があるで使うとるらしいけれども、関ロッジのマイクロバスが走っておったらしいけれども、あれも消したらいいがな。それかどこかの車庫へ隠しておくか。関支所の裏によく見えるように置いてあるがな、野ざらしで。市長、何も指示を出さんだんかな、教えて、何で出せやんか。そして、またスタンプラリーは何で消せやんかったか、気がつかなかったのか、教えて。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど従来から広告、それから旅館組合、そういう関係するところへの通知をして、的確に情報提供をするようにということでは私どもも動いてまいりましたが、今、ご指摘の部分については、ご指摘のとおりであろうというふうに思っておるところでございます、そこは申しわけないというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

申しわけないと頭を下げれば済むもんやないんや。私は、関ロッジのことについて、たまたま関に住ませてもうとるもんで、いろんな市民の人から聞かれるわけ。関ロッジはどないなるんやと。いや、今度何やら38万出してきて検討会をまたやるらしいと。きょうの答弁で、11月までに結論を出して、28年で予算を計上したい、こんな悠長なことをやっておれんでしょう。4月にも、5月やったかなあ、僕は全協の場で言わせてもうたもん。窓のあけ閉めはどないしておるんやと。言うた途端にあけに行ったらしいですな。言うた途端に監視カメラをつけておる。

私も議員の一人として、市長が指定管理を選定したあり方検討委員会、19人でやったときの回答でいろいろ出てきた中で、市長の判断はどうするんやな。休館の看板は立てやんで、その後、裁

判が来たのでどないしよう。だけど、38万でもう一遍検討して11月に結論を出して、28年で予算のあれをすると、そんな悠長なことで、速やかに判断する時期と違うかな。直営するべきか、もう一遍もとどおり直営するということをここで言えんかな。私はそういうふうに言うてほしいけどなあ。

私は、指定管理者のときに、指定管理の決定のときに、私と伊藤彦太郎君の2人が座っておったと思う。そのときに、5年間の間にもし指定管理者が退去した場合には直営にすべきであるということをおっしゃっていただくと思うけれども、当然指定管理者が失敗したら、あの施設を、この検討委員会でも市民の皆さん方が大規模に集える場所は関ロジしかないという結論を出したわけ。その中で、法事もできやん、自治会の総会もできやん、ずうっとしておった、皆が。それがあなたの施策の失敗で、方向転換の失敗で今日に至ったわけ。責任をとってほしいけれども、責任は直営あるのみやと私は思うておるけれども、何かご意見あったら教えてください。

○議長（前田 稔君）

最後の答弁、時間が超過していますので簡単に。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

直営で関ロジの再開をというご趣旨であります。これは議会との当時の経過も踏まえて、直営で関ロジを再開させるという方向性の選択はないものというふうに認識をいたしております。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時15分 休憩）

（午後 3時24分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

宮崎でございますが、一昨日の議案質疑に続いて一般質問をお願いしたいと思います。

今回は、大きく4点ほどお聞きしたいと思います。

まず、亀山市の農業施策についてお尋ねしたいと思います。

この農業施策は久しぶりに私も取り上げさせていただいておりますが、亀山の農業というのはどのように考えられておるのかというふうに思っております。今回の現況報告を見せていただきますと、お茶のパイロット、中の山のパイロットに亀山高校生がお茶摘みに来て、それをまたこの1階ロビーで、お茶を市民の皆さんに振る舞ったというふうに報告されておりますが、これが農業施策の報告であるのかというのが、私はちょっと疑問に思えたわけです。農業施策については、子供たちにもやはり農業に対するふれあい、教え、これは結構な話です。小学校においても、田植えの実践をされておるとか、収穫されておるとか、幼稚園・保育園についてはジャガイモを掘っておるとかいろいろな体験の中で、そういう意識づけはされておると思っておりますが、今後の亀山市の農

業施策についてどのように考えられておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市の今後の農業施策でございますが、農業は消費低迷による農産物の低価格化、農業従事者の高齢化、担い手不足などの要因に加えまして、鳥獣による農作物被害による耕作放棄地が増加し、農業経営力、農業生産力は低下しております。そのような中、本市の農業を振興するためには、地域の農業を支える認定農業者や営農組織を育成・確保するとともに、担い手などへの農地利用集積の促進、6次産業化、農商連携など、地域資源を生かした農業への支援などを行い、農業経営の安定化を図る必要があるというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

なかなかいい思いを聞かせていただきました。特に農業の経営の安定化ということでございます。担い手の育成についても、今までからも取り組みをされておりますが、どのように計画をされておられるのか。私ももう70を超えて高齢者になったんですが、私が学校上がったときに農業をやるといふふうに燃えておったんです。その当時、亀山市の施策の中に酪農をやってくれという話が出ました。私そのときに子牛を貸与されまして、畜産にちょっと力を入れたんですが、そのときは非常にありがたい施策であったなあというふうに今思うとよかったです。その後、やはり酪農も畜産の中でも大規模化の機運が出てきて、各1軒の農家ではなかなかできていけないということで、それぞれの地域の中でも仲間等でやってきたんですが、なかなかできない。それから果樹、野菜、いろいろなもので農業をやってきておりました。当時、例えば野菜で見ますと、これは農協の経営の我々への指導の中でもあったと思うんですが、キャベツをつくったらどうやということ、キャベツを大きくして、多くつくられておったんで、1年の収穫で家が1軒建ったみたいなことがございました。15キロが大阪の市場では5,000円で売れた時代があったわけですが、これはいわゆる今の市場ではなかなかそこまではいけないと思うんですが、やはり市の指導によって、我々農業に携わってきた中で、亀山の農業は一時は皆農業の経営の中で家庭を営んでこられた。私らの父親もそうなんですが、何かどういうふうにしたらいいのかという自分の模索の中でも、じゃあイチゴをつくって経営安定を図ってきたとか、これについては市の指導もあつたし、農協の指導もあつたし、そういう中での経営の安定化を図ってきた。今の経営の安定化はどのようにされておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申し上げましたように、まずは認定農業者や担い手等への農地利用集積がまず必要だろうというふうに思っていて、そのような取り組みをさせていただいておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

担い手の育成、さらには認定農家、大規模な農家の指導をされておるということでございます。しかし、亀山市の農地を見たら、かなりの部分で荒廃地があると思います。そういうような現状は、現在どんなものであるのか。それから、その復旧に対しての考えがあるのかどうか確認したいと思いますが、例えば私どもの地域でも、南部開発といって大成建設が計画されました。その中で谷田が南部開発の中のエリアに入っておって、やはりもう開発されるんやったらつくらんでおこうかというのがございます。結局その農地が皆荒れたと、今までの中でありました。しかし、その後やはり業者からは補償金として8,000万やったか補償が出て、それぞれの地域で皆さん方に分配されたわけでございますけれども、なかなかその復旧ができなかった。今現在でも、そのほかにも、ほかの谷田なんかほとんど荒れ地になりました。亀山市内でほとんどだと私は思うんですが、その現状と復旧についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず市内の荒廃農地の現状でございますが、昨年度実施した農地利用状況調査によりますと、亀山市の耕地面積は現在1,990ヘクタール、そのうち23%に相当する約465ヘクタールの農地が荒廃地となっております。その多くが、農業生産状況が不利な、今議員もおっしゃいました中山間地域にあるものというふうに考えております。その復旧に対する支援でございますが、意欲ある農家が荒廃した農地を耕作できるように復旧するための支援策といたしましては、国の事業では、耕作放棄地再生利用緊急対策、市独自の事業では、事業に要する費用の一部を支援する亀山市耕作放棄地解消事業補助金がございます。実際、復旧した農地の数量でございますが、今申し上げました国及び市の事業の活用によりまして、平成21年度から26年度の6年間で、川崎町、両尾町、川合町、小川町、加太地区において約410アールの耕作放棄地の解消をしていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

聞かせていただきましたが、先ほどの現状の中で、亀山市が1,990ヘクタールの中での460ヘクタールが出ておると。それでこの21年から26年で復旧を、川崎初め小川のほうが410ヘクタール復旧したと。

（「アール」の声あり）

○12番（宮崎勝郎君登壇）

アールですか。桁が違いますんやね。失礼。そうすると410アール復旧したと。こんなような復旧で満足していますのか、そうすると。私は410やで、それは立派やなあというふうに思ったんですが、そこらはそれで満足しておるのかどうか確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

410アールでございますので、ヘクタールに直すと4.1ヘクタールということになります。したがって、先ほどの465ヘクタールの荒廃農地に対する比率としては1%弱ということになります。まだまだ先ほど申し上げた事業等の活用も含めて、さらなる荒廃農地の解消に向けて取り組みたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろな条件で亀山の農業も下火になってきたというのは聞かせていただいた、最初に。いわゆる鳥獣の被害もさることながら、我々の地域でもイノシシ、猿、鹿も走り回っておる。私ら子供の時分には考えられなかったんですが、最近はそういうような状態でございます。そういう中でも、やはりそれぞれの個人の努力も必要かと思いますが、やはり行政として、そういう施策をこれから考えていかなければならぬというふうに思っております。

最後に、一番最後に何かも含めて市長のお考えを聞きたいと思いますが、もう1点。3番目に、農業振興地域の今後の指定と廃止の考え方についてお尋ねしたいと思います。

過去からも、前回やめられた片岡議員が能褒野地域の振興地のことについて重ね重ね質問し、要望もしてみえました。私もある地域でこの農業振興地域をしてもらっておるんやけど、もう要らんやけど、ちょっと相談に乗ってくれんやろうかという話を聞きまして、なぜやと、農業振興地域残しておいたらいいじゃないかという話は私しました。そうしたら、この農地を例えば子供に譲るにも、農地のままでは要りませんと言われるということで、親も年をとっていき、管理ができない、そのような農業振興のエリアを指定しておる中での弊害が出てきておるというのを聞きました。今後、どのように指定なり廃止なりの考えがあるのか、お尋ねしたいなあと思っております。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業振興地域内の農用地区域の指定除外ということで答弁申し上げます。

農業振興地域内の農用地区域の設定方針につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第10条に基づきまして、10ヘクタール以上の集団地に存在する農地、土地改良事業などの施行に係る区域内の土地、その他農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保する必要がある土地というふうにいたしております。また、農用地区域の除外につきましては、同じく農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定に基づきまして行っております。その際、必要性、緊急性、代替性、周辺農業者の農業上の利用に支障がないか、農業の担い手の農用地の集団化に支障が生じないかなどを検討いたしまして判断をいたしておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私、先ほども地域を一部言いました。能褒野のほかに、私の近くに、安知本町の上原でございますけれども、あそこは樹園地ということで多分指定されたと思うんですが、そういう中での今答弁

の中でいくと、今後調査して、その地域と話し合いしていただいで必要性があるのかどうかを確認して、法に照らし合わせて除外できるものなら除外するというような考えはないのかどうか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申しあげましたように、農振農用地の除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定によりまして、先ほど申し上げた5要件が厳格に定められております。その5要件を慎重かつ厳格に要件に該当するかどうかを見きわめる必要があるかというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それはわかっていますけど、先ほど答弁を受けたので。その後の、相手とのやりとりをやっていくのかどうか、私は確認したんです。その答弁がなかったですね。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

失礼しました。亀山市全体の農業振興地域、農用地の計画につきましては、先般、見直しをさせていただいたところございまして、その計画についてはおおむね5年ごとに見直しをするというふうになっておりますので、5年後の計画変更に向けていろいろ検討したいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

物事のスパンが長過ぎるん違いますか。今の世の中で5年というスパンは長過ぎるんと違いますか。いずれにしても、私の提案したことも含めて今後検討をお願いしたいなあと。最終的にこの農業に係ることを、市長に思いがありましたら聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問でございますが、農業への思いということでございますが、農業につきましては、ご案内のように、国の方針や施策によることも多々影響を受けてまいります。ご案内のように、国において現在TPPの交渉でありますとか、農協改革とか、あるいは農業委員会制度の改革とか、多分戦後の大きな改革等々が動いておるところであります。これらの対応のためにも、今幾つかご指摘いただいた農地の荒廃であるとか、いわゆる農用地での農業の振興と新たな活用のバランスであるとか、さまざまな課題を承知いたしておるものがございますが、ぜひ今後のいろんな変化に対応するためにも、農家、JA、それから市が連携をして、国の施策も見きわめて、亀山の特色もしっかり整合させて、農業の振興や農地の保全を図るような取り組みをしっかりと考えていき

たいと思っております。特に近年、6次産業化でありますとか農商連携、それからお茶等々でブランド化の取り組みを展開いたしておるところでございますけれども、いずれにせよ、農地の集約化が進んでおりません。地域の担い手農家の農業経営の安定を図っていく上でも、さらなる施策展開が必要であろうというふうに考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ市長の思いも聞かせていただきました。今後、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

それでは続いて、地域まちづくりの推進についてお尋ねしたいと思います。

地域まちづくりも3年目に入り、全市の組織化を本年度中にやられるとされておりますが、その経過と今後の推進についてお尋ねします。

○議長（前田 稔君）

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会のこれまでの取り組み、あるいは評価についてでございますけれども、これからの少子化・高齢化社会に向けて、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げる自立した地域活動を促進するための仕組みづくりとして、平成24年度から地域コミュニティの仕組みづくり支援事業を進めてまいりました。平成24年度には、昼生地区、川崎地区をそれぞれモデル地区に指定して、地域まちづくり協議会の設立を支援してまいったところでございます。そして、平成25年度において、まちづくり協議会を立ち上げていただいたところでございます。このモデル地区では、まちづくり協議会設立準備委員会の設置をする旨の地域の合意を得ていただき、先進地視察や定期的な会議の開催を通じて、協議会の規約、組織構成について議論を重ねていただきました。また、その検討過程におきまして協議会の場の仕組みを形成し、会議の経過などを広報紙などで情報発信していただくとともに、希望すれば誰もが参加できる環境を整えていただいたところでございます。また、このモデル地区の取り組みを紹介させていただきながら、市内各地域でご議論いただきまして、この平成27年度当初におきましては、10地区でまちづくり協議会を設立いただいたところでございます。また、現在9地区におきまして、まちづくり協議会設立に向けて設立準備委員会でご議論いただいているところでございます。

今後の推進につきましてということでございます。後期基本計画に示す目標では、平成28年度には、全ての地域でまちづくり協議会の設立に向けた検討が行われている状況を設定しておりますので、引き続き地域担当職員の人的支援等も含めて積極的に設立の支援を行い、目標達成に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これにつきましても、先ほど西川議員の質問の中にも出てきましたので、ある程度は省略できると思いますが、この協議会と自治会との連携ですね。いわゆる地域まちづくり協議会の組織の中に

は自治会も入っていると思われませんが、この連携はうまくいくのかどうかを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会と自治会との関係でございますが、地域まちづくり協議会は、身近な地域課題を話し合い、解決に向けて責任を持って取り組んでいく組織と理解しております。一方、自治会は、隣近所に住む人たちが自主的に運営されている最も身近な住民自治組織です。そのような中で、自治会につきましては、まちづくり協議会の活動において、これまでの地域活動で培われてきた住民自治の考え方を生かしていただく必要があると考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

中身は聞かせていただきましたが、この連携がうまくいくのかどうか。これはモデル地区も初め、今まで来ておる中で、やはり聞くところによりますと、地元に対する、地域に対するお金を出す。そういうのは、これは例えば自治会が管理しておる防犯灯、また道づくりの道路月間の支援というような中のお金もそちらへ入っていくと。やはりそういうようなのがあれば、もともとの自治会と、そこの部分とのうまく協議ができていくのかどうか、確認したいと思います。時間も余りないので、短くよろしく。

○議長（前田 稔君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

先ほど議員おっしゃられる地域へ落とすお金ということにつきましては、今現在の地域予算制度ということで、地域へ交付されている補助金等を一括化することで一括交付金を創設し、地域にとって自由度が高く使い勝手のよい交付金制度とするよう、現在検討を進めているところでございます。その中で、どのような補助金を一括交付金化するかににつきましては現在検討している段階でございます。それで、その上で地域予算制度の実施におけるまちづくり協議会と自治会の関係につきましては、自治会は、まちづくり協議会の構成メンバーとしてまちづくり協議会の取り組みに率先してかかわっていただき、地域予算制度が開始された時点におきましては、まちづくり協議会と自治会は一括交付金を活用し、相互に連携・協力する関係に立っていただくことを想定しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、今までモデル地区とかも10カ所できておる中での、やはりまだお金がそこまでっていないので、そこまではトラブルも出てきていないと。よう市長は挨拶の中でも、そういう地元負担金じゃなしに補助金というのか、それを出すでこれからもよろしくという話も聞いておりますし、やはりそういう中で、今までの中で、まだ今から検討していくのやという答弁やったと私は理解しておるんやけど、今までも十何回でも聞いておいて、今から検討していくという話はないか

と私はと思いますが、再度確認したい。

○議長（前田 稔君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

これまで地域予算制度については、大学の先生3人で構成されます有識者会議の中で地域予算制度のあり方についてご検討いただき、今般この2月に、市のほうへ意見書として提出されたところでごさいます、そういった考え方をもとにこれから庁内で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いや、私が聞いておるのは、十も幾つも組織ができておるのに、今からでは何やという話を出しておるんですよ。大学の先生の指導もそれは結構です、助言も結構です。やはりもっと早くそれを検討して、こうなんですと絵に描いて地域に出したらもっと早くできると違いますか、私はそう思います。今後、そこらは十分に地域との連携を図っていただいて、このまちづくり協議会がすばらしい、亀山市に特徴ある協議会にさせていただきたいなあというふうに要望しておきます。

次に、病院事業の推進についてのうち、現況報告の中で健康で自然の恵み豊かな環境の創造という中での地域医療の充実のうち、病院事業で、亀山市地域医療再構築プランにより、28年度から地方公営企業法を全部適用していくとなっておりますが、どんなような内容でありますか。お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療センターは、現在、地方公営企業法の規定のうち財務規定のみが適用されている病院事業でございますが、病院の自立性を高め、経営改善を目指すため、来年度から地方公営企業法の規定の全部を適用しまして、新たに病院事業管理者を設置する準備を進めております。この地方公営企業法の全部適用によりまして、市長の権限のうち、予算調整権や議会への議案提出権などの市政の根本にかかわる権限は市長に留保されますが、病院における契約に関する権限や組織に関する権限など、病院事業に係る特定の権限が病院事業管理者に移譲されることとなりますので、病院経営の責任及び権限が明確になるというものでございます。それに伴いまして、医師や看護師などの人材を受け入れるための組織体制の整備など、医療現場の実態に即した迅速かつ柔軟な対応が可能となりまして、また職員の意識改革のきっかけにつながるなど、経営形態の見直しの一つの手段になると考えております。

なお、市長が病院事業の開設者でありまして、最終的な責任者であるという法的な位置づけがあることから、全部適用に移行いたしましても、本市が設置した公立病院であるということに変わりはありません。また、病院職員の身分につきましても地方公務員であるということに変更はございません。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今る聞かせていただきました。私が特に心配しておったのは、人材育成の中でも、組織の中でやはり医師・看護師さん等々の職員の方々が地方公務員で外れるのかというような一部感覚を持ったわけですが、それを聞かせていただいているなあというふうに思っていますが、今後、行く末の医療法人化していくものになるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

現在は公営企業法の全部適用ということで、医療法人化ということは私の口から言うのはどうかわかりませんが、そのことは考えておりません。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そういうふうなのは考えていないということで、あくまでも市の病院という受けとめでよろしいんですね、わかりました。

それじゃあ、先ほど答弁の中にもございましたが、病院事業管理者を設置するというふうに現況報告にも書かれておりますけれども、この病院事業管理者の役割と組織体制についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このお尋ねでございますが、地方公営企業法の全部適用によりまして、新たに設置する病院事業管理者の役割でございますけれども、この病院事業に専念する権限が病院事業管理者のもとに集中することから、病院現場の実態に応じた機能的な運営体制を確立して、効率的かつ効果的な病院の経営を目指すことが、その役割であるというふうに考えております。医療センターにおきましては、今後も自治体病院としての役割を果たしてまいります。医療法人化するという考えは全く持っておりませんが、亀山医師会や地域の医療機関と連携をして、救急医療や在宅医療を推進するのはもちろんのこと、保健・医療・福祉を一体のものと捉える、ご案内の地域包括ケアに寄与するような地域医療提供体制を整備して、その経営基盤を確立していく必要があるというふうに考えております。

このようなことから、病院事業管理者につきましては、医療の分野にとどまらず、医療とかかわる保健・福祉の分野に至るまで幅広く連携していくという体制を想定してございます。組織体制がありますが、病院事業管理者の指揮のもとに、保健・医療・福祉を一体のものと捉えて地域医療を提供していくという点を重視して、それを意識して、この体制を整備していきたいというふうに、そんな検討をしていきたいと現時点で考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうなりますと、病院事業管理者のもとに、今現在やっておる地域医療のいわゆる推進というのも特に重きを置いてやっていくと。病院の経営の中で考えてみますと、院長が見えますね、今。そこらとの、院長が管理者になるのかと、それは私はわかりませんが、そういうようなのと連携がうまくいくのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、その地域医療再構築や今後の地域包括ケアを考えていくという意味で、病院の院長、体制自体は今後の検討の中ではありますが、先ほど申し上げましたように、当然医療と健康とか福祉ケアがうまく連携できるような機能を持つというのが狙いでありまして、当然そういう事業管理者、院長、最終的にどういう形か現時点で申し上げることはできませんけれども、そういう連携を重視した体制を組み上げていくということになろうかというふうに現時点で思っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この亀山市の医療について、やはり市相互でやっていくというふうに受けとめます。過去にも、事業管理者については水道で事業管理者が見えましたが、それと感覚的に一緒というふうに考えたらいいか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

以前、水道事業管理者、これ特別職で設置をさせていただいておりまして、現在、病院事業管理者につきましても特別職の設置ということで、身分的には同じような身分を想定しているものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうなると、こちら水道の特別職を置くというのではないのか。何か話聞いておると、そっちはなさそうでこっちだけよという感覚をとったんですが、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、現在水道事業につきましても、市長が管理者を兼ねておるということございまして、今のところ、水道事業につきましても管理者を設置していくという考え方は持っていないところございまして、今回、病院事業につきましても地域医療との連携も必要となるという

ことで、単独で管理者を配置するという考え方になったものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。

地域医療の推進のためにも、やはり市長兼任じゃなしに専任を置かれたほうが私もいいかと思って提言しておきます。

それじゃあ、最後になりましたが、伊勢志摩サミットの開催についてでございますが、来年度の主要国首脳会議が志摩市で開催されることになりました。亀山市議会といたしましても、3月議会で2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議の提出をしております。

中身を読ませていただきますと、主要国首脳会議（サミット）は、世界の主要国の首脳が毎年、国際的な政治・経済問題について議論をする重要な会議であり、現在では地球環境問題や平和問題など、国際社会が直面する多種多様なテーマを話し合う場として、その重要性はますます高まっている。2016年のサミットは我が国での開催が予定されており、現在、政府において開催地の選定作業が進められている。こうした中、三重県は伊勢志摩地域でのサミットの開催を目指し、2016年みえ伊勢志摩サミット誘致推進協議会を設立し、官民一体となって誘致に向けた取り組みを強力に推進している。伊勢志摩地域は、伊勢神宮など日本を代表する観光資源と歴史・伝統・文化に恵まれているほか、警備上の優位性とこれまでの国内外の要人警護の豊富な経験を有しており、各国の首脳を迎えるのにふさわしい条件が整っておると。いろいろ出して、本市が有する産業・特産品・観光資源の魅力を国内外に発信する絶好の機会となり、多大な経済効果も生まれてくるだろうというふうな中での決議を出しておりますが、このような三重県も知事初め、伊勢志摩の市らの喜びもひとしおではないかと思っておりますが、この同じ三重県下の亀山市としても、どのように受けとめられておるのかなあと。

いつかの新聞でしたが、このサミットが伊勢志摩、三重県に来るということで、津の市長もそのような津での推進会議的なものの組織をつくるんやというような新聞報道もされておりましたが、亀山市長はどのように受けとめられておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このたび、2016年の主要国首脳会議（サミット）が志摩市で開催されることとなりましたことにつきましては、本県が世界から注目されることとなりますし、歴史・文化でありますとか、特産品など地域の魅力を国内外に発信できる絶好の機会であるものというふうに捉えております。これは伊勢志摩地域だけではなくて、県内の周辺地域への誘客など経済波及効果も見込まれますことから、本市にとっても大きな意義を有するものであると認識をいたしてございます。

今月8日、三重県においてみえ伊勢志摩サミット推進局が既に設置されたところでございまして、今後の具体的な取り組みが進められてまいります。また、今回この6月からですが、三重県市長会の会長に志摩市の大口市長が、副会長に私が就任をさせていただくことになりましたので、志摩市の市長が三重県市長会の会長ということで、県の会議には、市長会を代表として私が出席させてい

ただくことにもなろうかというふうに思っております。情報をしっかり把握していきたいと思っておりますが、本市といたしましても企画総務部を窓口といたしまして、三重県や関係機関からの情報収集に努め、本市が有する地域資源をPRできる機会を最大限に生かして、積極的に情報発信をしまいたい、その体制を整えていきたいというふうに現時点で考えてございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市長の思いを聞かせていただきました。市長会の副会長さんということでございますので、多々そういう場にも出ていってもらわないと思っておりますが、やはり亀山市の観光を売り、また経済、特産品等の売りも必要かと思っております。

けさほど、私新聞を見ておりましたら、こんなような新聞が出ていまして、というのは、「戦国武将の夢跡、三重県の城を行く」というので、旧亀山城の多門櫓等々、伊勢の国の城めぐりと思うんですが、第1章、伊勢の国、亀山城ということで、当時の藩主とかいろいろなことが細かく書いてございます。私もこんな本が売っておるのやったら1冊買おうかなというふうに思って、嶋村室長に朝電話したんですわ。そうしたら、これは宣伝用やと。広告やという話を聞きまして、広告にあらうと、新聞にこれだけの1面で載せるということは非常にありがたい話やなというふうに、これは嶋村君らの平素の努力かなというふうに私は評価するわけですが、こういうような売りもできるわけですね。やはり関宿もそうなんです、このような売り、また特産品、みそ焼きうどんなり、亀山ラーメンなり、またろうそくなり、いろいろなものが亀山もございまして、その売りについてもこれから世界に向けての発信でございまして、企画総務部が窓口となっていくという市長の話でございまして、企画総務部長としての考えだけお聞かせ願いたいなあと。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

サミット開催まで恐らく1年ということで、早ければ梅雨までに開催されるといった情報も得ておるところでございまして、企画総務部につきましては、まずいろいろ県とか市町村の情報をまずしっかり入手いたしまして、各部全庁的にこの情報を広げて、議員ご指摘のとおり、観光でありますとか、観光、物産、こういったもののPRでありますとか、市のシティープロモーションにつなげていけるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

こういうことはめったにないことでございます。そういう中で、やはり企画総務部が窓口になって推進というのか、どういう組織にするのかわからないけど、やはり何か組織化ぐらいして取り組んでいくような姿勢を持っていていただきたいなあと要望もしておきますし、我々議員としても、議会の中での決議をして三重県に来たという誇りもあると思っておりますので、今後我々も頑張っ、あっちこっちに発信してまいりたいと思っております。

いろいろる質問いたしました、まだ3分ほど残っておりますけど、きょうはこれで終わらせ

ていただきます。よろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時11分 休憩）

（午後 4時20分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

前田耕一でございます。

一般質問、最後の質問者になりましたけれども、あとしばらく時間いただきまして中身の濃い質問をしたいと思っておりますので、理事者各位、中身のある答弁をよろしくお願いいいたします。

きょうは、私は駅前の整備と、それから屋外公共施設等の公共トイレ、公衆トイレの件について質問をしたいと思っております。

まず最初に、亀山駅前の環境整備についてお伺いいたします。

通告書では環境整備という言葉を使っておりますが、実際には駅前の自動車あるいは自転車への対応についての質問とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

亀山駅周辺の再生に向けた取り組みは、昨年5月策定の亀山駅周辺市街地総合再生基本計画により、地域・行政が中心となって、その計画は着実に進められつつあると思っておりますが、事業完了には相当の年月を要すのではと考えております。今回質問の亀山駅前についても、駅前広場ブロックとして総合再生基本計画の整備対象区域となっており、将来的には計画に沿って整備されると思っておりますが、今現在、非常に気になっている部分がございますので、2点をお伺いしたいと思っております。

まず1点目として、駐車場の整備についてでございますが、現在、駅前駐車場は、従来の駐車スペースにフェンスを設置してスペースを縮小しておりますが、その理由と、フェンス設置から相当の期間が経過しておりますが、いつまでこの状態が続くのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

亀山駅前のロータリーの一時駐車場につきましては、昨年度1年間、長時間駐車を排除するため、地元自治会、商店街、JR亀山駅、亀山警察署等のご意見を参考に、試行的にバリケードを設置し、斜めにとめる形態といたしました。結果、長時間駐車の車はおおむね排除できたことから、この駐車形態を基本的に継続したいと思っております。なお、現在バリケードであるため、景観面についても検討し、可能な範囲で景観面でも十分配慮してまいりたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

理由については、長時間駐車等の排除ということを目的として今の形のフェンスと言ったらいいんですか、バリケードを置いて現在のように対応していると。いつまでかということにつきましては、今後検討して対応していくということでございますけれども、今の状態を見たら、どなたが見ても工事現場のフェンスみたいなもので、あの形、1週間、10日ぐらいあの状態で置いておくのであれば誰もが納得すると思うんですけれども、1年以上現状のままですと、これからまだ今後検討していくということでございますけれども、実際に長時間駐車の問題とか、その辺についてはなくなったのか解決されたのか、その辺についてのチェックはどうやってやっているのか。今現在はどんな状況なのかというのを教えていただきたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

駅前の駐車場の件でございますけれども、まちづくり協議会の中でいろいろご議論もあったわけですが、まちづくり協議会の中からは、やはり長時間の駐車は減ったというふうにはお聞きしております。また、市のほうは、勤務時間内にはなりますけれども、調査もしておりますけれども、長時間駐車される方は少なくなったというふうには考えております。ただ、駐車枠がございませんんで、いろいろな方向にとめられるといったところも見受けられるところはございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

確かに今の答弁のように、長時間駐車はほとんど、皆無ではないと思えますけれども、ほとんどなくなってきていると思えます。であれば、従来の形に今すぐ戻してもいいんじゃないかと思えますけれども。

それで、先ほど答弁の中で斜め駐車の指示をして、あの形で対応しているという話もありましたけれども、あの駐車スペースの北側のところに駐車案内の看板が出ているんですね。そこには縦列駐車、東側3台、それから西のほうは、バスの停留所のほうが2台、合わせて5台の車の図が描いてあります。その真ん中に2台かな。合わせて7台ぐらいがとめられるというような形での案内表示になっておりますわ。従来は、あそこ16台とめてあったんですね。これが半分の台数になって現在に至っているわけですが、先ほど言いましたように、駐車の区画がしてありませんから、とめてある車は日によっては全く右向いたり左向いたり、縦やら横やら雑然としておりますわ。

特に朝、それから夕方の通勤の送迎の時間帯になったら、あそこはもうパニックですわな。朝はまだよろしいですわ、車でJRの利用者を送っていく場合にはおろしてさっと出ていけますから。ところが、夕方になったら、当然列車が到着するまでの時間待ち、5分、10分、あそこで皆さん車をとめて待たれます。案外JR東海、名古屋からこちらへ来るJRは5分、10分おくれるのが当たり前なんですわ。ということは、余計あそこへ駐車する時間帯が長くなる。当然7台、8台しかとめられない駐車スペースは車が動きませんから、周辺の道路、ずうっと車が並んでいます。こ

これは常態になっていますね。幸いなことかどうかわかりませんが、駅前のロータリー、車が3台並ぶんですね、とめようと思ったら。ですから、余計渋滞してしまう、あるいは駐車してしまうということになって、本当に見るも無残という言葉が的確かどうかわかりませんが、ひどい状態が続いておりますので、即刻フェンスといいますか、バリケードといいますか、それを撤去していただいて、そして従来の形に戻していただいて、はっきりと駐車スペースの区画を確保していただいて、斜めでも従来どおりでも構わないと思いますけど、はっきりと対応していただきたいなあと思います。

特に、今やっている縦列駐車、これは無理ですわ。縦に3台並んで、真ん中のところの車のスペースで若い人であるとかだったら簡単に車を駐車できると思いますけれども、私らみたいな年になったら、縦列駐車だけで何分かかるやろうなというぐあいに難しいと思いますので、ぜひそんなところも考えて対応してほしいと。それについては地域の要望等もあるかと思いますが、地域とは十分協議していただいて、ぜひ即刻対応いただきたいと思いますけれども、その辺について、すぐにかんどうかも含めて対応の余地があるかどうか確認したいと思いますので。

○議長（前田 稔君）

高土部長。

○建設部長（高土和也君登壇）

即刻できるかといったところでございますけれども、まちづくり協議会と再度調整をさせていただきまして、今の斜め駐りに枠をつくるのか、それとももとへ戻すのかといったことも含めて、まちづくり協議会等に調整をさせていただきたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ぜひ早急その旨の対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと関連してですけれども、あそこは従来どおり、多分無料のスペースとして対応していただいているんですけれども、今、駅周辺、結構駐車場ふえておりますけれども、100円パーキングもふえてきたんですね、1日100円というのが。あそこだけ、一番駅の1等地のところの駐車場を何も無料にする必要もないんですね。たくさん駐車場が周辺にできていますから。ですから、あそこを有料パーキングとして対応するのも一つの方法じゃないかと思うんですよ。駅利用とか周辺の商店街を利用する方も確かにありまして、10分とめるのにも100円とか200円とかいうのはちょっと無理な話ですので、1時間以内は無料やけども、それ以上は要は100円とか200円というような形の有料パーキングにするのも一つの方法かと思います。一旦解除していっても、この地域が計画の中で見直しがされていくのが、恐らく3年、5年先じゃないかと思うんですよ。その間でまたもとのもくあみということがありますので、ぜひその辺のところを検討していただければと思いますので、ぜひ、そんな経費かからんと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2点目として、亀山駅西側の市道御幸1号線沿いの放置自転車等の整備について伺います。

この件につきましては、過去の議会においても一般質問しておりますが、その時期と比較しますと放置等の自転車は大幅に減少しておりますが、現在でも常時十数台の自転車が見受けられます。

時には道路中央付近に倒れてきて、通行の障害になるような自転車も見受けられます。これは風だけじゃなしに、置き方がずさんということでそういうことになってしまうんですけれども、決してこれも管理のいい状態じゃないと思います。ということで、放置等の自転車については、今回質問の箇所だけじゃなくて、いずれの箇所にあっても即刻撤去・排除すべきと考えますが、特にこの駅前について、現状についてご所見をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

亀山駅前の放置自転車でございますが、駅西の市道上に自転車が放置されており、景観上の問題のほか、交通事故の誘発、緊急車両の通行の妨げになるおそれがありますことから、昨年度、亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱を制定し、注意札、警告札などを取りつけるなど行い、18台の放置自転車を撤去したところであります。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今の答弁ですと、昨年18台の自転車を撤去されたということでもありますけれども、今既に十数台がとまっておるんですね。ですから、1台でもあそこに自転車が残っておれば、2台、3台と絶対ふえていく率が高いんですね。ですから、チェックするのは、例えば行政の人間、所管の人間があそこへ行って自転車が何台とまっておるかを見るのに、市役所から出ていっても10分でしょう、往復で。毎日でもチェックできると思うんですよ。置いてあつたら即対応するぐらいの姿勢を持って対応していかないと、なかなかゼロにはならないと思いますので、ぜひその辺のところ厳しいチェックをお願いしたいなあと思います。

今回、駅前の自転車について質問させていただきましたが、下庄の駅前についても同じように結構自転車、放置も含めて駐輪してあります。その数も亀山駅以上の自転車が100台、150台はあるのかな、今。それも整然とじゃなしに、雑然と駐輪されている状態がありますので、できればその対策についても、亀山駅だけではなしに下庄の駅等も含めて早急に整備の方法、検討の必要があると考えますので、この辺についても、ついでになって申しわけないですけれども、質問要旨に入っていないかもしれませんが、ご所見があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

下庄駅前の駐車場整備ですが、本年度140台分の駐車枠のラインを引く予定でございます。時期的には、高校生が夏休みの8月を予定しております。そのため、下庄駅前のJR用地の一部を駐車場用地として賃貸借契約を行い、ライン引きを行いたいと考えております。また、下庄駅でも、本年4月に19台の放置自転車の撤去の手続を行ったところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

亀山駅前につきましては、自転車預かり所は、現在2事業所があるのかな、営業しているところが。ですから、御幸1号線沿いがゼロになっても、駐車をお願いできる自転車預かり所はあるんですね。ところが、下庄につきましては自転車預かり所さん廃業されてどこもないので、駅前へとめしてしまうのはいたし方ないと思うんですけども、雨が降っても風が吹いてもあそこへぬれっ放しで置いてありますので、できるだけその辺のところも含めて対応ができるような形で考えていただければすばらしいかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、屋外公共施設等の公共トイレ、公衆トイレの現状について確認をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず1点目として、市内公園等、屋外公共トイレの現況と設置基準等があるのであれば、その内容についてお伺ひいたします。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市内の都市公園83カ所中、屋外トイレは11公園18棟でございます。またトイレの設置数に関する統一基準は特になく、公園の種類や性格、利用形態等により個別に検討し、定めることとなっております。また、トイレ整備の仕様につきましては、その時点時点の基準に基づき整備工事を行っております。現在、新築をする場合であれば、三重県のユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく同整備基準により設置をしております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今回、私がなぜこんなトイレのことを質問するかなあとと思われる方も多いと思ひますけれども、私、年齢のせいか、このごろトイレの利用頻度が高くなってまいりまして、外出中に公衆トイレの世話になる機会が結構ふえてきました。それで、このトイレのありがたさを切実に感じるが多くなってきましたので、あえてこの内容の質問をさせてもらっております。

ところで今、公園等トイレの場所、個数を確認させてもらいましたけれども、当然トイレですから飛び込みで行くケースが多いんですけども、結構扱いにくいとか入りにくいトイレが多いんですね。それと、こんなトイレでいいんかいなというようなトイレも見受けられます。ということで、その辺の管理とか運営、それから改修・改善、どうやって行っているのかというのを確認したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

このすぐ近く、例えば旧市民会館のところ、職員が車をとめてみえるテニスコートのあるところのトイレがありますね、前にカーテンかなあ、何かかかっているトイレ。男女の区分は当然してありませんよね。入り口は一緒です。入りにくいです。それから、ますみ公園、隅っこにトイレがありますけれども、決して明るくもないし、結構暗いところにありますし、そういうのを見ていきますと、結構そんな環境のところが多いんですね。

それで、私は考えますに、公共トイレ、公衆トイレは24時間365日誰もが利用できる施設と理解しておりますが、現状を見てもみますと、快適に利用できる施設もありますが、においや汚れが気になる、あるいは構造上、利用にちゅうちょしてしまうトイレも少なくありません。私、トイレ

そのものにつきましては、ご家庭でも企業でも、それから行政についても同じですけれども、トイレの環境として、特に外のほうの場合、安全性の配慮、これはいつ利用するかわかりませんから、その辺のところ安全性の配慮、それから夕方から夜にかけて明るさに対する配慮・確保、それからにおいとかそんなのは当然ありますから通気性の問題とか、当然清潔さの問題とか、それについて配慮すべきじゃないかなあと。たとえ公衆トイレであっても、これは四六時中きっちりチェックすべきじゃないかと思うんですけれども、この辺のところ、実際にどの所管で管理・監督しているのかというか、維持・管理しているのかというのが私わからない部分もありますので、一つの組織で多分やっていないと思いますけれども、日ごろのトイレの管理をしているところ、その辺のところについて、どうやってして管理しているのかというのを確認したいと思いますので、どこの所管で答弁するのかわかりませんが、答弁いただければありがたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

トイレの日々の管理でございますけれども、公園につきましては指定管理者制度をとっておりますので、亀山市地域社会振興会が清掃等を行っております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、指定管理者制度の中で公園の管理、清掃も含めてになると思いますけど、やってもらっていると答弁ありましたけれども、結構汚れているんですね。便器はきれいなところが多いです。ところが、外灯、蛍光灯とかランプにクモの巣がかかってくすんでいるとか、ガラスがだめとか、それから当然トイレを利用する場合に、前へ荷物を置く場合の台みたいなものがありますね、そこがほこりで汚れているとか、そういうのが結構見受けられるんですね。ですから、男の我々は多少鈍感な部分がありますので、やむを得ず無視して、その辺のところは利用しますけれども、ただ女性が利用するのに、これではちょっと無理かなあというのがありますので、そのところも配慮していただければありがたいなあと。

それと、例えば西野運動公園の体育館の前、過去にも質問させてもらったことがありますけれども、小さな男子便器が2つと、女子用になるのかな、1個の小さなトイレがあります。男女共用です。狭いです。多分男性の方が小便器使っていたら、女性はドアをあけて入れないんじゃないかなというぐらい狭いところですけども、あのトイレなんか、あれで公共施設の中のトイレとしていいものかどうかというのが非常に気になります。

たまたま最近これはお伺いしたんですけれども、先週の日曜日、西野運動広場でゲートボールの女子の三重県大会がありました。そこへ参加している市外のおばあさんが大会中にトイレに行きたくなかったと。あそこへ行こうと思ったら、次の試合まで10分しか時間がなかったと。運動広場からあそこまで行って帰ってくるだけで目いっぱい10分かかると。ところが、女子便所、便房は1つしかないんですね。2人並んだら次の試合に間に合わんと。ゲートボールって結構厳しいらしいですね。そういうような環境もありますので、ある程度、野球場の後ろのバックネットのところのトイレもちゃんとありますけれども、体育館のほうもそれなりの対応をやっぱり検討していくべき

じゃないかなあと。あそこ結構市外・県外からも体育館、利用者も来ておりますので、あれを見たら何て皆さん思っているのかというのは非常に情けないと思いますので、ぜひそれも含めて、いま一度、市内の公共・公衆トイレをチェックしていただいて、十分な対応を進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、旧東海道沿いの公共トイレの現況についてお伺いいたします。

旧東海道を散策中のウォーキンググループ、街道歩きが最近はやっておりますので、そのグループの方々にトイレの場所を尋ねられることがあるんですね。そのときに、今、亀山宿、関宿、坂下宿を見て、街道沿いに公共トイレが何個あるのかなあと見た場合、関宿は観光でお越しいただく方もおりますから、トイレは3カ所、4カ所設けてありますね。亀山宿、坂下宿は公共トイレないんですね。歩いてこられた方がやっぱり途中で尿意を催してという方もおるかと思うんですけども、不便を感じられておる。尋ねられたときに、私たち、当然説明するのであれば、例えば一里塚のところにおったら、体育館のほうに行ったらありますよと案内できます。歩いてあそこを散策している方に、あそこまで行ってくださいというのはなかなか言いにくいんですね。最近であれば、コンビニとかそんなのを利用するのが一つの方法ですけども、結局何にもないというのはそれでいいんかいなあと非常に疑問に感じておりますので、その現況についてこれでいいものかどうかも含めて、ご所見あればご答弁いただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

東海道沿道において散策者が利用できるトイレでございますが、先ほど関宿のほうで議員がおっしゃられましたけれども、関宿の町並みでは4カ所ございます。また、亀山宿では歴史まちづくりの観点から、旧館家住宅、本年度整備を予定しております旧佐野家住宅など、歴史的な建造物の整備とあわせて散策者が利用可能なトイレの整備を進めているところでございます。さらに、沿道にある公共施設、公園などのトイレにつきましても、散策者が利用できるよう協力をいただいているところであり、さきに建設されました神辺地区コミュニティセンターでは、散策者の利用を想定して外のトイレの整備を行ったところでございます。またこういった散策者に利用いただけるトイレにつきましても、散策パンフレット等にその配置を記載し、周知を図っているところでございます。東海道沿道につきましては、近年、議員もおっしゃられますように、散策者が増加しているところでございますが、東海道の市内延長は19.5キロメートルでございますが、歴史的な建造物や公共施設等を活用していただきながら、まずは最低限度の利便を確保してまいりたいというふうを考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

公共施設の中には、その場所というのはあると思います。館家とか、例えばこの前を通れば、この行政のを使えるとか、そういうのはあるんですね。しかし、一般的に街道歩きをしてみえる方は必ずしも5時、5時半までに歩いておるとは限りません。どんな時間に利用するかもわかりませんので、公衆トイレとしては屋外の部分が必要じゃないかということは今申し上げさせていただきます。

ました。ないこともないんですね。例えば東町の商店街にトイレあるんですね、2カ所。それから沿道ですね。それから城東コミュニティか、あそこも1カ所ありますね。しかし、歩いている人、あそこにあるとわかりません。ということは、案内表示が全然ないんですね、亀山は。トイレの場所。例えば東町の商店街にトイレがあるのを私も最近知ったんです。まずわかりません。

それで今、局長はパンフレットとおっしゃいました。これありますから、これを見れば表示してあります。しかし、亀山へお越しの方がみんなこれを持っておるとは限りませんね。たまたま観光案内所とか訪ねて、問い合わせすればこういうのがありますよと見せてくれると思いますけれども、それからあえて申しますけれども、この中にトイレ表示してあります。見ていきますと、男子用、女子用、それからバリアフリー化されたトイレと、3つの施設があると案内してあるんですけども、これを見ていきますと、先ほどいいました旧市民会館のところ、市役所の職員駐車場になっているところは、男子用と女子用と車椅子対応やろうな、バリアフリー化されたトイレがあるという表示がここに出ています。ないですね、これは多分単純な間違いとっていいのかわかりませんが、街道を歩いていて、ここに行ったらあるかなあとって、あそこまで歩いていったら、あんなトイレやったというのがありますから、やっぱりきちっと対応が必要じゃないかと思っています。

それから、城西コミュニティのところ、これも男子用、女子用、それからバリアフリー化のトイレと3つあることになっているんですね。ところが、実際には1つの便房があって、男も女も障がい者の方も使えるというトイレになっているだけです。それでお聞きしますと、コミュニティのトイレ貸してもらえますよと言われるんですね。それから神辺のコミュニティ、新しくできました。あそこも確かに外トイレあります。それも貸してもらえるのかわかりませんが、太岡寺畷を歩いていて、トイレ行きたい人が、あそこ貸してもらえるからと行きますか。トイレの表示があれば利用することがあるかと思うけど、今何もないですね、そういうトイレ表示とかいうものが。その辺ももうちょっと配慮して対応していただけるのがありがたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

坂下のほうは、私は余りふだん行きませんから、どれだけ街道歩きしてみえる方が見えるかわかりませんが、あそこも多分公共トイレ、公衆トイレは一個もないかと思いますが、ずうずうしい方であれば、ちょっとご近所の店とか、あるいは訪問して貸してもらえませんかということができるとは思いますけれども、なかなかこれはできないと思うんですよ。やっぱりそれなりの対応をしておいてあげるべきじゃないかなあとと思います。

観光振興ビジョンの中で、観光振興の基本戦略としてという項目の中に、訪問者を迎え入れる、受け入れる環境づくりが明記してございまして、その中に駐車場、トイレなどの受け入れ環境づくりも大切というような表現がしてあります。このトイレについては、施設の中のトイレとしてをイメージしているのか、外のトイレかはちょっとそこまでは私も読んでいないですけども、当然屋外の、それこそ24時間365日利用できるようなトイレもイメージしていただければ結構じゃないかなあとと思います。そういうことによって、直接観光振興ビジョンの中身とはかけ離れているかとは思いますが、せつかく市外、県外からお越しいただいた方が来てよかったなあとという評価を得てもらうためには、施設の充実も当然大切かとは思いますが、こういうちょっとした気配り、心配りも大事なことかと思っていますので、配慮していただくとありがたいと思いますので、

もう答弁要りませんので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、文化振興ビジョンの中で、「いせのくに亀山・文化創造都市」の実現を目指す亀山としてということで、あえて公共トイレの充実はどのように位置づけられているのかということを経問の項目に加えさせていただきました。現在の亀山市の文化振興ビジョンではトイレともないですし、それからいや、ちょっと違うやろうということをおっしゃる方も多いかと思いますけれども、あえてこの設問を入れましたので、所管局として、文化振興ビジョンと公衆トイレとの関連性を何か考えることがあれば、ご答弁をいただきたい。関係ないと言われればそれまでですから、率直な意見をいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

議員もおっしゃられましたように、文化振興ビジョンの中で公共トイレの充実ということは位置づけられているかということにつきましては、端的に申し上げて、ビジョンには記述はございません。しかしながら、公共トイレを文化という観点から私なりに考えてみますと、3つの点が上げられるというふうに思います。

1点目は、人間の生活に欠かすことのできないトイレは、一つの文化的な消費様式であり、用を足すのにどれほどの清潔さ、アメニティーを要求するかは、その国の経済や生活水準と、それにかかわる意識によって大きく異なり、その国の民族の生活を反映する国家の文明度をはかる尺度であるとも考えられます。近年の日本におきましては、高速道路のパーキングなどにおきましても清潔で快適な空間が整備されておりまして、一種独特のトイレ文化が世界的にも認知されてきております。新しく施設を、整備を行う場合におきましては、先ほども建設部長が申し上げましたように、快適性のほか、誰にでも使えるようユニバーサルデザインにも配慮した整備が必要であるというふうに認識しております。

2点目は、公共トイレの景観に与える影響でございますし、こちらにつきましては文化振興ビジョンでも景観への配慮を上げておりますので、トイレであっても、屋外へ設置する場合におきましては、景観に配慮した施設整備に努めるものと考えております。

3点目が一番大事でございます、トイレの使用の面でございます。皆が使うトイレをきれいに保つために、自分が使用した後、使う人のことを考えてきれいに使うという大切なマナーは、その国の民度をあらわしており、自分や他人を思う心を育む力、いわゆる文化の力を生かしたまちづくりのために重要なことであると認識しております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

最後の質問にさせていただきます。

いろいろと今局長から答弁ございましたけれども、そこまで確認する必要もない部分もあったんですけども、ちょっと古い話でございますけれども、最近余り聞かないという意味で、その国の文化度をはかるにはトイレを見ればわかると言われておりました。この国ということがありますけれども、地域に置きかえても十分当てはまるんじゃないかと思うんですよ。一般の家庭とか企業と

か行政なんかの公共の場所以外のところの施設内は、簡単に外から来た人はわかりませんから、これはぴんと来ないかわかりませんが、それを確認するのは、やっぱり公共トイレ、公衆トイレになると思いますので、ぜひそのところも常に意識しての対応をお願いしたいと。

先ほどございましたように、文化振興ビジョンの中には、亀山市を訪れてみたいという気持ちを引き起こす都市としての魅力とか、地域の観光をよりよくするための整備とかうたってございます。ですから、これはトイレに当てはまるかどうかというのは別として、このトイレの問題は、ここにうたってある施策以前の問題として重要なテーマであろうかと思っておりますので、その辺のところを重く受けとめていただいて、少しでも、ああきれいなトイレやなあと、使いやすいトイレやなあとというのを屋外にどんどんできたり、あるいは改修していつてもらえれば非常にありがたいかなあと思っておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っておりますので、何かご答弁ありましたら時間ありますのでいただきたいと思っておりますけれども、ないようでしたらこれで終わらせてもらいますが、何かございますか。市長、よろしく申し上げます。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、貴重なご提案をいただいたというふうに思っておりますし、改めて局長の3つの先ほどの視点というのなかなかずっしり感じたところであります。いずれにいたしましても、市民ももちろんであります。市外からも訪れていただく方が気持ちよく使っていただく、その意味でも公共トイレの環境改善について計画的にしっかり検討してまいりたいというふうに思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

一般質問、全部終わりましたんですけども、ちょっと時間を拝借しまして、昨日の我が会派の尾崎議員が地籍調査についての質疑をさせていただいたわけですけど、聞いておりますと明快な回答が得られていない、対応がされていないというふうに感じましたので、その尾崎議員の質問に対しての関連をさせていただきたいと思っております。

まず、なぜ、ザ・点検で要改善という欄で改善を要するというのを、改善するということが中止につながるのか。改善するということと中止とは大きく違います。改善する努力をすることによって、改善することによって物事は前に進んでいく。中止をしてしまうということについて、このザ・点検で要改善がなぜ中止になったのか、まずそこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

昨日も尾崎議員にご答弁をさせていただきましたように、ザ・点検の中で要改善の判定をいただいております。まず評価者の判定理由としまして、事業の重要性は理解できるが、進捗が低く人員的にも無理があることから、一旦事業を休止し、過年度分の未整理を完了し、再開後の実施体制について十分検討すべきとの意見をいただきましたことから、来年度は一旦中止とさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

要改善がなぜ中止になるのか、そんなものは理由にはなりません。ただ私は3月議会に、この地籍調査について再三質問させていただき、より具体的にメリット、必要性、国土調査法に基づく継続、やるのが大切やということ再三申し上げて、市長も人的パワーについても十分前向きに考えるということや、一生懸命私がここで議会として質問をし、答弁もいただいておりますがザ・点検で中止になるというのは、議会で私どもが一生懸命質問しておりますことよりも、ザ・点検のほうが優先されるのか。執行部は、我々この議会の中で調査して研究をして、必要性和今までの過去の実績についてもやらないでくれということを前向きに考えたことが、5月17日のザ・点検で要改善で結果的に中止やと。これ議会軽視になるのか、私の質問を軽んじておられるのか、その辺、本来この議会で一般質問させていただいておりますことを、検討するといいながらザ・点検のほうを優先して中止にするんだということに対する考え方、一体おたくら執行部は、我々が一生懸命質問しておりますことに対して、ザ・点検を優先するのか、議会を優先するのか、その辺をまず先に聞きたい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3月の定例会におきましても、今お話がありましたように、議員からもご質問を頂戴して、その問題あるいはその重要性、あるいは今後についてご答弁をさせていただいたところでございます。何らかのマンパワーの不足もそうでありまして、おっしゃられる質問の趣旨を前へ進めていく上で、今回ザ・点検で要改善という結果に至ったところでございますが、従来の今の組織の進め方の課題というものをもう一回洗い出してこの体制を整えないと、議員のご質疑も、あるいはこの事業の展開も非常に厳しい状況にあるという中で、平成20年度以降に着手したものが登記されていない、図面と差しかわっていないという現状は、確かに議員ご指摘いただいておりますような課題がありますので、ここは一度新たな地区の着手はせずに、この20年度以降の整理を地区の整理を重点的にまずした上で、少し体制のマンパワーとか、こういう問題につきまして、新たな体制づくりが必要だという意味でございまして、中止ということではございませんで、休止という言い方を使わせていただいておりますが、議員の趣旨、ご意見の趣旨、議会の議論の趣旨を十分受けとめて前へ進めていきたいという考え方でございますので、その点をご理解を頂戴したいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから、その改善をしなければならんということで、なぜ28年、来年以降、一時中止しなければならぬのかと。ことし1年かかってマンパワーが手当して改善すればスタートできるんだと。だけど、既にもう市が5月に県当局へ来年の要望をしないということに対して、県はこれは困ると。受け入れがたいと。この一時中止については県としては受け入れがたいという回答もいただいておりますね、これ。亀山市が休止というのは、県としては受け入れがたいものがあると。

それから、環境のほうで発生した状況についても、筆界未定などの池沼もあるので、負担を軽減してでもこれは進めるべきやと。それから、やめるのであれば、県と、また国土交通省へ直接亀山市にも働きかけると。中止してもろうたら困るということと言われておる。これほど国も県もどうしてもやってほしいと。中止してもらおうと困ると。中止したら、再開は非常に難しくなるということは県からも指摘されておる。こういったことを踏まえて、どのように市は受けとめておるのかと。これが県には、担当が言った相手の、三重県は水資源・地域プロジェクト課長の担当が岡崎賢一なんですね。前、私どもにおった亀山の建設部長なんですよ、相手は。その方が一生懸命亀山市の今の中止は困る、してもらっても困ると言うておるんですよ、前の建設部長が。だから、そんなことを言われておって、国も県も国土交通省も何とかして続けてくれと。95%の補助金があるんだからということで続けてくれと言うておることを、ザ・点検であかんから中止するというようなことでは、私は困る。これから国土交通省、県との要請に対して市が応えんとなれば、県事業、国土事業についても大きく左右する。これがやっぱり行政なんですよ。末端行政は国・県に頼らざるを得ないという中には、やっぱり消化すべきであると。

それから、今、うまく登記がついていないというのは、これは確かに詰め甘さですよ。だから、100%の確認はとれなければ、100筆のうち1筆でも一人の不詳があれば、100筆中の全てが法務局の登記がつかないですよ。それについても手法があるという、県は手法を言うておるわけです。そういう場合でも登記がつく方法があるんだと。だから、量も低減できると言うておるわけですよ。だから、国・県が、今からこういう結果を来年要望しなきゃということに対して、国、また県、国交省は、亀山市へ来て何とかしてくれと言うておるんですよ。29年度以降しかどうしてもやらんというのか、それでもやるつもりはないのか。我々議会で一生懸命こうやって質問しても、それも受ける価値はないのか、何とか早急な手当をすることができると思う、方法論はあると思う。それでも今一旦中止、ザ・点検で中止、休止したら、それはどうしても前へ進めることはできないのか、再度お聞かせ願いたい。

○議長（前田 稔君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今のこの事業の重要性をしっかりと認識をさせていただいて、可能な限り、その体制づくりをさせていただくということであります。どこまでできるのかわかりませんが、当然そういう方向で国・県においても、私どもの今の現状もしっかりお伝えをさせていただきながら、あるいは民間の力もおかりしながら最善の状態はつくっていきたいというふうに思っておりますので、その点は

ご理解を頂戴したいと思います。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

余り長々と言うつもりはないんですけど、ただ今年度5月22日に三重県国土調査推進協議会というのがあったんです、総会が。そこには市長も入っておるんです、メンバーに。これについては、この国土調査事業をやりなさいということを決議もしているわけです。市長の名前も入っておるんですよ、これ。だから、これらを含めて、まだ今も今度県の市長会の副会長もするという事は、県の市をリードしなければならん、模範を示さなければならん、市長会の副会長としても模範を示すべきである。それが県の意向に反し、国交省の意向に反し、一時停止するという事は、亀山市にとっても市長にとっても、これは大きなマイナスだろうと思う。だから、そこらを踏まえて、もう少し、いま一步考えてもらいたいというふうに思うんですけど、例えば私なりに考えた場合、人的パワーができんというのであれば、去年、おとしやめた土木出身、技術課担当の方がやめて再任用されている方が見えると思います。ここらはやっぱり土木の専門であり、土地の専門でもあり、再任用するがための職員採用なのか、事業があるから再任用したのかは別としても、ここらについてはやはりチームを組んで、地籍調査推進チームを組むとかというのを、例えば今の兼務を解いて、今の用地管理室ではなしに、例えば今、昔は忙しかった土地開発公社があります。副市長が今理事長になっておって、土地開発公社があると思うんです。土地開発公社も今は前のような仕事よりはかなり縮小もされて兼務の範囲内です。だから、あくまでも公社として認めておる以上、ここで今の公社は塩漬けになった土地の管理をしておる程度ですよ。そんなことであれば、せっかく土地開発公社に今までの経験豊かな再任用した職員を、市職員じゃなしに、公社職員として嘱託で採用、専用で2人以上するという事によってチームも組めるし、土地開発公社も業務も円滑になるし、土地開発公社の中にするということは可能だと私は思う。そこで、やっぱり専門のプロジェクト、推進チームをつくる。行政との絡み合いの土地開発公社を本来の業務にあわせて地籍調査をあわせていくということは、今の再任用した経験豊かな職員もおると思うんです。そこらを嘱託するという事は可能だと思うんですけども、土地開発公社の理事長である副市長さん、一遍その辺のご所見があれば、一言お願いします。

○議長（前田 稔君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

この地籍調査事業、土地開発公社でどうだというようなご質問でございますけれども、地籍調査事業につきましては、主体は市の事業ということもございまして、公社も定款にも現在そういったことは書いてございませんので、公社ではできないというふうにここでは考えているところでございますけれども、やはり地籍調査事業につきましては、まちづくりだとか税、また災害といった観点から必要性といったものは私ども認識いたしておりますので、認識いたしておりますけれども、やはり最近の権利意識の高まりといったことからなかなか進まないといったことが現状でございます。そういったことで、建設部の中で用地管理室が今やっておりますけれども、この用地管理室の組織強化といったことが必要というふうに考えますけれども、先ほどご提言もありましたよ

うに再任用職員、今後ますます増加をしておりますので、この中でマンパワーの確保とか雇用の確保といったことも含めまして、さらに検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、対応の悪さ、もう少し前向きな取り組みをしていただきたいというふうに思います。特に地籍調査については、市街地を含めて特に今回も環境産業部が断られております。山林については、今、市街地よりかなり安易に地籍調査ができるということも聞いておりますし、これも県森連等含めて、非常におくれた中で進めるべきだと。あくまでも税の公平性とか、災害、地震等に対して、いち早くこれについては継続してやるということが力になるんだということでございまして、余り中断するという事は決していいことじゃないということも踏まえて、できるだけ中止を改めて、来年以降も何とか継続して取り組んでいただきたいと要望して質問を終わります。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

あす20日から28日までの9日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

あす20日から28日までの9日間は休会とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの29日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時20分 散会）

平成27年6月29日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成27年6月29日（月）午後2時 開議

- 第 1 議案第45号 亀山市総合計画条例の制定について
- 第 2 議案第46号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について
- 第 3 議案第47号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 4 議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 5 議案第49号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 6 議案第50号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第51号 財産の取得について
- 第 8 議案第52号 市道路線の認定について
- 第 9 議案第53号 市道路線の認定について
- 第10 議案第54号 専決処分した事件の承認について
- 第11 議案第55号 専決処分した事件の承認について
- 第12 議案第56号 専決処分した事件の承認について
- 第13 請願第 1号 安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める請願書
- 第14 報告第13号 平成26年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第15 委員会提出議案第3号 亀山市議会基本条例の一部改正について
- 第16 委員会提出議案第4号 亀山市議会会議規則の一部改正について
- 第17 議員提出議案第2号 安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書の提出について
- 第18 議員提出議案第3号 市長に対する問責決議

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長 (兼)医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局 長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局 長	松村大君		

●事務局職員

事務局 長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書 記	高野利人		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長(前田 稔君)

皆さん、こんにちは。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る16日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第45号から日程第12、議案第56号までの12件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第45号	亀山市総合計画条例の制定について	原案可決
議案第46号	亀山市まちづくり基本条例の一部改正について	原案可決
議案第47号	亀山市税条例等の一部改正について	原案可決
議案第48号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第51号	財産の取得について	原案可決
議案第54号	専決処分した事件の承認について	承認
議案第55号	専決処分した事件の承認について	承認

平成27年6月25日

総務委員会委員長 中村嘉孝

亀山市議会議長 前田稔様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第56号	専決処分した事件の承認について	承認
--------	-----------------	----

平成27年6月24日

教育民生委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 前田稔様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第49号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第52号	市道路線の認定について	原案可決
議案第53号	市道路線の認定について	原案可決

平成27年6月23日

産業建設委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 前 田 稔 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第50号	平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
--------	----------------------------	------

平成27年6月29日

予算決算委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議長 前 田 稔 様

○議長（前田 稔君）

初めに、中村嘉孝総務委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、16日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、25日に委員会を開

催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました。

初めに、議案第45号亀山市総合計画条例の制定について、条例第11条ただし書きによって議会の議決から除外する軽微な変更とはどのようなものかとの質疑があり、これについては、字句の訂正や名称の変更などを想定しており、それら以外の計画の変更は全て議会の議決を経て進めるとの答弁でありました。

次に、条例中に軽微な変更の範囲について定める必要があるのではないか、または基本構想の変更等については全て議会に諮るという趣旨であるならば、軽微な変更の字句を削除すべきではないのかとの質疑があり、これについては、軽微な変更は単なる字句訂正や名称変更以外のものは想定していないことから、特段の定めをしていないものであるが、軽微な変更の文言は、10年間の計画期間の中では軽微な変更も想定されることから必要であるとの答弁でありました。

次に、条例第3条及び第4条において、総合計画の策定義務と最上位計画としての位置づけが規定されていることと、市長マニフェストが総合計画より優先するという本会議での答弁は矛盾するとの質疑があり、これについては市長のマニフェストの中で総合計画と整合しない部分が出てきた場合には、整合を図るため、総合計画の変更を議会に諮る必要があるとの答弁でありました。

次に、総合計画審議会の委員の選出区分である公共的団体等にはどのような団体が含まれるのかとの質疑があり、これについては、自治会連合会、婦人会連絡協議会、社会福祉協議会や商工会議所などであり、PTAなどの代表者は、その他市長が必要と認める者の区分で想定しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第46号亀山市まちづくり基本条例の一部改正について、総合計画条例にまとめることはできないのかとの質疑があり、これについては、まちづくり基本条例には基本理念や基本原則等まちづくりの推進に係る事項が規定されているので、総合計画条例の制定をもって廃止することはできないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第47号亀山市税条例等の一部改正について、わがまち特例の軽減率の適用と適用施設の取得時期について質疑があり、これについては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得した施設に対して、平成28年度以後の年度分から軽減税率を適用するとの答弁でありました。

次に、紙巻きたばこ旧3級品の税率を引き上げることの改正理由について、市の条例としての改正理由を示せばよいのではないのかとの質疑があり、これについては、今回の改正はあくまでも地方税法の一部改正に伴って、その趣旨を踏まえたものであるとの答弁でありました。

次に、たばこ税の税収について質疑があり、これについては、たばこ税約3億6,000万円のうち旧3級品は約700万円で、これが約2倍弱値上げされるとの答弁でありました。

次に、現在、亀山市にはわがまち特例について該当はないとのことだが、今後制度を活用していく考えはあるのかとの質疑があり、これについては、今後さまざまなまちの整備をしていく上で、この制度に合致していく事業を行う可能性もあるため、現段階で条例の整備をしておくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第48号亀山市都市計画税条例の一部改正について、都市計画税の使途が明確に見えてこないとの質疑があり、これについては、都市計画税は道路、下水道、廃棄物の処理といった生活環境の整備のため運用しており、今後もの確に都市計画事業等に対して長期的な展望と全市的な視野に立って運用していきたいとの答弁でありました。

次に、わがまち特例の改正について確認の質疑があり、これについては、市税条例の改正と同様、今後、亀山市が該当した場合、すぐさまその税率が適用できるよう改正するものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第51号財産の取得について、議会の情報発信の充実を図るため、亀山市議会映像・音響設備等を取得するもので、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第54号専決処分した事件の承認について、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、亀山市税条例等の一部改正をしたもので、3月31日付での専決処分であるが、3月定例会に間に合わなかったのかとの質疑があり、これについては地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に施行されたことから、3月定例会には間に合わなかったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

次に、議案第55号専決処分した事件の承認について、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、亀山市都市計画税条例の一部改正をしたもので、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、岡本公秀教育民生委員会委員長。

○11番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、16日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、24日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第56号専決処分した事件の承認について、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正したもので、5割軽減、2割軽減額の影響として、平成26年度実績から試算した5割軽減24世帯、2割軽減57世帯について質疑があり、これについては新たに適用となる世帯であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、新 秀隆産業建設委員会委員長。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、ただいまから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。当委員会は、16日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、23日に委員会を開催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました。

初めに、議案第49号亀山市営住宅条例の一部改正について、新たに借り上げる新築の民間住宅3カ所について、職員が現場確認の際に問題があると認識しなかったのか、また選定委員会は現場確認をしたのかとの質疑があり、これについては、職員が現場確認し、坂や擁壁については問題はないと判断し、選定委員会は写真で確認したとの答弁でありました。

次に、市内の市営住宅で急な階段や勾配がある市営住宅はあるのか、また今回、新築の民間住宅を活用する手法をとり、土地を選べたにもかかわらず、なぜこのような土地が選ばれたのかとの質疑があり、これについては、現在ある市営住宅の中では急な階段や勾配のあるところはなく、今回の物件については地形的に非常に厳しいところだと認識しているが、近隣に幼稚園や小学校、商業施設等があり、子育て世代、若い世代にとっては便利なところであると意識して選定した。今後はチェックリストの項目を追加するとともに、事業手法については、しっかり見きわめて検討していくとの答弁でありました。

次に、野村や亀田など、既に老朽化したため取り壊し、更地にしたところを活用することは考えなかったのかとの質疑があり、これについては、既存の市営住宅用地の活用は一つの方法として上がっていたが、土地の売却という考え方もあり、今回は民間の活用となったとの答弁でありました。なお、民間から新築住宅を借り上げるというケースは初めてであり、今回がモデルケースにならないよう、問題についてはきっちり見直すよう意見がありました。

また、討論では、高齢者や障がい者など、さまざまな方が入居することを前提とする市営住宅において、急な階段や勾配のある土地を市営住宅として提供することは問題があること、さらに選定過程において選定委員会が現地を確認していないことや、市が所有している市営住宅跡地の活用について検討されずに進められたことから反対討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第52号市道路線の認定について及び議案第53号市道路線の認定について、審査の前に現場確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る16日の本会議で当委員会に付託のありました議案第50号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、23日に産業建設分科会、24日に教育民生分科会、25日に総務分科会を開催して審査を尽くしました。

そして本日、市長、副市長を初め関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長か

ら審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対し、関ロッジ管理費の補正予算の提案時期について、野村布気線整備事業について、用地買収の経緯等について質疑がありました。

次に、国民宿舎関ロッジ管理費について自由討議を行いました。その後、平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）の商工費、観光費、国民宿舎関ロッジ管理費のうち報償費37万3,000円について、本会議の質疑、質問及び教育民生委員会で設置の目的についてたどりましたが、市長の方向性は明言されず、現在の指定管理者制度や関ロッジの課題や問題も整理されていない。現在の状況では、早急に方向性を決定し再開を目指すべきだと考え、そのためには、決定権と執行権を持つ櫻井市長が、その責任においてたたき台とあるべき案を示すべきとの理由から、修正案が提出されました。

続いて、修正案について自由討議を行い、その後、修正案に対して採決の結果、賛成者少数で否決され、原案に対して採決の結果、賛成者多数で可決することに決定しました。

なお、委員会として、1つ、関ロッジについては、委員会の審査過程において出された意見を十分尊重するとともに、平成27年3月定例会において議決した国民宿舎関ロッジに関する決議に書かれているように、指定管理取り消しに至った原因の検証を十分に行い、議会に報告した上で、関ロッジの方向性について、直営も含め幅広い視点で検討を行うこと。

2つ、関ロッジの方向性については、平成27年9月定例会閉会日までに結論を出し、10月から始まる平成28年度予算の編成作業に間に合わせること。

以上2点の附帯意見をつけたところであります。

以上で、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第45号から議案第56号までの12件について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表し、議案第49号亀山市営住宅条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

今回の議案は、亀山市が民間借り上げ住宅を開始して初めて新築での共同住宅を、3カ所、計20戸、市営住宅とするというものです。現地を確認してわかったことですが、3カ所のうち2カ所、川合住宅については急勾配の坂道、北鹿島台住宅については30段のコンクリート階段の上に住宅が建っています。高齢者や障がい者、ベビーカーの必要な子育て世帯が入居することを考えたら、バリアフリーの観点からも、一目見ただけで市営住宅には適当でないと言わざるを得ないものでし

た。今回、期待する市民も多かっただけに非常に残念です。

また、そういう場所であるにもかかわらず、選定委員が現地を確認していないことが質疑にて明らかになりました。現地も見ずに市営住宅を決定するというのは、余りにもずさんなやり方です。今後について善処する旨の答弁はあったものの、今回のこの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川憲行でございます。

私は、平成27年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論をいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費の国民宿舎関ロッジ管理費のうち報償費37万3,000円を、国民宿舎関ロッジの在り方検討委員会の委員報酬としては認めるべきではないと考えます。その理由は、本会議の質疑、質問及び教育民生委員会で設置の目的についてたどりましたが、市長の方向性は明言されず、現在の指定管理者制度や関ロッジの課題や問題が整理もされず、一般市民から選ばれた委員会の委員によって新しい方向性を決定づけることは、市長の職務と説明責任を全うしていないと言わざるを得ません。3月議会において、関ロッジの課題や問題点、指定管理者制度のあり方などを早期に議会に報告すべきとの意見書を出したにもかかわらず、いまだ報告されていない中、議会に報告される前に設置される在り方検討委員会に、その検討が示されているのでしょうか。

また、在り方検討委員会の中で課題の整理を行い、今後の運営の方向性を決めていくと説明がありましたが、直営には戻さない、宿泊施設としての継続は難しいと考えるなど、ある一定の市長の考え方が答弁の中にあっただけだと思います。

また、10月までの期限つきで最大4回までしか開かれない会議で、これだけ重要な問題の決定がなされることが正しい政策決定の方法と言えるのでしょうか。さきの関ロッジのあり方検討では、議会も約2年にわたり特別委員会を設置して結論を導き出してきたのです。

現在の状況では、早期に方向性を決定し、再開を目指すべきだと考えます。そのためには、決定権と執行権を持つ櫻井市長が、その責任においてたたき台となるべき案を示すべきです。

よって、この在り方検討委員会の設置のための報償費を含む補正予算には、反対をするものです。議員各位の賛同を求め、提案理由といたします。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合はその議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、討論のありました議案第49号亀山市営住宅条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前田 稔君)

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第49号亀山市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第50号平成27年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前田 稔君)

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第50号平成27年度亀山市一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第45号から議案第48号まで及び議案第51号から議案第56号までの10件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前田 稔君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第45号 亀山市総合計画条例の制定について

議案第46号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

議案第47号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

- 議案第51号 財産の取得について
- 議案第52号 市道路線の認定について
- 議案第53号 市道路線の認定について
- 議案第54号 専決処分した事件の承認について
- 議案第55号 専決処分した事件の承認について
- 議案第56号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、日程第13、請願第1号を議題とします。

本請願についての総務委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成27年6月25日

総務委員会委員長 中村嘉孝

亀山市議会議長 前田稔様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成27年6月15日
件 名	安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町554-7 亀山九条の会 代表 坂昌寛
紹 介 議 員 氏 名	中崎孝彦、服部孝規、西川憲行

委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（前田 稔君）

これより、請願の審査報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（前田 稔君）

ないようですので、質疑を終結します。
次に、請願第1号について、討論を行います。
通告に従い、順次発言を許します。
4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

公明党市議団を代表して、安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める請願書に対して、反対の立場で討論させていただきます。

まず、日本を初めとする世界を取り巻く安全保障環境について触れる必要がございます。

現在、核兵器や弾道ミサイルなどの大量核兵器の脅威があり、しかもそれが各地に拡散しております。日本の近隣におきましても、日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し、核兵器も開発しているという報道も出ております。日本人も犠牲になっている国際テロ、そしてサイバーテロの脅威も深刻な状態でございます。今や脅威は容易に国境を越えてやって来る、そのような環境にあるということを認識する必要があります。

こうした中で、国と国民を守るということは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況にあっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築するとともに、抑止力を強化する必要があります。

一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要であります。意見書には、集団的自衛権行使容認、憲法改正とありましたが、憲法9条のもとでは、これまでどおり専ら他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められておりません。政府の憲法第9条解釈は、長年にわたる国会との議論の中で形成されてまいりました。その中で、一番の根幹になっているのが1972年、昭和47年の政府見解であります。すなわち、自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根本から崩されるという急迫不正の事実に対し、国民のこれからの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限の武力行使は許されているというような考え方であります。

この考え方に立ち、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのか、これらを突き詰めて議論した結果が、昨年7月の閣議決定でありました。この閣議決定では、憲法第9条のもとで許される自衛権の措置、発動の新3要件が定められ、法案に全て明記されたものであります。この新3要件によって、自衛の措置、限界を明確にした。また、新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根本から崩されるという明白な危険がある場合に限り自衛の措置をとることができる、このようにされました。明白な危険とは、国民に日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況を申します。

しかし、自衛権の発動に当たっては、国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がない場合のみ許されます。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件が課せられておるのであります。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は変えておりません。国連憲章第51条に当たるような専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認められておりません。

さらに、請願書では法案審議が短時間過ぎるとの趣旨の文言がございましたが、安保法制の与党協議は昨年5月に始まり、丸1年をかけて25回を超えます。資料もその都度公表してまいりました。したがって、決して拙速だと、そのようには思いません。

いたずらに国民に不安や恐怖をあおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を冷静に見きわめ判断すること、そのことが大切なことではないでしょうか。

以上の理由によりまして、今回の請願書提出につきましては異議を唱え、反対討論をさせていただき、議員各位のご賛同をお願い申し上げて終了いたします。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の討論は終わりました。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

それでは、安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める請願書について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

日本は、多くの犠牲者を出したさきの大戦後、日本国憲法を制定し、二度と戦争はしないとかたく誓って再出発をいたしました。その精神を受け継ぎ、これまで歴代の内閣は、日本国憲法第9条のもとで集団的自衛権を行使することはできないという姿勢を貫き通してきたところでございます。

折しも、ことしは第2次世界大戦終結から70年の節目の年でもあります。そうした中であって、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する新しい安全保障法制の整備を進めています。5月14日に安倍内閣が閣議決定し、国会に上程した国際平和支援法案、平和安全法制整備法案は、これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を根本から変えようとするものであり、実質的には憲法改正に匹敵する内容ではないかというふうに考えております。しかも、安全保障法制整備法案は、10にも及ぶ法案を一括したものであります。個別に見れば、それぞれに賛否が分かれるであろうと思われる内容を一本化するという姿勢は、国民に丁寧に説明するという言葉とは全く

相入れないものであります。国民の多くは、なぜこの法整備が必要なのか、大きな疑問を感じているというふうに私は思っております。

憲法に定められた国のあり方をこれほど大きく変えようとする法案整備については、私は広く、より広く国民的議論を起し、世論を尊重して法案の審議を行うためにも、安全保障の見直しを求める請願書については採択すべきであると考えております。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、討論といたします。（拍手）

○議長（前田 稔君）

6番 中崎孝彦議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、請願第1号について起立により採決をします。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第1号安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、日程第14、報告第13号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

報告第13号平成26年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成26年度に繰越明許費の承認をいただいております空き家等対策事業につきまして、繰越額が確定し、平成27年度へ繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、本議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、報告第13号については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

次に、日程第15、委員会提出議案第3号から日程第17、議員提出議案第2号までの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、櫻井清蔵議会運営委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第3号と委員会提出議案第4号の2件については、議会運営委員会からの委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第3号亀山市議会基本条例の一部改正についてでございますが、平成23年の地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務が撤廃されましたが、市では総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後も総合計画を策定することとし、総合計画条例を制定します。今回の改正は、このことにより、議会基本条例に規定する議会の議決事件について所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、総合計画のうち、基本構想の変更または廃止の議決については総合計画条例で定めるため、議会基本条例に定める議決事件から削除するとともに、基本計画の策定、変更または廃止についてはこれまでと同様に議会基本条例に規定する議会の議決事件とし、基本計画の引用法令を総合計画条例に改めます。

なお、施行日は公布の日とします。

続きまして、委員会提出議案第4号亀山市議会会議規則の一部改正についてでございますが、今回の改正は、全員協議会の補助機関として平成27年5月22日に設置した政策検討部会について、地方自治法第100条第12項の規定による協議または調整を行うための場として位置づけるため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場である全員協議会には、その補助機関である政策検討部会を含むこととし、その構成員は部会員と、招集権者は部会長と定めます。

なお、施行日は公布の日とします。

以上、委員会提出議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第2号安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書。

日本は多くの犠牲者を出したさきの大戦後、日本国憲法を制定し、二度と戦争をしないとかたく誓って再出発しました。その精神を受け継ぎ、これまで歴代の内閣は、日本国憲法第9条のもとで集団的自衛権を行使することはできないという姿勢を貫き通してきました。折しもことしは、第2次世界大戦終結から70年の節目の年でもあります。

そうした中であって、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する新しい安全保障法制の整備を進めています。5月14日に安倍内閣が閣議決定し、国会に上程した「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」は、これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を根本から変えようとするものであり、実質的に「憲法改正」に匹敵する内容のものです。しかも、「平和安全法制整備法案」は、10にも及ぶ法案を一括したものです。個別に見ればそれぞれに賛否が分かれ

るであろう内容を一本化するという姿勢は、「国民に丁寧に説明する」という言葉とは全く相入れません。国民の多くは、なぜこの法整備が必要なのか大きな疑問を感じています。

憲法に定められた国のあり方を大きく変えようとする法案審議が、これほど短期間でし尽くせるとは到底思えません。広く国民的議論を起こし、世論を尊重して法案の審議を行う必要があります。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」を今国会で成立させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案について質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、早速質疑に入らせていただきます。

公明党、新でございます。

今回の意見書の中に、集団的自衛権行使容認の閣議決定とございますが、これらはどのようなものをもって、何ををもって閣議決定と申されているのかということでございますが、請願の反対討論で先ほども示させていただいたように、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められているか、その限界はどこにあるかを突き詰めて議論した結果が、今年の7月の閣議決定でございました。

憲法9条の解釈の根幹は変えておりませんし、国連憲章51条にございますように、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。意見書の中の集団的自衛権行使容認の閣議決定には当てはまらないと考えております。

そういう点につきまして、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

先ほどの新議員の質疑に対して、答弁申し上げます。

新議員のほうから、集団的自衛権行使容認の閣議決定とあるが、何ををもって閣議決定と申されるのかという質疑でございますので、これは昨年7月に安倍政権のほうで閣議決定された集団的自衛権行使容認という内容の閣議決定のことを指しております。以上です。

それから、あえて申し上げれば、それ以降、確かに安倍政権の中で議論は進めてみえたと思えます。そして今回、2法案が提出されたということもございますけれども、はっきり申しまして、この意見書の中にも後段に上げさせてもらっておりますように、実際に広く国民的議論を起こしているのかどうか、これは行っておりません。憲法学者とか弁護士等も含めていろんな意見が出ていますけど、十分な議論が尽くされていないままで、今回95日の会期延長をされてきました。その中

で、確かに十分な議論が進められていくのかどうかと云ったら、これも疑問でございますので、あえて今回は、こういう形での今国会での成立はまずいんじゃないかと、早いんじゃないかということで、意見書の提出をさせてもらうのを皆さんで賛同して対応させていただきましたので、ご理解のほどよろしくお祈りします。

○議長（前田 稔君）

以上で、通告による質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第3号及び委員会提出議案第4号の2件については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

続いて、お諮りします。

議員提出議案第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

異議なしと認めます。

議員提出議案第2号は常任委員会への付託を省略することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時53分 休憩）

（午後 3時02分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会提出議案第3号及び委員会提出議案第4号並びに議員提出議案第2号の3件について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

公明党市議団を代表いたしまして、新 秀隆、意見書に反対の立場で討論させていただきます。

本意見書は、安全保障法制の見直しを今国会で成立させないとありますが、なぜ今国会、安全保障法制の法案の整備がされているのか、意見書の内容にはそれらのことが触れられておりません。また、請願の反対討論でもお示しさせていただいたように、法案では集団的自衛権の行使も認めておりませんし、憲法9条を改正するものでもございません。反対の内容としましては、請願に対する討論でお示ししたとおりでございます。

地方議会として、いたずらに国民の不安や恐怖をあおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を冷静に見きわめ、判断することこそが大切なことではないでしょうか。

以上の理由によりまして、今回の意見書提出につきましては異議を唱え、反対の立場で討論をさせていただきます。

議員各位のご賛同をお願いし、終了させていただきます。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の討論は終わりました。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書の提出について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

さきの請願の採択のときにも申し上げましたが、繰り返しになりますが、日本は多くの犠牲者を出したさきの大戦後、日本国憲法を制定し、二度と戦争をしないとかたく誓って再出発をいたしました。その精神を受け継ぎ、これまで歴代の内閣は、日本国憲法第9条のもとで集団的自衛権を行使することはできないという姿勢を貫き通してきました。

折しも、ことしは第2次世界大戦終結から70年の節目の年であります。そうした中であって、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する新しい安全保障体制の整備を進めています。5月14日に安倍内閣が閣議決定し、国会に上程いたしました国際平和支援法案並びに平和安全法制整備法案は、これまで歴代政府が踏襲してまいりました安全保障体制を根本から変えようとするものであり、実質的に憲法改正に匹敵する内容であると私は考えております。

しかも、平和安全法制整備法案は10にも及ぶ法案を一括したものであります。個別に見れば、それぞれ賛否が分かれるであろう内容を一本化するという姿勢は、国民に丁寧に説明をするという言葉とは全く相入れないものであります。国民の多くは、なぜこの法整備が必要なのか、大きな疑問を感じているところでもございます。

6月4日に開催されました衆議院憲法審査会において、与党・野党それぞれが推薦された参考人の憲法学者3人全て、違憲であるというはっきりとした態度を示されたところでもございます。

また、通常国会の会期が6月24日から9月27日まで95日間延長されますが、この法案については、私は問題が数多く含まれておると考えております。この国会を延長することによって、本当に国民の理解を得ることができるのかどうかということも私は疑問を感じているところでもございます。

以上のことから、私は意見書を提出することには賛成であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。討論といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

宮崎勝郎でございます。

議員提出議案第2号の安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書の提出について、反対の立場で討論させていただきます。

我が国は地方分権であると言いながら、やはり国のことは国で責任があって、国民を守るということでございます。その中で、今回このように安全保障法制の見直しということで提案されて、今、国会で審議されておりますが、いろいろの文化にてこの反対になるようなご意見が出ております。このような中で、地方議会としてこれを取り上げてやるべきものかというような私の一つの思いがございます。

それと、いわゆる政府の中でも、この法案を審議するために、先般22日に国会を95日間延長して、さらに審議を深めようとしております。皆さん方の話の中では、まだ審議未了というご意見があったかと私は思っておりますが、その中で国会を延長して、さらに丁寧に審議してやっていこうと、その結果はどうであれ、審議をやって国民の皆さん方にやはり納得のいくような法案を期していきたいというふうに国会のほうでは言われておりますので、私は地方議会として我々がここで意見書を出すことについては反対といたしますので、皆さん方の、議員各位のまたご賛同をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議員提出議案第2号安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第2号安全保障法制の見直しを今国会で成立させないよう求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第3号亀山市議会基本条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号亀山市議会基本条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第4号亀山市議会会議規則の一部改正について、起立により採決をします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第4号亀山市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第3号について、本文に入る前に一言皆様方に申し上げたいと思います。

問責決議提出に当たり、市議会議員として非常に重いものであると考えております。議会として今後起こり得る事態に備えるものであることをご理解いただきたい。私といたしましても、このたびの案件について、市民の皆様にご理解を得るための説明責任を果たす思いで提案を行っております。

議員各位におかれましては、いろいろな選択を余儀なくされると思いますが、どうかよきご選択をいただきたいと思っておりますので、それでは本文に入らせていただきたいと思っております。

市長に対する問責決議について、決議の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

市長に対する問責決議。

櫻井市長の市政運営は『選択と集中』とスピード、コミュニケーション、オープンの方針で市政が運営されてきているが、現在の市長の市政運営に対し、言葉どおりに進んでいないことに不安を覚えております。

市長の責任問題の第1は、国民宿舎関ロジの問題があります。市長の決断によって、市の直営施設を民間の活力導入を理由に指定管理者制度を導入し、業者との5年契約を結んだにもかかわらず、その指定管理者が2年もたたずに撤退し、その間の損害を請求されるに至っている。また、本来ならば違約をした指定管理者に対し、積極的に損害を求める必要があったにもかかわらず、放置し、適切な指示を行わなかった。また、市の財産である関ロジの歴史や、運営に多大な影響を与え、休館に至らしめた責任は重大であり、休館に至った責任も「社会情勢の変化によるもの」とみずからの責任を感じていないことであります。

第2には、国も県も推奨している地籍調査は、防災上の観点や、税収目的としても重要で、それに係る予算も市の負担分は5%と軽微なものであるにもかかわらず、行財政改革のザ・点検亀山モデルによる仕分けの対象とし、その意見による判定を理由として、議会から、長年、再三にわたって要望している亀山市の地籍調査を中止するとの判断が下されたことである。今後推進していかなければならない事業であるとの議会の意見を軽視し、行財政改革において、費用対効果の面を理由にしているが、その根拠が極めて脆弱で、説得力に欠ける。市長の態度は二元代表制を無視するものである。

第3に、林業センターの火災における損害賠償請求の不手際にある。当初議会への報告では、その損害は火災発生原因者が、全額弁済するものとの確約をとっており問題はないとのことであったにもかかわらず、請求金額の支払いを拒否され、その後の判断を司法に委ねるという手段は、市長の職務を果たしておらず、その対応にも大きな不安を感じる。

何の信念を持って「選択と集中」なのか、スピード感を持って動かず、相手方との交渉にもイニシアチブをとって指導することもなく、報告を受けるだけの櫻井市長の姿勢は、まことに遺憾である。

よって、亀山市議会は、櫻井市長に対して猛省を促すとともに責任を強く問うものである。

以上決議する。

どうか議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案について、質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

通告に従い、質疑をさせていただきます。

通告では、現段階で問責決議を出すのは時期的にどうかということで出させていただきました。

関ロッジに関しましては、まだ裁判も行われておらず、また林業センターに関しましては係争中です。現在、さまざまと情勢が動いております。

また、市としての具体的な損害が出ていないこの今に問責決議を出す理由をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

豊田議員の質問にお答えしたいと思います。

豊田議員は、林業センター及び、まだ市に損害が出ていないのに時期が早いではないかと、私があなたに聞いてみたい。損害が出てからでは遅いではないかと私は思う。ではないでしょうか。損害が出た後は、あなたはどのようなふうに対処するか、それをまだ聞きたい、私は。

この提案はどのような意味でやったかと。時期的なことを申し上げると、提案のときも申し上げたように、今後起り得る事態を私は非常に危機感を感じております。その中で、やはりその危機回避をするには、市長の指導力、決断力が必要であると思います。それがために、また市民の皆様方の行政への不信感を払拭するために、我が亀山市議会としては、市長の指導力の向上のためにあえて問責決議案を成立させたい。きょうの日が最良の日と私は思っております。

損害が出てからどのような手段を打つのか、私にはあなたの質問の趣旨がわかりません。

以上で終わります。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

質問に答えてくださいということで、こちらのほうでも答えさせていただきます。

私、この問責決議ということ自体が大変重たいことであり、慎重にするべきものであると思います。その中で、先ほども申し上げましたけれども、まだ情勢がさまざま動いております。具体的に損害という数値が出ておりません。そういった中で、今するべきと私は思わなかったのが、まず今質問をする経緯です。

そして、先ほど市民の不安感を払拭することとございましたけれども、これを出すことに対して

逆に市民への不安が広がるのではないかと、そういった気持ちもあり、質問をさせていただきました。以上です。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今の質問の中で、この問責決議をやることによって市民が不安を抱くと、だから時期が尚早ではないかというご指摘でございました。

私は、省みますと、議員とならせていただいてもう30年近くになるんですけども、政治に携わった中で、いろんな事案を経験させていただきました、おかげで。やはり私ら議員は市民の代弁者としてこの議場の議席に座らせていただいております。市民の皆様方が議会、行政に目を向けていただくためには、今現在、亀山市でどのような事案が起こっておるのかという、それが私がきょう出す問責決議が、不安が募るという思いを豊田議員は持ってみえるらしいですけども、やはり市民の皆様さん方に、議会もそれなりにしっかりやっておるのやというように目を向けていただきたいという思いで、きょう出させていただいたのがその答えでございます。以上でございます。

○議長（前田 稔君）

以上で、通告による質疑を終結します。

お諮りします。議員提出議案第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第3号は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

会議の途中ですが、5分間休憩します。

（午後 3時26分 休憩）

（午後 3時31分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議員提出議案第3号について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいま上程されております議員提出議案第3号の市長に対する問責決議について、反対の討論をさせていただきたいと思っております。

法的根拠はないとはいえ、やはりこれは問責決議に係る、市長にノーと突きつけておるというのに匹敵する、辞職勧告の前提条件になっておるといふふうに思っております。大変重要な問題であろうかというふうに思っております。

今日まで議会が開催される中で、確かに市長の答弁に対しては非常に曖昧で、明確な回答が返っ

てこないというのは、議員各位が日ごろの質問、一般質問、質疑に対しても全員の方が快く思っていない、明確な回答をいただいていないということについては、皆さん議員も同じであろうと思っております。そのことについて、現時点で、きょう提案された問責決議の3項目以外にもかなり問題は蓄積されております。それが非常に解決に向かって前向きに進んでいないというのも事実であろうかと思いますが、今も出ましたように、今、係争中であり、審議の過程ということで、大きく今市民に損害が与えられたという事実はございません。今の事件が確実に損失をこうむるといった事実はこれからの判断であって、全然こうむらないかもわからない。それを懸念するという今の提案理由の説明もありましたけど、現時点ではやはりまだ市長にノーと言える時期には至っていないということから、今の間責決議については、議会としての大きく判断を示す上において、問責決議にはまだ値しないと思っておりますので、議員の皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議員提出議案第3号市長に対する問責決議について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、議員提出議案第3号市長に対する問責決議については否決することに決定しました。

次に、お諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

平成27年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午後 3時34分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年6月29日

議 長 前 田 稔

2 番 西 川 憲 行

1 1 番 岡 本 公 秀